資料２－２（第６分野）

「第６次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」についての公聴会及び意見募集の意見

第２部　政策編
　Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
　　第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

通し番号	性別	年齢層	該当ページ数	ご意見内容
1	男	70代	70	配偶者暴力防止法について 「また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、」という文面がある。最近の報道で女性による男性のＤＶについて本人の認知がないということが取り上げられてきたことで男性被害者が想像以上に多いことがわかってきた。「自殺白書」ではＤＶによる死者が女性より男性の方が圧倒的に多い。これらを踏まえ、 １，潜在的な男性被害者の調査に積極的に取り組まなくてはならない。 ２，「多くの場合は女性であり、」という文言が正しいのか検証しなくてはならない。 と考える。研究に取り組んでいただきたい。
2	男	20代	64	イスラム教徒、特に原理主義の考え方と、基本認識における「誰もが～責務である。」の部分は、共存することができません。 教義として男性優位であり、女性をモノのように扱う輩もいると聞きます。近年はクルド人の少年が埼玉県川口市でレイプ事件を繰り返し実刑判決を受けました。また、イスラム教を国教としている国では特に望まない婚姻や性暴力が多くあると聞きます。 彼らはそれが日本では罪であるとしらず、むしろシャリーアの元正当化されています。我々日本人が日本国憲法以下様々な法律のもとにあるように、彼らイスラム教徒もまた彼らの宗教に基づく法のもとにあります。ことイスラム教原理主義においては、女性の非人道的な取り扱いも権利として守られているのです。 そのような中でイスラム教徒をより増やし、または難民として受け入れ放置している現状において、当該基本認識は到底果たすことができるとは思えません。 日本人を律する前に、宗教というある種不可侵の正義に基づく、外国人の無法を国内に持ち込ませないことが、女性の安心につながると思います。
3	男	50代	-	LGBTの解釈拡大に反対です LGBTの「T」に関しては医学的に認められていますが、その他の「LGB」に関しては性的嗜好に過ぎません。 パリ五輪では女子ボクシングにおいて男性疑惑のある選手が出場し話題になりました。対戦相手は命の危険を感じ、今まで積み重ねた努力すら捨てて棄権しています。これは一例ですが、特殊な人を標準として扱うことの危険性、そしてその危害が女性に及んでいる事実から反対します。
4	女	30代	67	トイレや入浴施設、更衣室でのジェンダーレスを理由にした男性について書いてない。性犯罪から守るなら書くべき。そして心ではなく、身体で区別すべき。女性用に入るのは女性の身体をした人のみ。

5	女	30代	68	性犯罪においては国民への広報・啓発のみならず、⑤に掲げているような即時受理の徹底に加え、諸外国の先進事例も参考にして、「日本は性犯罪に甘い国」との汚名を返上すべく、より実効性のある更なる法改正が急務であると考える（いわゆる厳罰化）。また、そのために⑪に掲げているような被害者の負担や二次被害、逆恨みを厳重に防止する徹底策に加え、公判審理の短期化が望まれる。
6	女	30代	67	「令和５（2023）年の性犯罪に対処するための刑事法の整備（ア 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及びイ 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」）の趣旨・内容の周知を徹底するとともに、性犯罪への厳正かつ適切な対処に努める」とあるが、近年の性犯罪事件の判決を見ると、「未遂」であったことや被害者の外的軽傷に対する判断から非常に軽微な判決が出ていると感じます。性被害はＰＴＳＤなど心理的な影響が大きく、被害者の生涯を左右するため、現状施行された判決に対しての評価がされるべきであり、必要に応じた見直しが必要と思います。
7	女	30代	67	現在外国人の移民が問題になっている。外国人が性犯罪を起こしたのに不起訴になった話を度々聞いた。性犯罪・性暴力への対策を推進するなら外国人の性犯罪を発生させない、不起訴にさせないを徹底させて
8	女	30代	69	「教員による児童生徒性暴力防止法」に基づく教員採用時のデータベース確認については、文科省の調査で活用率の低さが明らかになった。制度を骨抜きとしないため、確認漏れを捕捉した上で採用側にも罰則を課せるよう、更なる法改正を進めるべきである。また、「性犯罪からこどもを守る」という目的に照らし、対象となる事業者については、認定や法人個人を問わず、広く網羅的に対象とすべきだ。教員免許については、禁固刑未満であっても有罪判決を受けた場合は剥奪できるようにし、再授与は原則一切認めないように法改正すべきである。
9	女	20代	-	SNSを通じて広がるミソジニー的価値観、特に「インセル」的な弱者男性による女性蔑視の言動が、現実の加害行為に発展する事案が増加しています。これらは物理的な暴力だけでなく、メッセージによるセクハラや人格否定など、精神的暴力としても深刻です。 ハインリッヒの法則に照らしても、表面化する事件の背後には多数の潜在的加害意識が存在しており、これを放置することは制度的な不作為です。政府はこれらの価値観が社会的に容認されるものでないことを明確に表明し、教育・啓発・規制の観点から対策を講じるべきです。 具体的には、SNS上での女性蔑視的言動に対する通報・削除体制の強化、加害的価値観の拡散を防ぐアルゴリズムの見直し、若年層へのジェンダー教育の充実などが必要です。暴力の予防は、加害の芽を摘むことから始まります。社会全体でミソジニーを容認しない姿勢を明確にし、暴力のない共生社会の実現を目指すべきです。

10	男	50代	64	第６分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実について。 空想創作物(マンガ・小説等)内の架空の登場人物にまで「あらゆる暴力を容認しない」を適用してはならない。 実在人物をモデルとしていない限り、表現は自由に行われるべきであり、それを規制することは憲法の「表現・内心の自由」違反である。 架空の登場人物は「人権」はなく、架空の登場人物に「人権」を適用すると、創作表現に大いなる萎縮をもたらすとともに、これまで世に出てきた歴史的書物・ベストセラー小説などにも影響が出る。 創作物表現規制ではなく、現実の人間の人権保護を第一に考えてもらいたい。
11	女	30代	67	女性が性被害にあった場合の保護や対応には賛成しますが、具体策が具体的ではないと感じました。 昨年、性暴力救援センターが存続の危機に陥り、署名を集めることになりましたが、その時あなた達は何をしていたのですか。 センターを開設したら任務完了、あとのことはスタッフに丸投げが男女共同参画局のやり方であれば、驚くほどいい加減な内容です。 運営を支える費用の増額のために何をするかの具体案も必要ではないのですか。
12	女	20代	-	性犯罪において、被害者が立証責任を事実上負う構造は極めて不合理です。殺人事件では被害者が立証する必要がないのと同様に、性犯罪でも被害者が自ら証明しなければならないという制度は、精神的・心理的に過度な負担を強いており、事実上の二次加害となっています。 被害者の証言に過度に依存するのではなく、科学的捜査（物証、防犯カメラ映像、周囲からの聞き取りなど）を重視する制度設計が必要です。証言のみに頼る捜査は、被害者の記憶や心理状態に過度な負担をかけ、真実の解明を妨げることにもつながります。 また、痴漢や盗撮、いわゆる「ぶつかりおじさん」などの迷惑行為も、被害者の告訴を要件とせずに処罰できる非親告罪とすべきです。これにより、泣き寝入りせざるを得ない状況を改善し、加害行為の抑止につながると考えます。 さらに、鉄道や駅ホームなど公共交通機関においては、防犯カメラの設置を法的に義務化し、犯罪の抑止と証拠確保の両面で機能させるべきです。これらの制度改正により、性犯罪被害者が安心して救済を求められる社会の実現を強く望みます。

13	女	20代	-	加害性・暴力性の強いAV作品が、特に知的境界や認知の歪みを抱える層に対して誤った認知を形成し、現実の加害行為につながる事例が増加しています。これらの作品は、同意のない性行為や暴力的な描写を娯楽として流通させており、視聴者の認知形成に深刻な影響を与えています。 欧州諸国では、同意のない性行為を描いた作品に対して規制や表示義務を導入しており、日本でも同様の対応が必要です。少なくとも、暴力的・加害的な内容に対して「これはフィクションである」「実際には刑法第〇〇条違反に該当する可能性がある」といった警告表示を再三にわたり表示することを義務化すべきです。 これにより、視聴者が現実との区別を明確に認識できるようになり、誤った性認知の形成を防ぐことができます。性暴力の予防は、加害の芽を摘むことから始まります。政府は、メディア・コンテンツの倫理的責任を明確にし、暴力や差別を助長しない社会的基盤の整備を進めるべきです。
14	女	20代	-	女性のみが被害者となることの多い問題において、法整備など制度としての動きがあまりにも遅すぎます。ピルの認可の遅れやストーカー規制法の制定過程などからも明らかなように、重大な事件が起こらない限り制度が動かない傾向があり、諸外国と比較して十年単位で遅れていることも珍しくありません。 このような事態を生んでいる背景には、制度設計を担う支配者層の無意識の女性蔑視や、当事者意識の欠如があることは疑いようがありません。女性を無意識に見下していることで、問題の構造を見誤り、実態に合わない解決策を提示する政治家や制度設計者も多く見受けられます。 制度整備においては、被害の深刻さや社会的影響を正しく認識し、迅速かつ実効性のある対応を行うべきです。また、意思決定層におけるジェンダー多様性の確保と、当事者の声を反映する仕組みの強化が不可欠です。問題の本質が男性側にあることを理解し、構造的な不平等を是正する姿勢を制度に反映させるべきです。
15	女	30代	68	性加害者に遭遇した際の正当防衛手段について国民へ周知かつ、性犯罪者の厳罰化を求めます（陰茎切断、生殖能力剥奪の刑を追加するなど）。議員だろうがCEOだろうが性犯罪者は積極的に起訴し、不起訴の場合は理由の公表を義務付けてください。遵法国民の人権を最優先した法制定と運用を求めます
16	男	60代	-	夫婦別姓で暴力を容認しない社会の形成は、不要な項目である 別に努力項目をすべき ここで必要とされるものではない
17	女	30代	72	ストーカーやDV被害について、女性側が男性に対して復讐するための口実としてストーカーやDVを利用するケースもあるようです。そのような事例が増加すれば、警察は相談者の相談内容の真偽を確かめることから対応せざるおえなくなり、本当に被害にあっている女性に精神的な負担がかかります。 世間一般や加害者への教育だけではなく、女性に対しても「腹いせに警察へ駆け込むことが、どれだけ問題のある行為か」について教育すべきです。

18	女	20代	-	性犯罪事件の傍聴において、卑猥な目的で傍聴に来る人を排除できない現行制度は、被害者の尊厳を著しく損なうものです。遮へい措置やビデオリンク証言などの制度はあるものの、傍聴人の目的や態度に対する規制がないため、被害者がさらなる精神的苦痛を受ける可能性があります。 性犯罪の被害者は、証言や審理の過程で大きな心理的負担を抱えており、傍聴席に不適切な目的を持つ者がいることで、その負担はさらに増大します。これは制度的な二次加害であり、被害者の人権を守る観点からも看過できません。 性犯罪に関しては、傍聴人の制限や排除を可能とする制度設計が必要です。たとえば、傍聴希望者に対する事前登録制や、裁判所による目的確認、被害者の意向を踏まえた傍聴制限の導入などが考えられます。被害者が安心して司法手続きに臨める環境を整えることは、性暴力を容認しない社会の実現に不可欠です。
19	女	20代	-	多目的用スペースや個室を拒否してまで女性用スペースへの侵入を要求するトランス女性について、これは当事者個人の尊厳の保護を目的としておらず、女性への加害欲に由来するものです。また、男性器の有無により性別を変えられると信じることは、男性器の存在を絶対視する極めて男性的な価値観であり、これを受け入れることで割を食うのは女性であり、構造が不均衡です。 実際に、SNSなどで女湯・女性用更衣室や女性の裸体についてのレポートをするトランス女性の例が後を絶ちませんが、これらは明確に女性スペースの安全性を脅かす行為です。骨格や筋肉量の差からも現場に居合わせた女性が抵抗・抗議することは身体的安全性の側面から難しく、このままこの現状が放置されると重大な犯罪につながる恐れがあります。また、事実としてこのようなトランス女性が女性スペースに侵入しうるという事実のみで女性の安全性を損なっており、これが助長されていくと将来的には女性は日常生活を送ることすら難しくなります。女性スペースは女性のみのものとし、トランス女性など線引きが難しいケースでは多目的トイレやルームを使うことを基本とし、男女別のものしかない場合は元々の身体性で区別すべきです。また、トランス女性への支援としては、多目的トイレなどの拡大によって行うべきで、女性用スペースへの侵入を合法とするのは女性の安全性を担保するために線引きをすべきです。
20	女	30代	69	小児性愛を根絶するための法制定、法運用をしてください。実父および兄弟や親戚から性暴力を受ける小児の把握と救出を急ぎ、また、児童関連事業により恣意的に家庭から切り離され児童人身売買の被害に遭う子への対策を急いでください。報道やドラマ・映画を見ていると我が国は外国と比べ小児性愛への警鐘が不足していると感じます
21	女	30代	-	買春した犯罪者を取り締まる法整備。売春だけでなく、買春行為を厳罰化してください。買わなければ犯罪になりません。 児童への加害行為の厳罰化、刑期終了後のGPS設置、以降生涯児童との関わる仕事へ就職しないように法整備してください。 あらゆるジェンダーからあらゆるジェンダーへ性加害が起きえることを考慮し、法整備。 一生涯にわたる大きなトラウマを与えることを鑑み、性加害の厳罰化。 性暴力、DV、ハラスメント加害者の認知の歪みを是正すべく、カウンセリング、プログラムへ繋げる仕組み作り。

22	その他	40代	69	施策の基本的方向で、「こどもは、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないことや〜」と示されているが、具体的な取り組みの中に、子ども自身が学ぶ機会が示されていません。③において「引き続き、教職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に対する取組を推進する」など対応策だけにとどまっています。ユネスコ等が推奨している国際セクシャリティ教育ガイダンスのように、人権を尊重した包括的性教育をすすめることで、幼少期から他者との関係性を学びながら体系的に学習してくような学習プログラムが必要です。
23	女	40代	75	1. 売買春の動機の多様性への対応 売買春は単一の問題ではなく、その動機によって大きく二つに分類できます。 貧困に起因する売買春: 生活困窮を背景に、生きるための手段として売春を選ぶケースです。この場合、売春側は社会的な弱者であり、保護と支援の対象として捉えるべきです。福祉的支援を拡充し、生活保護、住居の確保、就労支援など、包括的なセーフティネットの構築が必要です。 贅沢を享受したいがための売買春: 経済的自立の手段としてではなく、高価なブランド品や旅行など、豊かな生活を享受するために売春を行うケースです。この場合、売春側は自己の選択により問題に関与しており、その行為は社会規範に反するものです。このケースは、人身取引や国際的な性的搾取の問題に発展する可能性も否定できず、売春側を強く規制し、責任を問うことが求められます。 2. 公平な法運用と男女平等の観点 国内の議論では、女性を一方的な被害者と見なす傾向が根強く残っていますが、これは国際的な男女平等の潮流に逆行するものです。 性別によらない法適用: 買春側の行為は、児童買春を除いて罰則規定が緩やかです。しかし、売買春は双方の行為によって成立するため、性別や立場に関わらず、法運用を行うべきです。既存の売春防止法の見直しを進め、公正な取り締まり体制を構築してください。 対策の地下化への懸念: 取り締まりを強化する際、売買春がさらにアンダーグラウンド化し、人権侵害や犯罪の温床になるリスクがあります。そのため、取り締まりと同時に、当事者が福祉や支援にアクセスできるような体制を整備し、専門家が連携して根本的な問題解決に臨む必要があります。 対策の地下化への懸念: 取り締まりを強化する際、売買春がさらにアンダーグラウンド化し、人権侵害や犯罪の温床になるリスクがあります。そのため、取り締まりと同時に、当事者が福祉や支援にアクセスできるような体制を整備し、専門家が連携して根本的な問題解決に臨む必要があります。
24	男	30代	-	1.現実とフィクションを明確に区別し、表現の自由を守っていくことを強く願う。 表現の自由があるからこそ小説、漫画、映画、アニメ、ゲームなど様々な作品が生まれたのであって、その中にはみたくもないものがあるかもしれないが、それらを排除することで本当に暴力は減るのか、効果はあるのかを科学的に考えてほしい。 見たくないのならばフィルタリングをつかうなどして見えないようにすればよいと私は考えている。 これからも様々な表現物を自由に作っていくことができる環境を維持することと両立した社会基盤の形成を強く願う。 2.暴力は問題だか感情だけで判断せず、物的証拠や第三者の証言に基づいて調査や捜査をするように強く求める。

25	答えたくない	20代	75	「売買春への対策の推進」に関して、金銭を介した性的サービスの実行そのものを取り締まるのはやめてもらいたい。そこで生活を営む人たち、一方的に「被害者」扱いされるのでは問題が解決しない、ただそこで働いている人たち、強制送還の恐れがある人たちの安全を国家が脅かすことになるからです。代わりに女性やトランスジェンダーの人々に偏る非正規雇用・無職を改善したり、男性のペニス中心で性行為を教えたりするような、狭すぎる選択肢を変えてほしいです。
26	男	60代	75	「売春＝女性が被害者」の考えに偏っていると感じます。 東京や大阪で多数見かける「立ちんぼ」や「パパ活」に勤しむ女性の多くはお金のために自ら望んで売春を行っています。そうした女性達も厳しく取り締まることができるルール作りが必要です。 また、女性や子供の救済を謳う似非人権団体（NPO）に公金が流れてしまう事例が確認されています。団体個々の事前審査と事後の活動実態の調査と公表を行なうより厳格なルール作りが必要だと思います。
27	女	40代	64	売買春問題に対する従来の対策は、その複雑な実態を十分に捉えきれていません。特に、性産業に従事する女性の権利、社会運動団体の活動のあり方、そして支援体制の透明性という観点から、現状の課題を深く掘り下げる必要があります。職業の選択の自由を尊重し、支援活動の健全性を確保し、公的資金の適切な運用を確立するための新たな視点を提示するものです。 問題点と提言内容 1. 性産業に従事する個人の権利と職業選択の自由 性産業を一方的に「悪」と断じる一部の団体は、適法な範囲で働く個人の職業選択の自由を侵害する危険性があります。この種の活動は、性産業そのものを非合法化し、関わる人々を社会から排除しようとする排他的傾向が強く、結果的に、人権や尊厳を傷つけかねません。 提言：性産業で働く個人の権利を尊重し、安心して働ける環境を整備するための議論を開始すべきです。過激な社会運動がもたらす職業軽視の風潮を是正するため、多面的に問題に取り組む必要があります。 2. 支援団体の専門性と健全性の確保 売買春からの脱却を支援する団体の中には、特定の思想や価値観を強く押し付け、当事者を孤立させる「ワンストップ支援」に固執する傾向が見られます。これは、当事者が他の選択肢を検討する機会を奪い、精神的な支配関係を生み出す可能性をはらみ、一種のカルト宗教的な問題を引き起こしかねません。 提言：複数の支援団体や専門家が連携する、オープンで多様なネットワーク型の支援体制を構築すべきです。自律的に選択できる機会を確保し、特定団体による影響力の分散が可能となります。 3. 公的資金の透明性と組織のジェンダーバランス 多くの女性支援団体は、理念として男女平等を掲げながらも、実態として職員や役員の多くを女性が占めていることがあります。これは、組織運営の意思決定にジェンダーの偏りをもたらし、本来目指すべき男女平等の理念に反するものです。さらに団体が受け取る助成金や補助金の使途は、厳格な監視下に置かれるべきです。 提言： 組織運営の改善：助成金や補助金の交付に際し、団体の役員構成におけるジェンダーバランスを評価項目に加えることを検討すべきです。 資金管理の徹底：資金管理・会計監査をより詳細かつ定期的に行う制度を導入、公的資金の透明性と公正な使用を確保すべきです。税金が、本来の目的に沿って有効に活用されることを望みます。

28	その他	30代	-	1.よりインターセクショナリティの視点での差別解消を明記 本素案では「性的マイノリティ」とひとまとめにされており、一部では「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」との記述がありますが、抽象的もしくは不十分な表現ではなく、「SOGIESC」の要素である性的指向（Sexual Orientation）、ジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）、性表現（Gender Expression）、性的特徴（Sex Characteristics）を全て羅列した上で、暴力や差別の対策を明記してください。これは2006年に採択された「性的指向と性同一性に関わる国際人権法の適用に関する原則」の2017年の改定版「YP+10」に基づくものです。いわゆる「LGBT」と呼ばれる性的指向やジェンダーアイデンティティに関するマイノリティのみならず、「ジェンダーノンコンフォーミング」と呼ばれる性表現に関するマイノリティ、「インターセックス」と呼ばれ性的特徴に関するマイノリティも、暴力や差別に晒されやすい現状があります。また、性的特徴がいわゆる「女性型」とされる人（エンドセックス・シスジェンダー女性のみならずトランスジェンダー男性やAFABノンバイナリー、インターセックス女性を含む）は身体に起因する困難も抱えています。インターセクショナリティな視点から性（セックスとジェンダー）に関する差別の解消を進めるために必要です。 2.「フェミサイド」や「ヘイトスピーチ」対策の明記 女性に対する憎悪殺人（フェミサイド）と推測されるような事件が痛ましい実際に発生していますが、こうした事件について統計が取られることがなく、報道の上でも個人間のトラブルと矮小化されてしまいます。また、オンライン上では女性嫌悪（ミソジニー）や同性愛嫌悪（ホモフォビア）、トランスジェンダー嫌悪（トランスフォビア）に基づくヘイトスピーチが蔓延しております。これらはヘイトスピーチ解消法の対象外であり、対策はプラットフォーム事業者による自主規制任せでありますが、多くのプラットフォーム事業者は米国を拠点としているため、米国政権の反DEI施策の影響を受け野放しになっている状況です。オンラインのヘイトスピーチを放置することは、現実社会での暴力に通じます。もちろん言論の自由や表現の自由、プライバシー権の保護などは大前提です。
29	答えたくない	40代	-	「配偶者間暴力による接近禁止命令が出るほどの深刻な事案においても、同居する成人の子や支援者には法的保護が及ばない」という重大な制度的欠陥があります。私は実際にその渦中に置かれ、成人同居の息子が命の危険にさらされただけでなく、私自身も支援者でありながら男性であったために、行政から十分な理解や支援を得られず、加害者からの危険に晒されました。 本計画素案では「誰もが尊厳をもって生きられる社会」（第1部第1章）が掲げられていますが、現実の制度は被害者やその周囲の支援者を守れていません。DVは被害者本人だけでなく、同居家族や支援者も巻き込み、二次被害を生みます。この現実に対応するために、配偶者間暴力における保護命令や支援の対象範囲を拡大し、家族や支援者まで含めた安全確保の仕組みを整備することを強く要望します。
30	答えたくない	40代	-	「誰もが尊厳を持って生きられる社会」（同章）と掲げられていますが、現実の行政対応は理念と大きく乖離しています。私は15年前、義母を義父のDVから守るために男女共同参画課を訪れた際、職員から「あなたがDVをするのですか？」と問われ深く傷つきました。被害者支援の窓口で相談者自身を加害者扱いする発言は、制度の信頼を根本から損なうものです。 さらに、パートナーの療育手帳取得の際には、職員から「小児性愛者じゃないですよね？」と発言されました。本文では「無意識のバイアスをなくすこと」（第1部第2章）が強調されていますが、実際にはこのような差別的・偏見的な対応が現場に残っており、当事者を二重に傷つけています。

31	女	60代	1	政府の進める、アフリカ　ホームタウンプロジェクトについて 女性の人権について懸念を感じるので意見します。 等プロジェクトについての詳しい経過はご存知の事と思いますので割愛いたしますが、懸念する部分はイスラム教が多数のあらゆるアフリカ人の思想からくる女性蔑視です。 レイプしても、体を隠さない方が悪いとの認識は本当の様です。 女性はほとんど家畜の認識なのです。 家にいる時、家長や男兄弟の中で養育されている時の女性は襲わない。 でも外で全身隠さない女性は野良犬と同じ認識です。 非常に危険です。 政府が緊急承認した、アフターピルは、女性の人権というよりは、これから大量移民を入れたヨーロッパの惨状さながら、レイプ社会に向かう日本女性に必要だからと勘ぐってしまいます。 どうか、女性に警鐘を鳴らしてください。
32	男	30代	65	保護司をしています。性暴力加害者（保護観察対象者）に対して、法務省が「性犯罪再犯防止プログラム」を行っていますが、再犯者だけでなく、初犯者にも必ず実施するよう制度を改めてほしいです。また、大阪府で行われている性暴力加害者向けの性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度【入口支援（実刑を受けていない方への支援）】を全国で実施できるようにしてほしいです。
33	男	20代	64	第６分野【基本認識】に「女性に対して行われる暴力の背景には～」「女性に対する暴力が蔓延していれば～」との記載があるが、この書き方では男性や性的マイノリティには「社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等」に起因する暴力が無く、男性や性的マイノリティに対する暴力は蔓延しても良いと政府が主張しているように読めるため、「女性」ではなく「男女や性的マイノリティ」とすべて書き直すべきである。
34	女	40代	-	米国、フランス、英国、韓国等では、再犯を防止するため、DV、ストーカー、性犯罪の前歴者にＧＰＳ所持を義務付けている国があり、こうした厳罰化によって再犯率が激減したという報告もあります。男女共同参画社会をめざすのであれば、圧倒的に女性が被害にあう率が高いこれらの犯罪を厳罰化し、前歴者にＧＰＳ所持を義務付け、安心して生活を送れる社会をつくる必要があると思います。

35	女	30代	-	令和5（2023）年の刑法改正により、これまで強制性が明確でない場合に見過ごされがちであった性暴力についても、ようやく「暴力」として法律上位置付けられるようになったことは大きな前進と評価します。しかし依然として、性暴力被害者の立場から見れば課題は多く残されております。第一に、法体系の歴史的経緯から、性暴力が他の暴力犯罪に比べて軽視されてきたことの影響は根強く、厳罰化が十分に進んでいません。加えて、被害を訴える過程において、被害者が証拠提出や供述において過度な心理的・身体的負担を強いられる仕組みが続いていることは重大な問題です。 また、司法判断においても世間の常識や国際基準から大きく乖離した判決が散見され、被害者が改めて傷つけられる、いわゆる「セカンドレイプ」が発生しています。これは制度的な課題に加え、裁判官・検察官・弁護士など、性暴力事件に関わる実務家の理解不足が背景にあります。社会全体で性暴力を「容認しない」意識を徹底するためには、単なる法改正に留まらず、司法関係者に対する性暴力に関する体系的・継続的な研修を制度として位置づけることが不可欠と考えます。 性暴力は被害者一人の問題にとどまらず、社会全体の安全・信頼を損なう重大なリスクです。被害者が安心して声を上げられ、司法においても適切に扱われる仕組みの構築は、男女共同参画社会の基盤整備として不可欠です。今回の基本計画においては、これまでの法改正の意義を踏まえつつ、被害者負担の軽減と司法実務家の研修制度の確立を重点施策として明記いただくことを強く要望します。
36	男	40代	65	DV防止法の前文には「被害者の多くは女性である」と記載されています。 しかし近年、男性被害者の被害相談が大幅に増加しており、被害は性別を問わず発生していることが明らかになっています。 法律がすべての被害者を対象としているにもかかわらず、前文で女性に限定して被害を強調することは、男性や子どもを含む被害者の存在を軽視する誤解を招き、相談や支援につながりにくくする恐れがあります。 さらに、今後施行予定の共同親権制度においては、父母双方が子の利益のために協力し、暴力からの保護を含めて適切に養育責任を果たすことが求められます。そのためにも、DV防止法の理念は特定の性別に偏らず、すべての被害者を平等に守る内容へと是正されるべきです。 また、親子を意図的に引き離す行為そのものが、子どもに対する深刻な心理的DVであることを、法令や基本方針に明確に位置づけていただきたいと強く要望いたします。親子関係の断絶は、子どもの健全な発達を阻害し、長期的な心身への悪影響を及ぼすことが国内外の研究でも示されています。 よって前文を「被害者は多くが女性である」とするのではなく、「被害者は女性に限らず、男性や子どもを含む」といった表現へ改めていただき、さらに親子引き離し行為をDVの一形態として明記いただきたく要望いたします。 性別に関わらず被害の実態を正しく反映し、親子の絆を守ることこそが、DV防止と共同親権の円滑な施行を通じて、子どもが安心して成長できる社会の実現につながると確信しております。
37	女	50代	65	3番目の政策の基本的方針 年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性、部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性、障害者女性などの文言を挿入していただきたい。

38	女	70代	-	「性暴力禁止法（仮称）」のような法律をつくり，そこには加害者向けの研修を義務付けするような内容を含めてもらいたい。
39	団体として提出	団体として提出	65	「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに、「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）」を挿入されたい。
40	団体として提出	団体として提出	65	施策の基本的方向の３番目 「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに、「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性（部落女性・在日コリアン女性・琉球女性・アイヌ女性など）たちが」の文言を挿入していただきたい。
41	女	40代	-	女性への暴力は国際的に統計が取られているフェミサイドを集計してください。
42	女	30代	-	こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶は、社会全体の信頼基盤を守るうえで最優先課題であり、国際的にも取組強化が求められています。近年、被害の低年齢化・多様化が進むなか、従来の対策に加えてより実効性のある仕組みを構築する必要があります。 第一に、加害の芽を未然に摘むための捜査手法の強化です。インターネットを介した児童買春・児童ポルノは依然深刻であり、売買のみならず提供元・仲介者を含めた厳罰化が不可欠です。さらに、おとり捜査を法制度として整備し、潜在的加害行為を早期に摘発できる体制を構築すべきです。 第二に、再犯防止の徹底です。英国のDBS（Disclosure and Barring Service）制度を参考に、日本版DBSを導入し、性犯罪歴のある者が教育・保育・福祉・医療など子どもに関わる職に就くことを恒久的に制限する仕組みが必要です。単なる登録に留めず、採用時の必須確認や違反時の厳罰化まで踏み込むことで、再犯リスクを社会から隔絶することが可能になります。 第三に、教育現場における一次予防の強化です。性教育は「生殖」中心から一歩進め、子どもが「NO」を言える力を養う実践的教育が求められます。特に近年、学校内で男子による性的嫌がらせ・性暴力が増加傾向にあり、いじめや校内トラブルとして矮小化されがちな事例も多いのが現実です。これを明確に「性暴力」と位置付け、早期介入・指導・被害者保護を徹底する体制を整備すべきです。 性犯罪の温床を放置すれば、子どもは健やかに成長する権利を奪われ、社会全体の将来に深刻な影響を及ぼします。本基本計画には、加害抑止・再犯防止・教育による一次予防という三位一体の対策を明記いただき、こどもに対する性犯罪・性暴力の実効的根絶を強く要望します。

43	団体として提出	団体として提出	64	セクハラ、性犯罪等の被害者を、一義的には女性と位置付けている記載があり、原案のままでは極めて不適当で、憲法１４条の趣旨及び行政法上の平等原則に反すると言わざるを得ない。 すなわち「誰もが、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である。しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。」としながらも、それに続いて 「〇 暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものである。女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要がある。女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続けることにもなり、男女間の格差の是正を阻む一因となっていることを直視する必要がある。当然のことながら、暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害」とある。 付け足しのように男性事例も書かれているが女性中心の被害者感は、明かなジェンダーバイアスに基づくもので性差別的な記載である。 我々は真の男女平等実現のため、「女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要がある。女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続ける」という箇所の削除を求める。
44	男	30代	70	警視庁の統計によると男性のDV被害相談件数は2023年に2万4000件超と10年で約7.5倍増加しています。これは女性が急に暴力的になったのではなく、まさしくジェンダー差別によって男が耐えるべきと黙殺されてきた数字です。今後も男性のDV被害相談が増加していくのは明白であり、自治体において相談や支援等の対策を早急に充実させることを具体的な取り組みに明記するべきです。

45	女	30代	-	第一に、学校内での性犯罪対応です。近年、SNS等を通じた接触や画像の拡散を伴う被害が増加しており、従来の「いじめ」や「校内トラブル」として処理するのは不適切です。教育現場においても明確に「性犯罪」と位置付け、警察との連携や被害者保護を最優先にする体制が必要です。加害が未成年であっても、教育的配慮の名の下に被害者の権利を軽視することがないよう、制度的な整備を求めます。 第二に、生成AIによるフェイクポルノの拡散防止です。近年、AIを用いて本人の同意なく性的な画像・動画を生成する「ディープフェイクポルノ」が急速に広がっています。海外では既に刑事罰の対象とする国が増えており、被害者保護と加害抑止の観点から、日本においても早急に法整備を進めるべきです。現状の名誉毀損やわいせつ物頒布等の規制では対応が不十分であり、無断生成・拡散そのものを禁止する独自の規定が必要です。 第三に、インターネット利用に伴う性暴力の包括的対策です。児童ポルノやリベンジポルノのみならず、SNS上の「だまし」「脅し」による性被害は潜在化しています。被害者が泣き寝入りせず迅速に救済を受けられるよう、通報から削除要請までを一元的に担う窓口を整備し、プラットフォーム事業者に対する法的義務を強化すべきです。 インターネットの進化に伴い、性暴力の手口も変化しています。被害者保護と再発防止のためには、国際的な潮流に合わせ、学校内性犯罪への厳格対応と生成AIフェイクポルノの規制を基本計画に明確に位置付けることを強く要望します。
46	男	50代	-	施策の基本的方向で、こどもに対する性犯罪、暴力の未然防止と早期発見のための仕組みの整備を図るとしているが、こども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。
47	答えたくない	40代	-	実子誘拐と虚偽DVに対する言及が不足している。 いい加減対策と罰則を導入して下さい。 虚偽DVと実子誘拐は、離婚弁護士によってノウハウ化され 有利な条件で離婚したい人に利用されています。
48	男	40代	67	（１）施策の基本的方向について、「実効性のある取組の推進につとめてきたが、依然として深刻な被害の状況がある」となっています。その中で「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、性暴力が起こってからの対応ではなく、子ども自身が学ぶ機会を充実させるなど、未然防止のための教育が男女ともに必要です。
49	女	40代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
50	女	50代	69	社会の仕組みをつくるだけでなく、子ども自身も学ぶ機会をもうけて充実した学びを積み重ねていくことで、性犯罪・性暴力の根絶に近づくと考える。

51	答えたくない	40代	75	＞性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、 これはセックスワーカーなどへの差別になると思うので削除してください （２）具体的な取組 ③ 売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う。 →買春処罰化はよろしくない結果をうんでいます。買春処罰化は反対します
52	男	40代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実・発展させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。現在の性教育では指導内容に制限があり、性に対して無知のまま成長していく状態があります。インターネットの普及により間違えた理解と理想を持つことを防ぐことが、未然防止につながると考えます。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
53	男	50代	64	被害者の安全確保と支援強化に全面的に賛同する。 そのうえで、第6分野の基本認識に、 １．初動の暫定保護後48～72時間以内の独立再評価（双方ヒアリング・証拠突合・時系列整理を中立機関が実施）を義務化、 ２．相手方意見聴取の標準手順と意思決定ログ（判断理由の記録）を全国統一、 ３．虚偽申告が確定／高度に推認される事案への刑事・行政の厳正適用（例：虚偽告訴等、保護命令申立書の虚偽記載に対する制裁の引上げ検討、関係士業の懲戒連携）を政府方針として明記することを求める。加えて ４．誤認保護が確定した被申告者の回復措置（記録の訂正・関係先への通知・名誉回復・保全解除・補償スキーム）を制度化、 ５．KPIとして「再評価による判断転換率・虚偽確定件数・処分件数」を年次公表しPDCAを徹底すべきである。 　虚偽の厳格判別と厳罰化こそが冤罪による人生破壊を防ぐ唯一の実効策であり、真に必要な保護へ資源を集中させ、対策全体の信頼性を高める。素案が掲げる「教育・研修」「関係機関連携」「実態の的確把握・統計整備」を、上記制度設計に直結させることを強く要望する。

54	女	60代	72	この度の意見公募に際し、私は自身のDV被害裁判の経験を根拠に、日本の司法制度とDV被害者支援の現状に対する問題提起を行います。 私の裁判はDV防止法成立間もない2007年。地裁はDVによるPTSDの深刻性を認めましたが、高裁はその画期的な判決を覆しました。その背景には、DVの「拷問性」を認め、家族という既得権益が揺らぐことを恐れる、司法の思惑が見て取れます。私は、判決が孕む矛盾をAIの力を借りて漸く読み解きました。 そして、その判決そのものが私への二次加害でした。 高裁は「PTSDは時間で治る」と断じ、私の主張を退けました。これは、DV専門家が被害者の声を代弁しても、司法によって軽んじられる悲劇です。船戸結愛ちゃん事件の裁判でも、DVの専門家が訴えた母親への「心理的支配」は、「強固な支配とは言えない」とされ、軽視されました。 これらの経験は、DV被害者の安全よりも「形だけの家族」が優先される、日本の司法の構造的欠陥を示しています。これは、共同親権の議論や、養育費・児童扶養手当の不十分さという現代の課題にも通じています。 この問題を解決するため、以下の提言を強く求めます。 1. DV・性暴力専門法廷の設置 2. 専門家倫理の確立と、二次加害防止策の徹底 3. 司法の透明性を高めるため、社会的な意義のある判決の積極的な公開 私の経験が、悲しい歴史の繰り返しを終わらせるための、小さな一歩となることを願って。
55	男	30代	69	69ページ囲み上部（4行目）および65ページ（２）③・④の内容に関連し、性犯罪・性暴力の未然防止や早期対応体制の構築に加え、子ども自身が学ぶための機会確保も不可欠です。国際的に認められた「包括的性教育（CSE）」の導入を明確に示し、人権尊重の観点からの教育充実を推進すべきです。

56	男	50代	-	1. 人権を適用する「人」の適用範囲について 　人権を適用する「人」には、創作物（マンガ・小説・映画等）に登場する架空の人物を含めるべきではありません。 　創作上の架空の登場人物（実在人物をモデルとしない架空の人物）には人権はなく、これに「あらゆる暴力を容認しない」といった基準を適用すれば、憲法21条の「表現の自由」「検閲の禁止」に違反し、創作活動を萎縮させる危険性があります。 　また、そもそも創作物が人格に与える影響については、これまで様々な分野で科学的研究が行われていますが、性犯罪・殺人事件などとの因果関係は否定されています。 　スウェーデンでは、創作物の取り締まりにリソースを取られて実際の被害者が救われず、現場の警察から本物の児童ポルノだけを取り締まらせてくれ、と悲鳴が上がっている有様です。創作物の規制は、治安をむしろ悪化させるのです。 2. 創作物と現実の人権の区別 　架空の表現を規制すれば、過去の歴史的書物や古典文学、純文学やベストセラー小説などにも波及しかねません。創作物に規制（所持・閲覧・流通の禁止、処罰）を課すのではなく、現実に存在する人間、社会的弱者の人権保護を優先すべきです。 特に、男性の社会的弱者（発達障碍者・トラウマ持ち・ハラスメント被害者）は日本では見放されており、相談窓口も女性ほど充実していません。 以上の理由から、本計画においては、 「創作物に対する表現規制」ではなく、「現実の人間の権利保護」 にこそ重点を置くべきだと考えます。
57	男	50代	70	配偶者暴力の防止・保護・自立支援の枠組みを強化することに賛成する。その際、 １．独立再評価（48～72時間）の義務化と、被申告者への反証機会の保障（安全配慮下での聴取、代理人関与、提出証拠の受理）を明記し、誤認保護の長期化を防止すべきである。 ２．事実認定の標準化（統一チェックリスト、録取様式、証拠保全支援、決定理由の書面化、全経過ログ化）を全国運用とし、 ３．虚偽申告の抑止として、刑事・行政の厳正適用および関係専門職の懲戒連携を政府方針として示すこと。 ４．回復措置の制度化（記録訂正・通知・名誉回復・保全解除・補償）を条文化し、 ５．KPIとして保護発動後の再評価実施率・判断転換率・虚偽確定件数・処分件数を年次公表し、地域差を可視化して改善を促すこと。 　素案が示す配偶者暴力対策の基本方向・具体的取組（相談体制、保護、加害者プログラム等）の中核に、上記適正手続と厳罰化を組み込むことを強く求める。
58	男	40代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
59	男	40代	-	女性に対する暴力の問題ばかりが強調され、男性に対する暴力の問題が付けたしとして扱われている。問題の深刻さについて男性の被害も女性の被害に劣ることはない。男女共同参画というのならば男女とも全く同じだけ対策に力を入れることが望まれている。また離婚に関わる子の連れ去り・実子誘拐は深刻な人権問題であり、男女双方が子育てに関われる強制力のある仕組みが必要。

60	女	60代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
61	男	50代	71	P.71の具体的取組を実効化するため、次を追記・強化すべきである。 １．意思決定の完全ログ化（時点・根拠・参照証拠・聴取有無・再評価結果）と第三者監査の導入、 ２．相手方聴取の標準手順（安全配慮の上でのオンライン聴取、録音・録画、代理人同席可）、 ３．中立再評価の義務化（48～72時間）とレビュー要件の全国統一、 ４．虚偽確定時の厳罰運用（刑事・行政、士業懲戒連携）をガイドラインで明文化、 ５．回復措置（記録訂正・名誉回復・通知・補償）を制度として位置付け、 ６．KPI（再評価実施率・判断転換率・虚偽確定件数・処分件数・回復措置実施率）を男女別・自治体別で毎年公表。これにより相談・保護・自立支援・加害者プログラム等の既存施策の信頼性が飛躍的に高まる。 　上記は素案の「相談支援の充実」「警察・自治体・民間連携」「情報の適切な共有」「教育・広報」と整合し、運用の恣意や地域差を抑止する。
62	男	40代	1	「女性に対して行われる暴力の背景には」とあるが、暴力を振るうのは男性であり、女性は暴力を振るわないという男性差別が見られる。このような文脈が基本にあるため、近年では弁護士が「DVをでっち上げてもなんの問題がない」と発言し、なんの落ち度もない男性が子供と離れ、かつ養育費を強いられ、自殺に至ることも少なくない。そもそも、養育できる費用を捻出できない側が監護権・親権を持つべきではない。
63	男	50代	70	配偶者からの暴力（DV）を原因とする自殺の撲滅に、男性被害者を含む支援の実装を明記してください。警察庁統計では、令和6年の自殺者20,320人のうち男性13,801人／女性6,519人（男性は女性の約2.1倍）。原因・動機（詳細）には「夫婦関係の不和（DV）」が把握され、99件（男82・女17）が計上されています（複数計上可）。これを踏まえ、 １．男性向け24時間相談・一時保護・シェルターの全国整備、 ２．警察・配暴センター・医療の自死リスク同定フロー（PTSD・希死念慮スクリーニング）と即日同伴受診、 ３．保護命令の運用で性別先入観を排した中立審査、 ４．相手方聴取の標準化と短期再評価で誤認保護を迅速是正、 ５．KPI（男性相談の受理件数／同行支援率／自死ハイリスク事案の医療接続率／再評価での判断転換率）を年次公開し、地域差を縮小してください。 第6分野4の枠内で、男性被害者の空白を埋める取組を明記すべきです。
64	女	70代	71	13の書き方では、配偶者からの暴力に対する施策が子どものためであるかのように読める。被害者の尊厳に着目した表現を工夫すべきである。 また、民法改正による共同親権の導入にあたり、その円滑な施行のためという抽象的な表現ではなく、法が定める共同親権にしてはならない事案がきちんと認められるように、法の趣旨の徹底、支援機関の教育などを徹底する必要について触れるべきである。法案の審議や成立後の法務省の説明でも、被害者がDV被害を気付いていない場合があるとの指摘があり、そのようなケースで共同親権が選択されて、離婚後もDV 関係が続くことがあってはならない、そのための何をするかを明示すべきである。

65	男	30代	－	第６次男女共同参画基本計画（素案）に関する意見 私は、第６次男女共同参画基本計画（素案）に対し、下記の意見を提出いたします。 日本社会が持続可能で包摂的な未来を実現するためには、国際的潮流を踏まえた具体的で前向きな目標の設定が不可欠であり、本計画にその姿勢を明確に示すべきです。 １．ジェンダー平等の実現について 本計画期間（2026～2030年度）は、世界が「203050」を目指す動きと重なります。積極的な数値目標や取組を設定すべきです。 特にジェンダーギャップ指数が著しく低い政治分野では、ポジティブ・アクションやクオータ制の導入を含めた人材登用を強化する必要があります。 また「ジェンダー主流化」を徹底し、制度や慣行が性別に中立となるよう修正を求めます。 ２．子どもに対する性犯罪・性暴力の根絶について 素案では未然防止や相談体制の整備が掲げられていますが、子ども自身が学ぶ機会の保障が欠かせません。 国際的に推奨される「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育を推進する必要性を明記し、教育現場での実践につなげるべきです。 ３．選択的夫婦別姓制度について 第217国会で28年ぶりに法案審議が行われ、制度の必要性が高まっていることが示されています。しかし本素案は第５次計画時とほぼ変わっていません。 国際的動向や多様な家族形態を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた更なる検討を進める姿勢を計画に明記すべきです。 ４．第３号被保険者制度について 第３号被保険者制度は現行の働き方や家族モデルに適さず、将来的な廃止を含めた見直しが必要です。 素案にある「縮小を基本とする」ではなく「将来的な廃止も含めて検討する」と明記し、被用者保険の適用拡大と併せて進めることを求めます。 ５．教育・学習の充実について 第５次計画には「子どもが学ぶ」視点がありましたが、今回は明記されていません。 幼少期からジェンダー平等意識を涵養する教育を推進し、学校教育・社会教育でのプログラム開発や普及を進める必要性を明確に示してください。 ６．女子差別撤廃条約の選択議定書について 第３次計画以降、ほぼ同じ文言が繰り返されるのは不十分です。 国際社会に対し、日本が条約を遵守する姿勢を示すため、「女子差別撤廃条約の選択議定書は早期に締結する」と修正することを強く求めます。
66	男	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
67	女	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることは評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきではないでしょうか。また、P.2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れていますので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきだと考えます。

68	男	10代以下	-	男性差別もなくすように取り組んでほしいです。私自身も幼少期の頃からされた事があるし、目撃したりしてきました。本当にジェンダー平等を訴えるなら男性側にも寄り添うべきです。例えば、テレビやネット等のメディアでの男・旦那叩き。それかつ「デブ」「非モテ」「童貞」「ハゲ」などの男性に対してのセクハラ発言の横行。母親側の子供連れ去りによるハーグ条約違反の国際問題。旦那や子供を殺した女に対して「産後鬱」「育児疲れ」「女性の生きづらさ」などの言葉での悲劇のヒロイン扱いによる殺人行為等の非行の正当化。実際問題ジェンダーバイアスによって同じ犯罪をしても男の方が重く長くなりやすいのに対して、女の方が軽く短くなりやすい事は海外の学会の論文や制度にも見受けられており指摘されてます。あと私の周りにも妻からdvされた結果セックスレスになって転勤した人がいます。なのでそういう人達の為にも男性支援にも取り組んだ方が良いと思います。それと私自身も虐待されたり色々とあったのですが、加害者が女だった事もあり法的機関や周りから「別に良いじゃん」「話し合った方が良い」などと言われ泣き寝入りさせられました。それと何故「女の話は長い」と言った方は社会的制裁を受けたのに「男が産めるのうんこだけ」というヘイトスピーチデモに参加してた議員の方々はうやむやになったままなのでしょうか？困難女性支援法という法律もおかしいです。日本国憲法第１４条に違反しています。
69	女	70代	71	女性に対する暴力の被害者の被害回復・引き続く暴力の防止に弁護士の力が必要であることは間違いない。 確かにDV被害者に対する資力を問わない法律相談は行われているが、その後の民事扶助の利用については、資力要件が課され、かつ償還性が適用される。単身で、あるいは子どもを連れてやっと配偶者の暴力から逃げてきた被害者にとって、弁護士費用は、仮に扶助利用で一般より低いと言っても、大きな負担である。しかも、単に離婚手続きのみならず、婚姻費用分担請求、面会交流、場合によっては監護者指定申立、さらには財産開示手続き、仮差し押さえなど各種の手続きを行うとすると、民事扶助を使っても相当な額となる。一時的には償還猶予という制度もあるが、上記手続きを駆使して、慰謝料や財産分与を取得しても手続き費用を一括償還するよう求められ、新たな生活の糧とすべき財産的給付が意味をなさないこととなる。養育費に関して一部償還免除制度が導入されたが、さらにこれを拡大して子供の年齢制限なしの免除やDVのケースにおいては、資力要件の緩和、償還性ではなく給付制の導入などの実現を求めるべきである。 さらに法テラス利用の弁護士報酬が低いことも問題である。 DVのケースでは、相手方の認知に歪みがあって協議が困難であったり、代理人弁護士や支援者に対して攻撃的な対応をしてくる場合も多々見られる。被害者自身も長年の暴力により、精神的困難を抱えている場合もある また一般の離婚事件では必要のない場合が多い面会交流への立ち会い、引っ越しの立ち会い、支援者との協議、生活保護や福祉施設の入所に関する支援などやるべきことが多い。にもかかわらず、家事事件の報酬が低く、DSVno ケースなどでも困難案件加算がされない、関連事件として減額されてしまうので、担当する弁護士は疲弊している。しかも多くは女性の弁護士が担当しており、女性法曹の収入の低さにも関係していると言われている。 「弁護士による速やかな法律相談を行う」ことは必要であるが、受け手の弁護士の確保のためには、弁護士報酬の見直しが不可欠である。
70	男	40代	69	施策の基本的方向は、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」とありますが、子どもの頃から学びの機会を充実させ、未然防止に努めるべきです。そのためには男女ともに学ぶことが必要です。まら、加害者への罰則だけでなく、アンコンシャスバイアスを矯正する教育をシステム化し、充実させることが大切と考えます。

71	女	50代	64	「暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものである。女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要がある。女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続けることにもなり、男女間の格差の是正を阻む一因となっていることを直視する必要がある。当然のことながら、暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。」 上記内容では、女性が暴力を受けることが中心となった記載となっていますが、女性の中には、男性を落とし入れるために虚偽のDVやセクハラ、痴漢などを申し立て、家庭内では虚偽DVによる離婚を誘導する弁護士の指導のもと、男性を死に至らしめても平気な女性が数多く存在している。 そのようなことが平然と実行される世の中に違和感を感じるし、男性の自殺を何とも思わない女性の無道徳観に怒りを覚えることさえあります。 一方、本当の被害者に対してはきちんと保護する必要があるものの、女性による虚偽DVが世の中に蔓延し、実被害者に対する支援が全く行き届かない状況になっているのが残念です。 虚偽であることの見分けができないのであれば、訴えられた人の意見を慎重に確認する必要があるでしょうし、虚偽を申し立てた人は、男性の人生を無きものにした罰則として、禁固刑や罰金などの重篤な処罰を与える必要があります。 とにかく女性の考え方が、男性差別に起因した悪意で満ち溢れる方が多くなっていると懸念します。 また、そういった暴力などを行う人は精神疾患などを抱えるケースが多いようにも感じられ、その改善に向けた医療手当や研修、更生施設の充実が重要な施策と考えます。
72	女	30代	69	施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」とあります。教育現場で働いている私としては、子ども自身が学ぶ機会をより充実させるべきだと考えます。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止（身体的性差、性に関わらない他者との接触についての注意事項）のための教育が男女ともに必要だと考えます。教育現場にこの指導を任せるのではなく、男女共同参画に関するプロに、直接子どもたちに話していただけるような機会が必要だと考えます。
73	女	30代	69	(1)施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のためのしくみの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応だけでなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。まだ、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
74	男	60代	69	未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。(カリキュラムとして義務教育の中で) 人権が 尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。

75	男	60代	69	未然防止と早期発見のための仕組みの整備、相談しやすい体制整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実すべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育を進める必要性について明記すべきである。
76	男	30代	69	昨今、子どもへの性虐待の実態が公に問題視されるようになった。家族や親せきの中で行われるケースが多いと言われている。子どもたちは何も知らぬないまま性の犯罪に巻き込まれているのである。加害者も、無知を利用している現状がある。 まずは、子どもへの性教育をきちんとしていくべきである。おかしいと気づけなければ、何も動けない。変わらない。きちんと、子どもが声を上げれるように、きちんと教育するべきであるし、社会の問題として取り上げるべきである。
77	女	70代	76	３について、各種法律を適用することにより、違法行為に対して 厳正に対処するとされていいるが、功を奏していない。 モザイク処理や範囲を限定したものであれば不特定多数要件や代車者の特定可能要件を潜脱することができる 厳正な対処ができる立法措置を講じるべきである
78	女	30代	3	DV（家庭内暴力）に関する支援施策は、現状では女性被害者への対応に偏っている傾向があります。しかし、国の統計においては、暴力行為の逮捕歴は男性加害者が多い一方で、殺人事件に至った場合の加害者は男女ほぼ半数であるという結果が出ています。これは、男性が暴力やモラルハラスメントの被害を受けているケースが相当数存在する可能性を示唆しています。 DVは初手で殺人に至ることは考えにくく、長期的な精神的・身体的被害の蓄積が背景にあると考えられます。よって、DV相談窓口の設置・運営においては、男女平等の視点を徹底し、相談日時や対応体制を公平に整備することが必要です。男性被害者が安心して相談できる環境の整備を強く求めます。
79	男	60代	70	まず、ジェンダーに関係無く、「あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成」が必要であることは自明であり、あえてジェンダーに起因すると限定する意味がわからない。 また、ここで「女性相談支援センター」にふれているが、近年男性DV被害者に対する保護制度の偏りの問題が指摘されている。NPOの保護対象が女性に偏っていること、それを補完する公的制度が不十分なことから、男性DV被害者の行き所がない状況が生じている。その状況をふまえれば、優先度の高いのは、男性被害者に対応出来る公的な制度、公的施設の充実ではないだろうか？その視点が無く、あいかわらず女性被害者に視点が向いているのは、今の時代の計画としては非常にバランスがわるい、とおもう。

80	女	50代	70	配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進についてですが、なぜ、配偶者に対するDVで男性の自殺者が多いのに女性相談支援センターだけがあるのでしょうか？ 私の友人男性は、奥様の子供の連れ去りによって、多額のお金を搾取され、子どもとの交流を断絶させられた挙句、虚偽DVを申し立てられており、生きていくことが困難となって自殺されました。 そういった男性を、私が知る限りでも数名おられます。 休日には、良く子供さんと遊んでいた、子供さん思いの素敵なお父様たちでした。 その方がなぜ、このような仕打ちを受け、無念に自らの人生を終わらせなければならないのでしょうか？ このような女性に対する優遇措置だけに特化した日本を、正常な思考を持った私たち女性は、見過ごすことはできませんし、そのような嘘をついてまで優遇を受けたいと思う女性は、そもそもが精神異常者だと思います。 虚偽を見抜けないのであれば、嘘を申し立てる人を厳罰に処すなど、悪いことをしていない人を守れる社会にしてください。 家庭裁判所も弁護士も、男性に対する差別と抑圧、人権侵害ばかりしています。 そういった、良心のない機関や団体に人を裁く権利はないし、一般市民が裁判に参加して、その異様な状況を正していく必要があります。
81	女	30代	-	統計、医療、トイレなど様々な物事や環境を生物学的な性別にもとづいて区別するよう法整備してください。 生物学的男性が生物学的女性の権利を侵害することなく共存していくことを望みます。
82	女	50代	71	「警察においては、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫が疑われる場合を含め、配偶者等からの暴力相談等として幅広く受理し、被害者の安全確保を最優先に、関係機関と連携して、事案に応じた適切な対応を行う。また、重大事件等の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進するとともに、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会において、当該地域において発生した重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を含め配偶者等への暴力を防止するための取組等に関する協議が行われるときは、当該地域において事件化された事案に係る情報を適切に共有する等、協議への積極的な参画に努める。」 上記について、警察はあまり頼りになりません。嘘をすぐに受付けてしまい、その細かい調査や分析が全く行われていません。 よって、悪者を逮捕することさえできず、普通の人を冤罪で逮捕するというとんでもないことをやってしまう。 子どもを無断で連れ去った親も逮捕せずに、子どもや連れ去られた親を守ることさえできない頼りない機関です。 「日本司法支援センター（法テラス）において、ＤＶ、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を行う。」 上記については、法テラスで登場する弁護士は特に家族を崩壊させるために、虚偽を誘導し、夫婦関係を悪化させている。弁護士とは、法の番人ではなく、人の命を軽視した、いかにして利益を得るのかにだけ特化した、野蛮な人が多い。見た目はスーツを着て人権派気取りをしているが、考えていることは儲けることばかりで、本当の相談機関にはならない。 個人的には民生委員などの、本当に家族と個人を守る方にサポートを受けるべきであり、そこの充実が最も大切である。 女性は皆、男性を被差別扱いしてほしいのではなく、単に平等にしてほしいだけなのです。

83	女	50代	1	「多様性(ダイバーシティ)が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、p2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたようら記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
84	女	40代	69	未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。
85	男	40代	69	（1）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。その仕組みが確立しないと性暴力の根絶への道筋は全くゴールが見えないと思います。また、加害者への罰則だけでなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させるという視点も大変重要であると思います。
86	女	60代	72	提出先: 第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 関連箇所: p.72 ⑭ 長年にわたりDV被害者支援に取り組んできた一当事者として、以下の意見を提出します。 素案のp.72 ⑭には、「被害者は身体的な傷害やPTSD等の疾患を抱えることが多いため、医学的援助等に携わる医師等への研修により、適切な支援を行うための人材育成を促進する」とあります。この点に強く賛同するとともに、DV被害がもたらす健康問題の深刻性について、さらなる踏み込んだ認識と支援の必要性を訴えます。 DVによる心身の不調は、単純なPTSDに留まりません。長期間にわたる継続的な暴力は、複雑性PTSDというより深刻なトラウマを引き起こし、自律神経系の恒常的な機能不全を招きます。これにより、被害者はトラウマの状況から離れた後も、慢性的な痛み（頭痛、腰痛、線維筋痛症など）、免疫機能の低下、気象病といった身体症状に苦しみます。これらの症状は単なる「気のせい」ではなく、精神的な苦痛が身体に刻まれた結果であり、就労や社会生活を困難にさせる真の原因です。 しかし、現状の支援体制は、この「健康問題」を自立支援の最も重要な要素として捉えていません。心身が不安定な状態で経済的自立を急がせることは、かえって被害者の健康を害し、回復を妨げることになります。 この問題を解決するため、以下の提言を強く求めます。 「健康回復」を自立支援の土台と位置づける: DV被害者支援において、経済的自立の前に、まず心身の健康回復を最優先する方針を明確に掲げるべきです。 包括的な医療支援体制の構築: 複雑性PTSDの身体化症状を専門的に診断・治療できる、精神科・心療内科と身体的リハビリテーションを担う医療機関（脳神経外科等）との連携を推進する。 相談員の専門性向上: DV相談員に対し、複雑性PTSDやその身体化症状に関する専門研修を義務付け、被害者の身体的訴えを適切に医療機関へ繋げられるようにする。 DV被害者が安心して心身を回復させられる社会基盤を築くことこそが、真の自立を可能にする道だと確信します。

87	男	50代	-	「子の連れ去り」というジェンダーに基づく暴力を根絶する提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 現在の日本では、夫婦関係が悪化した際、一方の親（主に母親）がもう一方の親（主に父親）の同意なく子どもを連れて別居を開始しても、それが「子の監護」として司法的に追認され、連れ去った側が親権獲得に有利になるという異常な実態（「連れ去り勝ち」）が横行している。 これは、司法や行政の根底に「子の養育は母親が担うべき」という極めて強いジェンダー・バイアスが存在するためである。この結果、父親は子を奪われるという深刻な精神的暴力を受け、自殺に至るケースも後を絶たない。同時に、子どもは片方の親と強制的に引き離され、愛着関係を断絶させられるという、回復困難な精神的虐待を受けている。 男性が子育てに参加することが推奨される一方で、ひとたび離婚となれば、性別を理由に「親である権利」を一方的に剥奪される。この矛盾した状況は、ジェンダー平等の理念に反するだけでなく、男性の育児参加への意欲を削ぎ、子どもの福祉を著しく害する社会問題である。 【提言内容】 １　DV等の明白な危険がある場合を除き、一方の親がもう一方の親の同意なく子どもを連れ去り、面会を拒否する行為を「子の福祉を害する違法行為」と法律に明記すること。 ２　子の連れ去りが発生した場合、裁判所が迅速に介入し、原則として子どもを元の監護環境に戻すための手続き（国際的なハーグ条約の国内版に相当する制度）を創設すること。 ３　離婚届に、親権だけでなく離婚後の監護の分掌、親子交流及び子の監護に関する費用に関する取り決めの記載を必須とし、安易な親子断絶を防ぐための制度的措置を講じること。
88	男	40代	24	施策の基本的方向について、「性犯罪の未然防止と早期発見のための仕組み整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。
89	答えたくない	60代	64	白丸2つ目：「当然のことながら、」を「ジェンダーに基づく」修正する。ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないことの視点が薄まらないようにするため。
90	答えたくない	60代	72	（２）⑵第2文「カウンセリング等を受けるよう働きかける」を「カウンセリング等を受けることを義務化する」に修正する。働き掛けても加害者は応じないことが多い。

91	女	50代	-	［ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実］とのことですが、まず公的機関においてジェンダーという言葉を使用すること自体に問題があると考えます。ジェンダーとは、男性なら男性らしさ、女性なら女性らしさといった意味であり、生物学的な性（セックス）に対して、社会や文化によって作り上げられた性別や役割、意識のことです。 そこに立脚すればジェンダーに基づくあらゆる暴力とは何のことを指すのか意味を汲み取るのが難しいです。仮にトランスジェンダリズムに基づいた言葉だと認識するなら、たとえば生物学男性であり「心は女性」という人のことを指しているのでしょうか。そういった人への暴力はもちろん容認できないです。ですが「～らしさ」を元にした考え方、つまり女性らしくしている男性（GIDを含む）の行動すべてを容認するということには繋がりません。彼らが女性スペースを使う権利があると言い始めたとき、生物学的女性（障害のある人や子どもも含む）が困るからです。 まずは女性差別解消が先決だと考えますし、国として「女性」の定義とは何かを明確にすべきです。「女性」とは生物学的女性のことであると明示しないと、アファーマティブアクションや、医療的な統計、あらゆる数字が意味をなさなくなります。すでに研究者女性枠については女性自認男性（トランス女性）が簒奪している現状があります。その現状をみて、「女性」の研究者が増えたと喜ぶ生物学的女性が存在するでしょうか。 欧米では20年以上トランスジェンダリズムに振り回された結果、イギリスの首相が「女性は生物学的女性のことを指す」と明言するに至りました。日本は周回遅れでトランスジェンダリズムに突入する必要はありません。むしろ避けるべきです。 まずは「女性」の定義を明確にすること、そして「ジェンダー差別」ではなく女性差別解消について真面目に取り組むべきだと考えます。
92	女	50代	75	１．「２」「３」と異なり、「８」で言及される類型は若年女性の保護へと限定されすぎており、人身売買・管理買収などの搾取、児童保護といった諸領域が混然一体化している。 ２．売春防止法は「人」としての尊厳を問題にしており、男児に対する深刻な性加害も報告されている。また、経済的問題の克服は、他の就労可能性の点からして若年女性より高齢女性におけるほうが難しく、立ち直りの最も困難な集合は高齢売春婦である。 ３．他方で、顧客も自身も裕福な高級娼婦・男娼については経済的にも性的自己決定においても問題が少なく、規制は「職業の自由」とのバランスをとる必要性が大きい。日本がオブザーバー国の欧州評議会では、欧州人権裁判所が一定の条件下で売春を職業として認める必要があるとしており、日本も類型に応じた対応を講じなければ、死刑に関してと同様の指摘を受けうる。 ４．日本の行政法・刑法はドイツ法の影響を受けているところ、ドイツの関連制度は数次の改正を経て精緻化されている。「売春規正法」（民法特別法）と「売春者保護法」（行政法）とがある。売春では通常の契約と同等の私的自治は認められず、売春者側の保護を厚くしている。たとえば、売春の広告は制限され、労働局では職業あっせんが行われないが、売春者は報酬請求権を有する。買春者側は、性交履行請求権や、不十分な履行を理由とする請求権を制限される。また、俳優等としての演技の場合は、売春の定義に含まれない。売春は届出制で、カウンセリングや健康診断が義務づけられる。事業体の場合は許可制で、行政機関が保健衛生その他の指示を行う。条文はウェブ公開され機械翻訳の利用も容易であるから、政府はドイツの現行法を参照すべきである。 5．まとめると、(1)「児童保護」の領域、(2)「搾取」（人身売買・管理売春）の領域、(3)「経済的弱者」（独立の売春者を含む）の領域と、(4)それらの問題なく職業として成り立っている売春の領域とは、区別して扱う必要がある。女性は(2)(3)で男性よりも深刻な問題を抱えがちだが、(1)は男性被害者のケースも深刻であり、(4)には性別に関係なく「職業の自由」との調整の問題がある。

93	女	60代	65	提出先: 第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 第６分野の４ （１）「施策の基本的方向」 （２）「具体的な取組」: 「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等」 提言の背景: DVや虐待がある場合でも、共同親権制度が導入されることにより、被害者と子どもの安全が脅かされることが懸念されます。 現在の司法判断には、DVの本質的な罪深さや、被害者が抱える複雑性PTSDへの理解が不足しており、加害者の責任が十分に問われていない現状があります。 提言内容: 裁判官・調停委員の専門研修の義務化と定期的な評価: DVや複雑性PTSDのメカニズム、そして親権をめぐる裁判におけるジェンダーバイアスについて、裁判官や調停委員の専門研修を義務付けることを強く求めます。 判決や審判において、被害者の精神的・身体的苦痛が適切に評価されているか、第三者機関による定期的な評価を実施し、司法判断の公正性を担保してください。 加害者の責任を問う司法の姿勢の明確化: 過去の判例や和解の傾向を分析し、加害者の責任を軽視する司法の偏向を是正してください。 DVや虐待が認められた場合、被害者が経済的・精神的に自立するための十分な損害賠償を命じるなど、加害者に金銭的責任を負わせることで、DVの抑止力となるべきです。 私の地裁判決のように、DVが被害者に与える影響を適切に評価した画期的な判決を、司法全体で共有し、先例として尊重することを強く求めます。 お求めがあれば、事件番号などお知らせします。 AIを活用した判例分析システムの導入: 家裁の審判を含めた、DV・虐待関連の全判例を網羅的に分析するAIシステムを開発・導入してください。 このシステムは、裁判官ごとの判断傾向や、DV被害者が不利な判決を受ける構造的な偏りを客観的に可視化し、司法の透明性を高めることを目的とします。 判例分析の結果を公開し、被害者が和解の際に不当な条件を受け入れないための情報を提供すべきです。 結び: 司法が加害者の責任を軽視し、被害者の苦しみを正当に評価しない姿勢を続ける限り、DV被害者と子どもたちの安全は確保されません。これらの提言は、共同親権の導入にあたり、DV被害者を守るための重要な砦となると確信します。

94	女	60代	66	学校や保健所で行う性と健康に関する教育の外部講師として、ワンストップセンターの支援員やフェミニストカウンセラーなども活用してほしい。ワンストップセンターの支援員が講師になることで性被害の実態について具体的に伝えることができ、地域で相談できる機関があることを周知できる。フェミニストカウンセラーはジェンダーの視点で自分の気持ちを大切にして相手に率直に気持ちを伝えることを実践してきている。 セクシュアルハラスメントについては、特に継続したセクハラ被害において被害者が「迎合」することなどについて理解されず、二次被害を受けることも多い。セクハラ被害が継続していると、合意の上での不倫関係だったのではないかなどと誤解され、相手に迎合した内容のメールなどが合意があった証拠として扱われてしまうことがある。継続したセクハラ被害についての実態調査を行い、対応する関係機関において研修を行ってほしい。 女性相談支援員の養成や研修、関係機関の職員の研修などにおいてはトラウマインフォームドケアやジェンダーの視点で被害者をエンパワメントする支援をするための研修やスーパービジョンの機会が持てるようにすること。相談現場で支援者が燃え尽きたり、仕事が継続できないようにならないために、支援者のメンタルヘルスや労働条件の改善を図ること。特に期限付きの雇用によって支援員の専門性が担保されない状況を改善する必要がある。
95	女	50代	-	「基本認識」に、「暴力の被害者が、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等である場合を含め、多様な被害者が声を上げやすくなるよう、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である」とありますが、これは女性の中に男性を含めよとするトランス活動家やジェンダー論者のよく言う「フェミニズムはみんなのもの」のような言説です。 まさにその「性的マイノリティ」のうち、「女性を自認する男性」について国がどう取り扱うのかを明確にするときが来ました。女性の定義が明確でなければ、男女共同参画の本来目指していた女性の社会的地位の向上とは相反するものになってしまうことは、現在進行中の海外の混乱状況を見れば否定はできません。 戸籍上の性別変更に関する「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」と、2023年所謂「LGBT理解増進法」、そして、近年のトランス活動家の言説の流布によって、男性による女性領域への侵害が現実に発生しています。所謂「トランス女性」による人権侵害について、活動家やメディアは都合の悪い事実には蓋をし、トランス女性を女性扱いすることがあたかも進歩的で良いであるかのようにコーティングして報道してきました。実際には女性スペース破壊など時代を50年、100年逆行するとんでもないことを推進しているのです。 女性スペースに男性が侵入することは本来それだけ犯罪であり、そのような犯罪を合法化することは女性に対する人権侵害ではないでしょうか。また、女性差別解消のための就職や奨学金の女性枠すらも女性を自認する男性に開かれるという事態が起きています。トランス活動家である高井ゆと里氏は、国連女性差別撤廃委員会に対して、男性の利益確保のための陳情を行いました。このような事態は明らかに、男性による女性差別の簒奪です。 また、このような女性迫害を推進する思想を女性に強要するトランス活動家や学者が自治体や大学の男女共同参画部門に相当する部署に配属されていることに危機感を持ちます。女性に対する暴力や性暴力の蔓延、就職昇進差別や低賃金、法律上や社会生活上に存在する女性差別、主として女性が受けるセクシャルハラスメントの解決に向けては、今一度「女性とは何か」を明確にしたうえでなければ、トランスジェンダー問題で混乱した海外と同じ道を周回遅れで歩むことになるでしょう。

96	女	60代	65	提出先: 第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 第６分野の４ （１）「施策の基本的方向」 （２）「具体的な取組」: 「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等」 提言の背景: DVや虐待がある場合でも、共同親権制度が導入されることにより、被害者と子どもの安全が脅かされることが懸念されます。 現在の司法判断には、DVの本質的な罪深さや、被害者が抱える複雑性PTSDへの理解が不足しており、加害者の責任が十分に問われていない現状があります。 提言内容: 裁判官・調停委員の専門研修の義務化と定期的な評価: DVや複雑性PTSDのメカニズム、そして親権をめぐる裁判におけるジェンダーバイアスについて、裁判官や調停委員の専門研修を義務付けることを強く求めます。 判決や審判において、被害者の精神的・身体的苦痛が適切に評価されているか、第三者機関による定期的な評価を実施し、司法判断の公正性を担保してください。 加害者の責任を問う司法の姿勢の明確化: 過去の判例や和解の傾向を分析し、加害者の責任を軽視する司法の偏向を是正してください。 DVや虐待が認められた場合、被害者が経済的・精神的に自立するための十分な損害賠償を命じるなど、加害者に金銭的責任を負わせることで、DVの抑止力となるべきです。 私の地裁判決のように、DVが被害者に与える影響を適切に評価した画期的な判決を、司法全体で共有し、先例として尊重することを強く求めます。 お求めがあれば、事件番号などお知らせします。 AIを活用した判例分析システムの導入: 家裁の審判を含めた、DV・虐待関連の全判例を網羅的に分析するAIシステムを開発・導入してください。 このシステムは、裁判官ごとの判断傾向や、DV被害者が不利な判決を受ける構造的な偏りを客観的に可視化し、司法の透明性を高めることを目的とします。 判例分析の結果を公開し、被害者が和解の際に不当な条件を受け入れないための情報を提供すべきです。 結び: 司法が加害者の責任を軽視し、被害者の苦しみを正当に評価しない姿勢を続ける限り、DV被害者と子どもたちの安全は確保されません。これらの提言は、共同親権の導入にあたり、DV被害者を守るための重要な砦となると確信します。

97	女	60代	65	子どもの健全な成長と自立支援 提出先：第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 関連箇所：第六分野 p.65、p.69。第七分野 p.78、p.79。 長年にわたりDV被害者支援に取り組んできた一当事者として、以下の意見を提出します。 素案は第六分野で「こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻」と認識し、第七分野で「こどもの貧困対策」に取り組むとしています。これらの点に強く賛同するとともに、DV被害が子どもに与える影響について、より深い理解と具体的な支援が必要です。 DVは、たとえ直接的な暴力を受けていなくても、親の苦痛を目の当たりにする面前DVとして、子どもの心身に深刻なトラウマを刻み込みます。これは、子どもへの直接的な暴力に他なりません。DVによるトラウマを抱えた子どもは、複雑性PTSDを発症するリスクが高く、それは単なる精神的な問題に留まらず、学習能力の低下や対人関係の構築困難、自己肯定感の欠如といった、将来の健全な成長と自立を阻害する深刻な課題へと繋がります。 親自身がDVによる心身の不調に苦しむ中で、子どものケアにまで手が回らない現状があり、親子共倒れとなるケースも少なくありません。 この問題を解決するため、以下の提言を強く求めます。 子どものトラウマ回復支援の最優先：DV被害者支援において、親の回復支援と並行して、子どもの心理的・身体的な健康回復を最優先する包括的なプログラムを導入する。 専門家の育成と配置：面前DVが子どもに与える影響に関する専門知識を持ったカウンセラーやソーシャルワーカーを、学校や相談窓口に配置する。これにより、子どものSOSを早期に発見し、適切な支援に繋げられるようにする。 親子間の健全な関係再構築支援：親と子が互いのトラウマを理解し、健全な関係を再構築するための専門的なカウンセリングや、親子で参加できるグループセッションを公的に支援する。 DVがもたらす負の連鎖を断ち切るためには、被害者である親だけでなく、最も脆弱な立場にある子どもの心身の健康を最優先に保護し、その回復を支援することが、何よりも重要であると考えます。
98	女	60代	66	監護者不同意性交事案の判決を見ていると、司法側の理解が不足していると思わざるを得ないケースが多いことから、⑩に記載されている専門職への研修は義務化すべきと考えます。

99	男	50代	-	ジェンダー・バイアスにより支援から排除される「子の引き離し」被害女性の保護を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 「子の連れ去り」や「追い出し」によって、母親が子どもと引き離される被害も存在している。しかし、被害に遭った母親が、支援の入り口となるべき公的な「女性相談支援センター」に助けを求めても、「パートナーからの直接的な暴力ではない」という理由で、適切な支援を受けられない、あるいは「ここでは対応できない」と実質的に支援を拒否されるといった深刻な事態が支援現場から指摘されている。 これは、「女性への支援＝DV被害者支援」という極めて硬直化したジェンダー・ステレオタイプに基づき、支援制度が運用されていることの明白な証左である。子どもと会えないという深刻な精神的苦痛を抱えているにもかかわらず、想定された「DV被害者像」に合致しないというだけで、本来保護されるべき女性が制度の網の目からこぼれ落ちている。これは、暴力の本質を身体的暴力に限定し、「親子の引き離し」という深刻な精神的虐待・権利侵害を見過ごすものであり、支援制度そのものがジェンダー・バイアスによって機能不全に陥っていることを示している。これはジェンダー平等の理念に反するだけでなく、女性支援新法が目指す包括的支援の趣旨にも逆行する重大な問題である。 【提言内容】 １　女性相談支援センターに対し、「子の連れ去り」や「追い出し」による親子の引き離しは、それ自体が深刻な精神的暴力であり、支援対象となることを運営ガイドライン等で明確に規定すること。 ２　支援機関の相談員に対し、「女性の困難＝DV被害」といった固定観念を払拭し、多様な被害実態に対応できるよう、ジェンダー・ニュートラルな視点からの暴力・人権侵害に関する研修を義務付けること。 ３　母親が「子の引き離し」被害に遭った場合、警察、児童相談所、法テラス等の関係機関が迅速に連携し、子の保護と母親の精神的ケアを含む包括的な支援を提供するスキームを構築するよう、国が地方自治体に強く働きかけること。
100	男	50代	-	DV被害男性が直面する困難の解消と支援体制の構築を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 警察庁の統計によれば、DVが原因で死亡に至る事件では、被害者が男性である割合が他のDV被害形態に比べて著しく高い。これは、男性被害者が「男は弱音を吐くべきではない」「妻からの暴力は恥」といった社会的なジェンダー・バイアスに晒され、誰にも相談できずに事態が深刻化していることの現れである。 さらに、DV相談窓口の案内や啓発活動は、そのほとんどが女性被害者を前提としており、男性がアクセスできる支援情報は極めて限定的である。被害者の性別によって支援へのアクセス可能性に著しい格差が存在する現状は、ジェンダー平等の理念に明確に反しており、男性の生命を危険に晒す深刻な人権問題である。暴力の被害は性別を問わず等しく保護されなければならない。 【提言内容】 １　国や地方自治体が行う全てのDV防止啓発キャンペーンやポスター、ウェブサイト等において、「DVは性別を問わず起こりうる犯罪です。男性の被害者も相談できます」といった文言を明確に記載することを義務付けること。 ２　全ての配偶者暴力相談支援センターにおいて、男性被害者が安心して相談できる環境を整備するため、男性相談員を配置するか、全相談員に対して男性被害者の心理や特有の状況に関する専門研修を実施することを必須とすること。 ３　男性DV被害者のための専用相談ダイヤルの設置や、緊急避難が必要な男性被害者のための一時保護シェルターの確保について、国が具体的な整備計画を策定し、財政的支援を行うこと。

101	答えたくない	60代	65	（２）⑶「生命（いのち）の安全教育」を「ユネスコの国際セキュシュアリティ・ガイダンスに基づく包括的性教育」へ修正する。「生命の安全教育」では不十分であるため。
102	答えたくない	60代	75	（２）⑶「の更なる見直しを含め、検討を行う。」を「売春者ではなく、買春者が処罰されるように改正する。」へ修正する。同義が実現した北欧ではスティグマ（烙印）が買春者へ売春者から移行した。今のままでは、売春の背景にある障害や識字の課題が売春者の責任に転嫁されてしまう。
103	男	40代	71	１　全体について 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」前文には「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」とあるが、事実と異なる文言であり、また性差別そのものである。男女共同参画を大きく後退させるものであるため、早急に改正すべきである。加えて、男性DV被害者の相談の場や避難所が圧倒的に不足していることから、支援体制強化を推進すべきである。 ２　第6分野４（２）の⑬ 現状の不適切な司法・行政運用の結果、DV加害者であっても子を連れ去れば、一律にDV被害者の避難と同様に扱われ、子の親権や監護権を奪取できる実態がある。これはDV被害者保護や子の利益の実現に逆行するものであり、国内・国外を問わず多くの非難を受けている。DV被害者への保護や支援は重要だが、それだけが独り歩きすると、実態を考慮せずに被害を訴えた者を流れ作業で保護・支援することにつながり、その結果、真のDV被害者が保護・支援を受けられなくなるどころか、加害者扱いされることで、司法や行政による精神的な二次被害を受ける。DV被害に対する支援・保護を行うにあたっては、早急に一時対応はしつつも、現状ではほぼ全く行われていないDV事実の客観的な調査を行った上で、一時対応からさらに対応を継続するか、一時対応を取り消すかを判断する運用にする必要がある。

104	女	60代	67	提出先：第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 第６分野の２　（１）「施策の基本的方向」ｐ.67 提言の背景： 令和5年刑法改正により、「不同意性交等罪」が創設され、同意のない性行為は性暴力であるという認識が明確になりました。しかし、民事裁判においては、依然として旧来の認識に基づいた判断が続く傾向が見られます。特に、**「地位の濫用」**のように物理的暴力に依らない性暴力が、裁判官に十分に理解されず、被害者の正当な救済が妨げられる事態が散見されます。 提言内容： 民事裁判官に対する改正刑法の研修義務化： 性暴力に関する改正刑法の趣旨と内容について、民事裁判官への研修を義務付けてください。特に、「不同意」の概念や、「地位の濫用」が被害者の意思決定に与える影響を深く理解するための教育を徹底してください。 司法の透明性向上とAIの活用： 和解の増加は、判例が残らず司法の停滞を招くという問題があります。性暴力事案の民事訴訟において、裁判官がどのような理由で和解を促すのか、その実態を明らかにしてください。 また、AIを活用して、公開されている限りの判例を分析し、**裁判官の無意識の偏向（バイアス）**を可視化するシステムの開発・導入を提言します。 被害者の尊厳回復と二次加害防止の徹底： 裁判の場で、被害者の行動や服装など、被害者側に責任があるかのような尋問が行われることを防止するための指針を策定し、裁判官に周知徹底してください。被害者が証言しやすい環境を整備し、精神的な二次加害を防止するための制度的措置を講じてください。 結び： 性暴力被害者への真の救済は、刑事だけでなく民事の場でも公正な判断が下されて初めて実現します。改正刑法の精神を民事司法にも浸透させ、司法の不透明性を解消することで、性暴力を許さない社会基盤が築かれることを強く期待します。

105	女	60代	68	性暴力被害者のためのワンストップセンターにおける支援は医療的支援、法的支援、心理的支援、また生活面での支援も含めて幅広く、子どもの被害、特に子ども同士の被害への対応も求められている。そのため、内閣府だけでなく、厚生労働省、法務省、子ども家庭庁、文部科学省など複数の省庁が連携して予算措置も行う必要がある。そのような観点から、ワンストップセンターの支援内容の地域格差をなくし、持続可能な支援体制を実現するための根拠法（性暴力被害者支援法）を制定することが必要である。 被害者に発達に偏りがある場合には、繰り返し性暴力被害に遭うケースも少なくない（相手の言葉を言葉通りに受け取ってしまって、相手の隠された意図をくみ取ることができず危険を回避しにくい）。しかし、司法関係者に相談者の発達特性についての理解がないと、「前にも同じような被害にあったのにまた被害にあうのは被害者に問題がある」などと二次被害を加えてしまうため、司法関係者への研修を行うこと。 医療機関との連携にあたっては地域の医会の理解・協力があるとスムーズに進むので、働きかけを行う必要がある。2023, 2024年度こども科学研究費補助金「DV・性暴力被害者の医療と連携した支援体制の構築のための研究」研究班作成の「性暴力被害を受けた子どもと大人の医療対応マニュアル」活用することが有効と思われる。特に子どもが被害にあった場合に対応できる児童精神科医の数が少ないので、増やせるような対応を考えてほしい。 子どもが加害者の場合に正しい知識を得て再犯を防止できるような教育を行えるシステムを整える必要がある。被害にあった子どもの保護者がそれを希望しても、加害をした子どもの保護者に理解がないと加害をした子どもへのケアがなされない問題がある。児相も保護者からの相談がなければ対応しない。保育園、幼稚園、認定こども園、学校などと児相や警察や関係機関が連携して対応できるように考える必要がある。保育園、幼稚園、認定こども園、学校などでCAPなどのプログラムを導入することで、教職員、保護者、子どもが必要な知識や対応を学ぶことができることが重要である。

106	女	60代	67	提出先：第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 第６分野の２　（１）「施策の基本的方向」ｐ.67 提言の背景： 令和5年刑法改正により、「不同意性交等罪」が創設され、同意のない性行為は性暴力であるという認識が明確になりました。しかし、民事裁判においては、依然として旧来の認識に基づいた判断が続く傾向が見られます。特に、**「地位の濫用」**のように物理的暴力に依らない性暴力が、裁判官に十分に理解されず、被害者の正当な救済が妨げられる事態が散見されます。 提言内容： 民事裁判官に対する改正刑法の研修義務化： 性暴力に関する改正刑法の趣旨と内容について、民事裁判官への研修を義務付けてください。特に、「不同意」の概念や、「地位の濫用」が被害者の意思決定に与える影響を深く理解するための教育を徹底してください。 司法の透明性向上とAIの活用： 和解の増加は、判例が残らず司法の停滞を招くという問題があります。性暴力事案の民事訴訟において、裁判官がどのような理由で和解を促すのか、その実態を明らかにしてください。 また、AIを活用して、公開されている限りの判例を分析し、**裁判官の無意識の偏向（バイアス）**を可視化するシステムの開発・導入を提言します。 被害者の尊厳回復と二次加害防止の徹底： 裁判の場で、被害者の行動や服装など、被害者側に責任があるかのような尋問が行われることを防止するための指針を策定し、裁判官に周知徹底してください。被害者が証言しやすい環境を整備し、精神的な二次加害を防止するための制度的措置を講じてください。 結び： 性暴力被害者への真の救済は、刑事だけでなく民事の場でも公正な判断が下されて初めて実現します。改正刑法の精神を民事司法にも浸透させ、司法の不透明性を解消することで、性暴力を許さない社会基盤が築かれることを強く期待します。
107	女	50代	65～	「暴力の予防と根絶」のための具体的取り組みとして「啓発」を優先していると読めるので、(4)「性に関する科学的知識に加え、…性と健康に関する教育等を行う」ことを最初に掲げて、強力に進めてほしい。

108	女	60代	65	提出先：第六分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 関連箇所：p.65、p.71、p.72 長年にわたりDV被害者支援に取り組んできた一当事者として、以下の意見を提出します。 素案は第六分野で「専門人材の育成・確保」の必要性を認識しています。しかし、現在のDV相談窓口は、その理念と現実の間に大きな乖離があります。相談員の多くは、非正規雇用や短期任用という不安定な身分で、腰を据えて専門性を高めることが難しい状況です。これにより、以下の深刻な問題が生じています。 専門知識の欠如：複雑性PTSDやその身体化症状、ジェンダーに基づく暴力のメカニズムといった専門知識が不足し、被害者の訴えを正しく理解できない。 不適切な対応：被害者の身体的苦痛を「気のせい」と軽視したり、二次加害につながるような不適切な言動を取ったりすることが、依然として見受けられます。 DV相談窓口は、被害者が最初に助けを求める重要な接点です。その窓口の質が低ければ、被害者はさらなる失望と孤立を経験し、回復への道を閉ざされてしまいます。これは、DVの被害を「個人の問題」として放置する、社会全体の責任放棄に他なりません。 この問題を解決するため、以下の提言を強く求めます。 相談員の専門職化と安定雇用：DV相談員を専門職として位置づけ、非正規雇用から正規雇用への転換を推進し、人材の定着を図る。 専門研修の義務化と公的資格の創設：相談員に対し、複雑性PTSDやジェンダー視点を含む包括的な専門研修を義務付ける。また、その知識を担保する公的な資格制度を創設する。 適切な予算の確保：上記の施策を実行するため、国および自治体がDV被害者支援予算を増額し、人材確保と質の向上に投資する。 DV被害者支援の真の充実は、被害者が安心して心を開ける、質の高い相談窓口を整備することから始まります。被害者が二度と傷つけられないよう、早急な制度改革をお願いいたします。
109	答えたくない	60代	69	（２）に「⑦学校での盗撮防止のための対策を行う。」を加える。盗撮は学校が主流となっている。小遣い稼ぎの子どもや子どもを性愛者の教職員による盗撮が相次いでいるため。
110	女	60代	71	離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する必要がある。またDVや虐待ケースは単独親権とされることになっているが、身体的暴力がなくモラルハラスメントの場合にDVと認められない心配もある。関係機関にモラルハラスメントもDVであることを含めてDVや虐待について正確な認識を持てるような研修を徹底する必要がある。また、DVや虐待から避難するための子どもを連れた別居は違法ではないことも周知して、支援機関が委縮しないように研修を行う必要がある。支援機関に対する別居親からの攻撃を防ぐような対策も必要である。

111	男	50代	-	ジェンダー平等の実現に向けた男性特有の課題への対応を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 現行の男女共同参画計画は、女性が直面する困難の分析と解消に重点が置かれる一方で、男性が直面する深刻な問題についてはほとんど言及されていない。特に、離婚後の男性の自殺率が既婚男性や離別女性と比較して突出して高いという事実は、子どもとの断絶や不公正な司法手続きが男性の生命を脅かすほどの精神的苦痛を与えていることを示唆しており、これは男女共同参画の観点から看過できないジェンダー問題である。 しかし、計画素案ではこうした男性の困難（高い自殺率、低い親権獲得率、DVやハラスメントの被害、健康問題等）に関するデータや分析、対策が全く盛り込まれていない。真のジェンダー平等とは、性別によって生じるあらゆる困難や不利益に光を当て、解消を目指すものであるはずだ。男性が抱える困難に沈黙したままの計画は、ジェンダー平等の名を借りた女性優遇政策との批判を免れず、社会の分断を助長しかねない。 【提言内容】 １　第6次計画において、「男性が直面する困難と健康支援」といった項目を独立して設け、離婚後の男性の自殺率、平均寿命、親権獲得率、DV被害の統計などの客観的データを明確に記述すること。 ２　これらのデータに基づき、子どもと引き離された父親をはじめとする困難を抱える男性のための、専門的な相談窓口の設置やメンタルヘルス支援、当事者団体の活動支援などを具体的な施策として計画に盛り込むこと。
112	答えたくない	50代	69	（２）③教職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を推進する とありますが、それと同時に、子ども自身が学ぶ機会をつくっていくことが不可欠だと考えます。子どもを主体者と考えたとき、何が自分の権利を侵しているのか、知る必要があるからです。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育の必要性を、基本計画だからこそ、きちんと明記していただきたいと思います。
113	女	60代	65	(2) 具体的な取り組み　③幼児期から子どもの発達段階に配慮した「生命の安全教育」とあるが、国際セクシュアリティ教育ガイダンスを活かした「包括的性教育」に変えたほうがよい。命の尊さのみならず、コミュニケーションや、ジェンダー平等、差別や暴力、社会的・文化的要因、メディアリテラシーなどを含めた教育が必要である。 66ページにも続くが、(4)外部の専門可家を活用した科学的な知識も大切だが、それが一過性にとどまることなく、日常の教師と子どもたちの関係性の中で実践していってこそ効果があるので、教師への知識や実践教育も非常に重要である。
114	団体として提出	団体として提出	65	施策の基本的方向の３番目 「年齢や性別、国籍、障がいの有無」のあとに、「複合的に困難な状況におかれているマイノリティの女性たち（被差別部落出身の女性、在日コリアンの女性、アイヌの女性など）」の文言を挿入していただきたいです。

115	女	40代	65～	・６６頁⑨に関し、「専門性の向上」を図るためには、研修だけではなく、現場で長期にわたって支援の経験が詰めること、当該経験が後継され、支援者自身が安心して業務に専念できるよう環境整備を行うことが極めて重要である。そのためには、いわゆる相談員や支援員の非正規化、使い捨てにする現場の状況を改善することが急務である。 ６８頁⑷に関し、性犯罪被害者救済の中心拠点であるワンストップ支援センターが十分に機能するよう、国及び自治体が中心となって予算計上し経済的支援を行うことが必要である。 ・６８頁⑤に関し、性暴力規定の改正により被害届受理がされ認知件数は増えているものの、検察庁内では、防犯カメラ映像等の証拠が無い事案については起訴しないとの運用がされていると聞き及んでいる（ある検察庁ではそのような通達が出ていると聞いた）。このため、警察に被害届を提出する環境を整えるだけでなく、検察庁が立件に消極的とならないよう、検察官の性犯罪能力の向上、性犯罪捜査特別チームの設置を取り組みに加えるべきである。 ・項目として挙げられていないが、そもそも、裁判官（とりわけ男性裁判官）のジェンダーバイアスが影響した結果、無罪とされた事件が多数存在しており、近時では大阪高裁の滋賀医大の逆転無罪判決が挙げられる。このため、裁判官に対し、性犯罪被害者の反応（凍りつき現象等）について学ぶ機会をもうけることが極めて重要であり、取り組みに加えるべきである。
116	女	20代	-	被害者は裁判の全過程を安全に知ることができず、制度的課題がある。心情意見陳述時は衝立が用意される一方、傍聴時には遮蔽がなく、待機室に中継設備もないため、被害者は法廷の進行を把握できない。技術的に可能なリアルタイム配信や遮蔽措置の拡充を通じ、被害者が安心して司法過程に参加できる制度設計が求められる。また、性暴力犯罪者の再犯率が高いことから、矯正プログラムの義務化を求む。
117	男	40代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
118	女	60代	65	第２部　Ⅰ　第６分野 １　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （１）施策の基本的方向 　６５頁（１） 施策の基本的方向の３番目 「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）の文言を挿入していただきたい。
119	男	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
120	女	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。

121	女	60代	66	性暴力被害者のためのワンストップセンターで相談を受けていると、セクシュアルハラスメントケースで、被害が1回で終わらず一定期間継続していることも少なくありません。そのような場合、あたかも合意の上での不倫関係のように誤解されてしまったり、被害者自身も性暴力セクハラの被害者であると認識できないことも多いです。また、被害が継続する中で被害者が相手に迎合した内容のメールを送っていることもあり、それが合意があった証拠として扱われてしまうことがあります。継続したセクハラ被害についての実態調査を行い、対応する関係機関において研修を行ってほしいと思います。
122	女	60代	68	性暴力被害者のためのワンストップセンターにおける支援は医療的支援、法的支援、心理的支援、また生活面での支援も含めて幅広く、子どもの被害、特に子ども同士の被害への対応も求められている。そのため、内閣府だけでなく、厚生労働省、法務省、子ども家庭庁、文部科学省など複数の省庁が連携して予算措置も行う必要がある。そのような観点から、ワンストップセンターの支援内容の地域格差をなくし、持続可能な支援体制を実現するための根拠法（性暴力被害者支援法）を制定することが必要である。
123	女	60代	68	被害者に発達に偏りがある場合には、繰り返し性暴力被害に遭うケースも少なくない（相手の言葉を言葉通りに受け取ってしまって、相手の隠された意図をくみ取ることができず危険を回避しにくい）。しかし、司法関係者に相談者の発達特性についての理解がないと、「前にも同じような被害にあったのにまた被害にあうのは被害者に問題がある」などと二次被害を加えてしまうため、司法関係者への研修を行うこと。
124	女	60代	68	子どもが加害者の場合に正しい知識を得て再犯を防止できるような教育を行えるシステムを整える必要がある。被害にあった子どもの保護者がそれを希望しても、加害をした子どもの保護者に理解がないと加害をした子どもへのケアがなされない問題がある。児相も保護者からの相談がなければ対応しない。保育園、幼稚園、認定こども園、学校などと児相や警察や関係機関が連携して対応できるように考える必要がある。保育園、幼稚園、認定こども園、学校などでCAPなどのプログラムを導入することで、教職員、保護者、子どもが必要な知識や対応を学ぶことができることが重要である。
125	答えたくない	60代	75	「売春者ではなく、買春者が処罰されるように改正する。」へ修正する。同義が実現した北欧ではスティグマ（烙印）が買春者へ売春者から移行した。今のままでは、売春の背景にある障害や識字の課題が売春者の責任に転嫁されてしまう。
126	答えたくない	60代	71	（２）に「⑦学校での盗撮防止のための対策を行う。」を加える。盗撮は学校が主流となっている。小遣い稼ぎの子どもや子どもを性愛者の教職員による盗撮が相次いでいるため。
127	女	60代	66	喫緊に今も多発する性暴力は多様化し低年齢化しています。性暴力対応に関して、SANE養成を明確に打ち出し、地方自治体でも人材養成を予算化するよう促すべきではないか。Sexual Assault Nurse Examiner　国内で、ほぼ１０００人近くが誕生しているが、もっと活用を！

128	女	50代	1	子供を養育する場合に、片方が遅くまで家に帰らない、休みの日も遊びに出かけてしまうと、どちらかが子供の世話を担うことを強制されてしまう。このことに対して、片方に相当の養育費を請求できる権利や労働の押し付けといった暴力をやめさせるような施策なり指針を国として提示して欲しい。夫婦は生計を共にするとあるが、その定義を明示して欲しい。
129	女	70代	-	いずれも支援や支援をする人材についての目標があいまいである。現場の最前線に立ち支援するはずの自治体現場は予算不足、人材不足、担当者のスキル不足により当事者の信頼を得ることなく、当該自治体から「追い出して解決」している実態がある。これでは、当事者はくらしや身の安全を確保できず不安を募らす結果となり、自立できない状況がある。自治体や事案に関わる担当者自身が女性に対する差別意識「女はこうあるべき」に縛られ、当事者の最良の解決につながらない。さらに、担当者は県内自治体女性相談支援員の雇用は90パーセント以上が会計年度任用職員で不安定雇用に置かれ、生活のためにダブルワークやトリプルワークをし、疲弊している。相談員自身がくらしと雇用に不安を持ちながら、相談事業を充分に行える環境にないことは早急に解決すべき。安定した雇用の上で、常にスキルアップを図る環境をつくるのは国の責任ではないか。
130	女	50代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。
131	団体として提出	団体として提出	65	「生命（いのち）の安全教育」について、幼児期からの発達段階に応じた教育の重要性が明記された点は評価できます。しかし、現記述は理念的にとどまり、内容の具体性や科学的・権利ベースの視点が不十分です。性と生殖に関する健康と権利（SRHR）は、ジェンダー平等の基盤であり、特に若年層への教育は性暴力防止・自己決定支援に不可欠です。現状で「包括的性教育（CSE）」の制度化が難しいとしても、「生命（いのち）の安全教育」に以下の観点を加えて強化すべきです：(1) 科学的知識・性的同意・ジェンダー平等を含むカリキュラムの明確化、(2) 教職員への研修体制の整備、(3) 家庭・地域社会との連携促進。本教育の形骸化を防ぐためにも、政策としてその制度化・内容強化の方向性を明記いただきたく存じます。

132	女	70代	65	第6分野の1の（1）施策の基本的方向で「暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。」と 述べ、（2）具体的な取組の③で「生命の尊さを学び生命を大切にし、・・・子どもの発達段階に配慮した『生命の安全教育』について、内容面の充実を図りつつ、・・・全国的な取組の実施を推進する。」とある。 しかし、文科省推奨の「生命の安全教育」の教材では、学習指導要領の「歯止め規定」により、人間の生殖に関する事実、すなわち受精は性交によって行われるという事実が教えられないようになっている。したがって、この教材では、性暴力とは何か、性被害とはどういうことかが示されないまま、水着で隠れるプライベートパーツは人に見せたり、触らせたりしてはいけないなどで済まされている。「性的同意」に関しても、高校卒業直前用の教材の欄外でやっと出てくる。 また、具体的な取組④でも「学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加 え・・・・・産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う」と述べている。これ自体は重要だが、外部の専門家の助力の前に、通常の学校教育で「性に関する科学的知識」が学べることが重要と考えられるので、（２）の③の箇所に、是非、“「学指導要領の歯止め規定」などの制限を撤廃して、”内容面の充実を図りつつ、・・・」のような加筆をお願いしたいと思います。
133	男	40代	-	「性を商品化＝人間の尊厳を傷つける」という命題は、因果関係が一切提示されていないにもかかわらず断定されており、論理的には循環論法にあたります。これを根拠として売買春を一律に「悪」とみなすことは、個人の自由の侵害であり許容できません。 我が国は自由主義国家であり、近代自由主義の基本原理であるJ.S.ミルの「危害原理」に照らせば、他者に危害を及ぼさない自己決定的な行為を断罪することは不当です。 また、現に多くの人が生業としている営みを一律に規制することは、急進的であり、本来の保守主義・漸進主義の立場からも疑問があります。 セックスワーカーの権利を守るために必要なのは、処罰や根絶ではなく、労働者としての権利の保障と労働衛生環境の改善です。そのためには、セックスワークに関する法規制の大幅な緩和・合法化および所轄官庁の厚生労働省への移管をすべきです。 本素案の現行の記述が採用されれば、セックスワーカーの労働環境を著しく悪化させ、スティグマを強化し、自ら望んで従事する者も、生計のためにやむを得ず従事する者も、双方を危険にさらすことになります。 よって、本箇所については全面的な削除、もしくは「尊厳侵害」との断定を避け、多様な当事者の権利保護を前提とした表現へ大幅に見直すべきです。

134	女	50代	-	２０２５年４月より、こども家庭庁より「妊婦のための支援給付」が始まりましたが、受け取りの対象者は１回目も２回目も妊婦と標記されていますが、果たして本当に妊婦が受け取ることができるのでしょうか？行政に確認しましたら、手続きまでは妊婦の記載で確認いるとのことですが、受け取りまでは分からなとの事です。DVへの配慮に欠けている事実があります。 もう一つ、新たに給付対象外であった流産・死産・人工妊娠中絶に関してですが、流産・死産は分かります。人工妊娠中絶に関しては、中絶の理由が個々異なり、理由内容によっては必要な状況もありますが、DV関係で中絶した場合でも１０万円が同じように受け取れる事に関して大変疑問に思います。女性をお金を得るための道具として、利用される事はないのでしょうか？支給が適切に使われている事を願うばかりです。
135	その他	20代	-	・「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 ・支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 ・買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 ・本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。
136	女	40代	-	・「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 ・支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 ・買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 ・本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。 私もセックスワークへの偏見が長らく拭えずにいましたが、これは労働者の安全衛生、人権尊重の問題だと今は理解しています。 よろしくお願いします。
137	男	20代	-	性産業従事者を労働者として扱い、現実にある危険や搾取から、労働者として保護する施策となることを望みます。 厳罰化は、さまざまな危険から性産業従事者を守り得ないばかりか、かえって立場を不安定化させるという専門家や当事者の声を受け止め、現実を直視した、短絡的でない施策となることを望みます。

138	その他	40代	-	・「売春」を「人の尊厳を傷つける」ものとみなすのは、現在存在するセックスワーカーへの差別につながります。 ・「売春」を選択した人にも医療・法的サービスを受ける権利があります。 ・買春者の厳罰化は、性産業のアンダーグラウンド化を招き、セックスワーカーへの差別を拡大させるおそれがあります。それらは性感染症の予防や治療を困難し、セックスワーカーの安全を遠ざけます。 ・当事者や、長年活動を行っている支援者の声を採り入れてください。
139	その他	30代	-	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。
140	男	30代	-	薬剤師としての立場から、素案での「売買春」に関する記述について以下の点で重大な懸念を表明いたします。 A. 一律の「尊厳を傷つける」という表現について すべての売買春を「人間の尊厳を傷つける」と一律にみなすことは、性労働に従事する人々に対する職業上の偏見や差別につながるおそれがあります。医療従事者の立場から申し上げると、こうした偏見や差別が存在すれば、性労働に従事する方々が性感染症をはじめとする健康診断や医療機関へのアクセスをためらう状況を生みかねません。その結果、本人の健康悪化だけでなく、公衆衛生全体に悪影響を及ぼす可能性があり、深刻な懸念を抱きます。スウェーデンやフランスなどで導入された売買春根絶法が、セックスワーカーへの暴力被害や生活の悪化を招いているとする調査結果も報告されており、法政策を検討する際にはこうした国際的エビデンスを十分に踏まえ、慎重に対応すべきです。 B. 買春処罰法の導入リスクについて 買春者の処罰を強化することは、一見すると被害防止策のように見えますが、実際には性労働者の安全や健康に深刻な悪影響を与える可能性があります。欧州人権裁判所もこうした危険性を認めています。必要なのは非犯罪化や安全な労働条件の整備など、当事者を排除するのではなく支援する方向性であり、刑事罰によるアプローチには強い懸念を抱きます。 C.エビデンスと当事者の関与の重要性 これらの指摘は、国際的な研究や人権機関の見解に基づくものです。政策形成にあたっては、エビデンスを正しく反映させることが不可欠です。また、セックスワーカー当事者や支援団体の声を計画段階から積極的に取り入れ、現場で本当に役立つ施策を構築することを強く求めます。 政策決定にあたっては、当事者を排除せず、誰もが安全と健康を保障されながら暮らせる社会を目指す姿勢を重視していただきたいと考えます。

141	その他	30代	2	・「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 ・支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 ・買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 ・本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。 最後に。 性をサービスとして提供することは、衣食住をサービスとして提供する事と何ら変わりありません。 不当な扱いや人権を尊重しない扱いから、あらゆる職業に従事する人を守るのが国や法律の役目だと思います。 これは、それと逆行した草案となってます。お考え直しください。
142	女	30代	-	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。
143	女	40代	-	セックスワーカー、特に現役のセックスワーカーの方の人権が余りきちんと認められない問題にきちんとお向き合いください。
144	答えたくない	20代	-	これまで売春防止法、女性支援法など、セックスワーカーに関する法律や政策をつくる際には当事者の声はほとんど聞かれていないということを知りました。 セックスワーカーの人権団体の活動を通して、他国の政策を真似するのではなく「売春」などセックスワークを選択した人も健康や安全が脅かされないための政策が必要だと知りましたし、実現されることを願っています。当事者の声しっかりと聞き、それに基づいた公平で真っ当な政策を要求します。
145	答えたくない	40代	-	まず、国はセックスワークへの差別をやめてください。 そしてセックスワークを仕事として認めてください。 どうしてもセックスワークをなくしたいのなら、どんな人でも一人で生きていけるだけの賃金を払える国にしてください。

146	その他	30代	-	支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にする可能性があるのは不適切だと考えます。 また買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、フランスなどの実例を見てもアンダーグラウンド化を進めてしまいセックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。 そして何より、当事者の方々の様々な意見を取り入れていただきたいと思います。納得していない当事者の方を見かけます。
147	女	30代	-	近年、セクシャルマイノリティ、特にトランスジェンダーに対するデマに基づくヘイト、差別的な発言などが、SNSを中心に蔓延しております。 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないという点において、 トランスジェンダーやセクシャルマイノリティへのヘイトや暴力の禁止も盛り込んでいただきたいです。
148	答えたくない	60代	-	男女共同参画を進めるうえで大切なのは、誰もが困ったときに安心して頼れる場所があり、次の世代が幅広い知識を学べることだと思います。まず、人権侵害や差別にあったときに相談できる独立した専門機関を日本にも作る必要があります。国連のパリ原則では、独立性を持った人権機関を設けることが世界的な基準とされています。日本ではまだこうした機関がなく、被害を受けた人が泣き寝入りすることも少なくありません。公平に声を聞いて対応できる仕組みを持つことは、男女共同参画の土台になります。次に教育についてですが、素案にある「生命の安全教育」だけでは不十分です。命を大事にすることはもちろん大切ですが、それだけでは性や心、体の問題を幅広く理解することはできません。国際的には「包括的性教育」が推奨されていて、若い人が正しい知識を得ることで、自分の体や人生を自分で決められる力を身につけられます。こうした学びは男女の平等意識を早くから育て、将来の共同参画を支えるものになります。ぜひ国際的な知見を取り入れた教育を盛り込んでください。
149	女	50代	65	施策の基本的方向の３番目 「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに「複合的困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・障害者女性)などの文言を挿入していただきたい。
150	女	20代	-	トランスジェンダーが公共の施設を使うことにより、女性が不利益を被るため、生物学的な性別で公共の施設を使うべきです。 トランスジェンダーが公共の施設を使うことにより、女性は恐怖に怯えなければなりません。そのため、トランスジェンダーを容認すべきではありません。
151	女	20代	64	私は20代で、10代～20代前半の若者の性に関する支援に携わっている者です。 第6分野で「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」という文言が初めて入ったことを強く評価します。これは国際的な潮流に沿った重要な視点であり、ぜひ残していただきたいです。特にデジタル性暴力や同意教育の観点も広く取り入れていただけることを期待します。
152	その他	30代	-	セックスワーカーの権利と尊厳を守ってください。
153	男	50代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」記載されていることについては評価できますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善がすすんだような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。

154	女	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
155	男	30代	1	多様性が尊重される社会を実現すると書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記するべきです。合わせて２ページには女性に対する暴力についても支援体制が拡充など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているのでまだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
156	答えたくない	20代	75	「売買春の被害」に類する表現が多用されており、セックスワーク/ワーカーをまっとうな仕事とは見なさない観点から書かれているように見受けられます。望まぬセックスワークを強いられている人々を助ける制度はもちろん必要ですが、業界全体へのスティグマを助長する仕組みは不要です。 また、買春の処罰は業界のさらなるアングラ化を招くのではないかと懸念しております。
157	答えたくない	60代	75	(1)施策の基本的方向 「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」との表現について。 すべての「売春」を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは、特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 セックスワーカーは、「性を商品化」しているのではなく、技術とサービスを提供しています。 「性を商品化」との表現は、「身体のモノ化」との偏見に繋がり、セックスワーカーに対し、「何をしてもいい」という意識からの暴力を助長しかねません。 「売買春の被害から女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組」について。 「売買春」の「根絶」「廃止」を目指す法的な取り組みを実施した海外の事例がありますが、いずれもいずれもその目的を達することはできておらず、「売買春」は減少すらしていません。 「人権擁護」を目指し「売買春」を犯罪化した国では、むしろ暴力被害や生活の困窮につながっているという調査結果が出ています。 また、HIVを含む性感染症予防においても、処罰化、犯罪化が予防や医療へのアクセスを妨げる要因になっていることが指摘されています。
158	女	60代	-	セックスワークは必ずしも尊厳を奪うものではありませ。セックスワークを仕事として扱い、セックスワーク従事者への偏見をなくすこと、性犯罪が起きたらきちんと罰せられる社会悪にすることが大事です。セックスワークを違法行為としないでください。それよりも性犯罪の不起訴が減るように努力してください。不起訴理由も明らかにしてください。不同意の性行為を罰してください
159	その他	50代	12	「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑 罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処する」 と書いてありますが、これをやると、失うものがないお客さんばっかりになって、サービス提供側の人がひどい目にあう場面が増えます。 「リスクを抱えて買いに来てやってるんだ！」と横柄な態度の人が増えることについて、想定はしていますか。ヨーロッパで同様の措置が取られた後、サービス提供側が危険にさらされたと認定されていますが、こちらは調査なさいましたか。

160	女	30代	75	「（２）具体的な取組」の(1)の「『売買春の被害に遭うおそれのある女性』の支援」について この項目について、 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 当事者が医療や法的サービスをあきらめることがないよう、文言のご調整や見直しをお願いします。 また、現状の活動では、セックスワーカーの当事者や支援者のヒアリングが足りないと思います。 話を聞きながら慎重に進めていただけるよう、 お願いいたします。
161	男	50代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
162	男	30代	75	【売春防止法の見直しに関する意見と提案】 売買春への対策の推進における「売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う」という方針について、意見と提案を申し上げます。 私は福岡県福岡市で風営法を専門に扱う行政書士として、性風俗特殊営業の許可手続きに深く関わっております。業務を通じて経営者、女性従業員、そして時には利用客とも意見を交換する機会があり、現場の実情を把握しております。 【売買春が根絶できない構造的理由】 これらの経験から得た結論として、売春および買春を完全に止めることは不可能であると考えます。なぜなら、売買春は「人間が生物として本来備えている性欲」という普遍的な需要と、「自身の身体」という供給だけで成立する商売だからです。特殊な資格や設備を必要とせず開始できるため、参入のハードルが極めて低いという特徴があります。 【規制強化による弊害】 仮に規制を厳格化したとしても、届出をして適法に営業している事業者（いわゆるソープランドなど）は表面上減少するでしょう。しかし、その一方で届出をせずに女性従業員を管理し、客を募る「モグリ」の事業者が台頭することは容易に想像できます。このような無届事業者は実態把握が困難であり、客とのトラブルや女性従業員への不当な扱いによる被害が発生しても、事業者を特定・確保できない可能性が高くなります。 【売春に従事する女性の実情】 また、売春に従事する女性の背景を見ると、看護師、介護士、保育士といった社会的に重要な職業に就いている方の副業として行われているケースが目立ちます。これは、本来であれば社会に必要な仕事をしていても十分な収入を得られない現実を示しています。手取りが20万円を下回り、昨今の物価高により支払いだけで収入が消えてしまう状況が、こうした副業を選択する背景にあります。 【提案する方向性】 以上の観点から、売買春については実態把握を目的とした現在の届出制度を維持すべきであると考えます。規制強化よりも、むしろ困難を抱えた女性への支援を拡充する方針を強化すべきです。さらに言えば、支援の充実と並行して、社会全体が適正な賃金水準の実現に向けて前進することが根本的な解決につながると考えております。
163	女	70代	-	女性の所得上昇 ジェンダーをあたたかく見守る

164	女	40代	75	ジェンダー平等の実現と、性に基づくあらゆる暴力の根絶という目的には全面的に賛同します。 しかし「売買春への対策の推進」の項目には、国際的な人権基準や科学的根拠に照らして懸念があります。 人身売買を根絶するための法執行と同時に、セックスワークの非犯罪化を検討し、労働者が暴力や差別から守られる環境を整備すべきです。当事者の声に耳を傾け、国際的な人権機関の勧告を真摯に受け止め、二つの異なる課題に取り組んでいただくことを期待します。 1.「人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」について 全ての性売買を一括りに「人間の尊厳を傷つける」とするこの表現は、多様な背景を持つセックスワーカーへの偏見を助長します。国際連合合同エイズ計画は、セックスワークの犯罪化が暴力や健康上のリスクを高め、医療へのアクセスを妨げると警告しています。セックスワークを正当な労働と認めないことは、他の労働者が享受できる健康・社会的セーフティネットから排除し、人権を侵害します。人身売買という人権侵害と、セックスワークを厳密に区別した対策を求めます。 2.「売買春の被害に遭うおそれのある女性」の支援について 計画案の支援策は、性売買を「被害」と断定し、支援対象を「被害者」や「売春を辞めた女性」に限定しているように見受けられます。しかし、自身の選択として従事する人々も、安全や健康、法的権利や支援を必要としています。支援の前提を「被害者」に限定することは、支援へのアクセスをためらわせる危険性があります。 UNAIDSや世界保健機関は、公衆衛生の観点から性感染症予防のために、セックスワークの非犯罪化と差別なき包括的な医療サービスの提供を強く推奨しています。 3.「売春の相手方の行為」への対策について これは「北欧モデル」の導入を示唆しますが、このモデルは国際的な調査結果から大きな懸念が示されています。アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチは、「北欧モデル」が、かえってセックスワーカーの安全を損なう、と強く批判しています。アイルランドでは買春処罰法導入後、セックスワーカーへの暴力犯罪が増加した報告があり、ノルウェーでは警察を恐れ、コンドームを所持しないケースが確認されています。研究者たちは性売買に関する暴力を減らす最善策は「非犯罪化」であると結論付けています。
165	女	50代	12	第6分野（ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実）の「8　売買春への対策の推進」という項目についてですが、セックスワークに対する偏見が見受けられ、ワーカーに対する尊厳や人権についての考慮があまりなされていないように思います。売買春を厳罰化すれば、女性が救われるどころか更なるアンダーグラウンド化が進み、非人道的な行為が行われる可能性が高まると思います。厳罰化より、セックスワーカーの労働者としての権利を認め、健康や暴力の被害がないようにすべきだと考えます。そして、心ならずもセックスワークに従事する事になってしまった人がいれば、その人を保護し、違う職業に就けるよう支援する体制を作るべきですし、社会の一員であるセックスワークとワーカーへの差別がない社会であるべきです。
166	女	20代	-	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。セックスワーカー当事者や、支援者へのヒアリングを行うべきです。
167	女	20代	101	ジェンダーが浸透してきている世間では、見た目と内面との違いから虐められることが数多く見られます。 なので、国や県など公共団体でのジェンダーの方々を保護し安心して暮らせる世の中を作っていくことが重要だと思います。

168	答えたくない	60代	75	この基本計画には、現場のセックスワーカーの声が、訴えが、全く反映されていません。 セックスワーカー当事者や支援者の意見をしっかりと聞いて、基本計画に反映させてください。 セックスワーカーのことをセックスワーカー抜きで決めないでください。
169	男	20代	65	現実における犯罪の防止と取り締まりを厳格に行うことは当然であり、徹底されるべきです。しかし、二次元・アニメ・漫画・イラストなどの完全な創作物（非実在未成年者性表現も含む）に対して、一切の規制を行うべきではありません。これらは憲法で保障される「表現の自由」に含まれ、実在の被害者を生まない創作物まで規制することは合理的根拠を欠きます。 創作物の規制には多くのデメリットがあります。 第一に、曖昧な基準での規制は萎縮効果を生み、創作や言論全体を制限し、民主主義に悪影響を与えます。 第二に、日本のアニメ・漫画・ゲームは世界に誇る文化産業であり、規制は国際競争力を奪い、経済的損失を招きます。 第三に、規制は現実の犯罪防止に効果がなく、むしろ表現が地下化・国外化して取り締まりを困難にします。 第四に、「子供に悪影響がある」との主張には科学的根拠が乏しく、政策判断として不適切です。 第五に、教育・研究や人材育成を阻害し、文化発展を妨げます。 さらに、警察官等の限られたリソースを非実在表現の規制に回せば、現実の事件発覚・調査・解決や事前のパトロールが遅れる可能性があります。全てのリソースは実際の被害者を守るために使うべきであり、被害者の存在しない非実在表現に割くことは絶対に避けるべきです。 また、「不快だから」「気持ち悪いから」といった主観的理由による規制も許されません。好悪は個人の自由ですが、公共政策の根拠にはなり得ません。 加えて、創作物を通じてストレスや性欲を解消している人は多く、30年以上合法のもとで社会に根付いてきました。これを急に禁止すれば心のはけ口を失った人が現実に向かう危険があり、かえって社会不安や犯罪リスクを高めます。安全のためにも創作物の自由は守られるべきです。 さらに、過剰な規制は国際的にも「文化的後退」と見なされ、日本の表現文化やソフトパワーの信頼を損ないます。日本は多様性や自由を尊重する国として国際的に評価されてきましたが、規制はその歩みを逆行させます。表現の多様性を認め合う社会こそが健全であり、創作物の自由はその基盤です。 海外（日本国内）からも日本だけは創作物を一生規制しないでとの声もかなり多くあります 現実の犯罪対策は現実世界で徹底すべきであり、創作物規制は不当かつ非合理的です。規制による不利益を十分に考慮し、導入しないよう強く求めます。
170	女	30代	65	「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、とあるが、権力構造的圧力や脅迫などで同意してしまう場合もあり、同意があっても本意ではない場合も性暴力となることも周知すべきであり、同意形成の難しさを訴えるべき。また、未成年の同意形成は慎重にならざるを得ないことも明記すべき。

171	男	20代	-	該当箇所 「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑 罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法(昭和 31年法律第118号)の更なる見直しを含め、検討を行う。」 現在の売春防止法では、「売春の相手方の行為」についても禁止はされていますが、処罰規定はありません。一方で、性を売る(売らざるを得ない)女性については、勧誘罪という形で処罰規定があります。そこで、第一に女性側の非犯罪化をすること、第二に買春行為を処罰化すること、第三に性売買女性を被害者として十分に保護し、脱性売買のための支援を充実させることを目指していくことを強く求めます。こうした方針は「北欧モデル」と呼ばれ、スウェーデンをはじめとして、フランスや韓国でも取り入れられています。日本もこうした外国の事例に学びつつ、十分な効果を得られるように施策を講じるべきだと考えます。特に、買春処罰と脱性売買支援(衣食住の支援)は必ずセットで行うべきだと思います。そうでなければ、ただ女性側の収入が断ち切られることに留まるためです。
172	その他	20代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行う」という方針に反対する。 売買春の規制強化はむしろ売春を行っている女性を更なる危険に晒すからである。 フランスは2016年に買春が違法化されたが、法律施行後の研究調査では売春を行う女性の5割を越える人が客による暴力が増えたと回答している。 取締りにより比較的常識的な客は篩にかけられ客層が悪化するからである。仕事の減少に取り入った値下げ交渉や更に危険なプレイの強要などの事案も指摘されている。これはコロナ禍の日本でも実際に起こった事象だ。 暴力が増加する一方、取締り強化によって仕事を失うことを恐れ、暴力を通報したり相談窓口にかかることを断念する人も多くいる。売春当事者は偏見を受けやすく、警察に相談しても「売春なんかしているから」「自己責任だ」など門前払いをされてしまうことが現在でも多い。ここに売買春の取締り強化が重なれば成人している法的に問題のないワーカーであっても警察や支援者からの暴言、暴力、望まない廃業と貧困に晒されることは想像に容易い。これではますます必要な支援は届かなくなる。 以上の理由から、私は取締りありきの売買春対策方針を撤回し、まずは警察、各種支援機関の売春当事者への偏見是正と、女性全体の貧困対策を求める。
173	答えたくない	60代	75	(2)具体的な取り組み 1、「売買春の被害に遭うおそれのある女性については、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点」について。 「売買春」自体を「被害」とみなす観点は、現実に即していません。たしかに様々な困難を抱え、支援を必要とする女性が、「売春」行為により搾取被害に遭っている事例が多数であると思いますが、支援対象は「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性となっており、福祉やアウトリーチ支援に依らずに「売春」を選択した者については一切言及がありません。このような支援は、「売春」を行う女性を分断し、「被害者」とみなさない場合、必要なときに必要な医療、法律などの支援へのアクセスを困難にする危険性があります。
174	団体として提出	70代	65	施策の３番目、「年齢や性別、障害の有無」のあとに、「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・琉球女性など）」の文言を挿入していただきたい。

175	女	60代	73	（２）具体的な取組　について セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の加害者に対する対応が不十分だ。 昨今、特に教員による児童・生徒への性加害が多発しており、「服務規律の徹底」などで被害をなくすことができるとは到底思えない。 性加害は「嗜癖」や「認知のゆがみ」であり、治療的プログラムが必要だ。DV加害者に対して暴力の責任を自覚させるプログラムがようやく少しずつ実施されるようになってきたが、これもまだ法制化されていない。性犯罪の加害者と併せて、治療プログラムの実施を法制化してほしい。 刑罰だけで、性犯罪の再犯を防止するのが難しいことは、再犯率をみればよくわかるはずだ。その点をよく考えて対応を検討してほしい。
176	女	50代	67	(1)不合理な年齢差要件をなくす。公訴時効は、性被害が、心身、(1)社会生活や人生への悪影響・支障を長期間にわたって及ぼすのが通常である実態に見合った公訴時効、たとえば３０年等に延長すべき。セクハラ行為については、事業主等への措置義務というたてつけでは足りず、諸外国でもあるように、セクハラ行為自体を罰則を伴う犯罪行為と規定し、実効性ある犯罪抑止を図るべき。ＡＩ技術進展とＳＮＳの情報が瞬時に世界的に拡散する状況に伴い、深刻な被害を生んでいるディープフェイクポルノに対する必要な法規制をすみやかにかけるべき。 (5)届出受理と捜査が適切に行われても、適切に起訴権限が行使されなければ意味がないため、被害者が最後の検察官による事情聴取、調書作成の際にも躊躇せず安心して話ができるよう、女性検察官も増やして被害者の心情に配慮し必要・適切な性被害事案の把握をすべき。そもそも顔見知りによる犯行が多く、客観的証拠が乏しい状況で行われる性暴力事案が多いなか、加害者が否認したり同意誤信を主張しても、ひるまずに、背景・経緯、前後の状況、当事者や関係者の言動など間接証拠を丁寧に捜査し、不合理な弁解に安易にのらず適切に起訴権限を行使して必要な処罰がされるようにしなければ、特別予防も一般予防も図られない。被害届が受理されやすくなっても適切に起訴がされなければ、被害後に心身が大変な状況のなかで負担が大きい捜査や裁判への協力をしてでも被害申告しようとする被害者がいなくなり、法改正の趣旨に反する。捜査機関と検察における人員を拡充すべき。 (7)性被害により精神疾患等の被害が生じることは経験則上明らかなので、被害届受理後の捜査においては、被害実態について、致傷罪の該当性を慎重に判断しうる相当な期間をかけて受診・治療状況等についても所要の捜査を行い、被害実態にみあった罪名での起訴に至るよう取り組むべき。

177	答えたくない	60代	75	3、「売春の相手方の行為」に「売春防止法の更なる見直し」との言及について。 売春の相手方の行為に対する法とは、スウェーデン、フランス、韓国等で施行されている、いわゆる「買春処罰法」を指すものと考えられます。 「買春処罰法」が施行された国では、「売買春」がよりアンダーグラウンド化し、暴力被害増加や生活の困窮につながるとの調査結果が出ており、欧州人権裁判所でも「買春処罰法がセックスワーカーの生活に悪影響を与えた」と認められました。 もちろんたしかに、セックスワーカーの置かれている現状は、十全とは言えません。安全は明らかに軽視され、その確保は現場のセックスワーカーに押しつけられ、あからさまな搾取が横行しています。弱みにつけ込む犯罪組織も存在することでしょう。「売春」を望まない人が「売春」に従事しなくて済む施策が望ましいと考えます。それには社会保障を充実させ、「売春」を望まない人を「売春」に近づかせない施策が必要です。 また、セックスワーカーを選んだ人も安全と健康にアクセスでき、辞めたいときに安全に、健康に辞めることができるような施策も求められます。あらゆる人を支援するための施策は、従事者のリスクを増加させるものであってはなりません。 いずれにしても、「買春処罰法」では誰も救われません。 アムネスティ・インターナショナル、国連女性と女児に対する差別に関する作業部会、ヒューマン・ライツ・ウォッチ等は、いずれもセックスワークの全面的な非犯罪化を支持しています。
178	女	50代	70	・⑬DVと児童虐待が同じ家庭で起こりがちで（⑤参照）、生命の危険にすらつながる重大な被害実態があることからは、DV被害者と子どもの利益を図るため、家族法改正後も、配偶者が子連れでの避難・別居によって加害者から離れ、自身と子の安全確保して生活することを躊躇しなくてよいよう、警察や行政を含む支援機関、弁護士、裁判官といった司法関係者による相談や手続運用において、十分な配慮、支援、適切な判断がなされるよう周知し、支援・運用状況を把握して対応すべき。 ・DV加害者やその関係者、支援者による攻撃や嫌がらせは、被害者やその親族等にだけでなく、職務上被害者支援を行う者（行政機関の相談員等、裁判官や調査官などの司法関係者、夫婦や親子をめぐる協議や司法手続を受任した代理人弁護士など）に対する深刻な業務妨害（人身事案、ネット上でのプライバシー侵害や名誉棄損、所属先への苦情、頻繁な連絡、懲戒請求等の処分を求める手続、加害者呼ばわりされたことなどへの損害賠償請求訴訟等）としても行われており、心身、名誉、財産的被害、対応をめぐるコストも重大である。その影響は、支援控えによってＤＶ被害者が必要な支援を受けられず、被害が継続し、自立支援どころではなくなるため、これらの攻撃や妨害の実態を調査・把握したうえで、所要の対応、対策をとる必要がある。
179	男	50代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、２ページには「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
180	男	20代	10	性犯罪・性暴力の被害者の尊厳を回復するに当たって、生成AIの規制、新規罰則の施行は必須事項であり、急務であると進言いたします。 生成AIの台頭以降、学校教員による盗撮、学校行事等の学童を写した写真を用いたディープフェイクを始め、生成AIによる性犯罪の犯罪率は増加傾向にあり、現行法での対処は困難を極めているのが実情です。 此等は特に女性の被害が甚大でありますが、男性にも及ぶ問題であり、看過されるべき物ではありません。 この様な状況を規制、法的罰則無しで野放しにし続けるのは『ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤』を実現する上であってはならない事です

181	女	30代	-	＞具体的な取組の③「売春の相手方の行為」 売買春を犯罪化しても根絶することはできません。犯罪化を行なっている諸外国の状況を調査してほしいです。売買春は根絶されず、アンダーグラウンド化することで、そこで働く人の危険度は増します。また危険な目に遭ったとしても、しかるべき機関への相談を躊躇ってしまうことになります。 望まない人が売春を行わなくてよくなるための制度（福祉の充実）などは必要だと思いますが、それは売買春の犯罪化によっては不可能です。
182	女	20代	-	売春を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に従事する人への偏見や差別に繋がりかねないと感じた。 また、そもそもそういった特定の職業に就く人や、売春を選択した人たちへのヒアリングがどの程度されて、その結果どういう措置が必要と考えているのか知りたい。 全ての売春を取り締まることにより、さらなる性犯罪が引き起こされる可能性があるのではないか？もっと見えないところで、もっと恐ろしく辛い結果が引き起こされてしまわないか？ だからこそ全ての売春を取り締まるのではなく、売春を選択した人が安全に守られる環境が必要ではないか？
183	団体として提出	40代	-	他国の影響やメディアの過度な報道によりジェンダーに対する人権の尊重や自由化が進められている。 しかし現実は男性には男性が得意とする仕事、女性には女性が得意とする仕事がある。特に女性が出産した際の育児休暇に関しては、女性でしかできないこともある。また警備など暴漢から守るような職業には体格的に男性の方が優れているので男性がせざるを得ないと思う。すべてをジェンダーレスにすることは不可能だと思う。最近では男性の育児休暇を認める職場、また機械によっての警備などもあるらしいが、まだまだ実行されていない会社が多くある。 難しい課題だが、すべてを受け入れてジェンダーレスを目指していくのであれば、それに伴った法の起案や改訂、また教育を地道に進めるべきである。 凝り固まったジェンダーに対する差別意識をなくしていくには長い時間を要するが、ジェンダーによって苦しむ方々が一人でも少なくなる社会を目指し、協力していきたいと思う。
184	女	50代	-	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別につながります。 色々な事情でセックスワーカーを必要とする人があり、それは多様です。そういった事情に向き合い、誇りを持って働いている人も沢山いらっしゃいます。 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 誰もが健康で文化的な暮らしをする権利があるはずです。 買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。 よろしくお願いします。

185	女	20代	-	売買春の行為が「被害」であると初めから断定している点が非常に気になります。 被害を受けた方がいらっしゃるという認識も分かります。しかし、この行為に関わると必ずしも被害者になるとは言い切れません。 そして、この生業をすることで今生きていくことが出来ている人も大勢いると思います。そのため、売買春全てを否定することは行ってはいけないことなのではないでしょうか。 今一度、内容について考える必要があると思います。
186	男	40代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
187	その他	20代	-	日本の警察、司法は性暴力に対して甘すぎる。 いまのこの国のシステムでは、性犯罪被害者が圧倒的不利に立たされている。 性被害の時効の撤廃、加害者ではなく性被害者のいのちと未来を守る制度作り。 性被害に遭ってしまった場合、証拠の保存は難しい。 被害だったと認識するまでに時間がかかれば、警察に行きたくても証拠を提出することは不可能。 他の犯罪は警察が証拠を集めて犯人逮捕につなげるのに、なぜ性犯罪に対してはそれをしないのか？ 性被害に関してはいつも被害者が自分で証拠を集め、提出しなければならない。 そしてそれが裁判、有罪判決まで繋がることは極めて難しい。 それでは性被害者は何も報われない。 証拠を集め犯人逮捕につなげるのは、本来警察の仕事ではないのか？ 性犯罪に対する厳罰化を強く願う。
188	女	80代以上	65	最近、ストーカー被害に遭ったジョセイが警察に相談しても、被害の深刻さに気づけずに、被害者が殺されてしまうケースが度々あった。警察署も多くの被害届に忙殺され、本当に深刻な事案かどうかわかりにくい面もあるかと思うが、命に関わるケースも多いことから、決して軽くかんがえずに、被害者の保護のために真剣に力を尽くすように、取り組んでほしい。
189	女	60代	66	⑪ 国内のDV・性被害者支援が実態として脆弱なまま、「帰国後は国内と同等の支援」と記すことは、建前だけの文言に過ぎません。現状の課題は以下の通りです： 支援期間の短さ：一時保護や生活再建支援が限られ、長期的な安全や生活保障が十分ではない 地域差の大きさ：自治体やシェルターによって支援の質や量に大きな格差がある 専門人材不足：支援員やカウンセラーの数・専門性が不足しており、継続的な心理的ケアが困難 制度の偏り：犯罪被害給付金制度は身体的被害中心で、精神的・経済的困窮への対応が不十分 このような現状で海外被害者への支援を「国内と同等」と謳うことは、現場の実態と乖離しています。行政はまず国内被害者への支援を実効性ある体制に整備すべきです。その上で初めて、海外被害者への支援を真に「同等」と呼ぶことができるでしょう。

190	その他	30代	75	3つの観点から、この箇所の内容に反対です。 （1）そもそも、現在売春に関わる女性は「経済的事情や実家が安心して過ごせないため、生きていくために不本意ながら買春をしている人」「自ら望んで買春をしている人」の2パターンのはずです。 他の職業に比べ危険やリスクが高いとされる職業に不本意ながら従事している人は他にも多くいる中で、売春だけを一律で「人間の尊厳を傷つける」とするのは職業差別です。 （2）目指すべきは、売買春の根絶でなく、「不本意な売春の根絶」＋「望んで売買春をする人の安全確保」だと思います。 ・経済的事情や実家が安心して過ごせないため、生きていくために不本意ながら買春をしている →買春をセーフティネット代わりにせざるを得ない社会状況を是正するべきです。具体的には、大学までの学費無償化、同一労働同一賃金の保証によって非正規労働の女性の賃金をあげること、生活保護を受ける権利の周知、などです。 →また、やむを得ず買春を選んだ人が、他の職業につきたいと思ったときの相談窓口や就業支援などの仕組みも必要だと思います。 ・自ら望んで買春をしている人 →現在安心・安全とは程遠い状況で買春をしている女性がいるのは事実です。ならば、他の職業と同様に労働者としての権利を保障するべきです。買春する側の暴力や性加害を厳罰化する、雇用主に犯罪行為があったときの通報義務を設ける、相談窓口を設ける、などです。 （3）アムネスティインターナショナルの調査では、売買春を犯罪化した国ではむしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという結果が出ています。 ただでさえ犯罪行為があったとき泣き寝入りになりやすい今の状態から、売買春が厳罰化されれば、社会の目が行き届きづらい状況で暴力被害などに繋がることは容易に想像がつきます。 以上のことから、売買春について改めて下記3点を求めます。 ・お金や生まれた家にかかわらず、全ての女性が不本意な売春をすることなく生きていける社会制度の整備 ・望んで売買春をする人の労働者としての権利保障 ・買春側の犯罪行為の厳罰化、雇用主の通報義務化
191	男	40代	65	① 「ビジネスと人権」など人権に関する周知・啓発について、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」から、以下の文を注意事項として引用して地の文や注として補足してはいかがでしょう？ ■以下、引用■　また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。 もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。 このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

192	女	40代	67	(1)性犯罪を厳罰化してほしい。現在は刑が軽すぎて再犯率を上げていると思う。 (2)性犯罪は再犯率が高すぎるので、加害者への更生プログラムをマストにしてほしい。 (3)被害者の公訴時効期間の制限をなくしてほしい。（時効をなくしてほしい） (4)性犯罪の件数のカウント方法を変えてほしい。例えば同じ人が100件の盗撮をしたら、犯罪件数は1ではなく100とカウントしてほしい。
193	男	40代	69	(2)6 「こども間の性暴力事案」「性的いじめ事案」は文科省の定める「いじめの重大事態」に該当すると思われますから、「関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方」を、「警察を含む関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方」として、更に周知の対象として「警察」を加えてはいかがでしょう？
194	女	30代	65	被害者支援の観点から加害者からのスラップ訴訟を抑止する視点を盛り込んでほしい。 性犯被害は密室で起こることが多く仮に映像などが残っていても「嫌がっているとは言えないのではないか」などの理由から加害者が無罪になることは少なくない。その結果、無罪になったことで告発によって名誉が傷ついたことを理由に被害申告者を名誉毀損で訴えるケースが見受けられ、ほとんどか加害者側に資金やリソースが多い場合は容易に行える。その上、一般的に女性の賃金は低いため訴訟を起こされた時点で被害者の負担は計りしれず、裁判の結果にかかわらず被害者にとって時間やお金、さらなる尊厳の傷つきながなど失うものばかりであり、加害者に有利な構造となっている。 また、多くの場合、少なくとも無罪や不起訴になれば、また、有罪であったとしても社会的地位のある男性には支援者も多く、訴訟を起こすほど自身の行いに不釣り合いな告発がなされたとは言えず、裁判での立証が難しかった被害者側を苦しめる目的で行われていると言える。また、こうした報復を恐れて被害者、特に金銭的、時間的、精神的余裕のない女性が報復を恐れ被害届をためらうことにつながると思われる。 加害者側からのスラップ訴訟に制限を設ける、あるいは性犯罪においては被害者に対する名誉毀損は行なえない、または金銭の要求はできない、一定額を超えてはならないなど、法整備する必要がある。
195	女	80代以上	-	「１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化」 概ね賛成ですが、これらの問題に不可欠と思われる「性教育」に全く触れられていません。漫画やアニメの影響でしょうか、小学生男子4～５年生がセックスに関する単語を発する場面に何度か出くわし、驚くと共に憂慮しています。 清潔感のある真っ当な性認識を持ってほしい、それを育てるような教育の必要性を感じています。「性教育」に関してつけ加えて頂けるよう要望します。
196	女	70代	71	②⑪ 意見 「若年層に対する教育及び広報啓発を推進する」⇒「学校園での生命（いのち）の安全教育及びデートDV防止教育をファシリテーター資格を持つ人で構成される地域の活動団体とともに進めていけるよう、予算化をはかり推進する」とする。 理由１ p65の③では「生命（いのち）の安全教育」について、全国的な取組の実施を推進する」とあるが、内閣府から教材の提示等はあるが学校内の多用を極めている教員に任せるのは負担が大きく、あまり実施されていない現状である。そこで生命（いのち）の安全教育だけでなく、そこから発展させたデートDV予防教育をこどもたちの発達段階において繰り返し実施できるよう、国が予算を計上し教育委員会に伝えると共に学校での実施を具体的に進めることができるよう、地域の活動団体の協力を得ながら「出前講座」の形で進めることで定着を図れると考えられる。

197	その他	20代	75	「人間の尊厳を傷つける売買春」について、売買春行為すべてを「人間の尊厳を傷つける」と定義することによって、従事者や従事せざるを得ない要被支援者をスティグマ化し、さらにタブー化することとなります。そこでアンダーグラウンドに売買春行為が行われることで、より一層危険が高まることについてご認識ください。 特に買春行為の犯罪化については、スウェーデンモデルとして研究もなされていますので、そのリスクについて見直しを要求します。 必要なのは、安全に働く権利、職業選択の自由であります。 性産業が性暴力を生んでいるのではありません。 性暴力を生む構造（今回でいうスウェーデンモデル等）が、性暴力を生んでいるのです。
198	女	40代	75	「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う。」 とあるが、現在の売春防止法には直接買春者（売春の相手方）を処罰する法律がない。実質的に買春者が野放しになっている状況のため、18歳未満を対象とした児童買春のみならず、男女を含めたすべての年齢に対する買春という行為を禁止し、罰則を設けることにより、実質的に機能する買春禁止法が必要である。
199	女	50代	65	包括的性教育を学習指導要領に組み込み、性について学べるように国として取り組むよう求めます。性について学ぶことができないまま大人になり、性の被害者、加害者がいることは、性に対する国の無策の表れであり、個人の問題ではありません。
200	女	60代	65	(2) 支援体制の空洞化 第6分野: 「専門人材の育成・確保を図る」（p.65）、「支援に携わる人材の育成を図る」（p.71 ⑨） 第7分野: 「女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進」（p.79 ⑤） 女性支援新法ができても、民間との「協働」の名のもとで団体を安価に使い捨てる現状では、制度は絵に描いた餅です。助成金は報告義務ばかり重く、人件費は認められないことが多いため、持続的な支援が困難です。支援員も育たず、現場は疲弊しています。オンライン研修程度では質は担保できず、複雑性PTSDや面前DVの影響を理解できる専門人材は不足しています。DV防止法制定から25年、支援人材養成に本気で取り組んでこなかった結果が今の人材不足です。今からでも、実践的な教育と安定した処遇で専門職を育てなければ、永遠に不足したままです。女性支援新法を「魂のある法律」とするためには、支援体制の質と持続可能性を保障する仕組みが不可欠です。
201	女	20代	71	【（２）⑩について】 加害者プログラムの実施が明記されたことは評価したい。しかし、実質的には、プログラム実施団体の企画実施に依存する書きぶりである。数多くのDV被害者やその家族が避難後もなお深刻な被害（生命の危機や、PTSDなど）を負っている状況にもかかわらず、再犯防止の取り組みに対する行政の姿勢が極めて弱いと言わざるを得ない。 そのため、「行政がプログラム実施団体に対して必要な援助を行うことなどにより」とあるが、例えば「諸外国の加害者プログラムなどを参考に、科学的根拠に基づいたプログラムを、適宜民間団体とともに連携しながら行政が企画検討し」など、科学的根拠に基づく有効なプログラムを行政が主体的に実施するような書きぶりに変更いただきたい。

202	女	60代	64	1. 意見の要旨 DVは単なる家庭内の不和ではなく、計画的かつ継続的な犯罪行為であり、人道に反する行いです。にもかかわらず、国は対策においてこの本質を直視せず、司法は責任から逃げています。この無策と加担が、DV被害者と子どもを絶望的な状況に追い込み、社会全体のDVに対する認識を20年遅らせています。国はDVを犯罪として再認識し、その防止と被害者救済に明確な責任を果たすべきです。 2. 意見の詳細と理由 DVは、加害者が被害者の人格を支配し、社会的・経済的孤立を強制する計画的な行動です。この本質を無視した現行の対策は、被害者の真の救済には繋がりません。 国の無策: 現行制度は、被害者が心身の回復と再出発に専念できる経済的基盤を保障せず、被害者を貧困の連鎖に閉じ込めています。また、DV被害がもたらす子どものトラウマ性発達障害への支援も不十分です。 司法の逃げ: 司法は、DVの本質を理解し、被害者の人権を守る最後の砦となるべきです。しかし、多くの裁判所は、DVの事実を認めつつも、和解を強要したり、高裁で判断を覆したりすることで、「先例を残す」という責任から逃げています。これは、司法がDV被害の深刻性を正面から受け止めず、その責任を果たしていない証拠です。 3. 求める施策 国はDV対策において、以下の点を直ちに実行すべきです。 DVの犯罪性の明確化: DVを「人道に反する重篤な暴力」として刑法上の「犯罪」と位置づけ、厳罰化する。 司法制度の抜本的改革: 裁判官・弁護士に対し、DVの本質と心身への影響に関する専門的な研修を義務付け、被害者に寄り添った公正な判断を徹底させる。また、経済的・時間的な負担から被害者が法的救済を諦めないよう、公的な支援制度を創設する。 包括的な支援体制の構築: 被害者の経済的自立を真に促す生活保障制度を確立し、子どもを含む被害者全員への包括的なトラウマケアを、公的責任において提供する。 結び DV被害者が立ち上がれないのは、個人の弱さではなく、国と司法が責任から逃げているためです。私の経験は、この国のDV対策が「無策」であるだけでなく、**「加担」**していることを示しています。DV被害者と子どもが安心して暮らせる社会の実現のため、本提言が真摯に検討されることを強く求めます。
203	女	80代以上	75	売春防止法が改正されたが、いまだ性を売らざるを得ない女性を取り締まりの対象にしており、買う側の男性は何ら処罰されない。性風俗店も営業が野放しにされており、居場所のない若い女性をターゲットにした悪徳業者が繁華街で女性を物色して声をかけ，売春させて儲けようとしている。 女性の体を金で買ったり、女性に体を売らせることで儲けるような行為を取り締まり、犯罪として処罰する必要があるのに、必要な法律がないのはおかしい。必要な法律を作るべきと考える。

204	男	70代	75	「７ 人身取引対策の推進」及び「８ 売買春への対策の推進」について 人身取引は、女性に対する最大の人権侵害であって絶対に根絶しなければならない。しかし人身取引とセックスワークを混同してはいけない。合意に基づく性行為はいかなる意味でも犯罪ではないし非難されるものではない。人身取引根絶に名を借りたセックスワーカーへの迫害、人権侵害はあってはならない。 セックスワークの非犯罪化は世界の流れである。セックスワークが犯罪とされることによりセックスワーカーは客や雇用者から受ける暴力を告発することが困難となっておりそのことが人身取引の摘発を妨げている。 セックスワーカーは、日本社会においても様々な偏見、差別を受けており国はそれを助長している。コロナ給付金が政府により性風俗業に支給されずまたそのことが司法により合憲とされたことはその一例である。また何ら違法性があるとは思えないストリップ興行に対する恣意的な摘発等も同様である。これは明らかな人権侵害である。人権はすべての人が持つものであり職業によって差別されてはならない。そして「性の自己決定権」は侵害されてはならない。 「人身取引の根絶」と「セックスワーカーの権利の擁護」は、表裏一体である。 ７はこの点を明確にし、８は抜本的に書き換える必要がある。
205	女	60代	69	（1）2点めの〇について、子どもの性被害の未然防止と早期発見のためにも「人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。
206	男	40代	65	(2)3 「生命（いのち）の安全教育」について、ここでの記載は維持したうえで、同様に子どもの教育について述べる第４分野にも記載されてはいかがでしょう？
207	男	40代	71	(2) 　子の利益については、13離婚後・親権に関する項や5児童虐待に関する項だけでなく、そもそもＤＶ事案においては、被害者の権利とは別個に、「子の利益」が損なわれないよう極力配慮されるべきものであると記載を増やされてはいかがでしょう？
208	答えたくない	60代	-	素案では「配偶者からの暴力」と書かれていますが、この言い方では「加害の主体」があいまいです。「配偶者への暴力」と表現したほうが、暴力の責任がどこにあるかが明確になると思います。DVは家庭内のトラブルではなく、人権侵害であり、時には命の危険にもつながる深刻な問題です。被害を受ける多くは女性で、経済的に相手に依存しているケースも少なくありません。暴力から逃れようとしても、住所を知られたり支援が足りなかったりして、安心できる場所がない人もいます。DVを減らすためには、避難や支援の体制だけでなく、暴力を起こさないための教育も大事です。学校や地域で、対等な関係のつくり方を教えたり、怒りのコントロールを学ぶプログラムを広げることは有効だと思います。また、姓の選び方の自由がないことで、DVの加害者と同じ名字を名乗らざるを得ず、被害者の心の負担になっている場合もあります。選択的夫婦別姓の議論とも結びつけて、DV防止と被害者の自立を支える仕組みを進めてほしいです。
209	女	40代	-	「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」表記への変更に賛成します。可視化される被害・問題がたくさんあると思います。
210	女	50代	69	（１）施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があると考えます。

211	男	40代	64	基本認識 　暴力の対象の性別のみを記載しているが、暴力を振るう側についても性別や事情に依らずに問題であることを記載されてはいかがでしょう？ 　「あらゆる暴力を容認しない」という記述から自明ではありますが、一切の暴力は許されないという姿勢を明示するため、例えば「加害者の性別や事情に依らずあらゆる暴力を容認しない」とするなど、ご検討をいただけないでしょうか？なお、問題であることは直ちにその加害者を罰することを意味せず、法に従ってその事情に沿った問題解決が図られるべきです。
212	男	40代	66	(2)8 　困難女性支援のモデル事業である「東京都若年被害女性支援事業」では、住民監査が認容されて民間団体の問題が指摘されたうえ、現在は複数の住民訴訟が起こり混乱が続いています。更に、同東京都事業では薬物汚染が疑われる事案も起きており、いずれも東京都事業ではありますが、国としても襟を正すとともに、被支援者および支援団体のためにも、広く注意喚起を行って同様の事象が起こることを防ぐことが望まれます。 　その観点から、「支援事業を行う地方公共団体にあっては連携する民間団体の適格性について事業前に十分に情報を得て慎重に判断するとともに、事業完了まで被支援者の利益が守られるように十分に配慮すること」のように記載を補ってはいかがでしょう？
213	団体として提出	70代	-	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （１）施策の基本的方向 施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
214	女	70代	-	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （１）施策の基本的方向 施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
215	女	70代	-	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （１）施策の基本的方向 施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
216	女	70代	-	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （１）施策の基本的方向 施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
217	女	70代	-	施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。

218	女	40代	65	施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
219	女	60代	-	施策の基本的方向の3番目 年齢や性別、国籍、障がいの有無の後に、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などの文言を挿入していただきたい。
220	女	70代	-	○第6次男女共同参画基本計画において「男女共同参画の実現が・・・最重要課題」として掲げられ、社会のあらゆる分野において分析がなされ、対策が提言されている。その目指すべき社会については、第１～５次までも同様の目標が掲げられ問題意識は社会に少しずつ浸透してきたように思われる。 　しかしながら、男女の格差・不平等の解消はほとんど進んでいない。それはジェンダーギャップ指数における順位が相変わらず低迷を続けていることからも明らかである。 ○なぜ「３割」なのか 女性の積極的登用、女性リーダーの育成などをうたい意思決定層への女性の参画が重要であるなら、なぜその目標が「３割」なのか。人口の半分超が女性であるという事実、日本国憲法が男女の平等をうたっているという事実からすれば、目標は「５割」にすべきではないか。 ○両立支援は「男性」にこそ必要 現在、女性の殆どは仕事と家事・育児・介護において既に両立している。子どもを複数持ちたいと思いながらためらうほどに。また結婚にも子育てにも希望が持てない程に。なぜならワンオペになることが見えているからである。 　従って、両立支援は男性にこそ必要なのである。「男性」の固定的役割分担意識こそ変えていくべきであり、家庭と職場の両立を達成している「男性のロールモデル」を示していくことが重要である。 ○「男性の問題」に焦点を 日本社会に蔓延している、　性犯罪・性暴力・DV・ストーカー・セクハラ・買売春など、加害者の多くは「男性」である。法律はあっても男性の意識にこれらが人権侵害であり犯罪であるとの認識が深まっていかないのは、常にこれらが「女性の問題」とされているからである。 ○意思（政策）決定の場における男女の平等 　DV加害者である「男性の問題」の調査・検証・対策がおろそかで、「選択的夫婦別姓」にも触れられていない。コンビニに陳列される「エロ本」は東京オリンピック終了後完全復活しているという状況への対策もない等々。 　以上のことを考えると、「第６次基本計画策定専門調査会」に女性の声は反映されているのだろうか、男女の比率はどうなっているのだろうかと考えざるを得ない。男女共同参画社会の実現が２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題であるとするなら、まず調査会からロールモデルを示し、男性も女性も共に生きやすい社会になる案を再検討していただきたい。

221	女	30代	-	・ネット広告や動画の厳罰化・ゾーニング →コンビニの成人向け本の規制はとても良い選択だったと思います。コンビニなどに安心して子供と行けるようになりました。ありがとうございます。 そこで、ネットの成人向けの広告もぜひ規制を行って欲しいです。何もしなくても成人向けの広告が出てくるなんて子供の教育にとても悪いです。 また、フィルターをかけても子供向けと嘘の申告をし成人向けの動画を出すものも問題だと思います。今後改善していってほしいです。 なくせ、とは言っていません。ただ、子供の視界にはいらないような表示方法へ変えてほしいです。 ・子供に対する性犯罪の厳罰化を希望 →なぜ子供が相手だとたった数年で釈放されてしまうのでしょうか。あまりにも刑が軽すぎて加害者のやったモン勝ち状態になっている現状がとても悔しいです。 被害にあった子供が成人にならないうちに加害者が釈放されてしまうのは子供の精神安定上良くないですし加害者による再発や逆恨みの可能性もあります。何より心から安心して生きることができなくなります。それはこどもへの人権侵害ではないでしょうか。 日本版DBSもまだ抜け穴があり加害者の得になっている所があります。子供のためならば日本版DBSもより厳罰化する必要があると思います。 今のままでは私たち保護者も若者も安心して子育てできないし子供たちも安心して日本に住むことができません。ぜひもっと厳罰化して欲しいです。
222	女	30代	-	・「性犯罪者にさせない」目線からの性教育もしてほしい →性教育というと男女の体のつくりやセックスの説明・コンドームの使い方などの話が多いかと思います。それだけでは「どこからが犯罪なのか」「相手はなぜ嫌がるのか」がわかりません。 また、最近ストーカーが過激化し殺人事件にまで至った経緯を伺うと「助けを求める方法」や「この行動も性犯罪となる」といった内容も男女ともに学んでおく必要があると思います。大事な大事な日本の宝である子供たちを犯罪から守る・犯罪者にさせないためにも、これらの知識は今後とても重要になっていくはずです。 ・プレパパや育児に悩むパパ向けに男性看護師や保育士が育児の指導・相談相手となって欲しい →男性の育休取得が進んでいますが、「とるだけ育休」など育休は取るのに育児に参加しない、理由をつけて子育てをしない父親が大変問題になっています。そこで男性看護師や男性保育士による「パパへの育児支援」を行って欲しいです。 母子支援の現状としてママへの支援はありますがパパへの支援はなかなかありません。そして、ママが実際に困っていることのひとつに「パパが育児に積極的に参加してくれない」という悩みがあります。ママへの支援も大事ですが、今後は「ママの周りの人が育児に参加する」ことへの支援を手厚くすることがママと赤ちゃんの命と人権、どちらも守ることに繋がるのではないでしょうか。 同じ男性である看護師や保育士からのアドバイスならばパパも納得できる所があると思いますので、男性看護師や保育士の新たな活躍を期待しています。

223	女	70代	-	２０２０年までに女性参画率３０％を達成できなかったことは残念です。日本社会の中に、女性に対する根強い偏見と蔑視があり、ジェンダー平等の社会が実現していないことの表れです。そのような実態はあらゆるところに見られます。 まず、女性はということで全面的に家事・育児・介護などの「家庭責任」を負わされています。男性もともに家庭を構成する一員として、積極的に担う意識の改革が必要です。かなり改善されたものの、男性は未だに女性に頼って家庭生活を行っている場合が少なくありません。そのために、女性が社会に出て働くのが困難です。働く環境が改善されなければ経済的基盤が失われ、「貧困」が蔓延します。「男女ともに家庭も仕事も」という意識が大切です。 女性というだけで様々な差別・蔑視・性暴力に苦しんでいる実態があります。特に、女性への理不尽な暴力を許すことはできません。「女性は男性に従うべき」という誤ったジェンダー意識が、罪もない女性を傷つけています。殺人に及ぶ事例もあり、見過ごせません。公的権力の中にもジェンダーは根強いと思いました。様々な暴力に直面している女性の恐怖を思うと、辛くなると同時に怒りがこみ上げてきます。一刻も早く女性も男性もともに相手を尊重し、自己実現を図るための意識改革・教育が早急に望まれます。 日本社会のシステムを女性が生きやすく、活躍しやすいように変えていかなければ、いつまで経っても世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。女性の働き方がパート・非正規のままでは、女性の自立は難しいです。仕事の内容が変わらないのに給料が安いという実態もあります。いま、フルタイムで働く共働き世帯が、専業主婦世帯を大きく上回っている実態を踏まえた制度の改革、子育て環境の改善が必要です。 第６次男女共同参画基本計画策定に当たっては、基本計画の中に実効性ある具体的な施策を盛り込みつつ、何をいつまでに解決したいという目標を示すことを要望します。
224	女	60代	1	(1) 司法と政策の責任逃れ 第五次基本計画（基本方針p.3）では「当然のことながら女性に対する暴力は根絶されている」と書かれていますが、現実は程遠い状況です。第三次計画で「DV周知」が掲げられましたが、「言葉の認知」にとどまり、被害の深刻さや加害者責任の理解は広がっていません。私は地裁でDV被害を認められながら、高裁で覆された経験があります。司法は加害者責任から逃げ、行政も防災を「逃げ道」にして暴力根絶を後景に退けてきました。本来は暴力根絶と防災を両立させるべきでした。逃げ道ばかりを作った結果、四半世紀経ってもDV防止法は「仏作って魂入れず」のままです。今こそ加害者責任を明記し、実効性ある政策へ転換すべきです。
225	男	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
226	団体として提出	30代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。

227	女	60代	1	(3) 参加のハードルと共同親権の危うさ 第6分野:「性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談をしやすい社会環境を醸成し、被害の潜在化を防止する」(p.66 (1)) 第6分野:「刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図る」(p.71 (11)) 第7分野:「多様な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める」(p.78) 共同親権が議論される中、司法も支援もDVを正しく判断できない現状は極めて危険です。素案では被害者支援の拡充が掲げられていますが、司法判断にジェンダーバイアスが残り、DVの本質が軽視されています。さらに、判決文は難解で当事者には理解困難、パブコメも千字制限や専門的な書き方が求められ、参画のハードルが高すぎます。民主主義の制度である以上、誰もが理解できる平易な情報公開と、当事者が声を届けやすい仕組みが必要です。加えて、共同親権導入の前提としてDV判断体制を整備しなければ、被害者と子どもの安全は守られません。暴力を「当然根絶されている」と前提せず、現実を直視したうえで制度を設計すべきです。
228	男	50代	-	司法のジェンダー・バイアス是正と男女双方の親責任を保障する共同親権制度の実現 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 2026年5月までに施行される改正民法は、父母の協議により離婚後の共同親権を選択できるとしたが、原則共同親権ではなく、裁判所の判断で単独親権とすることも可能である。特に問題なのは、「DV等のおそれ」という極めて曖昧な要件のみで、一方の親（統計上、その多数は父親）を子どもから引き離すことが可能となる点である。 これは、現在の司法・行政の現場に根深く存在する「DV加害者＝男性、被害者＝女性」「子の監護＝母親」という固定的かつ偏ったジェンダー・バイアスを悪用した、制度的な「子の連れ去り」を正当化しかねない重大な欠陥を抱えている。客観的証拠に基づかない一方的な「おそれ」の主張が通る運用がなされれば、離婚後の共同養育を願う誠実な親が不当に親子関係を断絶させられる事態を助長するものであり、ジェンダー平等の理念に著しく反する。 【提言内容】 １　改正民法の運用にあたり、「DV等のおそれ」の判断基準を厳格化し、警察への相談記録、診断書、第三者の証言など、客観的証拠に基づく事実認定を原則とすることを、法務省の通達や裁判所の運用ガイドライン等で明確に規定すること。 ２　証拠のない一方的な主張によって不当に親子が引き離されたことが事後的に判明した場合、虚偽の主張を行った親に対して親権のあり方を見直す等の明確なペナルティを課す制度を設けること。 ３　裁判官、家裁調査官、弁護士など、離婚・親権問題に関わる全ての司法関係者に対し、無意識のジェンダー・バイアス（アンコンシャス・バイアス）に関する研修を義務付け、より中立公正な判断が行われる体制を構築すること。
229	団体として提出	団体として提出	73	ジェンダーに基づく暴力の根絶には、被害者支援に加え、加害者を生み出さないための対策が不可欠である。刑法改正の周知徹底に加え、「性行為の同意」に関する教育を義務教育課程に組み込むことを検討すべきである。また、DV加害者に対する公的な再犯防止プログラムの創設を推進すべきである。

230	女	40代	-	現在、性暴力被害者に対する、被害後の中長期の支援が十分ではなく、基本的考え方に盛り込むべきだと考えます。 例えば、現案に「こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にある。また、家庭における被害は潜在化・深刻化しやすいことや、（中略）、加害者との関係性から被害を訴えにくい場合があることに十分留意しなければならない。」とあるように、加害者との関係性から被害を訴えにくく、支援を求めるまでに時間がかかる方が多くみられますが、現在のワンストップ支援センター等の支援は被害後早期の支援へ力点が置かれているため、中長期の支援は十分ではないと思われます。また、「深刻化しやすい」とあるように、被害から中長期経っている場合には、症状が重くなり、治療や支援がより長期間にわたることが考えられます。そのため、性暴力被害者に対する被害後の中長期にわたり支援が必要であることを案に明記し、実現していくことが必要であると考えます。
231	その他	30代	65	（2）具体的な取り組み 3　「生命（いのち）の安全教育」について、「生命の尊さ」や「生命の大切さ」といった道徳的で曖昧な価値観ではなく、自分とは異なる他者を尊重するという人権的視点から、対等で健全な人間関係の構築を目指す包括的性教育を学校教育でも取り入れてください。
232	女	50代	75	８（２）⑶売春防止法の更なる見直しを含め、検討を行うとあるが、どのような見直しを行うのか具体的に記載すべきである。売る側のみの取締りを強化しても困難の解消にはつながらない。買う側への刑事罰の導入を議論すべきである。現状とくに若い女性と中高年男性との経済的、社会的格差が大きすぎる。その非対称性を解消するための法改正を含めた取り組みが必要である。 ９（２）⑷自主的な取り組みを支援するのではなく、サービスプロバイダ側の規制を検討すべきである。閲覧数で莫大な広告収入を得ているのだから、強制力を用いて利益を取り上げない限り、自主的な取り組みでは被害の防止を期待できない。
233	女	60代	72	（2）具体的な取り組み ⑸ストーカー事案に係る相談が警察にあったら迅速な対応で、必ず人命を守る。
234	女	40代	-	男女平等な生きやすい世の中になりますように。

235	団体として提出	団体として提出	1	2022年6月のAV出演被害防止・救済法（以下AV新法）の成立は拙速であり、実態に即していませんでした。施行3年後の2025年においてもマイナスの影響があります。AV新法のマイナス面について言及するメディアは少なく、業界や関係者のAV新法の実態調査さえ行われておらず、附則にある2年以内の見直しについても、一向に行う気配さえなく、既に3年が経過しております。そのため現場は混乱し、業界も足並みが揃わなくなってきているのが現実です。 ＜AV新法の問題点＞ １、契約後1か月は熟慮期間、撮影後4か月は公表できない 健康問題等で突発的に出演できない事態が生じた際に、撮影ができなくなるため、出演者が無理して撮影現場に行くケースが散見されています。これこそが出演強要になり得る事案であり、AV新法の趣旨に反して起きている事実です。２、出演料遅滞と地下化 撮影後4ヶ月の時間が必要なため発売後の資金回収に遅れが生じ、出演者に対する出演料の支払いが遅くなるケースも発生しています。その結果、海外売春やライブチャット等への出演、違法である同人系AVや無修正映像に行かざるを得ないという状況が現実に起こっています。最近も「海外売春で逮捕」、「過激ライブチャット摘発」等の事案が多数報道され、これがAV新法による地下化の現状であり、その元凶はAV新法の負の側面です。結果、そのしわ寄せは弱者である出演者が被っています。 ３、管轄官庁の不在 AV業界を管轄する官庁がないことも大きな足枷となっており、担当省庁と足並みを揃えることができず、社会から隔絶されている感があります。本来、映像コンテンツは経済産業省の所管であり、業界にとっての重大な海賊版問題をともに対策してほしいところですが、現実は野放しの状態で事実上打つ手がありません。AV新法に関しては内閣府が担当として、見直しや改正の動きを進めることが有効な対策になると信じていますので、今からでも改正に向けての議論を始めさせていただきたいです。また国民民主党と日本維新の会2024年6月に「AV新法改正法案」を衆議院に提出をしています。さらに多数の政党に改正への理解を得られるよう院内勉強会等を通じて国会議員の方にも現場の声を届けていきたいと考えています。是非現場の声を聞く機会を設けていただき、地下化・重篤化したAV新法の負の部分を改正に繋げて欲しいと願っています。
236	その他	30代	73	2019年に宝塚大学・日高庸晴教授が実施した、LGBTQ+当事者１万人超を対象とするインターネット調査では、38.1%がいずれかの性暴力被害を経験したと回答するなど、性的マイノリティは暴力を受けやすい実態があります。 このため、第６分野の基本認識において性的マイノリティについて明示いただいていることは、非常に重要です。 一方で、各施策項目においては明記が不十分と考えます。特に「６ セクシュアルハラスメント防止対策の推進」について、現行のセクハラ指針ではすでにSOGI（性的指向・ジェンダーアイデンティティ）に関するハラスメントがセクハラに該当すると示されています。 本項目でも、性的指向およびジェンダーアイデンティティに関するハラスメントがセクハラに含まれることを明確に記載し、その防止対策の必要性を明示いただくようお願いします。
237	その他	20代	-	男女平等を前提に「女性に」平等な状態が実現されることを目標としていると感じました。性自認が男性でも女性でも無い人が世界にも、日本にも存在します。女性の立場向上ももちろんですが、例えばFtoMやMtoF、ノンバイナリーも存在して、生きています。そういった存在も、遠ざけられ、無理解によって傷つけられる状態にあります。男性と女性だけでない、他のジェンダーの人も差別されず安心して生きられるような方針にしていただきたいです。

238	女	50代	65	職場・学校において、すべての人を対象に包括的性教育を学ぶことを必須にすべき。誰しもが性交渉と妊娠出産の結果としてこの世に存在していることは自明のこと。 国際セクシュアリティ教育ガイダンスを導入し、科学的根拠に基づいた正確な知識を持つことは権利である、という一致した認識にたどり着かなくては加害も被害もなくならない。 加えて、学習指導要領の所謂「歯止め規定」も完全に撤廃し、小学生の高学年までに、正しい性教育を受けるように義務付けることが必要である。 すべての人が加害者にも被害者にもならないためにも、歯止め規定を撤廃して、科学的根拠に基づいた専門知識を有する教員を学校に複数名配置し、すべての教員の学びを深化させ、保護者と一体になって子どもを守り育てることは、日本の未来を担う子どもたちに、大人が送ることのできる最高のプレゼントだと思う。 新たな科目設置などをしなくても、複数の科目・学年で積極的に人権と科学の観点から性と生を学べる仕組みは、必ず構築できる。 性交渉やジェンダーに関する正確な情報は、本来的な意味で少子高齢社会を救う。すでに遅きに失しているので、これ以上の遅滞は許されないと感じる。
239	女	30代	-	・性加害者は男性が多いデータになっている。一見男性から批判が飛びそうではあるが、歴史的にも男性が特権を有してきた事実は存在し、女性が差別的な対応をされてきた経緯もあるが、男性もまた「男性らしくあれ」「男は出世してなんぼ」「リードするもの」「一家の稼ぎ頭（大黒柱）」など役割の刷り込みにより、そのストレスから酒やギャンブル、セックスにのめりこみ依存症になってしまう社会があることが示唆されている。女性や小児への加害が横行するのも「立場的に上な存在でいなければ」「支配的でありたい」という思いが潜在的にあることが考えられる。 性犯罪を減らすためには、こういった社会の風潮を是正していく必要がある。 生まれながらにしてみんな「権利」を平等に有している。さらに、子どもは大人という壁があり、意見表明が十分に行うことが難しい現状があるため、「子供の権利条約がある」そのことを子ども自身も知っている必要があり、大人は権利教育をする義務がある。 よって、この日本社会の問題を解決するための近道は「科学、人権、ジェンダー平等」が基盤になった「包括的性教育の拡充」を推進するべきと考える。 ＜実践レベルで行って欲しいこと＞ ・包括的性教育を幼稚園（保育園）～高校、大学まで必修科 ・歯止め規定の撤廃 ・コンビニに性的な雑誌を置かない（女性を性の消費の対象としているメッセージ性が強いため） ・生命の安全教育の中身を「人権を守る」「体の権利」をベースに内容を変えて欲しい（現状のものはプライベートゾーン触っちゃダメのような禁止の表現が多い。これだけでは不十分。あなたの体は大事というメッセージ性を強くして欲しい） ・包括的性教育の講師に予算をつけて欲しい。 ・スマホが身近にあることで、盗撮がしやすくなっている。またA Iの普及により簡単に写真の編集ができるようになった。性画像の売買やデジタルタトゥーによる被害に対する罰則や規定を厳格に設けて欲しい。特に、知識が未熟な子どもたちを守る必要がある。子ども本人や親への教育のためにも先に述べた包括的性教育が有用。
240	女	40代	47	学習指導要領のはどめ規定の撤廃と 包括的性教育の必修化 予算化
241	女	30代	12	売春を「人間の尊厳を傷つけるもの」という基本的方向が差別的である。セックスワークを職業としている人たちを労働者として認め、労働者としての権利や安全を守るべきであると考える。 売買春を厳罰化することは、セックスワーカーの安全を脅かすことになると考える。

242	男	20代	65	（２）における3つ目の項目で、「生命の安全教育」と表現されていますが、こうした曖昧な表現は、性に対する教育の不徹底につながる恐れがあります。 性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないようにするためには、現在の社会において性差別や、性に基づく暴力が残存することを子どもたちに明確に教える必要があります。その際には「人権」や「生命」といった言葉でまとめるのではなく、包括的性教育に根ざした「性」についての教育を全ての子どもに明確に行うべきです。
243	その他	20代	-	ユース提言書を参考にしてほしいです。
244	女	60代	64	基本認識の上から3行目に「性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力」とジェンダーに基づくあらゆる暴力について定義する文言があり、この定義は、64ページ、65ページ、66ページ７でも使用されている。 また、66ページ８では「性的な被害や配偶者からの暴力等の暴力」、70ページ4.配偶者等への暴力防止及び被害者の保護等の推進では、タイトルおよび（１）施策の基本的方向の1行目、5行目、具体的な取組の２と３に「配偶者等への暴力」の文言がある。 これらの定義や文言の「配偶者等への暴力」を「等」ではなく、「交際相手や配偶者等への暴力」あるいは「配偶者や交際相手等への暴力」と「交際相手」と明示的に記載するよう変更すべきである。 交際相手への暴力、いわゆるデートDVは、NPO法人デートDV防止全国ネットワークの最新の調査「調査報告書2025デートDVと予防教育の実態と意識～教員と中高生調査」によると、交際経験があると答えた中学生・高校生のうち40.6%（女性では45.8%、男性では35.1%）が何らかの被害を受けたことがあると答えており、こども・若者にとって大変身近な問題であると同時に、2025年4月に当時20歳の女性が元交際相手から殺害され遺体で見つかった川崎ストーカー事件のように、殺人事件にも発展する重大な人権侵害である。 交際相手への暴力、いわゆるデートDVがこども・若者の間でこのように広範に起きていること、そして、最悪の事態になりうることを踏まえ、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」を定義する中で、常に「交際相手」という文言を加え、取組を強化していくことが必要である。
245	女	団体として提出	67	（２）具体的な取組２「性犯罪・性暴力の被害は、被害者が相談しにくい現状があり、被害者がためらうことなく被害を相談しやすくするための工夫が必要である」では、相談先の充実に取り組むとあるが、相談に結びつくためには、デートDV予防教育の普及が必要である。 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（2024年）では、不同意性交等の被害にあった人のうち、17歳までに被害にあったという人は、47.2%であり、その加害者は「交際相手」と「元交際相手」がそれぞれ16.4%で最も多い。 性犯罪・性暴力のなかでも最たる「不同意性交等」が10代までに半数起きており、その加害者は交際相手や元交際相手であるという事実から、性犯罪・性暴力を根絶するためには、10代のうちにデートDV予防教育を実施することが必要である。 もともと好きだった人だからこそ、被害に気づきにくく、相談につながりにくいのだが、デートDV予防教育の中では、「同意のないあらゆる性行為は暴力であること」、「どんなに好きな人であっても、性的同意が必要であり、イヤだと言っていいこと」、同時に「イヤだと言えなくても被害者は悪くないからこそ、相談してほしいこと」を伝えている。デートDV予防教育の効果測定調査（NPO法人デートDV防止全国ネットワーク調査報告2022なぜデートDV予防教育が必要なのか）では、暴力に対する認知が鋭くなり、暴力を許容しない態度が強まったという効果が確認され、被害に気づけるようになることが期待できる。 性犯罪・性暴力対策のためには、デートDV予防教育を普及することを言及すべきである。

246	答えたくない	30代	-	性暴力対策としての「不同意性交」概念の導入には強い懸念を表明します。その核心的問題は同意の定義が社会的に共有されておらず、誰が犯罪者であるかを恣意的に決定できる危険性が極めて高く、推定無罪の原則を脅かす点にあります。この概念を維持するのであれば、曖昧さを排除した明確な定義について徹底した議論と合意形成が不可欠であり、それができないならば撤廃を含む抜本的な見直しを行うべきです。併せて、この曖昧な概念が孕む虚偽の通報や誹謗中傷のリスクに対処するため、そうした行為に対しても不同意性交罪と同等以上の厳罰を科すことを明記し、冤罪から人々を守る制度的均衡を確保すべきです。 さらに、関連する撮影罪の問題としては、性的目的の撮影以上に、SNS空間において一般人が被る誹謗中傷目的の不当な撮影・発信行為の方が、社会的影響は広範かつ深刻であるケースが多々見られます。これらの行為こそを厳罰化の対象として優先すべきです。また、不同意性交罪が存在する現状では、性的な場面の撮影は、後に同意の有無が争われた場合の重要な証拠保全という側面も有しており、性犯罪の立証という観点から安易な規制強化は慎重であるべきです。 加えて、AV新法についても、現場の実態や関係者の声を軽視した独善的な立法プロセスであり、その効果測定と検証が不十分です。実態に即した見直しまたは撤廃を強く求めます。
247	女	30代	12	売買春をすべて一絡げに違法とし、取り締まることはやめてください。 様々な事情があり、自ら望んで売春という職業を選び従事している方の存在を否定し、差別することはやめてください。性的なサービスを提供し、そのサービスを買う人がいるという仕組みのもとで生活を成り立たせている人々の存在を否定しないでください。かわいそうでもないし、被害者でもないです。労働者としての権利を認めてください。私は売買春を推奨しているわけではありません。今現在、存在しているセックスワーカーの人権を侵害しないでください。今現在、様々な事情を抱えながら、売春で生計を立てている当事者の意見を丁寧にヒアリングし、計画や法案の策定に取り入れてください。どうぞよろしくお願いいたします。
248	女	40代	12	わたしは民間の女性支援団体を通じて公的に保護され、実際に生活保護を受給することで性売買から脱却できました。 性売買に従事する中で、望まぬ性交やそれに類する行為を強要され、無数の傷を負いました。繰り返し性感染症に罹患し、かろうじて妊娠とエイズ感染は免れましたが、梅毒とHPVには感染しました。HPV感染は子宮頸がん一歩手前まで進行し、この春わたしは手術を受けました。 性売買業者も買春者も、わたしの怪我や病気に対して責任を負いません。なぜなら彼らは「暴力や病原菌からうまく逃げられなかった風俗嬢に問題がある」と信じているからです。暴力と感染源の主体としての買春男の姿は透明化され、斡旋者であり売上の上前をはねる性売買業者も労働使用者としての責任を免れています。 ここで「では性売買を普通の労働として認め、労働者性を保障すれば責任を負わせられるのではないか」と考える人がいるかもしれません。 しかし、それは根本的に不可能です。労働契約は労務の提供と賃金の支払いを約束する関係ですが、その労務は人権を侵害しない範囲に限られます。身体の自由や性的自由は、契約によって放棄させることが許されない基本的人権です。したがって性交そのものを「労務」とみなすことは、労働契約の基本原則と矛盾します。性売買を「普通の労働」として扱うことは、女性の身体と尊厳の商品化を制度的に正当化してしまうだけであり、安全や人権保障につながるものではありません。 そして性売買の現場では実際に女性が殺されています。わたしの友人は買春男に首を絞められて殺されました。2023年には、都内のソープランドで客としてやってきた男が従事者の女性を刺殺しました。逆に買春男からの暴力に反撃したことで罪に問われた女性もいます。1987年、密室で買春男に襲われ反撃したことで男を死なせてしまった女性は、「売春契約をした以上、性的自由及び身体の自由は放棄されており、保護に値しない」とされ、有罪となりました。

				確かに女性を害した買春男の一部は捕まり、裁かれることもあります。しかしそれは刑事事件として顕在化したごく一部にすぎず、日常的な暴力や感染リスクについては、買春者や業者が責任を負うことはありません。亡くなった女性は決して帰ってきませんし、たとえ加害者が裁かれても性暴力はすでに完遂されており、その傷とトラウマは女性が一方的に負うのです。
249	女	30代	-	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 売春は犯罪行為でもなく、その直接行為によって尊厳が傷つけられるものではないと考えます。 もちろん、当人が望まないのに無理やり売春をさせられる、未成年の労働、または望んでいたとしても、労働基準法や基本的人権が尊重されない、安全が保証されない雇用については、雇用主を適切に指導したり、罰したりするなど対処が必要と考えます。 ・支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。売春を選択した人を排除することはあってはなりません。前述のように売春行為自体は犯罪行為ではなく、間違った行為でもありません。そのような方を医療や法的サービスから排除するこては、重大な人権侵害と考えます。 ・買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 性産業にかかる正しい知識、または性産業を含む、労働法、雇用者についての権利 を雇用主、労働者、国民に正しく伝えるべきです。 ・本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。
250	女	60代	64	P６４-三番目の○ 「性暴力等の被害は深刻な状況にあること」は明確にされているのですが、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現は傍観者的で真摯に対策をするように思えません。性暴力やDV被害の相談を受ける女性相談支援員等が、二次被害を受けるのは、外部からだけではなく、第６分野の理念を理解のない管理職や関係機関等からもあります。防止に取り組むはずの管理職が二次加害やハラスメントをしては到底この項目の実現には至りません。国は、実態をしっかり全国調査して明らかにし対策をするよう強い意志を表明してください。 P70－(1) 「内閣府及び関係省庁の連携で状況等に係る的確な把握及び分析、検討、所要の措置を講ずる」ことに期待します。この状況把握を組織に質問すると実態とかけ離れた回答になるので、オンラインも利用したり、ブロックごとでも、全国の現場にいる相談員へのヒアリングを行って下さい。 P71－(13) 「父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部改正」について共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎します。相談現場には、当事者から「共同親権になったらどうなるのか」という相談や、反対に、DV加害者から「何故、市役所が一方の肩を持つのか」「連れ去りを勧めるのか」と言った電話が入ったり「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。また、SNS上には「改正民法の誤った解釈」が沢山アップされており、支援者ですら正しい知識を持っていない人の方が多いです。攻撃的な推進派の活動にも恐怖を覚えています。共同親権は来年から施行されるのに、周知だけでは遅すぎます。共同親権に特に関わる女性、児童、学校、ＳＳＷ、こどもＳＷ等、裁判所、関係機関の研修を行って下さい。行政の管理職、首長にも人権問題として取り組むよう働きかけて下さい。共同親権が導入されるにあたり、ＤＶ被害者支援等は強化すると法務大臣も答弁されていたと思います。本末転倒にならないように適切な情報、支援が行われるためにも、被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。

251	男	40代	69	教育の現場でも性犯罪や性暴力の若年化や性への無理解によるトラブルが多くなっていると感じる。包括的性教育をすすめる必要性についてぜひ明記するべきである。
252	女	40代	65	性暴力に関して、基本認識の６４頁に、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある。」と記載されている。 ６８頁２項丸１１、７２頁４項丸14でも記載されているように、二次被害防止には、被害者に対応する専門職（警察官、医療関係者、支援者等）に対して、研修を行うことは大変重要であると考えるため、本計画に賛成する。 さらに、被害者に対する二次被害防止の取り組みは、専門職にだけではなく、一般市民にも必要と考える。そこで、６５頁（２）具体的な取組　丸１において、「また、これらの啓発活動を通して、二次被害の防止も図る。」と記載し、二次被害防止の観点も持った啓発活動が広く行われることを希望する。
253	女	20代	75	性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶という表記に抗議します。売買春の当事者が運営している団体が日本にはいくつかありますが、それらの団体は売買春を根絶させる方針に反対しています。なぜならば、そのような方針は、例えばフランス等で実現されていますが、HIVの予防やメンタルヘルスの観点から、明らかに支援が難しくなったり、当事者が不安を抱くようになったという報告が上がってきているからです。当事者からすると道徳の押し付けと感じられるような、根絶という言葉を前面化ささせるのではなく、性病予防や健康の支援から充実させていく方針をとるのはいかがでしょうか。そのような方は当事者へのアウトリーチをより容易にします。
254	男	40代	8	(13)　親子交流をさせないもしくは、極端な制限をかかえる行為は、親子の関係に対する支配であり、ＤＶと認定されるべきである。 　　モラハラは、個人の受け取り方による部分が大きいため、言ったこと言っていないことの線引きが一般的にはできない。仮に録音があったっとしても発言に至る流れの一部の切り取りであるため本当のその発言がモラルハラスメントの意味で言ったかどうか、行政機関が認定するのは、おかしい。ましてや、申し立てた本人が同様の発言をしている可能性もあり、一方的なモラルハラスメントの認定がされることに違和感がある。
255	女	70代	67	2(2) ワンストップセンターの重要性は言うまでもありませんが、ワンストップセンターに携わる人員の確保等に苦慮されている実態があり、その運営の多くがボランティア的な扱いになっている実態があります。 運営についての予算をもっと確保して、スタッフに対する報酬等をきちんと保障すべきと思います。 各県本のとりくみの義務づけを方針として打ち出すべきと考えます。 また、被害者の立ち直りのサポートの充実も求められます。一時避難的な対応だけでなく自立へのサポート体制の確立が必要です
256	答えたくない	20代	8	売買春の完全なる根絶は不可能だし、根絶といつつ売買春は必ずあるものだと思う。この取り組みの最中で労働環境が悪化し、売買春に従事する移民等の社会的弱者が暴力に晒さられることを危惧している。
257	男	50代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や相談しやすい体制の整備を図るとしているが、具体的にはどのようなものか?たとえば、監視カメラの活用や児童生徒の利害関係のないところへの相談がしやすい機関の整備、などは考えておられるのか。さらに今後の社会をつくっていく児童生徒に対して人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。

258	女	50代	64	「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれてありがたい。しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では弱すぎます。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余りますし、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。
259	女	60代	12	女性を買う男性や、女性に性的な事をさせてお金を儲けている、女性の背後に居る男性達が厳しく取り締まられる社会にして下さい。背後の男が支配しているために、売春をやめたくてもやめられない女性達が居ます。 ホストの男性達は女性達に貢がせ、身体をたちんぼなどで売るように促し、女性が稼いだお金を自分達がもらったりしています。女性達を利用するホストの男達をもっと取り締まって下さい。 売春しているからといって、売春するに至った女性達に対して行われる性暴力や暴力を軽く扱わないで下さい。 子供の頃から性被害にあっている女性は、その性暴力による後遺症により、かえって売春に走りやすくなる傾向がよく見られます。トラウマの再演や性的自傷行為である事もあります。売春している女性が性暴力を受けた時にも、それを軽視しないで重く罰する社会になってほしいです。 お金が欲しい女性や、お金に困った女性（全ての女性）が、売春以外の方法で、誰でもこなせる様な仕事で必要なお金を得て生活して行けるような支援や、低賃金ではない仕事のある社会になって欲しいです。 「AV女優や身体を売る女性が居るおかげで男がその辺の女を強姦しないで居られる」と言う男性も見かけますが、それで酷い扱いを受けて、行為により身体に重い障害を負ったり、複雑性PTSD等の後遺症を負ってその後自殺したり、生活が困難になっているAV出演女性や売春女性も少なくないです。 AV女優になったり売春するに至った女性でももっと暴力から守られるように、そういう女性に対して暴力を振るう男性をもっと厳しく取り締まって欲しいです。 例え契約書があり同意がある様に見えたとしても、騙されていたり、知らされてなかったり、脅迫されていたり、ショックや恐怖による反応により、抵抗や嫌と言うことが困難な状態にされていたり、本当の同意ではない事が多いです。 性暴力加害者が厳罰に処され、再犯を阻止され、全ての性被害者や女性や子供達が守られ、助けられる社会になってほしいです。
260	女	60代	64	警察官による二次被害、被害の実態を踏まえた対応が不十分な点について、専門性確保、適切な対応が求められるとともに、ワンストップセンターとしての機能充実は更なる課題である。被害者への費用援助制度も、一層拡充いただきたい。

261	男	20代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」とありますが、売春そのものを「尊厳を傷つけるもの」と断定てしまうのは 職業に対する偏見、差別に感じてしまいます。 また、支援対象に「売春を選択した女性」が 含まれていませんが、そういった方々が医療を 受けやすいように支援対象とするべきです。 そして「売春法の更なる見直し」とありますが、 売買春の処罰化、犯罪化の方向になった 場合は売春行為の地下化の恐れがあり、 売買春が処罰化、犯罪化されたために セックスワーカーの医療へのアクセスが 妨げられてしまい、性感染症の予防へ悪影響を及ぼすリスクがあります。
262	女	20代	65	性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント 等の暴力に対して、「個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」という指摘をしていて良いと思いました。「同意のない性的な行為は性暴力である」という性的同意についても明記されていることは、性暴力を社会から根絶するために必要なことだと思います。 上記の内容を常識として社会に定着させるために、子どものころから学校で包括的性教育を通して学べるよう具体的な事例や法律などにも言及したカリキュラムを整備してください。
263	女	20代	-	多くの女性が貧困や虐待、性暴力によって、性の売買の現場に追い込まれている。そこで、望まない性行為を強要されたり、身体的暴力や性感染症に苦しめられている現状があるが、加害者である買春者や性売買業者（お店）は、女性の被害に対して責任を負わやい。それは「被害に遭う側に問題がある」という偏見に基づいており、加害者の存在が社会的に見えにくくされているためである。例えば、売春防止法での女性の逮捕。顔出し実名報道である。 性売買を「普通の労働」として認めれば保護できると考える人もいるが、それは基本的人権の侵害を労働契約で正当化することにつながり、根本的に誤っている。性行為を「労働」とみなすことは、女性の身体と尊厳を商品化する制度的な暴力であり搾取である。 実際に性売買の現場では女性が殺されたり、暴力に対して正当防衛した女性が有罪にされるなど、深刻な被害が現れている。 男性が加害者である場合、処罰されるケースは稀であり、暴力や病気のリスクは女性に一方的に押し付けられている。 このように性売買の存在を容認する社会は、「セックスを買える」という通念を温存し、すべての女性をセクハラやDV、痴漢、児童ポルノ、高齢女性への性暴力というリスクに晒している。つまり、性売買は女性差別の最も露骨な形であり、暴力そのものである。個人の選択や職業の自由として正当化されるべきではなく、性的搾取を社会全体で廃絶を目指すべきである。 売春防止法をノルディックモデル（売る側を非犯罪化、買う側を処罰）にすることで、性売買での暴力が見えてくる。そのため、一刻もはやく、ノルディックモデルを日本でも実現するために、性的搾取を許さない。「労働」にしないことを明記するべき。
264	答えたくない	30代	74	性産業従事者においては、人間（女性男性区別なく）の自由意志により、その業界を選択している者も居り、そうした当事者の憲法が保証する基本的人権における自由権を無視して「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」とするのは、職業差別であり、それは憲法が禁止している不当な差別であるため、本項は行政の憲法遵守義務に照らして削除すべきである。 またこうした憲法違反であり人権侵害である職業差別が二度と発生しないよう、男女共同参画の関係者に対して、職業差別的発言を行ったものを人権侵害の加害者として排除すると共に、二度とこうした差別的条文が男女共同参画の行動指針に含まれないよう、徹底した再発防止策を施行し、広く国民に公知すべきである

265	女	70代	65	ジエンダー平等に基づくあらゆる暴力の予防について 具体的な取り組みのなかに「生命（いのち）の安全教育」が記されている。～内容的な充実を図りつつ更なる普及のための実効的な手段を検討とし、全国的な取り組みの実施を推進する～とある。 文科省が「生命（いのち）の安全教育」を2023年から施行され、幼児期から高校生までスライドができている。 今は検討や推進の時期ではなく、幼少期から段階的に授業の中に時間を組み入れていく必要があると考える。現在、SNSの普及がとんでもなく性については急激に子どもらの脳に影響を与えており、学びのない子どもたちが加害者、被害者、傍観者になってしまう。我々大人は次々と起こっている事件をしっかり認識すべきだ。被害者になったその子の人生を奪われてしまうことも実際に起こっている。社会にとっては大きな損失を被っている。 学校現場で大変ならば外部から民間団体を活用することにより、子どもたちにいろんな方からの学びを重ねて得ることができる。 子どもたちにプライベートゾーンの大切さを伝え、相手との距離感、境界線を感じさせ自分を大切にする、人を大切にする意識を小さいうちから具体的に教えておくことが性被害を防げると考える。 進めて行ってほしい。
266	団体として提出	団体として提出	71	11非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートDV）は、2025年4月に明らかになった川崎ストーカー事件でもわかるように、重大な事件に発展する可能性がある。 現状では、デートDVについての法的な根拠がないが、デートDVという言葉で交際間でも暴力があることを広く啓発し、デートDVに特化した相談窓口があることを周知していくことが重要である。 デートDVの被害者が適切に警察等の専門機関につながるためには、デートDVに特化した相談窓口で、かつ若年者からの相談であってもあくまでも対等に被害者の心理に寄り添い、選択肢を整理していくことが必要である。 無念な事件をこれ以上起こさないためにも、デートDVに特化した相談窓口の必要性を言及すべきである。
267	男	50代	69	施策の基本的方向では、未然防止や早期発見のための仕組みの整備、相談しやすい体制づくりが示されていますが、子ども自身が学ぶ機会の充実も大切です。そのため、人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスを踏まえた包括的な性教育を進めていく必要性についても触れることが望まれます。

268	女	70代	71	子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の 一部を改正する法律（令和６年法律第 33 号）の円滑な施行のため、配偶者への暴力 を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な 施策の充実に取り組む。また、令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の 72 避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その 正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。　部分について 共同親権の導入に向けてDV被害者支援について書かれたことは良かったのですが、 そもそも、DVの加害者が自分の行為を「加害」と認識していないことが多いことを踏まえて、加害者更生プログラムも盛り込んでいただきたいと思います。また、DVの加害者が自分の行為を「加害」と認識していないので改正民法への誤った解釈などがSNSで拡散、横行しています。周知だけでは不十分です。加害者は社会的地位や収入、交際範囲などが被害者に比べて圧倒的に有利な立場にあり、改正民法成立にむけての国会議員へのロビー活動も盛んにしていたグループもあります。行政の各機関がこういう人々の「手口」でふりまわされないように徹底すべきです。また関係機関等には民間支援団体や弁護士はふくまれるのでしょうか。被害当事者を支援するすべての機関、人々の活動を守る取り組みを計画にもりこむことが必要です。家族法の改正でDVや虐待被害者の支援に支障がでないよう政府の取り組みを強化してください。 ・身体的DV以外のもモラハラや金銭ハラスメント、などへの理解が十分でないので、司法関係者（調停員などふくむ）や相談機関における研修を徹底する計画にしてください ・離婚後共同親権が原則でも強制でもないことを周知するように徹底してください ・DVかや虐待から子どもを連れて避難し、別居することは違法ではないことを支援機関にも周知する計画にしてください（避難したあとに連れ戻され悲劇が起こった事例は多くあります） 以上　意見を書かせてもらいました
269	女	50代	-	婦人科医をしています。 結論から言うと、性被害ワンストップ支援センターを全県に1つ以上設置したように、ジェンダーの悩みを1カ所で相談できるワンストップ支援センターを各県（せめて各地方）に設置してほしいです。ホルモン療法や手術ができる病院や、診断する精神科医、孤立化を防ぐ民間団体やカウンセラー、人権問題に対処してくれる弁護士などを一箇所で相談できる所です。 今の病院に来て、トランスジェンダーの性別適合手術するようになり、患者さんに「仕事ができるようになりました、好きな人と結婚できました」と言われ、衝撃を受けました。彼らはこんなにも、社会的基本的生活が送れてなかった事に気づきました。家族や学校などの周囲の理解がある場合には、早くから（遠方でも）精神科医にアクセスでき、社会に出る前には性別変更のために手術をうけにくる20歳前後の人がいる一方で、親の理解も周囲の理解もなく孤独にアルバイトしてやっとお金を貯めて手術しに来る40歳以降の方がいて、二極化していることを実感します。周囲の理解やサポートで、こんなにも違う人生になってしまう領域、って他に無いと思います。しかも、ちゃんとした、精神神経学会ガイドラインに基づいた医療を提供できる医療施設も極端に少なく、患者さんの医療アクセスは非常に困難になってます。例えば四国や九州には手術施設はありません。当院もかなり遠方からの患者さんも多いです。診断できる精神科医も、関東東北中部地方を合わせて4人しかいません。最近、東北大や自治医大の精神科医が、参入しようと勉強しはじめてくれてます。ホルモン療法も、本来、ホルモン製剤に慣れてる婦人科や泌尿器科がやるべきなのに、保険収載でない投与に抵抗感があるのか、精神科医が投与したり、かなりの遠方まで毎月、ホルモン注射に通わざるを得ない状況です。結局、危険な個人輸入で自己判断の量で投与してる当事者も多数です。 国が各県にワンストップ支援センターを設置したら、医療側も、もっと提供施設を増やさなきゃ、と後押しになると思いますし、まずは孤独孤立化させないために地元の市民団体やサポート団体へのアクセスにつながると思います。 ジェンダーの悩みに対するワンストップ支援センターの各県義務化を検討してほしいです。

270	女	50代	-	配偶者間のDV及び児童へのDVについて現行「女性は被害者である」という偏ったバイアスがあるように思われる。真にジェンダー平等を目指す場合、性差による暴力性の現れかたの違いなども考慮されるべきではないかと考えている。目に見える暴力だけではなく精神的なDVが家族に及ぼす影響についても広く考慮していただきたい。特に子どものいる家族が離婚する場合、調停員や家裁が公平に判断しているかどうかに大いなる疑問がある。 思い込みバイアスを抜きに公平な判断がなされるよう十分な指導と選定をしていただきたい。
271	答えたくない	50代	64	「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれてありがとうございます。しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では弱すぎます。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余りますし、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。 よく思うのですが、ネット上での女性への攻撃に、政府全体がとても鈍感ですね。公的な機関が何も言ってくれないので、その攻撃に女性たちは慣れざるを得ず、事態はどんどんん悪くなっています。官僚の皆さんがお忙しすぎて状況を把握していない可能性もあると思いますが、ネット調査のチームを作って、ぜひ１日でもチェックしてみてください。共同親権界隈、男女共同参画界隈、酷いことになっております。
272	団体として提出	団体として提出	-	現行の「生命の安全教育」で命の大切さを伝えるだけでは、こどもたちが「ジェンダーに基づく暴力」を理解することは難しいです。文科省の作った教材も不十分です。内閣府と文科省が連携し、専門家を適切に選んで再検討してください。そして台湾などのように「ジェンダー平等教育」をしっかり進めてください。
273	女	40代	75	買春側への法的な罰則規定を求めます。 売り手がいるから買うのではなく、買い手がいるから売らざるを得ない状況で、そこには経済格差と権力勾配による人権侵害が蔓延しています。
274	その他	30代	11	８，売買春への対応の促進に問題があると考えます。 「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」とありますがすべての売春が人間の尊厳を傷つけるという表現はセックスワーカーに対する差別や偏見を助長し、セックスワーカーへの被害を深刻化させます。売買春を犯罪化した国ではセックスワーカーを地下に潜らせより被害が深刻化している事例があります。 売春防止法のさらなる見直しは買春処罰のことだと考えられますが施行した国ではより被害が深刻化した事例があります。売春をしたくない人が選択せずに済み、も安全に労働できやめたい時に辞められる施策が必要です。 本素案には、セックスワーカー当事者の意見が反映されておらず当事者、支援者を交えたヒアリングが必要と考えます
275	団体として提出	団体として提出	76	【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。

276	団体として提出	団体として提出	75	【違法な性・暴力表現の流通等を防止する】との記載箇所について、流通等を防止する性・暴力表現の範囲が【違法】なものに限定されていることは評価するものの、違法でない表現の「表現の自由」へ最大限に配慮する項目を追加するべきである点について意見する。
277	女	40代	66	(8)について、支援担当者の待遇是正（無期雇用や給与面）に取り組むよう記載してほしいです。 専門性を高め、人権や命を預かる仕事をしているのに、事務担当（正職員）よりも待遇が低いのはおかしいですし、女性の相談員が多い中、その待遇自体が性差別です。
278	女	70代	69	3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進 (1)施策の基本的方向 2番目の〇の項目について～上から11段目に補足していただきたい 性犯罪や性暴力については、「被害者にも落ち度がある」　というバイアスをなくし、加害者が悪いという問題意識を持つことが大切。特に最近の教職員等によるこどもへの性暴力は許しがたい。そのため「日本版DBS」について、もっと分かりやすく理解してもらうための説明工夫を以下のようにお願いしたい。 同法に基づき、こどもへの性暴力防止に取り組む。　　を 同法に基づき、性犯罪歴の確認を義務化するなどして、こどもへの性暴力防止に取り組む。 というように漠然とした説明から具体的イメージが湧くように補足願いたい。
279	男	60代	69	人権が尊重されるために子ども自身が学ぶ包括的性教育を進める必要性について明記すべきだと思います。
280	女	60代	65	幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、 のところで, 「はどめ規定」を撤廃し人権とジェンダー平等を基軸とする包括的性教育を実施していく。国際セクシュアリティ教育ガイダンスを導入し体系的なクリキュラム学習指導要領に記載し初等教育から包括的性教育を受けるようにする。
281	男	30代	-	以下ページの記述に意見する・ ・ページ75 [インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」 「インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止」の記載については、「違法」と限定してる点については良いと思う。 しかし、違法ではない表現物への「表現の自由に最大限に配慮」の旨の記載の必要がある。 ・ページ76 [リベンジポルノやＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。」 「リベンジポルノ」と「私事性的画像記録」については、意味として違いがあるのか？ もし同じ意味であれば記述を統一するべきである。 また、「ＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等」については、あくまで実在する人物の人権侵害に限定する記載に修正するべき。
282	女	70代	-	性犯罪者になるために生まれてくる子どもは誰ひとりいません。 幼い頃から 段階的に必要な性教育が受けられたら 社会は変わります。 また選択性 夫婦別姓もまたその人がその人らしく生きられるために必要不可欠です。 日本だけ取り残されないよ 今度こそ 改正をお願いします。

283	女	50代	69	・被害にあった後のケアではなく、予防のための具体的な取組みが最重要だと考える。 ・なぜなら被害により心が壊れたらその後の社会生活が安全なものと思えなくなるため。 ・まずは家庭内での暴力をへらすために何ができるか考えるべきである。 ・力による支配関係をなくす、考え直す取り組みが必要。 ・大人に向けて養育者プログラム（例：「ポジティブ・ディシプリン」など）で子どもや周りの人との関わりを考え、子どもを尊重し、ひとりの人として対等な関係性の構築の仕方を学ぶのが必要では。 ・対等な関係性を親から学んだ子ども達はゆくゆく社会へ出た時、また家庭をもった時に健全な生活や周りの人とより良い関係を構築できるものと考える。それがwell-beingの実現につながる。 ・子どもに向けては包括的性教育が必要。
284	答えたくない	40代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」という言葉に反対します。セックスワークはサービス業の一つです。働いている方はお客さんにサービスをすることでお金を得ているのであり、それはその仕事に従事している方の性を商品化しているのではないと考えます。例えば教員は児童生徒が学ぶ機会を提供し教えますが、教員の知識を商品化しているのではありません。 サービスにはケアが含まれる場合があります。サービスを提供する側と受ける側どちらも人間です。そこには個別の人間関係があります。「性の商品化」という言葉は失礼なので訂正してください。 「人間の尊厳を傷つけること」はあってはなりませんが、人間の尊厳を傷つけることは売買春とイコールではありません。このような言葉がキャッチコピーのように広がると、セックスワークで今現在生計を立てている方々や過去にセックスワークを仕事にしていた方への職業差別を助長するのではないかと心配になります。職業に差別や偏見はあってはなりません。それを国が煽るようなことはあり得ないと考えます。そして、セックスワークを選んで働いている方々を失礼な表現で決めつけ一括りにすることは、今職業上で起こっている問題を無視し、今困っている方を助けないと宣言しているようにも見えます。セックスワークは仕事の一つです。今、働いている方の困っていること、それを改善することの方が国がすぐに取り組むべきことではないでしょうか。暴力被害の根絶、労働環境の改善、正当な賃金を得られているかなど、実際に働いている方の意見を取り入れた取り組みはありますか。そして今まで仕事であったものを、仕事ではないことにするということは、今までその仕事で生活してきた方をどうするのでしょうか。国が、国民の人権、職業選択の自由を無視することに繋がりませんか。人権擁護の目的からは大きくそれています。働いている方を守るのが人権擁護です。 売買春の犯罪化にも反対です。売買春がなくならない（可能性は高い）のに、犯罪化や処罰化が進むと、危ない目に遭う人が増えると考えます。犯罪になれば行政や警察に相談することが難しくなります。本当に「人間の尊厳を傷つけ」られた被害者の方がいた場合に、隠れなければならなくなります。法律や医療と繋がれずに、安全に安心して暮らせなくなります。それは、国が目指す未来でしょうか。

285	女	30代	75	売買春への対策の推進、に関して、趣旨からしてまったく賛同しかねるので意見を送る。 「性を商品化し」という部分について。 まず、あらゆるものが商品化される資本主義社会において、「性の商品化」だけを特別にタブー視するのは一種のジェンダー規範の再生産である。 また、「性」がなにを指すのか不明確な書き方をしている以上、「望ましくない性の在り方」という任意のゴールポストを設けることによって特定の性の在り方を商品化することのみを選択的に排斥する運用も可能であり、危険。 もう少し説明するならば、社会の構成員のうち、異性愛的かつモノガミー的な対人性欲を有している者はマジョリティとしてカテゴライズされ得る。 そのマジョリティたちにとって「自然で道徳的」と目される形の「性の商品化」は従来どおりスルーされ、一方でマジョリティたちが「眉をひそめる」ような在り方の「性の商品化」のみを禁止することは、LGBTQ+を含めたマイノリティたちの性を抑圧することにも繋がる。
286	男	30代	66	DVや性暴力の根絶は極めて重要ですが、現行制度は「母子保護」を前提とする設計が多く、父親や父子世帯が被害者となるケースが十分に想定されていません。私は父親として日常的に子の監護を担ってきましたが、配偶者による一方的な連れ去りと、事実に反する「精神的DV」の主張によって、子との生活が断絶させられました。警察や児童相談所に相談しても「別居中なら事件ではない」「ケースバイケース」といった形式的な対応にとどまり、子の安全や生活継続という最優先事項が軽視されているのが現状です。虚偽のDV申告によって親子が引き離されること自体、子どもにとって深刻な精神的暴力であり、人権侵害にあたると考えます。 子どもにとって最も大切なのは、安定した生活と両親双方とのつながりです。親が子を交渉材料に使い、虚偽のDV主張を根拠に一方の親を排除することは、「子の最善の利益」に反する重大な問題です。計画には、面会交流妨害や一方的な連れ去りを「子への精神的暴力」と位置付け、虚偽申告を防ぐ検証体制とともに、実効的に是正する仕組みを明記すべきです。 また、相談窓口やワンストップ支援センターの対象は母子に限らず、父子や祖父母など多様な家族形態にも公平に開かれるべきです。現場職員には、男女や立場に偏らない中立的視点を持てるよう研修を徹底し、虚偽申告の見極めや両親双方への適切な対応を求めます。さらに、SNS等による虚偽情報や誹謗中傷は、子や親に二次被害をもたらす要因であり、防止策を講じることが不可欠です。 「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない」という理念を実効性あるものとするために、父親も含め全ての親と子が公平に保護される仕組みの整備を強く求めます。
287	女	60代	-	教育者が児童の盗撮をし、グループで回していた事件がありました。 子供達の尊厳を踏みにじる行為です。 こんな事件が起こらないように、加害者に対する罰則や性犯罪者処遇プログラムなどへ参加させるなどで再犯を防止し、教育者に対して個人の尊厳を守る指導を行い、こうしたことが起こらないように環境整備を行って欲しいです。 子どもたちには早くから正しい性教育をし、歪な性に対する意識をなくせるようにして欲しいです。 子どもたちが安心して学校に通えるように是非ともお願いしたいです。
288	女	50代	72	⑬について、このような記述があることに感謝したいが、諸外国でも共同養育推奨がDV保護を無効化していると報告され、今回の改正法導入で、裁判所や弁護士などの無理解と相まって、DV保護が制約的なものになりかねないことを危惧する。 ⑭について、DVの被害者支援に必要なのは、保護命令のほか、離婚裁判や調停などに携わる裁判官や弁護士、調査官などのPTSDなどの知識を滋養することであり、その旨、明記願いたい。

289	女	40代	75	性売買は女性差別の究極形態であると考える。売る女性ではなく、買う男性の問題であると認識した上での対策をして欲しい。一刻も早く北欧諸国にならった買春者処罰法を制定し、貧困や人間関係への依存から性売買にからめとられていく女性たちへの支援策を充実させて欲しい。民間業者のアウトリーチ活動の支援を行う場合、その業者が女衒ではないかよく確認して欲しい。また、できる限り女性が中心となっている団体を支援して欲しい。そして、貧困女性や若年女性への支援を妨害しようとする個人や団体への罰則規定も設けて欲しい。
290	女	40代	12	性売買を無くして欲しい。女性の体が商品となって売られ、賃貸され、他者に搾取されるような社会では男女平等は不可能です。法を整備し、身体の商品化行為の根絶・ジェンダー平等・自己と他者の尊重・身体の尊重を教育して欲しいのです。
291	答えたくない	30代	-	性暴力による加害について、我が国では処罰が軽微となる場合や、司法の機能不全に陥り然るべき対応がなされていない事案が複数ある他、性暴力による加害行為についての被害届が受理されずそもそも統計に含まれないであろう事案が暗数でかなりの数存在しており、上記は国を上げて改善に取り組む必要がある。 また、男性が自らの精液を女性のスカートにかける、男性が自らの精液を女性の私物に混入させる行為が器物破損としか扱われないなど、性暴力が性犯罪として扱われない事案も認められるため、性犯罪に該当する行為をより広範囲に設定する必要があるのではないか。 また、性犯罪を犯した人間の更生プログラム参加を必須とすべきであること、性犯罪の厳罰化を強く求める。
292	女	30代	-	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という表現について すべての「売春」を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは職業に対する偏見と差別に繋がります。スウェーデンやフランスなど、「売買春」の「根絶」「廃止」を目指す法的な取り組みを実施した国もありますが達成されておらず、「人権擁護」を目指し「売買春」を犯罪化した国では、むしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。さらに、HIVを含む性感染症予防においても、処罰化、犯罪化が予防や治療へのアクセスを妨げる要因になることが指摘されています。 売買春対策の具体的な取り組みとして（２）の⑴で「売買春の被害に遭うおそれのある女性」の支援について言及されています。しかし、「売買春」自体を「被害」とみなすような表現が見受けられ、支援対象は「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性となっており、福祉やアウトリーチ支援に依らずに「売春」を選択した者については一切言及がありません。このような支援は、「売春」を行う女性を分断し、「被害者」とみなされない場合、必要なときに医療や法律などの支援にアクセスしにくくなる危険性があります。 具体的な取組の⑶では「売春の相手方の行為」について言及されています。「売春防止法（昭和 31年法律第118号）の更なる見直し」とは「買春処罰法」（通称：北欧モデル）の導入であることが想定できます。すでに買春処罰法を施行した国では、暴力被害増加や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ており、欧州人権裁判所でも「買春処罰法がセックスワーカーの生活に悪影響を与えた」と認められました。 もちろん現在のセックスワークの環境が安全性や健康にとって十全ではないこと、改善が必須であることは私たちも把握していますし、「売春」をしたくない人が従事しなくて済む施策が望ましいと考えています。しかしながら、社会保障がじゅうぶんでない現状を鑑みると、「売春」を選んだ人も安全と健康にアクセスが出来、辞めたい時にも安全に健康に辞めることが出来るような施策も必要です。 したがって、あらゆる人を支援するための施策は従事者のリスクを増加させるものであってはなりません。

293	女	70代	65	第6分野 １、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （２）具体的な取組 ③　幼児期からのこどもの発達段階に配慮した「いのちの安全教育」について、普及のための実効的手段は、速やかに「包括的性教育」の取り組みを実施することです。特に義務教育期間にきちんとした性教育を受け身につけていくことは、自身を大切にし、人としての尊厳、人権を尊重することにつながります。あらゆる暴力を容認しない圧倒的多数の人々で構成される社会の基盤となっていくものではないでしょうか。
294	女	50代	12	売春をしている当事者はぜい弱な状況に置かれやむなくしているという側面が大きいので保護対象であり、むしろ買春が明確に違法であり、犯罪であるとして取り締まるべき。　現在は買春が野放しであり、それは女性に対する暴力であるということを明確にすべき。
295	女	70代	-	1.ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防・・・ （２）具体的な取組 性犯罪・性暴力・配偶者への暴力、ストーカー行為、セクシャルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた取組は、近年、基本計画への書きこみもあり、進んできたと評価している。ただ国民各層へ向けた広報啓発が十分に進んでいるとは言い難い状況であると感じている。 啓発は、講演を聞くとか、啓発冊子を発行するとかで進むものではない。社会の中に根深く存在する「ジェンダーバイアス」、それにさらされ続けている限り、根絶はできない。幼児期からの「生命（いのち）の安全教育」の全国的な取組が提案されているが、文科省主体のこの「生命の安全教育」は、性行為にふれないという学習指導要領の歯止め規定に縛られているため「性的同意」などについて、学ぶことができない。 　何より、今求められているのは「包括的性教育」であり、そのことに一歩踏み込んで記載すべきだと思う。実際の教育現場では「性教育」や「デートDV予防教育」として人権としての性教育がかなり行われている。ぜひ発達段階に応じた「包括的性教育」「デートDV予防教育」を行うべきとして加筆してほしい。またこれらの教育の担い手は、既に現場で実績を積んでいる民間団体もあり、行政は予算措置を講じて、多様な人的資源を活用したプログラムを提供すべきであると考える。 ４ 配偶者への暴力の防止及び・・ (2) 具体的なとりくみ ⑩ 加害者プログラムの実施に向けて一歩踏み込んだ提言がなされるようになってきていることを評価する。加害者プログラム実施団体への必要な援助は、喫緊の課題であり、民間団体が、それぞれの自助努力でプログラムの内容について研鑽を積み、その内容を深化させてきたことにまず敬意を払ってほしい。その上で官民連携の実施に向けて、具体的な提言が欲しい。社会の中に暴力を容認する風潮が強く、その中で加害者が自ら学ぶことの必要性を自覚できるような強制力も必要であると思う。 ⑬ 離婚後の子の養育に関する見直しで特に懸念されるのがDV被害者のケースである。あくまで被害者救済、この利益の観点からの結論に至るように支援体制を構築すべきだと思う。 ９　インターネットを利用した性暴力等への対応 （２）具体的な取組 ⑤ インターネット上に拡散した画像の削除などに取り組む民間団体への支援を進めるべきだと思う。

296	女	20代	75	性を商品化って、セックスワークだけ労働者としての人権もろとも排除するっておかしくないですか？同意が徹底されていなかったり、人身売買や強制労働は取り締まられるべきですが、売買春を犯罪化することは性労働従事者への人権侵害につながります。アムネスティなども同様の見解を示し、セックスワークを合法化して労働環境を改善することで性労働従事者の権利を守る動きもあります。障害者への性サービスもあるように、性的欲求をケアすることは人間にとって必要だからセックスワーカーは存在しているので、職業差別を煽り、性的なケアを軽視するような雑な議論をしないで欲しいです。結局、家父長制的な社会が容認できる女性の在り方を決めつけようとしてるだけで、全然人権擁護になってないですね。この議論に入る前に、アムネスティの報告書やセックスワーカー当事者の団体の研究や訴えを聞いたのでしょうか？それを調査して当事者とともに考えることが重要かと思います。
297	女	30代	12	人間を性的な売り物にするのはおかしいと思います。 AVや風俗のなかにも暴力がはびこっています。 暴力を厳しく取り締まって欲しいです。 売春しようとする女性は子供の頃からの性虐待など、 子供の頃からの問題を抱えている事が多いです。 AVも風俗も、男性の犯罪の抑止になりません。 そこが犯罪の場にもなっています。 風俗も、AVも、知的障害や発達障害などの弱い立場の女性を特に狙って上手い言葉で誘い込み、取り込みます。 AVや風俗は女性が健全に働いていると言えないと思います。おかしい事ばかりです。根絶されて欲しいです。
298	男	50代	65	女性支援団体等に対するミソジニーベースのデマ・誹謗中傷、「公金追及」等の「公益性」や「住民の権利」の名目での開示請求・住民監査請求・住民訴訟は、性差別、ミソジニーの実践であると同時に、民主主義の基盤を掘り崩す有害な行動である。これに対して、形式的な適格性・適合性等を理由に受動的に対応することがあってはならない。政府として毅然とした対応をすべきであり、自治体の支援を行うべきである。このことは、「実子誘拐」「虚偽DV」「親子断絶」といった虚偽のフレームに基づくデマ・誹謗中傷、自治体等に対する働きかけ、開示請求・審査請求・住民監査請求・住民訴訟等についても同様である。
299	男	50代	68	有名無名を問わず性暴力被害者や支援者、弁護士への偏見、誹謗中傷がSNSを中心に苛烈な状況が続いている。政府としてもこのような状況への対処を当事者や民間任せにせず、経常的にも事件報道等があった際にも強力なメッセージを発するべきである。また、特に一部の弁護士のミソジニーに基づく言動が目立ち続けており、弁護士会と連携した取り組みが必要である。
300	男	50代	71	いわゆる男性相談については、加害者性を否認するDV・ハラスメント等加害者が相当の割合を占めるであろうと想定されるが、加害者対策の知識・スキルを併せ持つ相談員を配置し、またそのための人材育成を行い、加害者として名指し責めるのではなく対話を通じてクールダウンさせ、（性急さを排しつつ）気づきを促していけるような対応が求められる。もちろん、DV、性暴力等の男性被害者の受け皿が限られ、「男らしさ」等のジェンダー規範の内面化に起因する者等固有の困難があるため、適切な支援につながれるようにするための連携等の体制づくりが求められる。

301	女	50代	-	子どもへの性暴力、配偶者暴力、ストーカー被害など、全てに対する予防策は教育だと思っています。 暴力被害によって心身の健康を疎外されると、子どもなら学校に行けなくなったり、大人なら仕事に行けなくなったりと生活する力を育んでいくことができなくなり、結果貧困に陥る。それがまた次の世代の貧困につながる連鎖となっている。ジェンダーに基づく暴力と子どもの虐待はつながっており、被害者たちは声を上げることもできず生きるために風俗の世界に進んでいく人も多い。生活力がない中で出産したり、子どもを捨てる、殺すなどの事件も頻発している。学校教育においてジェンダーに基づく意識が暴力につながっていること、知らず知らずのうちに社会の中で、メディアの中で、学校の中でもジェンダーが刷り込まれていることを理解させ、相手を尊重するということがどういうことなのか、また生きていくための必要な力は何なのかについてのカリキュラムを必須とすべき。 また子どもの教員に携わる教員だけでなく、塾、スイミングなどの教室でも職員への教育と、犯罪防止の取り組み、被害を訴えやすいシステム作り、加害者への厳罰化が必要である。
302	男	30代	69	国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性を明記すべきである。
303	男	40代	75	基本的な考え方に賛同します。 性暴力の被害者がPTSDの発症率が高く、長期にわたって苦しめられることは医学的に解明されており、少しずつ知られてきています。つまり性とはその人の人格と深く結び付いているものであり（性＝人格説）、望まぬ性行為はその人の将来に多大な（ネガティブな）影響をもたらすと言えます。 それゆえ、性を売ることは、労働・技術・知識・才能等による成果を売買する一般的な仕事とは明らかに異なり、人間の尊厳そのものを売る行為と言えます。（仕事をする中で尊厳が削られる場面があることと、尊厳そのものを売ることは同義ではありません。）従って、仮に何らかの理由で売る側の同意があったとして、買う側の正当性は認められず、性を買うことは人権侵害と言えます。 また、性的同意を買うという構図自体が、その人の人格を尊重することとは両立しません。そこには金銭を介することによって買う側に有利な権力勾配が働きます。つまり、性売買とは、本来ならば不同意に当たる性行為（対等でない制約された状況下における消極的性行為＝性暴力）をお金で正当化する行為と言えます。そしてここで重要なのは、身体接触の有無や程度の問題にかかわらず、この仕組みの中で買う側（男性）が満たそうとしているのは性欲というよりも加害欲や支配欲だということです。 また、これが当然のごとく許されている背景に、「女性は男性の所有物であり、男性に奉仕・隷属すべし」とする家父長制的価値観が根強くあることは否めません。その価値観の元に、女性蔑視的な文化（悪習）が至るところに蔓延り、社会がそれを無意識に内面化することで、女性差別や女性への性加害が起きていますが、性売買の仕組みはこれを維持・助長するものです。 よく、この仕組みがあることで女性も助かっているとか、この仕組みが亡くなったら性犯罪が増えるという男性がいますが、そんなのは加害と支配の仕組みを温存したい側の詭弁です。それよりも人権や尊厳を守ることのほうが大事で、その理想に付いてこれない人間には性依存の治療が必要です。 セックスワーク・イズ・ワークを進めたい人たちは、この買う側の加害性や特権性を見えなくして性を労働と位置づけようとしていますが、それは本当の意味で女性を守ることにはなりません。性売買＝人権侵害の立場から、事業者や買う側への規制を強めてください。

304	女	60代	101	ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実について 我が国においては、配偶者間暴力、性犯罪、職場や学校でのハラスメント、さらにはSNS等のデジタル空間における暴力が依然として深刻な課題となっている。被害者は身体的・心理的被害に加え、経済的困難や社会的孤立に直面するが、相談や支援体制は十分とはいえず、地域格差も大きい。この現状は、SDGs（目標5：ジェンダー平等）や女性差別撤廃条約（CEDAW）に掲げられた国際的責務の観点からも早急な改善が求められる。 本提案は、国が主導して「暴力を容認しない社会的合意」を形成し、予防から回復支援までを包括的に整備することを目的とする。具体的には、(1)法制度の整備（DV防止法や性犯罪関連法の強化、ハラスメント防止義務化、デジタル空間での違法行為規制）、(2)相談・保護体制の全国的強化（24時間ホットライン、SNS相談、緊急シェルターの配置と地域格差是正）、(3)被害者支援の充実（心理的支援の無償化、弁護士費用補助、就労・住居支援）、(4)教育・啓発（学校での人権教育必修化、企業研修義務化、全国的キャンペーン）、(5)ICT活用（匿名相談アプリ、被害情報の一元化、SNS事業者との協力による削除体制）の推進を提案する。 実施体制としては、内閣府男女共同参画局を中心に省庁横断の「ジェンダー暴力対策推進本部（仮称）」を設置し、専門家団体・民間団体との官民連携を強化するとともに、当事者の意見を政策評価に反映する仕組みを導入する。 期待される効果は、暴力の予防と早期発見、被害者の生活再建と自立の実現、国際社会における日本の信頼向上である。国は「暴力を決して容認しない」という明確な姿勢を示し、社会全体で被害者を守り支える仕組みを構築することが急務である。
305	女	60代	65	（２）具体的な取り組み　(2) 「性犯罪や性暴力が」　⇒「性犯罪や暴力は人権侵害であり、」と修正してください。 （暴力は人権侵害であることを強調してください）
306	団体として提出	団体として提出	-	２－（２）④～⑧　性暴力対応看護師（SANE）の導入を明記ください。国内で、すでに1000人近く誕生している「SANE」。その存在を明記し、周知し、活用し、さらに国や自治体による人材育成の予算をつけてください。

307	その他	20代	64	第6次男女共同参画基本計画の策定にご尽力されている皆様に心より敬意を表します。 わたしは、セクシュアルマイノリティ当事者で、学童支援員として働いているものです。いくつか基本計画に関する意見を共有いたします。 第６分野冒頭に書かれていた「生命の安全教育」は、性暴力の被害者や加害者を生み出さないための重要な取り組みと認識しています。しかし、現状の計画では、その実効性に課題があると考えます。 [現状と課題] 現在、学校における性教育は、「はどめ規定」により、包括的で具体的な内容の実施が困難な状況にあります。そのため、現場で働いていると、小学生の間では性に関することはタブーであったり、下ネタとして消費され、正しい知識や、自分や他者の身体を尊重することを十分に学ぶことができていないと感じます。ジェンダー平等、人権に関する知識を大人が子どもたちに伝えることは、子どもたちが健やかに生きていくために必要なことだと考えます。 [具体的な提言] この現状を改善するため、以下の取り組みを強く求めます。 包括的な性教育の推進: 子どもたちが自身の身体を肯定的に捉え、性に関する正しい知識を身につけ、性暴力から身を守るだけでなく、加害をさせないために、具体的かつ包括的な性教育を義務教育課程で着実に実施してください。 「はどめ規定」の撤廃: 包括的な性教育を阻む要因となっている「はどめ規定」を撤廃し、性行為や性器の名前等がタブーとならないよう、具体的な性教育を実施できる環境を整備してください。 日本版DBS制度の着実な実施: 教育現場を含む子どもと接する職種に就く人物の性犯罪歴の有無を確認する「日本版DBS」を速やかに、かつ確実に行うことを求めます。こちらは、市民団体が周知のため動き始めています。官民共同で進めていくことができると思います。 日本軍「慰安婦」制度について: 同じ過ちを繰り返さぬよう、教科書からほとんど消えてしまった「慰安婦」について学ぶ機会を保障してください。また日本政府の真相究明と国家賠償責任についてはCEDAWから何度も勧告を受け続けていますので、ただちに実行してください。 これらの提言が、子どもたちの人権を守り、健やかに過ごすことのできる社会を築くための重要な一歩となると確信しています。
308	女	50代	-	あらゆる性暴力をなくしたい
309	女	60代	69	子供達への性暴力や、デートDV、様々な問題を考えた時、学校での性教育が不十分だと思います。子供達の周りは、SNS等の間違った性の情報に溢れています。性に関する事をきちんと学び、自分の体の事、性の事をきちんと自己決定出来る教育が必要であると思います。なので、今回の基本計画に包括的性教育をすすめる必要性を明記する事を強く要望します。
310	女	30代	-	性売買は、性売買当事者への深刻な人権侵害です。性売買は全て禁止にし、性購買者は厳罰に処し、当事者には適切なケアや福祉を提供し人権を確保し、国民には、性売買は被害当事者への深刻な人権侵害であることを、啓蒙しなくてはならないと考えます。 特に、性購買者は男性が多く、男尊女卑である日本社会において、その悪行が野放しにされてきましたが、これに終止符を打たねばなりません。 また、性売買当事者には女性が多く、彼女達は酷すぎる暴力と搾取に晒されてきました。全ての当事者女性の人権の確保をしなくてはなりません。

311	女	30代	12	女性をお金で買って性暴力を振るうのはおかしいと思う。 性購買男性は厳罰に処すべき。 当事者女性に対しては、適切な福祉や支援を提供し、当事者女性の人権を確保するべき。 国民には、性購買が被害者への深刻な人権侵害であることを啓蒙すべき。
312	女	70代	-	言葉の暴力は、もちろん性暴力さえ立場が上の者は無かったことにされてしまうのはあまりにも不合理だ。伊藤詩織さんの件は、もっと深く追求されるべきだと思う。検察の捜査はどのように進められたか手順 を市民に明らかにしてほしい。
313	女	20代	-	こどもや若者への性暴力について 性暴力は個人の尊厳を著しく侵害する重大な人権侵害である。とりわけ、こどもや若者に対する性暴力は、社会的に弱い立場を狙った極めて悪質な行為であり、決して許されるものではない。よって以下の予防対策を提案する。 １．性加害に関心を有する教育従事者の排除 ２．性加害を行った教育従事者への厳格な処分 ３．性被害を安心して相談できる環境整備 ４．こども・若者および教育従事者への包括的な性教育 ５．痴漢加害者に対する厳罰化 ６．痴漢防止に向けた啓発活動の強化 教育従事者による性加害は少なからず存在し、多くは表面化していない。教育従事者はこどもを導く立場にあり、その立場を利用した加害は断じて許されない。性加害に関心を持つ教育従事者を事前に排除することが重要である。直近では福山市の高校教員による盗撮事件が発生したが、未遂と扱われ軽視された点は看過できない。もっとも、完全排除は困難であるため、被害者が速やかに相談できる窓口を教育現場に設置し、長期的な相談体制を整える必要がある。また、こども自身が性加害を認識できるようにするため、包括的な性教育を推進し、教育従事者への研修も徹底すべきである。 痴漢も依然として深刻であり、被害者の多くは10代から20代の女性である。入試時期には被害が増えるとされ、私服受験を指示する学校もある。しかし、防衛を被害者に求めるのではなく、加害を発生させない環境整備こそ必要である。痴漢加害者に鉄道会社への賠償金支払いや乗車禁止などの厳罰を科すべきであり、また社会全体が性加害を人権侵害と強く認識し、加害者を非難する風潮を形成することが重要である。そのため啓発活動を強化し、性加害を許さない文化を社会全体で構築することを提案する。

314	その他	40代	-	（２）具体的な取組 ３、 売春の相手方の行為についても、各種法令を～検討を行う。 について。 意見： 「買う側を処罰する」ことは一見「被害者保護」に見えますが、世界的には逆にセックスワーカーが深刻な被害を受けています。日本で売春防止法を見直す際も、刑事罰の強化ではなく、セックスワーカー自身の安全と人権を守る観点を最優先にすべきです。 理由： 1. 北欧モデルを導入した国々では、現場が地下化し、セックスワーカーが交渉や安全確認を十分にできず、暴力や感染症のリスクが増えたと報告されています。 2. 国際的な人権機関（UNAIDS、WHO、アムネスティなど）も、売買春の刑事罰化は人権を侵害し、社会からの孤立を強めると警告しています。 3. 日本でも「買う側だけを罰する」としても、結局は現場への監視や摘発が強まり、セックスワーカー当事者にしわ寄せがいく危険が高い。 要望： 売春防止法の見直しは、処罰の拡大ではなく「支援の拡大」を基本にしてください。 セックスワーカーが安全に医療・福祉・法的支援につながれる仕組みを整備してください。 国際的な人権基準に照らして、当事者の声を聞きながら政策を設計してください。
315	男	40代	-	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関して、その前文で『また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。』がそもそも男女平等、ジェンダー平等の立場に立っていません。すぐに改正してください。最近では、男性のDV被害が多くニュースに取り上げられています。 してこのような状態で、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が男女差別を公然にしている状態で男女共同参画社会が成り立つでしょうか。
316	女	50代	69	子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。

317	男	40代	70	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について、前文に「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」という記載がある。 一方で、男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）の2(2)過去 1 年以内の配偶者からの暴力の被害経験の有無においては「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性」とは言えず、特に図 2－2－2 配偶者からの被害経験の有無 － この１年間（性別）－においては、心理的攻撃について男性の方が被害の比率が高い。 法律の全文は、その法律の公布・施行の背景が記載されているものと理解するが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の前文は男女間における暴力に関する調査の結果と異なり、それを背景とすることにより、法律の目的・信憑性を大きく損なうものである。この前文については「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」の箇所を削除し、男女間の平等を担保する内容に変更されるべきと考える。 私自身も心理的攻撃の被害者であるため今回勇気を出して声をあげている。プライバシーに配慮いただきたく、匿名の形でパブリックコメントを提出させていただく。
318	男	50代	12	「売買春の被害に遭うおそれのある女性については、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点」という前提が当事者の意見を踏まえたものとは言えず、そのような支援が必要な女性かどうかの判別がまずなされねばならないのに、そのプロセス、当事者の意思や事情を無視した内容になっている。
319	女	50代	69	人権が尊重されるために、子ども自身が学ぶ包括的性教育を進める必要性について、明確にすべきだと思います。
320	男	30代	64	＜意見＞ 男性DV被害者に対する支援のあり方の課題の調査および相談体制の拡充を明文化すべきです。 ＜背景および理由＞ 現在の単独親権制度の下、子どもを取り上げる暴力行為（いわゆる、正当な理由なき子どもの連れ去り行為。例：福井県HP。）の主体が主たる監護者（多くは女性。）である場合には、過去又は現在の監護状況を重要視し、家裁は主たる監護者を単独親権者に定め、家裁においてDV加害者の暴力行為に対してお墨付きを与えています。 男性DV被害について、産経新聞（2024/03/27）、日経新聞（2025/05/15）、朝日新聞（2024/11/19から7回わたり連載）、ABEMA Prime（2025/2/26）などが繰り返し報道しているものの、その実態が全く不明であり、かつ男性DV被害への偏見から相談窓口すらありません。 補足：朝日新聞連載「男性DV被害者傷つく夫たち」全7回（2024年11月19日） ＤＶの被害者となるのは、女性だけではありません。妻から日常的な暴力を受けても人に言えない。「男だから我慢しなくては」と思ってしまう。そもそも相談先がない――。そんな男性ＤＶ被害者の苦悩が書かれています

321	団体として提出	団体として提出	70	第６分野の４番項目「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進」では、ＤＶ被害者の保護と支援が掲げられているが現行施策は女性中心に偏り、男性被害者を排除する深刻な問題を生んでいる。内閣府「ＤＶ被害者実態調査」（2021年）では男性被害者が約２割を占めるにもかかわらず、支援予算の九割以上は女性向けに充てられ、男性専用相談窓口は全国で数カ所に過ぎない。この偏りは「男性＝加害者、女性＝被害者」という固定観念を強化し、男性被害者が声を上げられず潜在化する要因となっている。例えば、男性が女性中心の相談窓口で門前払いされる事例が報告されており、その結果、自殺や精神疾患に至るリスクが高まっている（厚労省自殺対策白書参照）また、離婚や親権争いでは虚偽のＤＶ主張と連れ去りが結び付けられ、片親疎外（Parental Alienation）が進行し、子の権利条約９条が定める「親子分離の防止」に反する判断が裁判実務で横行している。法務省「離婚家庭調査」（2020年）でも、別居後に子の健康不調が39.2%に及ぶとされ、この偏重は子の福祉にも悪影響を及ぼす。さらに、統計作成において女性相談窓口由来のデータのみが用いられるため、男性被害が過小評価され政策立案を歪めている。国際的には米国や英国でジェンダーニュートラルな支援体制が整備され、男性用シェルターや男女別統計が標準化されているが日本は大きく立ち遅れている。建設的解決策として、第一にＤＶ支援を完全にジェンダーニュートラル化し、男女問わず利用可能な全国一元窓口を整備すべき。2025年までに男性相談窓口を現在の十倍以上に増やし、相談員研修に男性被害専門モジュールを義務付けることで潜在被害の顕在化が可能。第二に、ＤＶ認定プロセスを第三者機関に付託し、虚偽申告に対しては損害賠償や刑事罰を明文化し、証拠審査を厳格化する。さらに、連れ去り防止のためハーグ条約適用の拡大や心理評価の標準化を進め、原則共同親権共同養育を標準とするガイドラインを策定すべき。統計は男女別に平等集計し、ＡＩを用いて透明性を確保することが不可欠。モラハラも男女双方の被害を同等に扱う解釈へ改め、行政・司法関係者に研修を義務付ける必要がある。こうした改革によって初めてＤＶを「性別」ではなく「暴力」として扱う真のジェンダー平等が実現し、家族のウェルビーイングを向上させることができる。
322	男	40代	70	配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等（以下、DV支援法）の推進についてですが、前文に【多くの場合は女性が受ける】とあります。 しかしなが、男性も5人に1人はDVを受けており、また、男性は相談室もないのが現状です。 各都道府県へ問い合わせをしましても【男女共同参画の方針に従って】、相談室の運用などをしているとの回答です。 近年では、男子の乳首と指を切断するなどの、凶悪な女性のDVも出ています。 DV防止法の【多くの場合は女性】は、もはや古い観念であり、現代へは適合しないと考えます。 つきましては、【多くの場合は女性】を削除し、男性相談室又は配偶者相談室の促進をお願いします。 また、いわゆるDV支援措置ですが、こちらにつきましても、解除する方法もありません。 最近は父親の連れ去り別居も増えており、このDV支援措置を悪用し、身を隠す父親も増えております。 母親が子供と引き離されると、世間の目は厳しく、精神を病む方も多いのが現状です。 DV支援措置が悪用されぬよう、解除方法を明確にした方が、健全な社会的となります。 何卒、ご検討をよろしくお願いします。
323	男	50代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。

324	団体として提出	50代	-	・ワンストップ支援センターについて、男性やトランスジェンダーが対象外になっていることがあります。民間施設とも連携し、男性や性的マイノリティへの支援の網を広げてください。 ・性暴力は許されないものであることは当然ですが、被害者が男性や男子である場合、また加害者が性的マイノリティであるに、メディアで報道される機会が多く、偏見を助長している側面があります。報道が公平なものであるよう、メディアに関する啓発を行なってください。
325	男	30代	-	書いてあることに賛成です。 セクシャルハラスメントや性暴力などは酷いものであるにも関わらず軽視されがちで心を痛めていたので今まで以上にしっかりとやって欲しいと思います。
326	女	50代	64	「女性に対する暴力」から「ジェンダーに基づく暴力」に変化しているが、統計データをとる場合には、加害者の性別・性自認と被害者の性別・性自認・加害/被害の内容を、相互に（横断的に）ジェンダー関連性として可視化し、分析して、施策に反映させるよう求める。
327	男	20代	-	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という表現について、「売春」を「人間の尊厳を傷つけるもの」とみなすことは、セックスワークに対する職業偏見と差別に繋がります。
328	女	60代	64	6つ目の○に追加 包括的支援に住居支援を入れてください。 DV被害者や性暴力被害者、困難を抱える女性等の支援に住居の確保が必須です。一時保護ではなく、継続的に利用できる住居の提供を実施してください。
329	答えたくない	60代	66	「（２）具体的な取り組み」3、4の教育について、独立行政法人男女参画機構法、参議院内閣委員会で採択された附帯決議中、「一」における男女共同参画政策推進にあたって、「女子差別撤廃条約にのっとり」との文言の主旨に鑑み、国連、女性差別撤廃条約、日本第9回報告書に対する女性差別撤廃委員会、「第9回報告に対する女性差別撤廃委員会最終見解」38ｃ、包括的生教育実施の勧告の内容を明確にするべきではないか。政策の基盤としても、性暴力を社会のあらゆる場から根絶して行くためには、家族関係、友人関係、異性との関係において、他者に対する力の行使、力による他者の支配が倫理的に許されることか、さらには、法的に刑法において許されることなのか、自律的自発的に自ら考える機会を積極的に学校教育の場で整えていくことを明確にするべきではないか。特に、性行動に関する医学的、科学的な知見を具体的に実証的に提供するとともに、個人の尊厳に基づく、＜人間の諸権利（human rights)＞、＜ジェンダーの平等＞が、人間関係を形成して行く上で、どのような意味を持つかを、自分自身の課題として考えて行けるようなプログラムを開発して、年齢に応じて、学校教育の場で提供することを明確にするべきではないか。さらにこのような教育は学校教育に限らず、さまざまな年代の成人にも同様な社会教育の場を提供して行くことも、性暴力を根絶していく上で重要な政策ではないか。
330	女	50代	71	加害者プログラムの実施や加害者を対象とする相談窓口の開設等は賛同する。但し、自身が加害者であることを自覚している者は少ない。むしろ、配偶者が子どもを連れて家を出たことへの怒りに支配され、自らが被害者であるという考えに固執する傾向がある。相談とは「お気持ちを傾聴する」ことではなく、DVであることを気付かせるような仕組みを考えられたい。

331	男	30代	-	＜意見＞ DV等支援措置の悪用の実態を調査し、適正運用をはかるとともに男性DV被害の実態を明らかにすることを「施策の基本的方向」に追記すべきです。 ＜背景と理由＞ 現行の「DV等支援措置」がDV等支援措置を悪用する人たちの行為によって、本来支援すべき本当のDV被害者がリソース不足等で置き去りにされ、支援が行き渡らない懸念もあります。 次に示すように、国会においても、複数回にわたり質疑されています。 特に、第213回国会衆議院予算委員会2024年2月7日において、岸田文雄総理（発言当時）が次のようにDV等支援措置を悪用する実態の報告を受けている旨の答弁をされてました。 「そもそも、父母の別居後や離婚後における子の養育に関する事案に様々なものがあり、父母の一方が子を連れて別居するケース一つ取ってみても、不当な子の連れ去りという見方もあれば、ＤＶや虐待からの避難という見方もある、まずこのように思いますが、その中で、裁判手続において、当事者の一方が自己の立場を有利にする目的でＤＶ等支援措置制度の申請を行うなど、ＤＶを受けたかのように偽装して主張する場合もある、そして、これを批判する意見がある、こうした実態があるという報告は受けました。」 直近２年の間にDV等支援措置が悪用される課題に関して以下の質疑もありました。 第217回国会衆議院内閣委員会2025年5月28日（市村浩一郎議員） 第217回国会衆議院予算委員会2025年2月6日（浅野哲議員） 第213回国会参議院法務委員会2024年5月16日（清水貴之議員、発言当時） 第213回国会参議院決算委員会2024年4月10日（梅村みずほ議員） 以上。
332	男	50代	70	「被害者」の表記は「被害者と申し出た者」とすべき。 加害者とされる者が不在、又は特定出来ない段階並びに加害事実の存在が未確認の状態で一方的な申し出のみで被害者認定する べきでは無い。 事実の有無、事態の重要度を無視した一律的な行政の対応を招き、行政は対応し易い軽微な案件を拾い上げ対応件数の数値を積み上げる事となり重大な事案を防止する事が出来ていない。 迅速な保護は必要であるが事実確認後の被害者とすべき。
333	答えたくない	40代	12	性暴力コールセンターへ電話しても何の救いもなかった。 制度をよく知っておらず、いい加減な情報ばかり言われた。 犯人が捕まっても、裁判官が判決書を書くのが面倒で和解をすすめる余り怒鳴り散らしてくる裁判官が民事の控訴審に居た。 ピンはね等されるのが嫌で警察に届けを出して1人で風俗営業もしたが、経営者という形になるのでコロナ禍は給付金が貰えなかった。こんな日本は少子化になって当然だ。死ねと言われている様なものだ。私も未来の子供達も。

334	その他	20代	65	３ こどもへの安全教育 評価：幼少期からの教育は効果的です。 要望：「生命の尊さ」だけでなく、「自分と他者の境界」「嫌なときは断ってよい」という権利を教える内容を加えてほしいです。 ・「自分の体に嫌なことをされたら、断っていい」「誰かに無理やりされてはいけない」という 権利意識を育てること。 ・「相手が嫌がっているときはやめる」「同意を確認する」など、加害者にならないための具体的行動を教えること。 ・「見て見ぬふりをしない」「困っている人を助ける」など、傍観者にならない態度も含めること。 4 専門家による教育 評価：産婦人科医や助産師を活用することは適切です。 要望：LGBTQ＋の専門知識を持つ講師や、ピア（同世代の人）の声も取り入れてほしいです。 5 相談窓口の周知 評価：多様な人に情報を届ける姿勢は評価します。 要望：高齢者や外国人などに届く工夫（多言語対応・やさしい日本語・点字など）を徹底してください。 6 企業への周知 評価：「ビジネスと人権」と性暴力を結びつけるのは有効です。 要望：単なる啓発でなく、また企業だけでなく大学法人・学校法人・医療法人などを含むすべての団体に対して、義務付け（相談窓口設置や再発防止策の公表）を課す仕組みが必要だと思います。 私は大学で働いていますが、教授をはじめ職員らに性暴力やハラスメントに対する認知を高めてほしいと感じます。
335	答えたくない	40代	65	「生命の安全教育」を全ての学校で実施するよう明記してください。 自分のからだ、こころを大切にし、相手も同様に大切な存在であることを学びの中に入れてください。その際、「バウンダリー」の考え方をベースに、自分と相手の間にある境界線を大事にすること、相手の許可なしにその境界線を越え距離を縮めることは暴力的な行為となりうることも教えてください。性的同意や性交同意年齢に関することなど、正しい知識を得ることができ、性暴力を受けた場合に迅速な相談体制がとれるよう、学校内外での連携をとっておくことも盛り込んでください。

336	答えたくない	40代	75	売買春を一律に処罰の対象としないでください。従事者には様々な事情があります。たとえばシングルマザーで子育てしながら従事している方は、子どもが病気になった時にこの仕事であればすぐに駆けつけることができますが、他の仕事では同じようにできないという実態があります。また性的マイノリティーの方は、社会的な偏見などから他の仕事に就くこともままならず、性売買の仕事につく割合が多いそうです。その方々をはじき出すような処罰化を行なわないでください。 上記に限らず、実際の従事者やその支援者の声を幅広く聴き、実態をつかんだ上で、福祉などの支援を充実させるなどの施策を、まずは行なうことを明記してください。望まない人が従事することはあってはなりませんし、未成年の従事が搾取の対象となりやすいことへの対策は必要です。しかし、個々のケースを鑑みることなく、性売買全体を処罰対象にするのは拙速で乱暴です。 処罰化することでアンダーグラウンドに潜り実態が見えづらくなり、暴力など危険にさらされた場合にも警察に保護を求めることができなくなってしまいます。買春処罰法ができたフランスでは多くの従事者の収入が低下し、さらに暴力に遭うことが増えた人の割合も4割を超えたとの調査があります。同じく搾取や児童労働が問題視されているカカオ・コーヒー栽培は処罰化されていませんが、性売買やそこに従事する人たちを否定し処罰化することの合理性はなんでしょうか。社会的通念や道徳という人々の意識や内心の問題で、現に生計を立てている人の存在を否定するのは間違っています。 性売買が「人間の尊厳を傷つける」ものだとするのであれば、まずは尊厳が傷つけられない方法や、搾取とならない仕組みを作れないでしょうか。そういうことを考える前に「尊厳を傷つけるもの」とみなすことは、その仕事に従事する人を追い詰め、まさに尊厳を傷つけることになるのではないでしょうか。他の職業がそうであるように、従事者の安全が守られ、はじめるもやめるも、本人の自由で行なえる仕組みづくりを行なう旨、書き入れてください。

337	男	20代	76	ディープポルノに関しては実在人物に関するもののみ取り締まるべきである
338	女	30代	-	現状の対策は評価する一方で、性犯罪に対する刑罰が他の犯罪と比較して軽すぎるという認識から、さらなる厳罰化を強く求めます。 ①性犯罪は、被害者の身体だけでなく、精神にも深刻で長期にわたるダメージを与える極めて悪質な犯罪です。PTSD（心的外傷後ストレス障害）、うつ病、人間不信など、被害者が負う精神的な傷は、一生癒えることがない場合も少なくありません。にもかかわらず、現行の刑法では、性犯罪の法定刑が他の同等の犯罪、例えば傷害罪や窃盗罪などと比較して軽微に設定されていると感じられます。この刑罰の軽さが、社会全体に「性犯罪はそこまで重い犯罪ではない」という誤ったメッセージを与え、再犯の温床にもなりかねません。 ②実効性のある厳罰化と社会への影響 ③性犯罪の厳罰化は、以下の点で不可欠です。 ④犯罪抑止力の向上: 刑罰が厳しくなることで、「性犯罪を犯せば重い罰を受ける」という明確なメッセージを社会に発信し、潜在的な加害者に対する強力な抑止力となります。これにより、性犯罪の発生件数そのものを減少させる効果が期待できます。 ⑤被害者の尊厳回復と社会の信頼構築: 被害者が直面するのは、事件の苦しみだけでなく、加害者が比較的早く社会に戻ってくる現実です。厳罰化は、被害者が「正義が果たされた」と感じ、尊厳の回復を助ける重要な要素です。また、司法制度が被害者の苦しみに真摯に向き合っていることを示し、社会全体の信頼感を高めることにつながります。 ⑥具体的な厳罰化の方向性として、以下を提案します。 ⑦刑期の引き上げ: 強姦罪や強制わいせつ罪など、性犯罪の法定刑の上限と下限を大幅に引き上げるべきです。特に、未成年や心身に障害を持つ被害者に対する性犯罪については、より厳しい罰則を設ける必要があります。 ⑧累犯者への加重罰: 性犯罪を繰り返す者に対しては、再犯防止の観点からも、より重い刑罰を科すことが必要です。 ⑨性犯罪者の処遇の適正化: 厳罰化に加えて、刑期終了後の性犯罪者に対する監視や治療プログラムの義務化など、再犯防止策を強化すべきです。 ⑩これらの厳罰化は、単に加害者を罰するだけでなく、被害者の保護と社会の安全を確保するために極めて重要です。性犯罪を許さないという強い意志を社会全体で共有し、実効性のある法制度へと反映させるため、本計画において厳罰化を明確に打ち出すことを強く求めます。
339	男	40代	-	性暴力、性加害を許してはならないという風潮が高まりを見せる一方で、性犯罪者の人権を無視するかのような過剰で行きすぎた批判を是認する風潮も高まっており、そうした風潮が草津町において町長の男性による性加害を告発した女性が実は被害自体が全て虚構であるにもかかわらず、メディアや女性活動家が女性の言い分ばかりを取り上げて被害者男性に対するバッシングを繰り広げる、というあってはならない重大な人権侵害が発生するに至った。 その上、バッシングに加担したメディアや女性活動家の多くは被害者男性へ謝罪すら行わず言及すら避けており、こうしたことは男性に対する人権侵害が女性のそれと比べて軽んじられる風潮の存在や、我が国の性暴力・性加害啓発が「被害者が虚偽告発をする可能性」を一切考慮していないことを示唆するものである。 さらに、特定の創作物に対する個人の感情論でしかない好悪感情を、あたかもジェンダー平等に反する問題であるかのように殊更にSNS上で吊し上げて拡散され、企業活動の妨害や個人への誹謗中傷が横行していることも継続して見られる。 こうしたことはICTリテラシーが低いことと、ミソジニー問題にばかり目が行き過ぎてミサンドリー問題、つまりは男性嫌悪に駆られた女性による男性「性」の加害を社会が考慮しない風潮の存在を示唆するものである。 これらを鑑みて、性犯罪や性加害は許されない反面、加害者を過剰に批判し吊し上げる風潮や感情論に基づいて他人の趣味嗜好を過剰に攻撃する風潮の是正は、社会の安定化、男女分断の防止、犯罪者の人権擁護、冤罪防止の観点からも非常に重要である。

340	女	50代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。
341	答えたくない	20代	68	「医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する～」とありましたが、臨床心理士・公認心理師の養成課程においては、EMDRをはじめとするトラウマ治療を体系的に学ぶことができるのは一部の大学院に限られ、十分とは言えない。さらに、資格課程においてジェンダー関連科目が必修化されていないことにも違和感を覚える。 心の問題にはジェンダーが深く関与する場合が少なくなく、基礎知識を欠いたまま支援にあたることは、クライエントをさらに傷つける危険を孕む。たとえ直接的な不利益が生じなかったとしても、支援者が前提となる知識を有していれば、クライエントに過度の説明を強いる必要がなくなり、心理的負担を軽減することができる。 よって、心理師（士）をはじめとする対人支援専門職の養成課程において、ジェンダー関連科目を必修とすることを強く望む。
342	女	60代	-	性暴力被害は個人の尊厳を脅かし、心も身体も一生涯にわたり深い傷をおわせるもの。性暴力を許さない社会にすることは急がれます。同時に性暴力ワンストップ救援センターを国の責任で運営し、安心してケアを受けられる制度にするために、必要な予算をつけ法制化を求めます
343	女	60代	71	(8)警察においては、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉または財産に対する脅迫が疑われる場合も含め、配偶者等からの暴力相談等として幅広く受理し（以下略）と明記されていることは大変心強いが、実際の支援の場ではそうではない対応がなされることがあります。一つ例を挙げると、警察に相談したにも関わらずDVではなく金銭トラブルの相談として受理されたケースがありました。暴力に抵抗するために相手を蹴ってしまい、それをDVだと訴えられて加害者となってしまった女性もいます。このように、自身の被害を過大に訴えて、あるいは「お前も捕まるぞ」と脅して、さらに被害者を追い詰めてくる加害者が最近増えていると感じます。 どうか、DV被害について適切な判断をしていただけるよう、各警察にはDVの特性についての研修や、制度についてのよりきめ細やかな周知など、力を入れていただきたいと願っております。
344	女	70代	75	8(1)(2) 売買春への対策の推進について買春行為そのものを禁止する法律がないのはおかし。児童買春と同じように買春も罪に問われるべきです。買春防止法を改正し売買春防止法とすべきと考えます
345	女	70代	75	8(2)(3)「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑事法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法のさらなる見直しを含め、検討を行う。」 を、次のア、イのいずれかとする。 ア　「売春防止法を見直し、買春者処罰を明確にした法を整備する。」 イ　「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑事法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法については、買春者処罰を明確にした法に改める。」 理由 売春防止法は「第3条(売春の禁止)何人も売春をし、その相手方となってはいけない。」としながら、買春者には法による処罰がない。 売買春の根絶には、女性支援新法による女性の支援と、買春者の処罰規定を明確にした法律が不可欠である。 北欧モデルとも呼ばれるスウェーデンの法律を参考に、早急に制定すべきである。

346	その他	20代	64	言葉の使い方に関して、気になる部分があります。 行10の「男女の人権尊重の徹底」という表現は、女性に対する暴力が多いことを背景に、性別に関わらずすべての人の人権を守る事を徹底する、という事を強調して書かれた部分だと推察しますが、このような「男女」という語の使い方は、暗に性的マイノリティを不可視化しているように思います。 男女二元論的ではなくより包括的な表現として、「性別に左右されない人権の尊重の徹底」や「性別を問わず、すべての人の人権尊重の徹底」等はいかがでしょうか。 上記は一例ですが、性的マイノリティ、とくに男女に当てはまらない性自認を持つ人々は、最初から想定されておらず、このように透明化されています。ひとつひとつはほんの小さな事ですが、社会のさまざまな場面で疎外感を感じ、自分のことはめったに想定されていないという事実に直面することは、当事者を精神的に追い詰めているということをご認識いただけますと幸いです。 誰もが、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにするために、公的な文書や発言の影響力を考慮し、より包括的な表現を選択していただけたら嬉しいです。実際の性格差を無くしていく取り組みと同時に、そのような意識が広まることで、性的マイノリティだけでなく誰もが性別にとらわれすぎず、生きやすい社会になるのではと考えます。
347	女	60代	65	子ども自身が「性被害」「性加害」について認識できるために、子どもの実態に応じた科学と人権を基盤とした「包括的性教育」の推進が必要です。現在の学習指導要領では十分な性教育ができません。いわゆる「はどめ規定」の撤廃が必要です。
348	男	40代	64	＜現代日本の男女共同参画政策の問題点＞ 　現代の日本の男女共同参画政策は、デジタルコミュニケーション（典型的にはSNS）の発達を暴力の在り方も多様化していることまでは認識している。 　しかしながら、なぜか暴力の多様化の構造に踏み込むことができず、結局は、大昔に散見されたような肉体的に強い男性から弱い子女に対しての暴力を強調する程度で、「暴力は容認しない」というスローガンにとどまっている。 　一方、SNS炎上をはじめとする新たな形の暴力の特徴は、誰が誰に対してでも暴力をふるうことができる仕組となっており、かつ当事者間で匿名（片方が匿名であれば両方が匿名のこともある）を成り立たせた中で成立するものである。ここに男女差や長幼の差はない。ここ数年で大きく目立ってきているものであり、当事者以外の多くの人々の不安をあおることもしばしばである。 　このような新たな形の暴力が大きく目立ってきているにもかかわらず、どういうわけか男女共同参画政策の【基本認識】は、男性から子女への暴力が露骨に表現されている。 　そのため、日本の男女共同参画はそもそも基本認識が誤っている。 ＜何が問題か＞ 　今までの男女共同参画の方向性を振り返ると「女性にも男性と同じ社会的地位を付与する」発想で活動が展開されてきたようにも思われる。その結果、男性が家庭に帰ることが少ないまま、女性に家庭構築と就業上のキャリア形成の両方を他人事のよう促していただけのように見える。（最近の成果として、例えば、男女ともに育児休暇を付与されたが、時期的に遅すぎるし、付与日数も少ない。） 　一方、就職氷河期問題に見られる通り、いわゆる氷河期世代等は就職するだけで常軌を逸した苦労を強いられ、長時間労働の犠牲にもなった方々は数多い。男女共同参画云々以前に健全な生活を構築するだけでもかなりの苦労を強いられてきたことは容易に散見される。 　さらに、2025夏現在においては、いわゆる「移民問題」が重なってきている。 　以上のような問題は、国民「誰も」が健全な生活を送るための安心感が大きく脅かされていることの表れである。 　要するに、男女共同参画の取組は国民誰もにとって安心感をもたらす内容を盛り込むべきであると考える。反対に、特定のカテゴリー・層への支援の狙いや形をとるのであれば、男女共同参画の取組はかえって貴重なリソースを棄損するであろう。

349	答えたくない	20代	75	売買春の撤廃は不適切です。それどころか、セックスワーカー女性への権利侵害です。売買春における加害者の多くは男性であり、真に被害を無くすためには男性加害者を根絶する必要があります。そのためには、3歳からの包括的性教育、とりわけ性的同意や男性性ジェンダー視点等の学習が欠かせません。結論として、女性被害者を保護する名目で、女性の働く権利を奪うのは言語道断です。
350	女	60代	-	「性を商品化し、人間の尊厳を 傷つける売買春の根絶に向けて」という表現について すべての「売春」を「人間の尊厳を傷 つける」ものとみなすことは職業に対 する偏見と差別に繋がります。スウェーデンやフランスなど、「売買春」の 「根絶」「廃止」を目指す法的な取り 組みを実施した国もありますが達成されておらず、「人権擁護」を目指し 「売買春」を犯罪化した国では、むしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。 また、本素案の作成にあたって、多くのセックスワーカー事者が関わっておらず、事業者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要がある。
351	女	20代	67	私は、性犯罪の抑止と被害者保護の観点から、以下の点について強く提言いたします。 1.性犯罪の刑罰の厳格化 　性犯罪は被害者の心身に深刻な影響を及ぼす犯罪であり、その社会的悪影響は計り知れません。刑罰を強化することは、加害者に対する明確な制裁を示すとともに、潜在的加害者に対する抑止効果を高めると考えます。特に未成年者に対する性犯罪や再犯の可能性が高いケースについては、より重い刑罰を適用することが必要です。 2.再犯防止の科学的・技術的手段の導入 　性犯罪者の再犯防止には、刑罰だけでなく社会的・技術的な措置も不可欠です。以下の施策の導入を検討すべきです。 　- GPSによる位置監視：特定の場所（学校、児童施設等）への接近禁止を含む、常時または必要時の監視。 　- 科学的虚勢（化学的去勢）等の医学的介入：本人の同意の下、性欲の強度を科学的に抑制する手段。特に重度の再犯リスクがある場合に有効。 　- 再犯リスク評価システムの導入：心理評価や行動履歴に基づき、社会復帰後の監視・支援計画を策定。 3.被害者保護の強化と情報公開の適正化 　再犯防止策と同時に、被害者や地域住民が安全に暮らせる環境整備も重要です。性犯罪者情報の適切な管理・公開を通じて、社会全体の防犯意識を高めるべきです。 以上の理由から、性犯罪に対する刑罰の厳格化と、科学的・技術的手段を組み合わせた再犯防止策の導入を強く要望いたします。 また、災害時の避難所において被災者、とりわけ女性や子どもが安全に過ごせる環境の整備を強く要望いたします。 1.安全確保のための施設管理 　避難所内における性犯罪リスクを最小化するため、照明の強化、防犯カメラの設置、男女別の就寝区画の明確化など、施設管理の徹底が必要です。 2.監視・警備体制の強化 　警備員や自治体職員による巡回体制を強化し、不審者の早期発見と即時対応ができる仕組みを整えることが重要です。
352	男	40代	69	四角囲みの施策の基本的方向の中で、性被害に対する子どもの認識について書かれています。子ども自身が、どんな事が性被害かもしれないのかといったことを学ぶ機会が必要だと捉えます。子どもがどんな事を学ぶのか、という視点を分かるように明記してほしいです。

353	女	60代	-	売買春の対策に関して ・「売春」を『人間の尊厳を傷つけるもの』とみなすことは、「純潔」を重んじる保守思想であり、職業への偏見と差別に繋がってきたので訂正するべき ・支援対象を『「売春」を辞めた女性』もしくは『未然に防止された女性』に限定する事で、男性や仕事を希望する女性を排除し、医療などへのアクセスを困難にするので、こうした限定はやめるべき ・いわゆる北欧モデル（買春者処罰）は、産業自体が地下化してワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼしているという結果が出ている ・本素案の策定に多くのセックスワーカー当事者が関わっておらず、意見が偏り過ぎている。安全に仕事を続けたい当事者や、そのために長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要がある
354	女	60代	69	子どもへの性暴力の認識を急速に強固に広めなければならない。当事者・加害者ともなる人（子）への教育は喫緊の達成すべき目標である。性的なことを隠し、親などに全て教育を任せた（親は学校で教えてくれる、守ってくれると思っている）結果、日本は児童への性加害・犯罪が多いという結果になっている。何が起こっているのかを被害に遭う前に知る（加害行為は何かを知る）機会がなければ認識することもできないし、被害者が大人となってからでもその影響力は非常に大きく社会の損失と言える（例えば恋愛では親密な関係が作りにくいとかになれば、その人から多くの選択肢を奪ってしまう。小さい頃にあったことは忘れるとか言えないから大丈夫とかいう専門外の言葉に耳を貸すのではなく、正しい知識を国民全体が持つことで健康的な心生活の質を底上げできるのである。仕事面・友人面でも同様。）だからこそ、義務教育の段階で予防教育をしていくことは、公衆衛生の一つである。授業枠として確実にプログラムを組むべきである。
355	女	50代	69	3-(2)-(2)について、日本版DBSの対象にその民間事業者にプレーパークや子育て応援拠点、子ども食堂など、子ども・子育て支援のNPO団体なども含めてください。でないとDBSによって教職員になれなかった犯罪者が、このような団体に流れ込む可能性があり、抜け道だらけの政策となってしまいます。 また教職員などと違い、こういった団体には予算に余裕がありません。NPO団体等が性暴力防止に向けて研修を行う場合の補助金を創設してください。 そして研修については、性暴力防止だけでなくジェンダー研修も含め継続的に取り組めるようなものにしてください。一度の研修で解決できることではないからです。 ・児童養護施設における性暴力対策を入れてください。社会的養護内の性暴力は以前から専門家の間で大きな問題となっているはずです。

356	男	40代	-	提言１：「子の連れ去り」の根絶 【問題点】 日本では一方の親が同意なく子を連れて別居しても「監護」と認められ、親権獲得に有利となる「連れ去り勝ち」が横行している。これは母親優先の固定観念に基づく司法運用であり、父子の断絶や子どもの精神的虐待を招いている。 【提言】 1.DV等の明白な危険を除き、同意のない子の連れ去りを「子の福祉を害する違法行為」と法律に明記すること。 2.連れ去り発生時には警察や裁判所が迅速に介入し、原則として元の環境に戻す制度を創設すること。 3.離婚届には監護分担・親子交流・費用分担を必須記載事項とし、親子断絶を防ぐこと。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 提言２：「子の引き離し」被害女性の支援強化 【問題点】 母親が子どもと引き離されても、DV被害と認定されないため女性相談支援センターで支援を受けられない事例がある。これは「女性支援＝DV被害」という固定観念に基づき、精神的暴力や親子断絶を軽視する運用上の欠陥である。 【提言】 1.ガイドラインで「子の引き離し」を精神的暴力として支援対象に明記すること。 2.相談員にジェンダーニュートラルな暴力理解の研修を義務化すること。 3.警察・児相・法テラス等が連携し、母子の保護と精神的ケアを含む包括的支援を構築すること。
357	女	70代	-	○相談現場における研修とスーパービジョンの機会を確保すること。 ○支援者のメンタルヘルスや労働条件（期限付きの雇用により専門性が担保されないなど）の改善を図ること。 ○DVや性暴力の被害者への理解を深め、二次被害を防止すること。
358	その他	20代	75	第6分野-8-(1)において、「性の商品化を単なる人間の尊厳を傷つける売買春行為とし廃絶を目標とすること」は、既存の様々な性産業に従事する性労働者への差別を助長する行為であり、本素案が目指すところの性暴力および搾取の根本的な改善には繋がらない。また、(2)-(1)において、「売買春の被害」とある。売買春自体は「被害」ではなく、同意がない場合やそれによって暴力が生じた場合被害となる。一括りに売買春を被害とすることは、性労働者への差別を助長する。(2)-(3)において、買春処罰の導入を想起させるが、それが施行されている国の現状は、性労働者への差別の強化とアンダーグラウンドという法の規制が届かない領域でのビジネスへの転向である。性産業における性暴力と搾取の改善、そして、性労働者への差別の払拭のために以下の案を提案する。 ・(1)「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」の「人間の尊厳を傷つける」という箇所の削除。 ・(2)-(1)「被害」という文言の削除。 ・(2)-(3)の買春処罰化を安易に導入しない。実施国における性労働者当事者の状況を調査し、国内の性労働当事者および、それに詳しい専門家や団体のヒアリングを実施し、それを反映させる。 歴史的、他国の状況を鑑みても、買春処罰化等の性労働への規制を強化することは、性産業における性暴力と搾取にはつながらない。ニュージーランドのように非犯罪化を目指すことで、その領域におけるあらゆる暴力を真に洗い出すことができ、抑止に繋がる。
359	男	60代	-	売春」を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは職業偏見と差別に繋がります。 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性とに限られていて、実際にセックスワークを職業としている人には、支援の手がいかないのは問題です。 「売春」を選択した人たちの医療などへのアクセスを考えるべきです。

360	女	40代	12	買春はサービス提供者を性病罹患などに曝す人権侵害であり、非人道的行為です。性風俗業に従事する人を最低限守る為には、その被曝性の高さから、手術において医師を感染から守るため患者のHIV検査が必須なように、様々な感染症の検査必須となるはずです。しかし、そのような医師に対するような敬意は買春者にはありません。金銭を払った以上は身体を思うがままにしてよいという認識であり、この見方自体が従事者の人権侵害です。基本的人権の尊重の点から買春は禁止すべきです。
361	女	50代	75	売春をしている側への総合的福祉政策は急務です。これを生んでいる社会的背景を鑑みるに、貧困や性暴力被害が原因となっていると考えられ、若年女性の自殺の増加の原因ともなっています。早急な対策をお願い致します。 また性売買についてはさまざまな議論がなされており、意見の対立もよく見られます。これは売春女性（男性含む）の実態がまったく明らかにされていないことが原因です。実態も分からずに議論すること、まして対策を打つことはできません。 まずは売春に追いやられている女性たちの人権や尊厳を十分に配慮した上で保護・支援し、そういった女性たちからの聞き取り調査をしてください。 その際、調査員には専門的な知識や技量を持った人を採用してください（例えばフェミニストカウンセラーなど）。でないと実態がつかめないどころか、女性たちの孤立をより深めてしまうことになりかねません。
362	女	70代	68	ワンストップ支援センターと連携協力する医療機関ではなくワンストップ支援センターを医療機関内にもお受けてください。各都道府県に1か所以上設置のうえ、十分な医療報酬を予算化し広く周知をする必要があると思います
363	女	40代	-	「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化」における「暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。」の取り組みをいち早くしていただきたいと思います。わたくしは、DVを受けた女性のための支援に取り組んでいます。被害者のかたは、自身がDVを受けている認識が持てないため、早めの対処ができずに加害者から逃げられない事態になっていることが非常に多いと感じています。暴力とは身体を傷つけることだけでないことを、幼いころから教育する社会の実現を目指していただきたいです。
364	女	30代	-	「性的同意」ももちろんそうだが、幼児期からのコミュニケーションの中で境界線を知ること、親子の関わりや幼稚園、保育園で境界線を意識しながら生活できることが望ましい。
365	女	40代	12	買春は人身売買と変わらない 普通の労働として認めても従事者を守ることはできない 密室で行われ安全確保が難しい、粘膜接触による侵襲性の高さ等、心身への損傷ははかりしれない 若年しか価値がなく、長期就労できるものでもなく、スティグマも大きく、困難を抱えた人が搾取されている　同意の形成は困難を人質にとられているようなもの　福祉から溢れた人の受け皿になっているのは人権侵害 性売買自体なくすべきだが、買春者に処罰がないこともおかしい　人を買っていいわけがない
366	男	60代	75	売買春に関する記述について、セックスワーカー当事者の意見を聞き取って検討したうえでの再考を求めます。なぜなら、その記述が、当事者の意見と現状を踏まえない従来の一定の見解、あるいは偏見に基づいているからです。

367	男	60代	69	ジェンダーに基づく暴力の根絶を実現するには、幼少期からの教育が鍵を握る。かつて我々が教えられた「弱きものを撃つな」という言葉とは真逆の攻撃的な言葉がSNSに溢れている。家庭内暴力の要因として、下に見ていた家族を、思い通りに支配できない時に暴力のスイッチが入ってしまう事例を私達は多く見てきた。幼少期から、他者の思いを尊重する人権教育を積み重ねていくことの重要性と、その具体策について明記してほしい。
368	男	50代	75	8-（2） 合意の有無に関しては慎重にお願いしたい。脅迫、強要も多いが主眼は性産業の労働環境として特別視しない方が良い結果になるのではないだろうか。 非合法・個人の売買春に関しては規制に異論はない。
369	女	40代	-	望まない妊娠をして1人で出産する女性がいます。 望まない妊娠をせずにするためにも緊急避妊薬がドラックストアで購入可能となるよう望みます。 そして価格も抑えて諸外国のように買えやすいようにしていただきたいです。 そして、小中学生の性教育の充実を図っていただきたい。 性教育は人権教育です。 子供達が自分の心、身体を大切に思えるような教育を望みます。
370	その他	40代	75	「人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という箇所は、「売買春とは人間の尊厳を傷つけるものなので、根絶しなければならない」というふうに読めます。これは、売春する側（性風俗産業に従事する人々）に対する職業差別に他ならず、法の下の平等や職業選択の自由といった憲法上の権利に抵触することから、憲法違反に該当すると考えられます。また、国内外の研究では、買春する側を犯罪化する買春処罰法の導入は売買春の根絶につながらず、むしろ売春する者の健康や安全を損なったり、そのような問題を潜在化させてしまうことが指摘されています。性風俗産業に従事する人々を差別し、よりいっそう脆弱な状況に追いやるような施策には強く反対します。
371	女	50代	66	(11)「海外で邦人がDVや性被害を含む犯罪行為等の被害に遭った場合における～」という記述が盛り込まれたことは良かったです。ただ、海外では、裁判等でかかる費用が日本とは比にならないくらい高額であるため、経済的支援も計画に盛り込んでください。

372	男	50代	-	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」することは違憲で、自然権を充足する、性産業の非犯罪化を進めるべきであると考える。 「売買春」という価値観は思想の自由空間にいて、その表現（行動など）は表現の自由空間にいて、「売買春」の価値観もその表現も自然権には反していないので、「売買春」には問題はないと考える。もし、この分野で事件があれば、それは、自然権だけを公理として、問題定義、対応策を策定すべき対象であると考える。現状は、自然権以外の価値観を論拠としているので基本的人権侵害だと考える。 「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける」は思想の自由空間上にいる１価値観で、この価値の共通価値観化は、思想の自由に反すると考える。思想の自由空間上の１価値観が共通価値観化されれば、その対向の価値観は抑圧され、思想の自由が成り立たなくなる、したがって、自然権以外の価値観は思想の自由空間上にいる価値観なので、社会共通の共通価値観としてはならない、は定理であると考える。 したがって、「性産業」「性の商品化」「性を楽しむこと」は、思想の自由、表現の自由、幸福追求権に立って認められなければならないし、「「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける」という価値観の社会通念化、これを根拠とする法制化はしてはならない。立憲主義に反する。 このような思想の自由に反する法制化は、社会への信頼性を低下させる点でも問題だと考える。 自然権は宗教戦争が起きない価値観として生まれたと認識している。自然権は、自明性なる自然権だけを公理として、自然権以外の一切は自由としなければ、宗教戦争の惨禍は避けられないと言っていると感じる。各々が「正しい」と思っていることが普遍的に正しいといえない以上、自由とし、自明性のある自然権のみを論拠とし、その他は個人の選好とする必要があったのだと考える。 「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける」の共通価値観化を容認することは、思想の自由の対等による個の尊重を否定するものなので、自然権の形骸化を容認することであると考える。基本的人権をよりどころとする、社会への信頼感が失われることになる。自然権でガザ侵攻を非難する資格を失う。 自然権を充足する、性産業の非犯罪化をし、問題は丁寧に自然権で論考することが望ましいと考える。
373	団体として提出	60代	64	「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれてありがたい。しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では弱すぎます。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余りますし、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください
374	男	50代	64	現行素案は「家族に関する法制の整備等」を掲げながら、離婚後の親子関係維持における根幹課題である原則共同親権・共同養育の導入方針を明確に打ち出しておらず、その結果として深刻な弊害が続いています。すなわち、親権と監護権が一方に偏る制度設計の下では、離婚後に片親疎外や親子断絶が常態化し、子の健全な成長に不可逆的な影響を与えます。また、現状は他方親による無断連れ去りや実子誘拐への救済が極めて限定的であり、被害を受けた親子は長期の断絶を余儀なくされます。子の最善の利益を第一に掲げながら、このような構造的欠陥を放置することは矛盾です。建設的提言として、第一に離婚後も原則共同親権を維持する制度を法制化し、ただしDVや虐待など明白な危険がある場合には限定的に単独親権を例外規定とする明文化が不可欠です。第二に、裁判所外で作成する育児計画に法的拘束力を与え、違反時には迅速な保全命令を可能とする履行確保策を整備すべきです。第三に、連れ去りや実子誘拐に直ちに対応できる通報制度、警察・家庭裁判所・児童相談所の連携窓口を常設し、捜索・返還手続を実効化することが求められます。第四に、国際案件も含め親子交流を円滑に行えるよう、統計を親権形態別・性別に細分化して公開し、政策形成の基礎とすべきです。以上により、制度全体が子の利益に即した共同養育へと進化し得ます。

375	女	50代	12	買春する客が居なければ買春もなくなる 他国とおなじように買春犯罪を有罪にしてください 日本の性犯罪に対する甘さは目も当てられないほどゆるい 当事者や被害家族を経験にしなければ想像できませんか？
376	女	20代	-	売春そのものを人間の尊厳を傷つけるものと見なすのは職業差別だと思います。それに、売春を行っている/いた人が何らかの被害を受けた場合などは支援は必要だと思いますが、支援対象を売春をやめた人、未然に防いだ人に限定するのは、売春を続けることを罰のように取り扱っているように感じられます。性産業に携わる当事者の声をきちんと反映させた法整備を望みます。
377	女	40代	66	女性の立場での意見です。 (8)における、性暴力や配偶者暴力、特に精神的な暴力については、男女関係なく被害者がいます。「男女共同参画」という名称なのであれば、ここで言及すべき被害者は女性に限定するのではなく、男女どちらもが被害者であることを記載すべきと思います。 記憶に新しい、ジャニーズにおける将来ある少年たちへの性暴力や、家庭内で妻から酷い言葉を受けながらも子供のために離婚を選ばない父親など、男性被害者の可視化が進んできました。これまでの日本では、大黒柱としての男性のプライドからも、自分の被害を公表することが難しいという文化的背景もあったかと思います。現在の記載のままでは、男性被害者の声のあげづらさは変わりません。国として、男女の被害がある事を理解した上で、性別によらない、公平な記載をいただければと考えます。
378	女	50代	69	１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （２）具体的な取組(3) 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。 （意見） 「生命（いのち）の安全教育」について、【人権的観点が取り入れられている包括的性教育導入など】内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。という文言を加える。 （理由） DVや性犯罪、ストーカー事件が増え続け、幼児が性的に描かれる萌え絵が公的機関の広報に用いられる問題が繰り返されている。根底に、日本では異なる性へのリスペクトを抱けるような教育がなされずに、女性を性や支配の対象として捉える土壌が整えられていると考える。包括的性教育を、大人も子どもも受けられるよう取り組みを進めて頂きたい。
379	女	40代	-	性産業は従事する女性だけでなく、利用する側の男性の尊厳も侵害するものとします。 金銭介した性サービスはトラブルがつきものとして行われます。 性病検査に公金投入するのに反対します。

380	女	70代	-	「面会交流について」 DVによる離婚後の母子は、加害者と同居時の被害の影響が大きく、心身ともに安心・安全である生活に落ち着けるまでには相当の時間がかかるのが現実である。そのような状況での面会交流は、精神的なダメージから回復の途中にある母子に、さらに回復を妨げる影響を与えることになる。それにも関わらず、家庭裁判所での調停等で直接の面会交流が決められることがある。 　そういう場合は、母子の安心・安全のためにも、家庭裁判所の責任で面会交流の場所を提供してほしいと思う。 「DV加害者更生プログラムについて」 　被害者支援の立場からの強制力のある加害者プログラム実施を実現してほしい。加害者は離婚しても、再婚相手ともDV関係になることが多いため、さらに被害者が増えることになる。暴力を使わない対等な関係を学ぶ機会を経験することで、被害者も減り、加害者の更生も可能だと考えられるので、ぜひ強制力のある法的制度を作ってほしい。 「児童扶養手当について」 DV被害者母子が加害者と別居し離婚調停の申立てをしていても、保護命令が出ていないと離婚が成立するまで児童扶養手当は支給されない。DVの場合、離婚が成立するまで1年以上かかることも珍しくない。DVで別居の場合は母子の生活は困窮している場合が多いので、せめて公的機関のDV相談証明書等で児童扶養手当を支給できるようにしてほしい。
381	男	50代	69	児童に対する性加害は厳罰と更生プログラムをもってあたるべき。 まず刑罰について、現状はあまりにも軽すぎると言わざるを得ない。成人に対する性加害ももちろん許されるものではないが、児童の場合、身体的な損傷、精神的な影響がさらに大きい場合が多い。児童に対する性加害を無くすことは安心して子育てできる社会の確立、ひいては少子化対策にも役立つはず。抑止のひとつとして、刑罰を重くすべき。３年や５年で出所することはあり得ない。30年は求刑したい。 現状、刑罰が軽いのは、社会の中に「性加害なんて死ぬわけじゃないし」「減るもんじゃないし」という歪んだ価値観があるゆえと思う。これは人権の問題。自分の体や精神を、自分が望まないことに勝手に使われる。それが性暴力である。まずその基本を社会が認識することが大切。 また、性加害者、とくに幼児性加害者は、精神の病気である。これは刑罰で解消されるものではない。（刑罰は抑止効果）　懲役を何年か務めただけでその精神の歪みがなくなるわけがない。しっかりとした更生プログラムを国が用意すべき。そうしないと、懲役◯年でまた凶悪犯罪者を世に放つだけになってしまい、結果的に無駄になる。 性加害者は行動の自由をある程度制限されるのはやむを得ないと思う。これは憲法にある公共の福祉を守るため。 アルコール依存症の患者が居酒屋でアルバイトができないのは当然であり、てんかん患者が大型トラックやバスの運転手になれないのが当然なのと同じで、小児性加害者は子どもに関わるどころか子どもが視界に入る職業にすらつけてはいけない。 また、性加害歴を記録し採用時に共有できるシステムは必須であり、さらにはGPSを埋め込むなどをすることもやむを得ないと思う。それほどに、児童への性加害は重い犯罪だということだ。 繰り返すが、のびのびと子どもが生きられる、安心して子どもを育てられる社会のかたちは「少子化対策」にもつながる。「こんな世の中では怖くて子どもを育てられない」と思われるような要素は政治によって解消していくべきである。

382	女	70代	65	【基本認識】において、暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、国としての責務であると述べてあり、とても心強く思いました。 １ジェンダーに基ずくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化の中で、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に着けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組むとあります。また具体的な取り組みの⑵にも各界各層を対象に啓発に取り組むと明記されています。 しかし「同意」は、「性的同意」に限らず、人と接するうえで基本的な行為であり、コミュニケーションの重要なスキルと考えます。それがないため各人が安心して暮らせるための境界線を守ることができないのではないでしょうか。 よって、「同意」はすべての生活において重要であるが特に「性的同意」は、より重視されるべき問題と追加記入いただけないでしょうか。
383	その他	20代	-	セックスワーカー当事者です。「売春」を全て自動的に悪とみなし、売春に従事する人を被害者と決めつける姿勢は職業差別であり、当事者の生活にも悪影響を与えるものであると考えます。売春を「人間の尊厳を傷つけるもの」と定義することは差別的であり間違っています。具体的な取り組み⑶は買春者を取り締まることを示唆しますが、フランスやスウェーデン等で導入された法体系はセックスワーカー当事者を助けるものではなく、反対に顧客を犯罪化することで収入の道を経ち、経済的に困窮すれば暴力などに脆弱になるという研究結果が出ています。売春を取り締まることで現場の安全は向上しません。すでにコロナ以降一層の不景気で利用者は減り従事者は増え、収入が減っているセックスワーカーは少なくありません。収入が減ればより心身に負担の大きいサービスの提供や低価格化に応じるしかありません。売春を不道徳なものであるとして撲滅する方法を模索するのではなく、実在する現場がより安全であるかを焦点に置き当事者の意見を取り入れるべきです。また本人の意思に反して売春に従事せざる得ない人を減らすことができるのは、性産業の取り締まりではなく、女性やマイノリティーに特に多い雇用全体の不安定化や低賃金化を改善し、福祉サービス等の充実が求められます。
384	女	60代	-	「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれてありがたい。しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では弱すぎます。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余りますし、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。
385	女	30代	12	全体を通して「売春をする女性」だけが問題視されていますが、性別問わず売買春は買う者が権力を持ち、売る者の尊厳を奪う暴力です。性別を問わず売買春自体を問題と捉えることが必要と思います。 特に買春をする側への問題意識が薄いと感じます。「売春の相手方の行為について」となぜ「買春」という言葉を避けるのでしょうか。売春者が困難な状況にあり、支援をしなくてはならないとするなら、そんな売り手の状況に付け込んで身体を買う買春者の方が問題なはずです。「売春防止法の更なる見直しを含め」とありますが、そこへ買春という行為への処罰を入れることを明確にして欲しいです。
386	男	80代以上	64	私は、子供を連れ去られた息子を心配する東京都在住の80代の高齢者です。息子は突然の連れ去りにより長年子どもと引き離され、精神的に追い詰められています。その姿を見守るしかできない私は、親子断絶の連鎖が社会に与える影響を痛感しています。素案は暴力の予防と被害者支援を掲げていますが、親による連れ去りや実子誘拐を暴力として明記せず、父親や男性側の被害への対応が極めて不十分です。警察・家庭裁判所・児童相談所の迅速な連携、連れ去り専門窓口の設置、男女を問わぬ法的・心理的支援の充実、恣意のない統計整備を強く要望します。親子の再会と子の福祉を守る実効性ある対策を求めます。

387	女	30代	68	子供への性犯罪のニュースが多すぎます。 諸外国に比べても、日本は性犯罪への刑罰はかなり軽い方ではないでしょうか？ 子供の頃に性犯罪の被害を受けても執行猶予が付いて野放し、または大人になる前に犯人が塀の外へ出てきて、怯えて過ごさなければならない。 子供、特に女の子の人権が無さすぎます。 あまりに、あまりに不公平です。 女の子が性犯罪に怯えずに、例え被害にあっても、その子供が加害者に怯えることなく大人になるまで過ごせるような社会を望みます。 性犯罪、特に子供への性犯罪や、教師や医師から子供、親などの保護者から子供、障がい者や介護施設の職員から利用者など、権力勾配がある関係での性犯罪の罪を特に重くなるように法改正してほしいです。 また、そのような被害者の負担が最小限で済むように裁判の負担が少なくなり、不起訴になる事件がなくなるようにすべきです。 また、子供を対象としたポルノは二次元であっても全面禁止すべきです。 子供を守るために、考えられるすべての対策を取ってほしいです。 どうか性犯罪の厳罰化と児童ポルノの取り締まりの強化をよろしくお願いします。
388	女	80代以上	64	私は、息子が実子を連れ去られる被害に遭い、子供に会えない息子の苦しみを案じている東京都在住の息子の高齢の母親です。素案は「暴力の予防と被害者支援」を掲げる一方で、親による連れ去りや親子断絶を明確に暴力と位置づける記述が不足しており、男性被害者やその家族への具体的支援が欠けています。警察・家庭裁判所・児童相談所が連携した迅速な初動フロー、連れ去り専門窓口の設置、性別を問わない法的・心理的支援、事例別・性別に分けた透明な統計の整備を強く求めます。被害に直面した親子の再会と子の福祉を最優先にする実効的な施策が必要です。
389	女	40代	12	性売買は、構造上女性への暴力である。性売買から抜け出す為の、生活の再建の支援や、グルーミングで性売買させる人物をとめる手立てが必要だ。市街地で性売買の広告トラックが走り、子どもの目に入る状況もおかしいと思う。
390	男	30代	68	性犯罪に関する被害の届け出を明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて即時受理すると書かれています。 真偽や合理性の有無の判断は対応する警察署職員が行うと思われますが、職員の主観や感情によって恣意的な判断が行われる事がないように、受理についてより明確な基準を設けて欲しいです。 性犯罪は非常にデリケートな問題である為に感情先行の議論や主張がされやすい傾向にあり、警察においても完全公正とは言い難い対応がなされる可能性があります。そうした状況で被害届の即時受理を認めることは虚偽の被害申告や法の悪用のリスクを払拭しきれないと考えます。 適切な性犯罪の取り締まりを行う為にも、「明白な虚偽または著しく合理性を欠く」の部分について、職員の判断に頼りきりにならない制度づくりが必要です。
391	答えたくない	40代	65	病院拠点型を維持しての継続が実現していないのは、法的根拠がないことも原因の一つだと考えます。性暴力ワンストップ支援センターというのなら、法的根拠をつくって、予算設置、センターの設置基準や職員配置、センター機能など明確にするべきです。

392	その他	30代	-	第6分野が、性犯罪・性暴力をはじめとする多様な暴力の根絶を国家責務として位置付け、法制度改正やワンストップ支援センターの拡充を掲げている点を評価します。また、被害者が女性に限られず、男性や性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人を含むことを明記している点も重要です。 一方で、以下の観点を補強することを求めます。 １．LGBTQ当事者への対応 　性暴力被害において、トランスジェンダーやノンバイナリーの人は特に二次被害や医療アクセスの困難を経験しています。相談窓口やワンストップセンターにおける研修に「性的指向・性自認の理解」を必須とし、当事者が安心して利用できる体制を整えてください。 ２．教育における「性的同意」の徹底 　啓発にとどまらず、初等教育から「性的同意」やジェンダー平等の教育を制度的に組み込むことが必要です。外部専門家を活用し、科学的根拠と人権尊重の視点から実効性ある性教育を推進してください。 ３．地方格差の是正と民間団体の支援 　ワンストップ支援センターや相談機関は都市部に偏在しており、地方の被害者はアクセスに困難を抱えています。民間シェルターや支援団体が地域で活動を継続できるよう、財政的支援と人材確保を強化してください。 ４．デジタル性暴力への対応強化 　ディープフェイクポルノやSNSでの性被害は急増しています。法整備とともに削除支援や被害回復の迅速化、プラットフォーム事業者への規制を強化してください。若年層へのICTリテラシー教育にも重点を置くべきです。 ５．被害者の尊厳回復とメンタルケア 　暴力被害は身体だけでなく精神に深刻な影響を及ぼします。PTSDやうつに対応できる専門家の育成、被害者への継続的な心理的ケアを計画に明記してください。 結び ジェンダーに基づく暴力の根絶には、法制度整備だけでなく、LGBTQを含む多様な人々への配慮、教育からの意識改革、地方格差是正、デジタル性暴力対策、そして尊厳を回復するメンタルケアが不可欠です。第6分野にこれらの視点を反映いただくことを強く要望します。
393	団体として提出	団体として提出	-	３－（２）－６　就学前の子どもたちに、性的問題行動が多々見られることを心配しています。多くが保育現場などで仕事をする非正規の女性からの声です。現場の正職員や管理職は多忙であり、見過ごされている懸念があります。被害にあった子どものケア、だけでなく、加害行動が気になる子どもこそ、早期に支援プログラム（『回復のみちのり』3巻等）につなぐことが重要です。なぜ問題行動が起きたのか？家庭環境や性的暴露体験など、包括的なアセスメントが求められます。教員や保育士からの加害を防止するだけではなく、学校・保育所などでの子ども同士の性的問題行動を早期発見し、加害者をつくらない取り組みにも重点をおいてください。
394	女	40代	65	性的同意についての啓発に取り組むとあるが、やはり根本的に包括的正教育がなされていないことがなかなか抜本的な教育の充実につながっていないということがあるので、これを是非してほしい。 ワンストップ支援センターの公的な支援が乏しくてあまりに現場が大変なので、その支援の充実の必要性を強く訴えてほしい

395	女	40代	74	人身取引対策の推進。 売買春への対策の推進について、「人間を尊厳を傷つける」性売買という箇所について。こういう表現に激しく抵抗する一部の人たちもいるが、やはり性売買は人の尊厳を傷つけるものなので、表現を変えないでほしい。 これは、性風俗の現場にいる人への差別とか、そういったことではない。この辺りに関する丁寧な説明と発信が必要だとずっと思っている。「働かせている側」「買っている側」の行為を問題視しているのに、それを問題視すると「セックスワーカーを差別するな」と強い批判が飛んでくるのは絶対におかしい。 そういうことを説得的に言うためにも、性風俗の現場についての専門的で大々的な調査が必要だと思っている。 性虐待・性被害にあったことからトラウマの再演としてそこにいたり、知的障害があったり、虐待や貧困から家庭に居場所がなく、福祉につながらず、性搾取の場に絡め取られているというたちがたくさんいるという実態を明らかにしてほしい。性風俗にいることによってメンタル精神疾患を抱えてしまう。人がどれぐらいいるのか？あるいは精神疾患知的障害が変えた結果、そこにいる人どれぐらいいるのか？やめたい時の支援がどうなっているのか、そういったことへの予算の検討とかするためにも、まずは実態調査を行政が責任を持ってやってほしいそれにつなげてほしい。 性売買の現場にいる人へのアウトリーチによる支援はなかなか公的な支援も少なく、民間の心ある支援団体が手弁当でやってるところがある。 これに対する攻撃が数年前からひどく、行政がこれに対し無策だったことも非常に残念。男女共同参画局としても具体的に動いてほしかったし、これからでも動いてほしい。
396	女	60代	101	夫婦同姓制度を維持したまま　旧姓使用の制度化を進めることで　仕事上の不便はなくなると思います 夫婦別姓となれば　子供の健やかな成長すら　阻害するのではないかと心配です
397	女	60代	-	第6分野では何度もワンストップ支援センターや民間シェルターの文言が出てきて、性暴力被害者あるいはDV被害者支援の必要性を述べているが、現在のそれぞれの置かれた状況を考えると、国の支援が全く足りないのではないか。 ワンストップ支援センターや民間シェルター等に国からもっと資金援助等のサポートが必要ではないかと思う。 またこれらの施設は、さまざまな属性の被害者が混在しているとはいえ、生まれた時から身体が女性である人の救済施設であるべきである。もちろん被害者には男性等も存在するが、そのような場合は施設を別にするなどの配慮が必要だ。
398	女	30代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という表現についてですが、「売買春」を「人間の尊厳を傷つける」行為だとみなすことは、特定の職業への差別や偏見、スティグマを強化することに繋がります。 こういった偏見に晒された結果、当事者が医療や福祉を利用しにくくなっている現状があります。「売買春」と「人間の尊厳を傷つける」ということがイコールにならない表現への変更をお願い申し上げます。

399	男	30代	-	1. 当事者の意見を第一とした政策決定を 性産業に関する問題は、セックスワーカー等の当事者や当事者団体の意見を第一として政策を決定して頂くべきと考えます。 当事者でない者が机上の空論に基づいて政策を決定するのではなく、このような当事者団体から意見を十分に聴取するなどした上での政策決定をお願い致します。 2. 福祉の拡充と差別の撤廃 性産業に従事したくないものが意思に反して従事せざるを得ない状況を防ぐためには、以下のような施策も必要と考えます。 2-a. 生活保護の拡充 生活保護受給者に対する偏見は激しく、また行政が水際作戦なる権利侵害行為を行うなど、憲法に定められた最低限の人権が保障されない状態にあります。 またその支給額も単身で10万円前後と、到底「健康で文化的な最低限度の生活」ができるものではありません。 ・生活保護受給者への差別を撤廃し、生活保護の受給をしやすくする ・生活保護の支給金額を、最低でも単身で18万円以上、「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることが可能な額まで増額する ・微々たる生活保護不正受給に対する過度な取締りをやめる 2-b. 就職における女性差別及びその他の差別の撤廃 女性差別はもとよりですが、風俗業等には精神障害者や発達障害者の女性も多いと言われており、障害者差別により自らの意思に反して性産業に従事している女性も多い可能性が示唆されています。 差別の撤廃も、不本意な性産業への従事を減らすことにつながるかと思います。 障害者差別に関しては、「過重な負担」という魔法の言葉で、殆どどんな障害者差別でも合法化できてしまうため、具体的に何が過重な負担に当たらないのか示すことが必要です
400	女	50代	64	「性暴力等の被害が深刻である」という当たり前の事実を書いてくださったことに感謝いたします。 しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報によって二次被害を受け、その尊厳が損なわれたり、活動に支障をきたすことで支援が困難になることはあってはならず、防止に取り組む必要がある」との表現では、現状の深刻さを十分に伝えられていないと思います。 実際には、被害者や支援者、弁護士らへのバッシング（特に女性への攻撃）は看過できないほど深刻です。さらに、開示請求や訴訟を濫用した法的ハラスメントともいえる行為や、行政窓口でのカスタマーハラスメントも深刻化しています。全国的な実態調査を行い、実効性ある防止対策を早急に講じてください。

401	男	40代	71	71ページから72ページにかけての⑬において、 最後「引き続き適切な周知を図る」と締めくくられているが、 こちらは「法令遵守するように周知と徹底を促す」などとする必要があると感じます。 なぜならば、国会答弁等でもすでに明らかになっておりますが、配偶者からの暴力が 無いにもかかわらず虚偽の申告によって、子を連れ去り親子断絶を行う人が後を絶たないからです。 令和６年法の立法趣旨として、父母双方の共同親権を原則導入（DV等除く）ことや、親子交流の推進 が盛り込まれ、同意なき別居（連れ去り）も明確に法令違反となりました。 周知だけでは嘘までついて平気で法律を守らない人が増えるだけです。 そのため、男女共同参画としましても、男女平等とするためにまずは法令遵守を行う事を大前提とした運用をお願いします。
402	その他	50代	-	全ての人がより良く生きるために、基本的人権を自分のためにするには、まず、包括的性教育。自分も他者も尊重できる国民が増えないことには、この国はいよいよ立ち行かなくなる。
403	女	30代	-	第6分野において「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成」が掲げられていることは、重要な視点だと感じます。特に、セクシュアル・ハラスメントや性暴力、DV等が社会の構造的なジェンダー不平等と深く結びついているという視点のもとに施策が検討されていることを評価いたします。 しかしながら、素案中で「セクシュアル・ハラスメント」が明確に言及されている一方で、「パワー・ハラスメント」については、ジェンダー構造との関係が明示されておらず、その点に疑問を感じます。 パワーハラスメントは一見、職務上の上下関係の問題とされがちですが、実際には、次のようなジェンダー規範や権力構造に大きく影響されています。 ・「男らしさ＝強さ、支配、感情を出さない」といったマスキュリニティ規範に基づいた攻撃的なマネジメントスタイル ・女性や若手、非正規雇用者など、社会的に弱い立場の人が“使い捨て”られやすい労働構造 ・被害者が「耐えることが美徳」とされ、声をあげにくい文化（感情表出や苦痛の訴えが「女性的」「未熟」「甘え」とみなされる社会規範の影響を受けている） ・障害、国籍、性的指向などの属性を揶揄し、正当な評価や業務機会を奪う行為もパワハラとジェンダー的暴力の交差点にある このような背景から、パワハラは単なる個人間のトラブルではなく、ジェンダー化された権力行使の一形態であるといえます。 つきましては、第6分野において、 ・「パワー・ハラスメントも、ジェンダーに基づく暴力の一形態である」ことを明記する ・セクシュアル・ハラスメントと並列で、職場内における構造的な力関係や性別役割分担との関連を記述する ことを強く提案いたします。これにより、「性暴力」や「性的ハラスメント」に限らず、暴力的な権力行使全般をジェンダーの視点から検討し、防止する社会基盤づくりに近づくと考えます。

404	男	40代	75	もちろん強制されることは許されませんがすべての「売春」を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは職業に対する偏見と差別に繋がります。「性を商品化」という言葉も曖昧過ぎます。実際にSNSでは「自ら尊厳を捨てたAV女優から人権を剥奪せよ」との声が大量の支持を集めています。欧米の一部の国では「売買春」の根絶や廃止を目指す法的な取り組みを実施した国もありますがむしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。ですから従事者を被害者扱いして法規制するより一部合法化して従事者の労働環境を徹底的に改善し、許可なき性売買を徹底的に取り締まるべきだと思います。
405	男	40代	75	人権と健康を守る立場から、以下の意見を述べます。 「売春」を一律に「人間の尊厳を傷つけるもの」とする表現は、セックスワークに従事する人々への偏見や差別を助長しかねません。各国で「売買春の根絶」を目的とする政策が導入されていますが、セックスワークそのものをなくすことには至っておらず、むしろ暴力被害や生活困難の増加につながるという調査も報告されています。また、HIVを含む性感染症の予防や治療の観点からも、処罰化は医療・相談へのアクセスを阻害する要因となります。 具体的取組にある「売買春の被害に遭うおそれのある女性の支援」という表現は、セックスワークを一律に「被害」とみなすものに読め、支援対象が「辞めた人」や「防止された人」に限られるおそれがあります。その結果、従事を続ける人々が必要なときに医療や法的支援へアクセスしにくくなる危険性があります。福祉やアウトリーチによる包括的支援は、セックスワークを選択した人も含めて保障されるべきです。 さらに「売春の相手方の行為」に関して、買春処罰法の導入が想定されますが、すでに導入した国では暴力被害や生活困難が増加し、国際的にも問題が指摘されています。現行の環境が安全や健康に十分でないことは事実であり改善が必要ですが、社会保障が不十分な中でセックスワークを選択した人も、安全と健康にアクセスでき、辞めたい時に安全に辞められる仕組みが不可欠です。 あらゆる人を支援する政策は、従事者のリスクを高めてはなりません。必要なのは、悪影響を及ぼした海外政策をなぞることではなく、国内外のエビデンスと当事者の声に基づき、すべての人が安全と健康を保障される政策です。
406	女	50代	65	（１）基本方向で「同意のない性的な行為は性暴力である」という記述があることにとても励まされた気持ちになった。当事者や支援者が声をあげた結果、社会の認識がここまできて、それが今回の記述になっていることに安心した。 自分の受けてきたちかん行為が「性暴力」であること、テレビ界や演劇界、仕事関係者・学校現場のなかで立場を利用した性暴力が可視化されたことは、次の世代に受け継がないで済むことになる一歩につながることだと思った。 だからこそ、保護者のひとりとして「教育」の大切さを再認識している。子どもたちの世界のなかで自己責任ではなく「共通の認識」となるように学べる場が必要だ。 以前、妊娠した中学生の子が、自分は「愛のあるSEX」をしていないから妊娠しないと思ったと答えたということを聞いてショックを受けた。海外のように、、幼いうちから「妊娠」「SEX」「中絶」を科学的に学ぶ性教育が必要だと思っている。（「いのちを大事にする」という視点だけでなく包括的に学ぶ性教育）そうなることで、加害者にも被害者にもならない、若年妊娠も避けられると思う。性別関係なく学ぶ必要があるが、特に「男性」に学んでほしい。まだ「女性」は被害者にならないためにと学ぶ機会がある気がするが、「男性」は教材がAVであると聞いている。性暴力の連鎖を断ちきるためにも、相手を尊重できるようになるためにも学校現場での教育を望む。
407	女	40代	70	中絶の配偶者の同意を求めること、および刑法堕胎罪の撤廃を求めます。 女性が自らの生殖においての自己決定権を守られていない現状は人権が侵害されていると思うからです。

408	女	30代	-	売春に追い込まれた人間（ほとんどは女性）は貧困や詐欺の被害者であり福祉に繋げるべきで、処罰するべきではありません。 斡旋側と買う側のみを厳しく取り締まり、刑罰に処してください。
409	女	60代	-	性犯罪が、家族などの内在的なものも含めて増えているという認識は一致しているのではないかと思います。しかし、その対策を性犯罪が発生してからの対策だけにしていないのかと感じる内容にがっかりです。特に包括的性教育を推進していこうという文字はなく、なぜ犯罪が増えるのか、性教育に対して低い認識だからではないでしょうか。一貫して学びあう系統性を求めたいと思います。また、性暴力を受けた後の性暴力救援センターについてです。昨年度で大阪の救援センターは病院拠点型をやめることになりました。全国無二のセンターだったと思います。国の施策として推進する立場無いことを感じます。24時間体制の病院拠点型の救援センターを運営するためには、財政的にも、医師や看護師の育成でも、そこに人を作っていくという努力と医師が必要ではないかと思います。大阪の病院は民間病院で、医師や医療スタッフのボランティア精神などで支えられてきました。性暴力の低年齢化の中で、寄り添いが求められています。性暴力を受けた時から始まる不安と恐怖を和らげ、「あなたは悪くない」のメッセージを届ける寄り添いは本当に必要やと思います。女性２０万人に一か所の性暴力救援センターが必要という話も聞きました。各県で一か所しかない現状をどう打開するのかの、強い意志を占めることがいるのではないでか。 包括的性教育をすすめる。性暴力救援センターを病院拠点型にすること。性暴力救援センターを各県一か所から、まずは、政令指定都市にも一か所以上に設置することを国が求めていることを記載ください
410	男	50代	-	【基本認識】 （64・65ページ） ＊まず、この方針全体が、従前の政府の姿勢よりもかなり踏み込んだものであることは評価できる。『性暴力被害者＝若年女性』というステレオタイプにとらわれず、年齢・ジェンダー・セクシュアリティに関係なく、性暴力の被害者となりうる危険を、より多く周知する必要がある。 ＊一方で、この基本認識全体が『男女共同参画』という言葉が前提にされていることには疑問が生じる。女性にしか起こりえない、月経・妊娠・出産などのライフステージに、男性が上から目線で女性を縛り付けていく「マンスプレイニング」が、『男女共同参画』の名のもとに起きかねない潜在的リスクを誘発しないだろうか。日本国内各地にある「女性センター」が、そのほとんどが「男女共同参画センター」のように名称を変えたことにも、一抹の不安を感じる。女性同士でしか話せない環境を作り上げるのも必要なことがあり、そこに男性が踏み込まれるのではないか。 【以下、各論】 （65ページ） ＊「生命の安全教育」の拡充と周知徹底を図るのは、以前よりも進歩したと言える。だが、性暴力被害経験者から見ると、「生命の安全教育」自体が、性教育の本質に触れられていないことに、実効力を疑わざるを得ない。ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に準拠した『包括的性教育』を行ってこそ、性犯罪の件数も減り、女性の中絶件数も減る一方、望んだ妊娠や出産により、出生率の増加にも寄与するのではないか。文部科学省の「妊娠に至る過程は取り扱わない」という規定のため、男女がどうすれば妊娠に至るのか？を学校で教わる機会が非常に少なく、成人向け動画や漫画などで「偏った性知識」を身に着けたまま、性行為に及んで相手を傷つけてしまう例は枚挙にいとまがない。ノルウェーの国営放送の性教育番組のような、包み隠さない性教育が必要ではないか。また、現在日本国内では、「性教育」についての国家資格がなく、複数の民間資格を複数所有している性教育活動家が少なくない。性教育についても制度化を望む。その際、月経については女子だけ、射精についても男子だけに教える学校がまだまだあるようだが、どちらも男女に必要な知識であるので、男女混合での教育を行うことが望ましい。

411	女	70代	75	(3) 「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直し、」の後を 「買春者の処罰規定を盛り込むなど検討を行う。」とする。 理由 売春防止法には買春者への処罰規定がない。売買春の根絶には買春者の処罰規定を明確にした法と女性支援新法による女性への支援が不可欠である。 「北欧モデル」といわれるスウェーデンでは、「性売買は女性に対する暴力」との認識に立ち、１９９８年にジェンダー平等のために導入した法律という。 買春が性売買の原因であるとし、性産業で体に触れる性的行為を対象としている。 　ノルウェーやフランス、カナダ、韓国などに広がっている。日本でも、このスウェーデンの法律を参考にして、早急に売買春の根絶に向けた法整備をすべきである。
412	女	30代	-	「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤 の形成と被害者支援の充実」の項目内に男性やセクシャルマイノリティの被害性に触れている文があるにも関わらず、具体的な支援の項目に男性やセクシャルマイノリティの対策が盛り込まれておらず「女性支援」のみにスポットがあたり 実際生活の中においてもそうだと感じるのですが わざわざピックアップしているにも関わらず支援対象から除外していることに悪意を感じます。男児、男性のDVシェルターや存在せず相談窓口は女性の窓口の半分以下の時間 セクシャルマイノリティに至っては支援施設が存在せず実態が怪しい法人が少しあるくらい。女性支援のみ行うなら意見募集自体意味がないですよ
413	女	40代	1	「言葉による暴力」に関する具体的対策を基本計画に盛り込んでほしいです。特に、暴力の対象が性的マイノリティや外国人など、よりマイノリティ属性の強い方々に対する、あらゆる暴力をなくす具体的な対策をしてほしいです。SNSを通じた言葉による暴力、国会議員をはじめとする公職に携わる人たちによる言葉の暴力の数々は、いち国民としてうんざりです。見ていられません。最低限、公職者による言葉の暴力は禁止してください。
414	男	30代	68	日本軍「慰安婦」問題に関する事実認定と法的賠償、歴史教育や資料館の建設は、現代の日常的な性暴力や戦時性暴力を防ぐ（再発防止）ためにも大変重要な課題です。女性差別撤廃委員会の政府勧告にしたがい、被害者中心アプローチにもとづく解決を図ることを盛り込んでください。「慰安婦」問題は日韓の外交問題ではなく、現代にも通底する組織的性犯罪の問題です。
415	女	70代	-	買春者への処罰の法制化を求めます。 いわゆる赤線が廃止されても日本では性売買が多く行われ、行き場を失った若者や、貧しい人たちが餌食になっている。性を買う人に処罰がされないのはおかしい。

416	女	60代	75	「施策の基本的方向」1行目に「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」とあるが、はなから根絶ありきという議論の進め方は雑すぎないか。売買春じたいを「禁止する」ことが妥当であるとは、投稿者は考えていない。また、禁止の妥当性に関してこの文書の中に議論が尽くされているようにも見えない。 尊厳を傷つける売買春「も」あるのであって、そう「ではない」形でこのビジネスに従事している労働者（＝性的技術やサービスを行って対価を受け取っているひとたち）もいる。たとえ、その存在が社会の総体のなかでいかにマイノリティであったとしても、そのビジネスの在りようを認め、そこにも目配りしてこその「多様なwell-being」ではないのか。 売買春は人類でもっとも古いビジネスであり、規制してもなくならない。「買う」側に禁止を強いれば、アンダーグラウンド化が進むばかりで、そこに現状よりもさらに激しい搾取や暴力が起きることは容易に想像できる。それでは問題の解決から遠ざかるだけだ。 たしかに若年者に代表される困難・貧困者が悪質なあっせん業者の犠牲にならないよう目配りすることは必要である。同時に労働分野としてのセックスワーク、労働者としてのセックスワーカーを認め、そこで起きるトラブルを労働問題として扱いうるような制度の拡充・意識の成熟をはかることも、共同参画社会としては必要なこと。この問題設定が、このたびの第6分野の記述からは完全に抜け落ちており、甚だしく問題であると感じる。 本件の多面性を、ひとつひとつ分けて考えることがまずは必要である。第一に性にかかわるビジネスで被害に遭う若年者・困難者の問題は貧困の問題であり、保護や更生につなげる必要がある。第二に、弱者を搾取する構造を解明することで、社会がその搾取を許さない仕組みを作るという別の問題もある。第三に、性を売ることへの抵抗のなさについては教育の課題として扱う必要もあろう。それらと並行して、プライドをもってセックスワークに従事しているマイノリティの存在をきちんと認め、その存在を悪魔化せず、彼らの尊厳に敬意を払ってこれを労働分野として扱うことが必要と考える。 この第6分野に粗く書かれたような形ではなく、セックスワークに従事する当事者たちにきちんと話を聞き、調査をしてほしい。調べが不十分であることは記述から既に明らかである。反省と再考を乞う。
417	女	20代	65	「暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。」とあるが、「生命（いのち）の安全教育」よりも、より包括的な教育が可能になる包括的性教育の全国的な推進、ならびに実施の裏付けとなる法的根拠の整備を求めます。 さらには、教職員による児童生徒の盗撮や性加害といった状況を鑑み、教員養成課程、ならびに現職教員研修における、包括的性教育の実施を必修とするような体制の整備を求めます。
418	女	70代	65	第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 １　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （２）具体的な取り組み (2)～(4) ⇒　ジェンダー平等、個人の人権の尊重、性的自己決定、性的関係の対等性などを基盤として、性に関する科学的知識を教育する「包括的性教育」の学校教育への導入を要望する。当然、現在の「はどめ規定」は廃止するべきである。

419	女	60代	-	この項目について、立案者がとりわけ上から目線で、当事者の意見を聞いていない、もしくは当事者から意見を聞く必要がそもそもないと考えている感じがしました。 人には、生きていく上で個々人まったく異なる条件や事情があります。それは道徳観念や善悪の基準で他人が勝手に判断してよいものではありません。自己決定権に基づいて、その人の事情により選択し、決定することが尊重されるべきです。売春に従事し続けるからといって、働く者としての安全や健康を追求できないのは職業差別を拡大し、基本的人権の侵害になります。 また、売春に従事する者の安全と健康にとって、「買春の犯罪化」は何の足しにもならないことは現実的に考えればすぐわかることです。処罰を受ける心配がないことが保証されていてはじめて、犯罪や暴力の通報が可能になります。必要なのは売買春の「非犯罪化」であり、非犯罪化によって、さまざまな事情のもとで売春に従事する人の状態に正しくアクセスできるようになるはずです。
420	女	30代	75	「売買春の根絶に向けて」と掲げられていますが、セックスワークを一律に禁じることはアンダーグラウンドでのさらなる搾取を招きかねないと考えます。単にセックスワーカーを「保護すべき対象」とだけみなすのではなく、安全に働くことができるような制度設計を望みます。 一方で、３「こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進」については支持します。
421	男	70代	-	男は漢 女は女
422	団体として提出	団体として提出	70	（１）施策の基本的方向に関する意見 配偶者等への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識の下、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）等に基づき、その防止と被害者の保護・支援に取り組むとされています。 この前提について意見いたします。配偶者暴力防止法の前文には「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、」とありますが、これは男性被害者が申告しにくい社会環境にあることが一因と推測されます。したがって、女性に偏った暴力被害支援施策を見直し、男女ともが暴力被害を受ける前提での施策を強調すべきです。 具体的には、配偶者暴力防止法の前文を、男女ともが被害を受ける前提とする法改正を求めます。 また、毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」は、DVは女性のみが受けるという印象を与える要因となっており、男女ともが暴力被害をなくす運動に変更すべきです。本施策を継続するのであれば、「男性に対する暴力をなくす運動」も併せて実施すべきです。 ●根拠データ ・警察庁統計によれば、配偶者間における犯罪の被害者の男女別割合において、DVによる殺人被害者のみ男女比が4：6と拮抗していることから、女性によるDV加害も把握されている数は「氷山の一角」であり、実数はより多いと推測されます。 ・厚生労働省統計「令和６年中における自殺の状況」によれば、夫婦関係の不和（DV）を理由とした自殺者数は、男性82件に対し女性17件と、男性が女性の約5倍となっています。 (6)に関する意見 現在のDVシェルターは女性専用のみとなっています。男性向けのDVシェルターの整備を求めます。

				(13)に関する意見 共同親権制度の円滑な施行に向けて、DV認定の厳格化を求めます。 具体的には、配偶者暴力防止法以上に頻繁に利用されている「DV等支援措置」の見直しが必要です。現在の制度では、申告者の被害申告のみで相手方への事実確認を一切行わずに認定されるため、DV加害者がDV被害者を装って申告することも可能な状況にあります。このような背景から、離婚事案を有利に進める手段として悪用される事例が生じており、適正な手続きの確保が急務です。
423	女	40代	70	(5)配偶者等への暴力と児童虐待が密接に連携するものであることを踏まえ・・・連携の強化を促進する。 賛成点：この視点について非常に重要と考えます。子どもが死に至る等の社会的な事件になった際、補足的に虐待とDVの関連性が伝えられるものの、まだ社会の認識は浅いと感じられます。例えば「何故母親は子どもを守ることができなかったのか」といった、無理解の声です。しかしながら実際、ＤＶが生じている家庭に子どもがいる場合、虐待の要素が皆無のケースはほぼないと言っていいのが現実です。つまり虐待のある家庭の両親がＤＶ関係にある割合は極めて高いということです。加えてこの事実を児童に関わる支援者すら把握していない現状もあり、ＤＶ被害者が二次被害を受けていることも耳にします。例えば「お母さんがしっかりしないと」「お母さんにも責任がありますよ」等の、支援者から被害者への指導です。ＤＶが放置されたまま多くの子どもたちが育っている現状は、日本の非常に大きな課題と感じます。 修正案：「連携の強化を促進する」から、「連携のための定期的な会議を義務づける」等の具体的な文章にすることを望みます。 ※虐待やＤＶの加害者が必ず父親とは限りません。しかしながら経済格差や体格差、根強く残る性別役割分業の背景により、加害者は父親が多いことから、加害者を父親、被害者を母親と想定して記載しました。
424	女	40代	68	私は人身売買を容認しません。 私は売買春を容認しません。
425	女	50代	64～	【基本認識】 配偶者等”への”暴力に表現が変わったことは、一人の加害者が複数の被害者を生み出すこともあり、加害者の自覚を促すためにも良かったと思います。 ２つめ〇最後から2行目以降 男性はや性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。 「あらゆる暴力を容認しない」→あらゆる暴力を根絶する そのくらいの意識で臨まなければならない時代になってきていると思われます。 また、デートDVなどのような予防教育のみならず、再犯防止のための加害者更生プログラム等についても積極的に取り入れていく必要性があるかと思います。 更にワンストップ支援センターは、地方では保護とスムーズな治療等を受けることが出来ず、まだまだたらいまわしにされることもあり、医療機関との連携を市町村レベルでの強化を図れるように実質的な制度的充実を望みます。

426	答えたくない	30代	-	・「売春」をすなわち「人間の尊厳を傷つける」ものだと単純に見なすことは、セックスワーカーなどの職業差別と偏見につながります。 ・買春者の処罰など性産業の取締りを安易に強化することは、セックスワーカーたちの安全と健康に悪影響を及ぼしかねません。買春の需要がある限り、業界はアンダーグラウンド化して存在し続けます。セックスワーカーは当然多様ではありますが、貧困により従事せざるを得ない人たちは、一層搾取と暴力に晒されることになります。 ・多くのセックスワーカー当事者や、支援者の方々への丁寧なヒアリングを求めます。
427	男	20代	75	買売春の施策についての意見。 まず、「施策の基本的方向」には「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」とあります。しかし、現状のこの国の貧困状況を鑑みると根絶することは非常に難しく、また文化的な断絶などを含め「根絶」という目的そのものが適正でないように感じます。歴史的な事実を鑑みれば、買売春に対する強い締め付けは根本的解決にはならず、むしろ事業者のアングラ化、いたずらな犯罪の助長にしかなりません。 施策の目的についての議論がいささか不足しているのではないでしょうか。 事実として、金銭状況や脅迫などによって売春事業に従事させられている方が多いとは思います。一方で事業そのものに関して言えば、厳密に日本国憲法で定める「人権」を蹂躙するものであるかは議論の余地があると思います。 男女共同参画について考えるからこそ、売春事業に関しても定義とあり方の見直しをすべきと考えます。 また、本施策には『買売春の被害にあう恐れがある女性』などと、女性の買売春についての記述ばかりが見られるが、性的売買にまつわる男性やその他の性別の方、特に斡旋事業者ではなく現場で「買われる」人間となっている方々に対する配慮が欠けているように感じます。 以上の理由から、第６分野8項に書かれている「売買春への対策の推進」という項目における施策は、問題の細分化が不足しており、むしろ状況によっては犯罪を助長しかねないと考えます。 まずもって、性を売るということに関しての教育の問題もあるでしょう。 性にかかわるビジネスへの若年者・貧困者の流入は国の福祉政策の問題も大きく感じます。 また、労働分野としてのセックスワークを認める制度の拡充・意識の成熟をはかることも、共同参画社会としては必要なことではないでしょうか。そういった点において、第6分野8項における売春に関しての施策は視野が狭く、短慮に感じます。 また具体的な取り組みに関しては「関係法令を厳格かつ適正に運用し」とありますが、これはすべての法令について行政が確実に実施すべきことであり、この項目で特記して書くことに意義を感じません。 この第6分野での記述に関しては、事態への認識が非常に浅く、もっと現実的に当事者の声を聴いて、より問題への理解と解決策となる施策を提示していただきたいです。 第６分野の、特に８項に関しての再度の議論をお願いします。

428	答えたくない	30代	70	(1)施策の基本的方向 「被害者支援の一環として加害者プログラムの実施を推進する。」を歓迎します。 その上で、以下のように書き換えを提案します。 「被害者支援の一環として、被害者に責任を取ることを目的とした加害者プログラムの実施を推進する。」 DV加害者は、１. 説明責任、2.謝罪・賠償責任、3.再発防止責任の三つの責任があります。加害者が説明しないことは、ある種の暴力と言えます。加害者はプログラムの中で、自分の加害行為について正直に話し、自分が加害をしたという自覚を持ち、自分の行動の癖を知り、二度と暴力をしないためにはどうしたらいいかということまでを考える、現実的な視点からプログラムを実施する必要性を、明記していただきたいと考えます。 プログラムの実施に当たっては、自分がどういう状況で加害的になるのか、その瞬間を自己観察する必要があります。認知行動療法などを取り入れたプログラムを実施し、加害者がやってしまったことに対して責任を持つことの重要性は、明記するべきだと考えます。
429	男	50代	75	買春者の処罰強化については、セックスワーカー自身に発言の機会を与えて下さい。当事者の意見表明のチャンスが必要です。 買春者処罰法については、すでに導入済みの国がありますので、そこでどのような事態が発生しているか、データに基づいた議論を望みます。 自分は買春者ですが、セックスワーカーの身体への暴力が増大することを恐れています。
430	男	60代	101	先祖からの家の繋がりが、霊魂の存在を信じる私はとても大切と考えています。 不用意に別姓を認めて、面々と繋がって来たその家の流れを断ち切る、或いは意識し難くさせる法改正はいかがなものかと思います。 m(_ _)m
431	女	40代	64	「女性に対する暴力」→「ジェンダーに基づく暴力」に変化したと拝見した。 男性や性的マイノリティへの暴力も容認しない姿勢を示す趣旨のようである。男女間の権力勾配にも注記があり、女性に対する暴力の深刻さを軽視する方向とまでは読み取れないものの、これまで、女性が典型的に置かれてきた状況が置き去りにされることの無いよう配慮いただきたい。 女性に対する暴力からジェンダーに基づく暴力に変化しているが、統計データを取る場合には、加害者の性別・性自認―被害者の性別・性自認を、加害・被害の内容を、ジェンダー関連性として、可視化し、多方向から分析して、施策に反映させるよう求める。
432	女	70代	71	（２）具体的な取組 「 13……、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」について、共同親権という制度への姿勢を記していただくことは、必要で重要なことであると思い、支持します。しかし、それについて「適切な周知を図る」だけでは、圧倒的に不足です。具体的に、有効な避難や支援についてどのような組織が連携する必要があるか、DVや虐待への支援を中断することなく、被害者の安全が守られるような連携等について、例えばプロジェクトチーム等による慎重な検討から、すすめるべきではないかと思います。 特に、精神的暴力や性暴力について等、夫婦間で起きていることへの無理解が、現在の関係機関の中にすら横行しています。当たり前のDV認識すら行き渡っていない中ですから、共同親権という「美名」のもとに被害が継続してしまったり、加害者の元にに引き戻されることのないよう、しっかりとした対応の計画を作成いただきたいと、切に願います。

433	女	40代	71	・第6次計画4(2)10…被害者支援の一環として官民連携による加害者プログラムの実施が追加された。加害者プログラムの実施や加害者を対象とする相談窓口の開設等は賛同する。 しかし、自身が加害者であることを自覚している者は少ない。むしろ、配偶者が子どもを連れて家を出たことへの怒りに支配され、自らが被害者であるという考えに固執する傾向がある。それらの者にプログラムを届ける方策を検討いただきたい。 ・第6次計画4(2)11デートDVに関する記載の拡充 実際に殺人事件が起こっている。警察が男女間トラブルと判断し、相談後も初動が遅れていると思われる。話合いでの解決に誘導しないよう注意いただきたい。勇気を振り絞って警察に相談する被害者の心情に想像力を持って対応されたい。 ・第6次計画4(2)12…「法テラスにおいて、DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受ける恐れのある方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を行う」との記載が追加された。 法テラスで相談を担当するのは、登録している一般の弁護士であり、対応しきれるものではない。結果、多くの事件が少数の弁護士に集中し、弁護士は疲弊している。法テラスの報酬基準で、DV離婚を受任すること自体、経営からは大きな損失である。弁護士の正義感や善意を搾取した前提での取組は持続可能性が無い。
434	その他	20代	-	・ 「売春」を「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは職業偏見と差別に繋がる。 ・ 支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療などへのアクセスを困難にするおそれがある。 ・ 買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、ワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性がある。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられる。 ・ 本素案に多くのセックスワーカー事者が関わっておらず、事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要がある。
435	男	30代	-	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という表現について、すべての「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは、特定の職業に対する偏見と差別を産み、セックスワークに従事する労働者とそれ以外の者の分断を招きます。 また、スウェーデンやフランスなど、「売買春」の「根絶」「廃止」を目指す法的な取り組みを実施した国がいくつかありますが、セックスワーク／セックスワーカーの根絶に繋がっておらず、むしろ女性の暴力被害の増加や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。HIVを含む性感染症予防においても、処罰化、犯罪化が予防や治療へのアクセスを妨げる要因になることが指摘されています。 上記の国では、買春者に対する処罰を導入することで、かえって業界全体がアンダーグラウンド化してしまいセックスワーク従事者がより搾取されたり、性感染症を含む健康面での危機的状況に晒される度合いを上げてしまっていることが国際機関の調査でも判明しています。 これらの事実から、売買春そのものを犯罪とみなし取り締まることについては、慎重に考えるのみならず考え方を抜本的に改めなければ更なる女性の人権侵害に繋がることが危惧されます。
436	答えたくない	50代	69	子どもへの性加害が教師あるいは塾の講師など、教育関係者によって行われた場合の生徒のメンタルケアを手厚くすることは第一ですが、子どもへの人権教育を含めた包括的性教育が重要であると強く思います　なぜなら生徒が自分のされた行為を加害であると認識する必要があるからです　子どもがターゲットとなる性被害が後を立ちませんが、知識を身につけて未然に防ぐことはゼロは難しくても犠牲となる子どもを減らすことができるのではないでしょうか　低学年からの学校での性教育を望みます

437	女	30代	-	この草案の起草にセックスワーク当事者が関わっていないことに危機感を覚えています。セックスワーク規制反対派、賛成派を含めた多くの当事者からの意見を募るべきだと思います。
438	その他	40代	-	性産業従事者（セックスワーカー）当事者へのヒアリングを行ってください。 暴力から守り支援されなければいけない対象は全ての人であるべきで、すでに買春行為をしていない人などに限定することは社会的なスティグマを強化し、買春をする人に暴力が振るわれたりフェミサイドの対象にされるのは当たり前と言われる現状の解決になりません。 すでに買春処罰を取り入れた他国では、買春者が助けを求めた場合の救済対象から漏れることからも、更なる議論を求めます。
439	団体として提出	団体として提出	-	「性を商品化し人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という表記には以下の問題がある。売春を廃絶すべき存在とすることは、既存の性産業に従事する性労働者への差別を助長し、本素案が目指す性暴力および搾取の改善には繋がらない。性の商品化は売買春以外にも多く事例があるにも関わらず、性労働者のみ尊厳を傷つけられる存在と決めつけることは不適切だ。性の商品化を行う個人の経験は多様であり、性労働を選ぶ個人の行動までも尊厳を傷つけられる行為とみなすことは、人間の品格と性行動を結びつける道徳の押し付けである。それを特に女性に当てはめるのは、女性個人の性行動を管理しようとする家父長制のシステムだ。 (2)-(1)において、「売買春の被害」とあるが、売買春自体は「被害」ではなく、同意がない場合や暴力が生じた場合に被害となる。一括りに売買春を被害とすることは、職業差別である。売春が本質的に暴力であるいう断定は、そうではないと考える当事者の存在を無視し、より安全な労働環境等に必要な従事者の意見を妨げている。2-(3)において「売春の相手方の行為」への提言は買春処罰の導入を想起させるが、施行されている国の現状は、差別の強化、産業の縮小による労働者の困窮とそれに伴う脆弱性の増加、法規制が届かない領域への転向である。 性産業における性暴力と搾取の改善、性労働者への差別の払拭のために以下の案を提案する。 1「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」の「人間の尊厳を傷つける」という箇所の削除。 2-(1)「被害」という文言の削除。 2-(3)の買春処罰化を安易に導入しない。実施国における性労働者当事者の状況を調査し、国内の性労働当事者および、専門家や団体のヒアリングを実施し政策に反映させる。現状当団体で行っている「性産業従事者・事業者等に対するHIVおよび梅毒等の受検勧奨を含む総合的な介入方法の確立に向けた研究、研究代表 塩野徳史（大阪青山大学）」等の調査研究の充実を求める。 他国の状況を鑑みても、買春処罰化等の性労働の刑罰化は性暴力と搾取抑止を達成しない。長期的にはニュージーランドやベルギーのように非犯罪化が安全な労働環境に繋がると考える。また性労働を検討する、既に就業している人々が相談しやすいよう、実情に即した対応の為に、支援機関への研修実施等も現実に即した安全向上策として考えられる

440	団体として提出	40代	48	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 について。「女性」への暴力、と限定するのはいかがなものか。こちらの画面の名目は「ジェンダーによる」となっているがPDFは「女性」となっている。 「ジェンダー（性）によるあらゆる暴力」というのも意味がわからない。 女性から男性へのDVや男性の性被害もある中で、すべての暴力根絶を掲げるべき。 数としては女性の被害が圧倒的に多い中、女性の被害をなくすことを目標として掲げるのは大事だが、男性が性被害やDVを訴えにくい苦しみもあり、男性を無視していいとは考えられない。 男女共同参画の基本的な考えとして「あらゆる暴力の根絶」という中で「女性・男性・子ども」とすべての問題を取り扱ってほしい。
441	女	30代	12	性買春が可能なだけでなく、大久保公園のように状況が悪化している社会に絶望しています。基本的人権である性的同意は金銭では売り渡せないというつまり性買春の禁止を、買春者や斡旋業者への刑事罰、労働者には保護を伴う形で1日でも早く実現してほしいし、そうするべきだと思う。身体構造と稼働実態から圧倒的に女性への害があるし、存在自体が「金銭を出せば他人を好きにできる」と考える男を生み出すのでやめてほしい。
442	女	50代	12	日本では売春が禁止されているにも関わらず性産業があまりにもカジュアルに存在し、弱い立場の女性が搾取されやすい社会構造になっていることに疑問を感じます。性売買を産業とし、売春を労働とすることに反対します。
443	女	60代	64	・基本認識について 「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれてありがたい。しかし、「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では弱すぎます。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余りますし、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。
444	その他	50代	75	「売買春」自体を「被害」とみなすような表現があり、支援対象は「売春」をやめた女性、もしくは未然に防止された女性と記載されてが、。福祉やアウトリーチ支援によらずに「売春」を選択した者については一切言及がありません。このような支援のやり方は「売春」をおこなう女性を分断し、「被害者」とみなされない場合、必要な医療や法律などの支援にアクセスしにくくなる危険性があります。 「売買春」自体を「被害」とみなす考えや表現は使わないでください。 また、「売春防止法のさらなる見直し」について、「売春処罰法」の導入ではなく、社会保障が十分でない現状を鑑みると「売春」を選んだひとも安全と健康にアクセスができて、辞めたいときに安全にやめることができるような施策が必要です。それをまず優先に考えて対応を実施してください。 そのためにも当事者や長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行ってください。
445	女	50代	70	当方はジェンダーを理由とする暴力、殺人未遂のサバイバーです。 当時は犯罪被害者へのサポートもなく、現在も生き残った被害者本人へのサポートは少なく、オンラインで探してみるとその一つには一度危うい状態にあった高額療養費制度が含まれています。 本気で考えているとは思えません。フェミサイドを本気で止めてください。生き残った人間への肉体的精神的治療を制度とし、（生活保護含む）それをスティグマとしないよう医療関係者に周知してください。

446	女	20代	12	【８ 売買春への対策の推進 （２）具体的な取組 (1) 売買春の被害に遭うおそれのある女性については、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。 (2) 売春の周旋行為や海外での売春のあっせん等の各種事犯に対し、関係法令を厳正かつ適切に運用し、取締りを一層強化する。 (3) 売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う。 ここの項目なのですが、実態は違えど男性の性売春についての項目がごっそり抜けています。法改正を行う場合、男性から男性（女性から男性）への買春も適応するべきだしセックスワーカーが被害者であるという考え方なら男性にも適応すべきです。特にトランスジェンダーの性売春の実態が長年放置されていて 高額な性適合手術を受けるために売春をさせられるという被害者性を長年放置してきました。被害者性で言えば女性より高いともいえます 性適合手術も国の補助も保険が二重になると受けられないなどあってないようなもの。女性のセックスワーカーに対してどう補助をして、買春をどう法改正するか分かりませんがトランス女性（トランス男性）の困難の核となる部分なので同じような救済をお願いします
447	答えたくない	50代	75	基本的方向に「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」と定義付けて、それの根絶を謳っている事に違和感を持ちます。 「人間の尊厳」と「性」を切り離す事はおかしいですし、「ビジネスと人権」を鑑みた「性的同意」前提の「性的ビジネス」も可能性としてあるはずです。 人間の抱える性は生殖目的だけではないでしょう。搾取されたものではなく労働としてのセックスワーク、労働者としてのセックスワーカーは存在しているでしょうし、性愛の相手を婚姻によって得る事が困難な人も確実に存在します(例えば、高齢者や障がい者など)。その二者に「性的同意」があり、かつビジネスとしても成立する形態の存在が抜け落ちているとしか思えません。セックスワークすべてを「性暴力」の原因とまとめるのはあまりに雑であり、いま一度、専門家による当事者への聞き取りによる意見も含めた調査をし直した後に再考すべきだと思います。
448	女	40代	-	暴力に関しては許されることではないが、それとは別にセックスワーク自体を違法として扱うことは、よりアンダーグラウンドでの労働をセックスワーカーが担うことになる可能性があり、問題である。 セックスワーカーの尊厳を守るためにも、悪しきものである、違法の職種として差別的に扱うべきではない。
449	女	40代	75	売買春に対する厳罰化は、海外の事例から見ても立場の弱いセックスワーカーをより危険な売買春へと追いやることにつながっています。 セックスワークを一つの職業とみとめ、働く人たちの尊厳を守り、他の職業に従事する労働者と同様に安全な労働ができるように国の施策で守るべきです。

450	答えたくない	30代	67	シスジェンダー女性のみを想定した相談窓口や、シェルターの運営については、基本認識にあるように「暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではな く、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しな い姿勢を示していくことが重要である。」ため、シスジェンダー女性以外も想定された対応ができるように既存支援機関の研修の実施等により支援機関の利用しやすさが促進され、また利用可能であることを周知する取り組みが必須である。現状では特にトランスジェンダー女性等の性的マイノリティを想定した相談対応ができる支援機関が不足していることを踏まえ、具体的な取組欄に性的マイノリティを想定した対応策を明記いただきたい。
451	男	60代	75	売春に対する見識を全面的に書き換えるべきです。 なぜなら、国連・女性と女児に対する差別に関する作業部会（以下、作業部会）は、2016年、2019年、2020年、2023年に各種の報告書において、国家機関が性産業従事者を差別するのは、「国際人権法に反する」と各国に繰り返し勧告してきており、他の労働者と同じ平等な枠組みの確立を求めています。 そして作業部会と同様に女性差別撤廃委員会も、性産業従事者に対する差別的・懲罰的アプローチはジェンダーに基づく差別の一形態と定義し、また2010年以降、性労働者に対する差別を助長、正当化、容認する全ての法的規定を廃止するよう、各国に勧告しているからです。 UNAIDS、UNFPA、WHO、UNDP、世界銀行、UN Women、UNICEF、OHCHR、ILOなど12の国連機関は、セックスワークを犯罪と見做すような慣行や法律の廃止で一致しています。 このように様々な国際機関が『科学的な見地に基づき犯罪防止と健康の維持の為』に売買春の非犯罪化を求めているのです。 そして、売買春違法化を推進する側を見てみれば、戦前に矯風会に調査を依頼された者が「あの地域では海外での売春行為で生まれた子を差別していない。なんて嘆かわしい。」という報告書を出し、それに対し会頭自らが「宣教」に赴き『その地域に考え方を改めさせる』ということまで起きました。 他にも、外国では売買春を禁止した国では性犯罪が非常に大幅に増えたという調査結果もあります。 以上の事を比較検討すると、やはり売買春の非犯罪化が正しいと考えられるのではないでしょうか。 こうすれば、少なくとも『それで生まれた子』は『（現行法では）母の犯罪・不法行為の結果生まれた穢れの子』とされなくなりますからね。 全くさ、偏った考え方で『父母が揃った清潔な子・父母が揃ってない不潔な子』なんて概念をばらまいたせいで、どれだけの人が不幸になったのよ？ 今の非嫡出子差別の原因を作った売買春違法化運動をやっている人達は、どう責任を取る気なんだか。

452	女	40代	75	インターネットを持ちいた性被害や性売買についての記載はありますが SNSプラットフォーマーに対する抑止力を持つ法律制定への動きについて、言及してもらいたいです。 未成年への性売買情報閲覧の禁止、未成年への性を商品化したコンテンツの掲示の禁止など、国として法律を作ってプラットフォーマーに抑止力を持たせることは可能と考えます。現状のインターネット空間は、子どもたちを性搾取者から全く守っていません。そこにいち早く着眼するのは、本基本方針であるべきだと思います。
453	女	40代	67	性犯罪の厳罰化を望みます。 厳罰化について働きかけていくことを記載してもらえると勇気づけられます。 フランスでは、性売買でさえ、買う側に25万円の罰金、組織的斡旋業者には５億円の罰金なのだそうです。
454	答えたくない	40代	-	すべてにおいて努力義務ばかりで、企業や社会に向けて提唱するばかり。 政府が何一つジェンダー平等に向けてやる気がないことだけを連ねています。 本当にジェンダー平等の社会を作るつもりであるならば、今年一番焦点の当たった、選択的夫婦別姓制度を一刻も早く導入してください。 それも、通称使用の拡大は、ただ手続きが増えるばかりで、より使いにくい制度です。 選択的夫婦別姓制度を導入してください。 そして、ハラスメント禁止はすべて包括的差別禁止条約でカバーできます。 女性も男性も生きやすい社会を目指しているのなら、まずは、上記二つの制度を整えてください。
455	答えたくない	40代	-	売春を全て悪とみなし、売春に従事する人を被害者と決めつける姿勢は職業差別であり、当事者の生活にも悪影響を与えるものであると考えます。売春を「人間の尊厳を傷つけるもの」と定義することは差別的であり間違っています。具体的な取り組み(3)は買春者を取り締まることを示唆しますが、フランスやスウェーデン等で導入された法体系はセックスワーカー当事者を助けるものではなく、反対に顧客を犯罪化することで収入の道を経ち、経済的に困窮すれば暴力などに脆弱になるという研究結果が出ています。売春を取り締まることで現場の安全は向上しません。売春を不道徳なものであるとして撲滅する方法を模索するのではなく、実在する現場がより安全であるかを重視して当事者の意見を取り入れるべきです。また本人の意思に反して売春に従事せざる得ない人を減らすことができるのは、性産業の取り締まりではなく、女性やマイノリティーに特に多い雇用全体の不安定化や低賃金化を改善し、福祉サービス等の充実が求められます。
456	女	50代	-	「配偶者”から”の暴力」となっている箇所はすべて「配偶者”への”暴力」に改めてほしい。 〈理由〉 「配偶者”から”の暴力」とすると、加害者の存在が無効化されてしまう。 被害者が主体となるのではなく、加害者主体の表現にすべき。

457	女	50代	75	1.すべての「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 修正案「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」を削除 2.具体的な取組の(3)では「売春の相手方の行為」について言及されています。「売春防止法（昭和 31年法律第118号）の更なる見直し」とは「買春処罰法」（通称：北欧モデル）の導入であることが想定できます。すでに買春処罰法を施行した国では、暴力被害増加や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ており、欧州人権裁判所でも「買春処罰法がセックスワーカーの生活に悪影響を与えた」と認められました。 修正案「罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う」を削除。 未成年への買春や性労働従事は現行法でも対応可能である。 性別を問わず既に性労働を行う者とそうでない者を区分けするより、誰もが健康や安全性へのアクセスを妨げられない仕組み作りが最優先である。 日本でもHIVの予防施策などでスティグマタイズや処罰化の危険性を念頭にした研究や対策が既にある。こうした研究やコミュニティでの取り組みを参考にすること。 行政の相談機関が性労働者の実情に対応できるよう、大阪府や東北の保健所が行っている、性労働者の経験のあるヘルスワーカーによる研修を取り入れること。
458	女	50代	65	○次期学習指導要領改訂にて、性交や妊娠・中絶に関わる内容の取扱いを萎縮させかねない、いわゆる 「はどめ規定」 を廃止してほしい。 ○「生命の安全教育」の全国全校での実施を進めてほしい。その際にはすべての子どもたちの年齢・発達に合わせた実施を可能にするため、点字や動画への手話導入、やさしい日本語版の開発等を進めてほしい。内容についても、異性間の性暴力に焦点を当てるだけではなく、性の多様性を踏まえた上で、自他を尊重する人間関係の構築 に欠かせない人権やジェンダー平等についても扱ってほしい。
459	女	50代	64	女性に対する暴力からジェンダーに基づく暴力に変化しているが、統計データを取る場合には、加害者の性別・性自認及び被害者の性別・性自認、並びに、加害・被害の内容を、ジェンダー関連性として可視化して分析し、施策に反映させるよう求める。
460	女	50代	67	GBV被害者の相談場所やシェルターの予算を拡充し、相談員の正規雇用化の推進等によりアクセスを保障してほしい。

461	答えたくない	40代	75	８の「売買春への対策の推進」については、１の「基本的な方針」として掲げられる目指すべき４つの社会のあり方からは導けず、飛躍した内容となっています。 まず、売買春を「人間の尊厳を傷つける」としていることについて、そのように感じる人がいることも事実でしょうが、この仕事を通じてエンパワーされたと感じる者もおり、感じ方を国が規定することが「自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 」に反しています。労働として自ら売買春を選択している当事者の意見が反映されていません。 売買春を含む性風俗関連の業種は、現場で必要とされる公衆衛生の情報提供や労働環境の健全化といった観点での取り組みや支援から取り残されているのが現状です。「売春者」に対する偏見や法のあり方（処罰化、正当な労働として認めない）こそが公衆衛生に悪影響を及ぼしています。 憲法２２条の職業選択の観点からも、現場で働くことを選んでいる者が、自らを守り、安全に働く環境を整えるための取り組みや支援にアクセスできるようにすること、性労働に従事していることを伝えても逮捕の心配がない、否定されない、当事者の実態に即したアドバイスが受けられることが、男女共同参画基本計画に必要とされる内容です。
462	女	50代	65	あらゆる暴力を無くし、個人の人権が尊重される社会を実現するためには全ての世代への包括的な性教育が重要。 学習指導要領の歯止め規定などの制限は性教育の萎縮・遅れにつながっており、至急撤廃するべき。 包括的性教育の理解を全ての世代へ周知徹底する必要があると考えます。
463	男	50代	70	施策の基本的方向で、性別を問わず、という方向性を示しているが、具体的取組では(4)にみられるように、被害者の心理的ケアや自立支援を「女性相談支援センター一時保護所や女性自立支援施設」を想定しており、支援の対象が女性に偏っています。 男性被害者が対象外であると思わせないように、性別を問わず支援する方向を、具体的取組の中でも明確に示すべきと考えます。
464	女	50代	69	日本版DBS を着実に実施してほしい。尚、付帯決議で言及された、教員等の免許を要 しない職種の小児性犯罪加害者の照会制度や対象拡大の検討を進めてほしい。
465	男	40代	71	被害者の支援だけではなく、加害者の処罰、居住地を離す、養育費の取り立ての仕組みづくりをしてください。また、共同親権の悪用による加害の促進を避け、加害親との面会交流については、基本的にはさせない方針の徹底が必要です。

466	女	30代	4	・日本で売買春は禁止されているにも拘らず「たまたま恋に落ちた」などという戯言で売買春が罷り通っていること、女性が衣服に男性の排泄物を付着させられる加害が器物損壊扱いで男性から男性への排泄物の加害はそうとはならずに対等な人間同士の加害行為として罰せられる非対称、また国内外での児童への性加害とその罰則が軽罰で加害者優位になっていることに強い憤りがあります。 ・性行為＝繁殖行為は事実です。これを矮小化し危険行為を流布するアダルトビデオやコミック、アニメなどのメディアは禁止してください。これら製造関係者の反論で「表現の自由」が使用されておりますが、論点のすり替えであり、彼らは女性の尊厳を毀損する自由を求めています。暴力を許す自由はありません。毅然とした対応をお願いします。 ・子どもを模した、関連する性的な商品の販売禁止 ・被害者を保護し、加害者への罰則は厳罰化ならびに加害性を研究してください。日本のフェミサイドは性質も量も国際社会とは思えないほど異常を極めています。 ・性犯罪の厳罰化ならびに性犯罪者にGPS装着を義務付けしてください ・自身は異性であるという男性患者の妄想を強化、患者の身体サブスク化に加担している特例法を即時廃止し、女性の統計データを保護してください。特例法の影響で男性の犯罪にも拘らず女性へカウント、女性刑務所へ送られる、女性の採用枠に男性が採用されるなど、既に様々な問題が起こっています。 ・優しい人同士が協力し合って分かち合える社会を望みます。暴力は強さじゃない。ここまで読んでくださってどうもありがとうございます。
467	女	40代	68	(11)2024年女性差別撤廃委員会で指摘されていたが、ここは裁判官への研修について言及すべき。性暴力、性暴力被害者に対する認知の歪んだ司法判断が多すぎる。社会的影響の大きさを真剣に考えてほしい。
468	女	40代	75	(3)買春者に対する罰則がないことが問題。売春を行う女性を犯罪者として取り締まる前に買春者を取り締まるべき
469	女	50代	71	１０について 加害者プログラムの実施や加害者を対象とする相談窓口の開設等は賛同する。但し、自身が加害者であることを自覚している加害者は少ない。むしろ、配偶者が子どもを連れて家を出たことへの怒りに支配され、自らが被害者であるという考えに固執する傾向がある。相談とは、「お気持ちを傾聴する」ことではなく、気づきを与えられるような仕組みを考えられたい。
470	女	50代	66	その立場や特性を利用され、性的搾取や暴力の対象になりやすいため、障害者への性暴力について実態調査を行い支援体制（通報・相談・避難）の構築および、対応する警察・検察・支援員向けの障害特性理解を促進してほしい。
471	女	70代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の適正な運用と取り締まりの強化を行うとともに、売買春の日会から女性の保護、心身の回復支援や社会復帰の取り組み、若年堂の啓発活層を促進しる」の一文に、買春を禁止する法制定を求めることを付け加えていただきたい。家族に頼ることができず自立をせざるを得ない若年女性は、さまざまな媒体によって売春をせざるおえない状況に陥る。売春防止法は困っている女性支援法として、買春された女性の被害者を支援する方向に改正されてきたが、買春は、性犯罪・性暴力を金銭で強要するものである。女性の自立のあり方として、性交を認めてはならず、買春を放置し、売春のみを禁止することは、男女共同参画社会に反し、不平等性を放置するものである。また、このための具体的取り組みとして、若年女性の居場所を、婦人相談センター以外にも予算化し、設置すること、相談場所の設置・相談員の育成を義務付けることを加えてください。また、小中学生に対して包括的な性教育を充実することを加えてください。

472	女	50代	71	○13について 前段を改定されるべきである。 改正民法とくに共同親権制度導入の「円滑な施行」のために、配偶者への暴力を防ぐ、というのは本末転倒である。 婚姻中は現在も共同親権である。 配偶者への暴力があれば、離婚後は絶対的単独親権となるのであり、むしろ、配偶者への暴力からすみやかに避難でき、暴力の立証のために政策的な関与をして、単独親権を促すのが、改正民法の円滑な施行に資する。
473	女	30代	-	相談現場において、トラウマインフォームドケアやジェンダーの視点で被害者をエンパワメントする支援ための研修やスーパービジョンの機会が持てるようにすること。
474	女	60代	68	被害届受理の手順として、女性の被害者には女性の専門の警察官を全ての警察署に配置し、米国のような証拠保全キットで直ちに証拠保全できるように医療機関にかかれるようにすべきである。そして、被害状況については、女性警察官か或いはそれが困難な場合は簡易なアプリを用意して聴取できるようにして、捜査機関による二次被害を防ぐ制度を導入することが必要である。
475	女	70代	-	第６分野　５，(2) P72 川崎市の２０歳の女性が元交際相手からのストーカー被害などを警察に相談していたにもかかわらず殺害された事件を受けて、神奈川県警察本部は４日、組織としての対応にミスがあったと認めたうえで「ストーカー事件などに対処する体制が形骸化していた」とする検証結果を公表しました。 被害者は行方が分からなくなった去年１２月、９回にわたって「元交際相手が自宅近くをうろついている」などと警察署に電話をかけていましたが、報告書では電話を受けた警察官全員が危険性・切迫性を過小評価したため、本来とるべき組織的な初動対応がほとんど行われなかったと指摘しています。「ストーカーやＤＶの事件に対し適切に対応するというシステムが警察にできているのにもかかわらず機能していない原因に、警察文化に起因するのかという点についてきちんと分析をしなければ、同じことが繰り返されるのではないかといえる。そのうえで「不適切な対応を招いた背景には『人身安全関連事案』の警察署と県警本部の対処体制がそれぞれにおいて形骸化し、組織的・構造的な問題点があったと考えられる。ストーカー事案として認知して本来とるべき組織的な初動対応が行われていれば警告や禁止命令の措置や被害者の安全を確保する措置を講じることができた可能性があったと言われている。警察文化といえる内容に、被害について相談（おもに女性が多い）してくる市民の思いを受け止めることの意識の希薄さと、家父長的意識の根強いアンコンシャスバイヤスがあったといえる。そうしたことからも警察が市民の安全・人権を守るためにもジエンダー視点に立った研修・業務運営改善、女性の参画を重視し、ポジテイブアクションも含み女性の参画を過半数とする。 　参考 これまでも２０１１年に長崎県西海市でストーカー被害を受けていた女性の家族２人が殺害された事件や、２０１２年に神奈川県逗子市で起きた元交際相手からストーカー行為を受けた女性が殺害された事件、それに２０１３年に東京・三鷹市で女子高校生が元交際相手に殺害された事件などでは、被害者や家族が事前に警察へ相談しながら防ぐことができませんでした。
476	女	50代	-	あらゆる性暴力に対して罰則が諸外国と比べて緩すぎだ。 特に小児に対する性暴力はGPS装置等、犯罪の見える化をして欲しい。

477	女	50代	65	3 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者 にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命(いのち)の安全教 育」について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、 全国的な取組の実施を推進する。 4 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを 尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講 師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。 以上の内容について、こども自身が学ぶ機会を充実させるためにも、国際セクシャリティガイダンスをもとにした、包括的性教育をすすめる必要性について明記してほしいです。人権としての自他の性を大切にすることを学ぶ機会の充実が必要と考えます。
478	女	40代	64	あらゆる形態の性暴力防止と被害者支援の強化に関する基本原則 課題：安全と尊厳は基本的人権であるというメッセージの一貫性不足 理由： 文中では強調されているが、公共キャンペーン全体で一貫した表現が不足し、社会的理解がバラつく可能性がある。 課題：被害が長期的・構造的に及ぼす影響の過小評価 理由： 即時的な被害は強調される一方、心理的・社会的・経済的な長期的影響の発信が弱く、包括的支援の必要性が伝わりにくい。 課題：性別役割に基づく固定観念が被害者のイメージに影響 理由： 文中では性差別に根差した暴力だと指摘されているが、広報でこれを明示的に崩さなければ、被害者・加害者像の偏りが温存される。 課題：多様な被害者像が広報に反映されにくい 理由： 文中では男性、LGBTQ+、高齢者、障害者、外国籍者も対象としているが、広報が狭い「典型的被害者像」を提示してしまうと支援を求めづらくなる。 課題：子どもの性的被害の深刻さの周知不足 理由： 文中では深刻さと未申告の多さを強調しているが、広報で十分に伝えられなければ沈黙が続く。 課題：二次被害（誹謗・虚偽情報）に対する予防的発信不足 理由： 文中では二次被害を問題視しているが、加害的な言動を避けるよう啓発しないと被害者の孤立が続く。 課題：デジタル化に伴う新しい暴力形態への理解不足 理由： 文中では多様化を指摘しているが、深層偽造やネットストーキングなど最新の危険に対する啓発が追いついていない。 課題：法改正の周知と意義の伝達不足 理由： 文中では法改正が言及されているが、その目的や保護強化の実態が周知されなければ実効性は制限される。 課題：被害者の「切れ目ない支援」の周知不足 理由： 危機対応だけでなく、自立までの長期的支援があることを伝えなければ支援活用が限定的になる。 課題：支援ネットワークと相談経路の見える化不足 理由： 行政と民間の連携が強調されているが、被害者にとって「どこへ行けばよいのか」が明確でなければ支援に繋がらない。

479	女	40代	69	子どもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進について 学校でのセクシュアルハラスメントがあった場合、教育委員会で加害教諭の指導をすることは難しい。専門の機関で指導観察した上で、教諭が減給や休職停職だけでなく、本人が同様の加害行為をしないような指導が必要。それは教育委員会は専門機関でないので無理です。教員だけでない、全ての性加害者が再犯しない指導する機関を作ってください。 また、学習指導要項の性教育についてのハドメ規定があることで、不自然の性教育となる。性加害も被害もださないためには、性交を科学的に伝える必要がある。
480	女	60代	-	「性暴力等の被害は深刻な状況にある」と「当たり前の事実」を書いてくれて良かったが、 「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報に、、、、、、、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という表現では不十分と思います。 被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングはかなりひどく、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況になっています。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。 （２）具体的な取組 (P66) 「11 海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における～」という記述が盛り込まれたのは本当に良かったですが、海外では裁判一つとっても日本とは比べ物にならないくらいの多額の費用が掛かります。経済的支援も計画に入れてください。 ４ 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 （２）具体的な取組 (P71) 「13・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは良かったですが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に入れてください。 家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を入れてください。 〇モラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないため、司法関係者や相談機関における研修を徹底する計画策定をお願いします。 〇離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する計画を策定してください。 〇DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法ではないことを支援機関にも周知する計画を策定してください

481	団体として提出	団体として提出	65	性的同意についての認識が社会全体で共有されることを目指した取り組みについて、その認識とは表面的なものでとどまってはならないと考えます。但し、前提として「性的同意」という言葉を本計画に記載することは非常に重要であります。加えて、私たち日本の若年女性にとって最も身近な性犯罪の一つである痴漢も、性暴力の一形態として記述していただけませんでしょうか。 私たちは、自分自身と周囲の人を守るために必要な”性に関する知識”を同世代の若者に伝えるために活動をしています。私たちが2024年に高校生1,000人を対象として行った「性的同意」に関するアンケート調査では、回答者の63.9%が「性的同意」について学校で学んだと回答しました。それにも関わらず、68%の生徒が性的同意について「知らない」「聞いたことはあるが説明できない」と回答している現状があります。また他の例で言えば、痴漢の存在が広く認知されているにも関わらず問題視され難いことの原因は、痴漢に関する表面的な認知はあるものの、根本的な原因を知らないが故にそれが暴力・犯罪であることの深い理解には至らないからであると考えられます。 一方、同調査では約8割の生徒が「性的同意」について学ぶのにふさわしい場は学校であると考えており、性暴力や性教育についての学校教育が期待されていることも事実です。また、「日本国内ユース世代のジェンダー課題調査報告書」（2020 年）によると、90%以上の回答者が「性的同意を実践している、 または実践しようとしている」ことからも、性的同意を始めとする実践的なコミュニケーションの必要性を感じている若者が非常に多いことが分かります。 従って、「性的同意」という言葉への関心が高まっている現在、若者は性的同意についての実践的かつ包括的な学びを求めていると言えます。単に「性的同意」などという用語の表面的な解説を十分な啓発とするのではなく、上記のような若者世代のニーズに即した実践的教育を実施することで、性暴力・性教育にまつわる個人の尊厳についての深い理解を伴った学校教育の拡充こそが、今求められている啓発のあり方であると私たちは考えます。
482	女	30代	68	包括的性教育を、障がい者障害児へもきちんと行われるよう、支援学級、支援学校にも命の安全教育を行うまたは外部講師を招く、と書いてください。
483	女	40代	70	配偶者からの暴力防止と被害者保護の推進 課題：配偶者暴力の定義の狭さ 理由： 身体的暴力以外の経済的・心理的暴力もDVであることが広報されなければ理解が進まない。 課題：DV相談ダイヤル#8008の利用促進不足 理由： 広く周知されなければ被害者が利用しない。 課題：地域支援ネットワークの可視化不足 理由： 行政と民間の連携が伝わらなければ利用者が迷う。 課題：デートDVの理解不足 理由： 若者に特化した広報がなければ気づかれにくい。

484	女	30代	-	子どもへの性暴力のニュースを毎日のように耳にし，その刑罰の軽さに毎度憤りを覚えます。 私には娘がおり，保育園に預けていますが盗撮や性暴力が最も心配です。 子どもの頃に痴漢や露出狂に遭遇したり，高校で同級生にセクハラ被害を受けたりしたため、女子大学に進学しました。女子大学ははじめて女としてというよりも前に人間であるという扱いをされた場所で、いかにそれまでの自分が男子たちに様々な機会、教室で発言をすることや、自分らしく振る舞うこと、を制限されていたのか、ようやく気づくことができました。 母や妹や女友達など、性暴力を受けた人はとても多く，中には結婚や出産もレイプ被害をうけたせいで諦める，と10代で決心した友人もいます。 性暴力は被害者の人生の選択肢を狭め、自信を失わせ、未来を奪う悪質な犯罪です。 特に子どもたちが、教師やまわりの大人に性被害を受けていることはとても深刻です。 もっと教育現場で、教師にも生徒たちにも，社会人向けにも、性暴力の加害について共通認識を持ってもらうよう、研修や性暴力を根絶するための啓発の時間を充実させて欲しいです。 安全衛生管理などにもっと重大な事案として組み込むのと良いかもしれません。
485	女	60代	67	長年にわたり、地方で男女共同参画推進の活動をしてきて、必要だと考える対策について意見を述べる。 1. 性暴力の定義をわかりやすく伝える対策の推進 普通の市民において、痴漢、セクシャルハラスメントが、性暴力の定義に入るという認識があまりなく、性暴力というと、レイプとそれに近い犯罪であると誤解されていることである。 　定義をわかりやすく伝えることにより、性犯罪への認識と関心が高まることが期待される。 2. 中高年男性への社会教育、生涯教育の一環としての性犯罪・性暴力対策への啓発講座の開催 　中高年男性、特に70代以上の男性に、昭和の時代においても許されることではなかったが、大目に見られてきた痴漢行為を、2025年においても平然と日常的に行なう者が少なからず存在する。彼らは、加害者の自覚がなく、性犯罪行為を行なっている事例を日常的に見る。 　被害を訴えると，開き直り、被害者に対して嘘つき呼ばわりをしたりする。 　彼らは、男女共同参画・ジェンダー平等意識と女性への人権意識についても、関心と認識がなく、自分とは関係がないと思っている者が多いと感じる。 　地方には、地域ごとにまちづくり協議会等、行政と地域の市民をつなぐ様々な組織がある。行政は、このような組織と連携、協働して、現在では許されないセクシャルハラスメントの事例、人権侵害になり、犯罪になる行為を解説する講座を、地方自治体の必須の事業として行なうべきである。
				最近、高齢女性への性暴力事件が、メディアのニュースでも度々報道されている。これは、昔からあったが、見えないものとされてきたことも、地方に住んでいて痛感する。 被害者となった女性たちは、今でも泣き寝入りで耐えていることが多い。 70代以上の男性のジェンダー平等意識と女性への人権意識を改めることは非常に困難であると思うが、中高年男性の性暴力について意識改革は、男女共同参画が日本社会の最重要課題であるので、日本を住みやすくするために、急務の対策の1つである。 このような意識改革の研修により、表現がきつくなるが、少しでも性犯罪予備軍の中高年男性を減らすことが、日本社会が住みやすくなるにつながる。

486	女	40代	-	性加害について、加害者（ほぼ男性）が加害をしないようにするという認識が薄すぎると思う。被害者（ほぼ女性）に対し、被害者にならないようにと注意喚起するよりも、加害をしないようにという方が先ではないか。 そもそも性加害が性欲ではなく、支配欲や権力欲によるものであるという周知もされてなさすぎる。女性は、自衛したら過剰反応、被害にあえば自衛していないからだと責められる。 勇気を出して警察に行ったら二次被害にあい、力を振り絞って裁判をしても軽すぎる判決。娘に対する強姦も「娘との性交」と表現されてしまう。こうした問題も、警察も裁判官もマスコミも男性によって支配されているからではないか。 男性ばかりが権力を握ってきたことで、人類の半分を占める女性があらゆる場面でつらい立場に置かれている。この現状を改善してほしい。 ８ 売買春への対策の推進 についても、経済的に弱者にされてしまう女性がやむを得ず売春することが問題なのではなく、こうした状況に乗じて買う方を罰するべきである。にもかかわらず、売春する女性を逮捕したり、それを大々的に報道やSNSで晒すなどすることを禁止すべき。
487	男	30代	64	ページ64からページ66まで 「女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、」、「女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続けることにもなり」 という記述が基本認識として位置づけられていますが、被害者の側面を女性に偏重しすぎている点で、性差別的ではないでしょうか。 こうした表現を加えることで、支援や援助の資源を女性に一方的に集中させることを正当化しようとしているように見受けられ、これは大きな問題だと考えます。 たとえば、デートDVに絞った場合、男性の被害者が女性以上という調査結果もあります。 すべての形態の暴力を許容しない立場であれば、特に女性側の被害を強調するような文言を挿入する必要はないはずです。 「プロダクティブヘルス／ライツに関連する女性の健康支援、貧困等の生活上 の困難や複合的に困難な状況に置かれる女性への支援等」 「女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。」 これらの記述は、多様な被害者の存在を認識しているにもかかわらず、支援や施策を女性に優先的・限定的に向けている点で、差別的です。支援の対象を性別で分けないでください。 全体を通じても、女性が加害者で男性が被害者となるケースを一切想定していない印象を受けます。このような根本的な視点や認識を、改めるべきです。

488	女	40代	74	人身取引対策の推進 課題：人身取引の多様な形態への理解不足 理由： 性搾取に限らず、労働搾取や移民労働者の被害があることを周知しなければ認識が偏る。 特にジェンダー指数が低い日本において、女性の性的搾取が蔓延っている現状は度し難い。女性には支援が必須、かつ性的搾取を促すようなメディアへの強い規制が必要。 課題：多言語相談窓口の周知不足 理由： 外国人被害者が利用しやすい環境がなければ発見が遅れる。 行政が被害者にアクセスし介入していかなければ、見逃されてしまう。
489	男	60代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行う」とある。しかし、売春をしている人は、さまざまな職業の賃金、労働時間、その他労働条件を比較検討した結果、売春していることがほとんどである。したがって、単に「福祉などの支援につなぐ」程度ではさほどの効果はなく、さまざまな職業の労働条件や福祉の制度自体が根本的には変わらないかぎり、法律や刑罰によって売買春をなくそうとしても、隠れた形で売春を続けることが多いため、むしろ売春している人の状況が劣悪なものになるだけである。これは、他の多くの国々の研究からも明らかである。
490	その他	20代	75	売買春は根絶されるべきものであるという認識に立っているのは問題だ。セックスワーカー当事者の声をきちんと聞いてほしい。処罰を厳しくし、表面的には根絶されたように思われたとしても、実際には売買春を行う人は存在し続け、さらなるスティグマ化と暴力に遭う危険が高まるだけではないか。また、売買春の被害者となるのは女性だけだという認識も誤りだ。男性や男女に当てはまらないセクシュアルマイノリティの被害は取りこぼされるのではないか。
491	女	50代	P68	痴漢は犯罪です しかし、性同一性障害特例法により、女子トイレ・女子更衣室・女湯・女子病室に侵入して痴漢をした生物学的男性を逮捕できません 合法的に女子トイレ・女子更衣室・女湯に入り、合法的に女子病室に入院するために性別適合手術を受けて、戸籍の性別記載を女性に変更した生物学的男性もいることがSNSで可視化されました 特に60代以上で独身の寂しい男性に多いです 彼らは加齢による機能の衰えで性交ができなくなった男性器をぶら下げていても役に立たない、性別適合手術を受ければ合法的に女性スペースに入れて女性の裸体を窃視できる、痴漢しても逮捕されないと考えているのです 針間克己医師によると性同一性障害は基本的に自称なので、専門医師でも本者となりすましを鑑別できません 痴漢目的の生物学的男性による性同一性障害特例法の悪用を防ぐため、女子トイレ・女湯・女子更衣室・女子病室への入院・公費による産婦人科検診・公費による乳癌検診・女子刑務所は生物学的女性のみが利用できる、性別適合手術を受けて戸籍性別を女性に変更した生物学的男性は利用できないと明記された法律を制定して下さい。 生物学的性別は泌尿器科または婦人科で超音波検査をすれば、その場で判明します 性別適合手術を受けた男性にも前立腺はありますが、子宮・卵巣はありません 前立腺のある人は生物学的男性です 子宮・卵巣のある人は生物学的女性です あるいは、整形外科で骨盤の写真を撮れば、その場で男女が判別できます 現代の医療技術により、生物学的性別はその場で簡単に判明します 合法的な痴漢を目的とした生物学的男性による性同一性障害特例法の悪用を防ぐために、女性スペースは生物学的女性のみが利用できる法律を制定して下さい

492	女	70代	66	(9)　被害者と直接接することになる警察、検察、矯正・・・等、の研修の必要性について。現在でも、相談者への二次加害が多く見受けられる。警察の場合、各種相談機関においても、組織の差、また個人の差が大きすぎる実情がある。その背景には;研修不足、ジェンダーバイアスとともに、人手不足がある。十分な人員の確保がなければ、丁寧な対応はのぞめない。 (10)医師、看護師、における研修が重要だが、現状、医療機関からのDV相談は少ない。また、法曹関係も裁判官、調停員、家裁調査官の個人差が大きく、個人今後の共同親権の実施や、面会交流調停等の際に、ケースによって対応に大きな差が出ている。これも適切な人員の配置と研修の充実の両方が必要であり、素案にあるように、「これらの職の養成課程にあるものに対する教育等の充実を図る」とあることは重要で、養成課程での必須科目として明確に位置付けていただきたい。教職課程でもDVや虐待の知識は乏しく、早期発見、早期介入の役割が果たせない。ここにも人員の余裕のなさで、見逃されていることが多いと感じている。
493	女	40代	12	性を売買することはおかしいと思います。性欲を満たすために、金銭によって他人の身体を好き勝手に扱うことができる社会は間違っていると思います。人身売買がまかり通っている社会を変えるべきだと考えます。
494	女	20代	76	私は昔風俗をしていたが、お金の為や性的嗜好に基づいて自発的に風俗で働く人も多くいるため、売買春に対して被害者自意識を持つ当事者は少ないと考える。 そういった人がいることを踏まえた上で、本人の望まない形で売買春をさせられている人をケアして欲しい
495	女	30代	-	「売買春への対策の推進」について。 ドキュメンタリー映画「すべて売女よりまし」の中で指摘されているような他国の先行例を見て、売春をスティグマ化されることでDVや性被害者が本来受けられるべき支援や保護の対象から外れされてしまうような事態を懸念しています。 　そして労働者の権利を守る観点でも、"Sexwork is work"等のスローガンの拡がりを無視せず、セックスワーク当事者への丁寧なヒアリングは不可欠と考えます。
496	女	50代	70	配偶者の暴力に対しての保護を被害者が毎年申請を要する負担についての配慮がほしいです。住居を移し、多くの場合子どもも連れて逃げる家庭内の暴力の被害者は物理的にも経済的にも加害者より負担が大きいのだから、一度申請して認められたら被害者が解除するまで住所秘匿などを継続して欲しい。でなければせめて最短3年単位の申請で済むようにしてほしい。
497	女	20代	64	素案に掲げられている「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」について、素案には、(1)ワンストップ支援センターの拠点の確保および公共病院等の拠点化の責任主体と予算の明確化、(2)医師確保やスタッフ体制の維持を支える公的支援策、(3)24時間対応体制など被害直後の支援強化、(4)被害者属性（子ども、障害のある人、外国人、性的少数者等）に応じた柔軟な支援の明文化、(5)活動実績の公開と評価指標の設定――などが盛り込まれるべきだと思います。このような具体的措置は、素案の理念を実効ある政策に結び付けるために不可欠です。

498	女	20代	75	私は以前性風俗店で働いていた経験があります。その上でのご意見となりますので、お目通しいただけますと幸いです。 まず「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」について、 人権を守る=売春を禁止することではないと思います。 売春やセックスワーカーも他の職種と変わらず、普通に労働者として扱うという視点が大事だと思います。その上で、医療従事者に感染症リスクがあるように、セックスワークにも、性感染症や性暴力等の特有のリスクはあります。 だからこそ禁止するよりも、どう安全に働ける環境をつくるか」が重要で、医療へのアクセス（検査・治療を受けやすくすることなど）や法的支援や相談窓口、暴力や差別から守る仕組みなどの対策を整えていくことが、人権の尊重にも繋がると思います。 次に「（２）具体的な取組」の⑴の「『売買春の被害に遭うおそれのある女性』の支援」について。 売春を行う女性やセックスワーカー＝お金がなくて困っている。可哀想、という見られ方が私も差別的に感じます。中には、その稼ぎ方しか無く心身ともに傷をおいながらやっている子もいるとは思いますが、決してそのような理由に限りません。そのお金の稼ぎ方の方が合っている方も中に入るのは事実だと思います。時間や場所に縛られず、自分の価値を自分で交渉して、合わない人は断る。それなりに需要と供給が成り立っているとも思えます。なので言い方を変えたら、その子たちの仕事を奪うとも言えるので、その辺も考えた上で進めるべきかと思います。
499	男	50代	12	売防法の改正を早急に進めて頂きたいです。特に単純買春においての売春者の処罰はやめ買春者の処罰を行うようにして頂きたいです。国外犯も同様。管理売春の規定に関してはそのままでもよいです。買春防止に主眼を置くべき。
500	女	50代	69	娘が6年前に私立高校の教員による性的言動により、志望校を受験できず、進学した大学もPTSDにより休学、退学を余儀なくされました。被害から6年たっても、フラッシュバッグ、希死念慮、不眠、視線恐怖、パニックの波が幾度となく表れます。ある日突然、信頼していた教師から「今まで見たことのない目つきで」自分が性的な対象として見られてから、娘は人生を大きく変えられてしまいました。本来ならできていたことができなくなる苦しさ、悲しさ、辛さ。同じような被害を受けた保護者の方と話す機会があり、性暴力被害がいかに尊厳を傷つけ、その後の人生に多大な影響を与えるのか、深く深く考えています。 娘の事案に対し、第三者委員会等は設置せず、校内で振り返り再発防止を行うと言ってきた学校は、数年後別件で教師による性暴力被害が発生しました。ガバナンスの欠如、生徒の安全への軽視であると考えます。 刑事裁判や民事裁判に対しても、被害から1年半で法改正により成人になったため、本人が訴えを起こさねばならず、 途中で準備できない状態になり時効を迎えてしまいました。 令和になり、性暴力被害に関する法律や活動が推進され、進んできた部分も増えてきましたが、さらに大人が本気で取り組み続ける事柄であり、例外なき対応を切に願います。 次に上げる４点を意見として申し上げます。 1 国公私立学校を対象とした、教員等による性暴力被害（軽微なものを含む）の継続的な調査 2 国公私立学校を管轄する行政機関の指導権限の強化 3 被害児童生徒の心のケアの充実に向けた、教職員等への研修の徹底（教職員の加害に関する研修のみに偏らない） 4 未成年における性暴力被害に関する時効の撤廃 すべてのこどもたちの尊厳が守られる社会になることを願っています。

501	団体として提出	団体として提出	52	５ 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 （１） 施策の基本的方向 ～子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。 について 具体的に (1)こどもが「被害」を「被害と認識する」ためにも、低年齢期からの包括的性教育を行うことが欠かせない。実施するために、低年齢期の学童と触れ合う職員への包括的性教育実習を行う。 現在保育園や幼稚園、特別支援学校等の職員向けに性教育を行っているが、職員から多くの相談が寄せられています。 保護者から、または児童同士の性暴力があった場合の性虐待のボーダーラインなどを学ぶ機会もないまま、現場は様々な事例に悩んでいます。 こどもに正しい知識を伝え、適切に保護するために、まずは児童にかかわる職員が学ぶ機会を持たなければこどもを守りようがありません。
502	女	30代	75	８（1）について「人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」という表現・方針を見直し改めるべきである。全ての売春を人間の尊厳を傷つけるものとみなすリスクが大きいためだ。 ・犯罪化することで暴力被害が悪化する恐れがある。 ・犯罪化することで売買春の不可視化が進み売買春を辞めたい当事者がより相談しづらい環境が掲載されるリスクがある。 ・セックスワーカーの職業差別につながる恐れがある。
503	女	40代	75	日本では2006年頃から風俗嬢が風営法違反幇助罪で逮捕されるようになってきました。その件数は警察庁は統計を取っておらず、今でも時々幇助罪での逮捕があります。女性は〝保護更生〟の対象という売防法の理念さえ守られてないこんな状況で買春処罰化したら、買春者の逮捕だけで終わるとは到底思えません。 したがって、買う側を処罰するには、売る側に対しも犯罪視することや、買春の幇助と看做すことが必然になりますので、買う側だけを処罰し売る側は何もデメリットがないようにするということは、物理的にも捜査の証拠確保上、有り得ないはずですので、ちゃんと国連等の調査結果を踏まえて下さい。 そもそも性サービスを売る側の人たちが、国を挙げての不買運動(＝買春処罰化)を求めているのでしょうか。 悪い客がちゃんと捕まってほしいというのは、働く人々の願いと思いますが、その働く人にとっての良客や悪いことをしない客まで全部警察に逮捕してほしいという意見は当事者から聞いたことがありません。 性サービス労働をする人は全て買春客の犠牲者(被害者)という見方も、性労働する人々に対する差別と偏見を助長する見方であるだけでなく、憲法で定められた個人の尊厳に背く考え方だと思います。 買春客についても、性サービス労働する人についても、人を属性によって一概に反道徳的、反倫理的であるかのように判断するのはいかがなものかと思います。法律は、あくまで人権ベースで考えるべきです。 性サービス労働に従事する個々人がどうしたいと思っているのか、何に困っているのか、個々のニーズを尊重しそれぞれに合ったサポートを考え、集団として見るのではなく、個人として見るべきです。 この問題は、警察に解決を求める種類のものではなく、社会政策的、労働政策的な議論であるべきです。

504	女	50代	71	令和６年の改正、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。 　共同親権の導入に向けた、DV被害者支援は歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きており、訴訟が起きています。「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しており、周知だけでは不十分です。行政の関係機関が紛争に巻き込まれないために民間支援団体や弁護士など、被害当事者を守るための横断的な相談機能が必要だと思われます。 まずは、家族法改正でDVや虐待被害者が逃げ遅れ、悲惨な結末にならないよう、関係所管への周知徹底、管理職と現場相談員への改めての確認をお願いしたい。
505	女	40代	75	性売買をもっときちんと取り締まり、ソープやデリバリーヘルスのような単なる言い逃れで運営されている性売買をなくし、キャバクラのような性的な接待を含む業態を禁止すべきです。これらの売買はジェンダーに基づく暴力以外の何物でもありません。多くの女性は望まずにこの業界に入り、身体や精神に対する重篤な暴力をないものとして扱われ、その補償もありません。こうした環境に置かれる女性は暴力を振るって良いものと思われており、殺害の憂き目にすらしばしば遭うにも関わらず、それに対する罰は余りにも軽微です。 性売買は女性にのみ強いられる人身売買だからこその扱いで、これを容認しているのは異常です。 よく男性は自ら進んで体を売る者もいると嘯きますが、未熟な少女が機能不全家庭から逃れようとして日銭を稼ぐかのような追い詰められた状況を看過して、わざとこのような境遇に追いやっている社会の不作為をさらに悪用した物言いに過ぎないでしょう。生活保護を求める女性に風俗を勧める自治体職員すらいると聞き及びますが、こうした奴隷労働を斡旋する、しかも女性にのみそのような誘導が行われることは、低い賃金、社会的地位、意図的な行政の不作為、性的な搾取、単純で苛烈な暴力と続く何重もの女性への差別です。 同様のことはアダルトビデオにおいても言えます。完全に騙されて撮影に及んだ女性、スナッフフィルムそのものの撮影を強いられる女性が後を絶たないのに未だに容認されているのは、女性の社会的地位が低いため以外に理由はないでしょう。 女性の置かれた社会的地位に基づくという意味で確かにジェンダーに基づく暴力であり、女性の身体ゆえに受けざるをえない「性別」に基づく差別であるからには、これを放置しているのは基本的人権と憲法に反することであり、文明国家の恥と認識されるべきです。

506	女	50代	68	電車内の痴漢性犯罪の防止対策について 女性専用車は性加害暴力から女性を守るための女性保護を目的とした鉄道会社の対応策ですが、実際は不届きな男性が乗り込んできても降ろしてくれず、又終日でははないため他の時間帯では女性保護空間ではなくなり、これでは女性保護になっておらず形骸化してます。 男性は一切乗れない事にできる法整備が早急に必要です。その為に鉄道会社の積極的な意識・意思は必須なので業界への働きかけと、立法への提言を男女共同参画局から上げてください。 それと痴漢被害に遭った時に最寄り警察まで行かずとも済むように、被害者が即駆け込める近さとして各駅構内に専門の相談窓口を置く事が必要です。鉄道構内での性犯罪被害者の負担をいかに軽くするか、この視点が鉄道業界・鉄道会社にないため犯罪現場で被害者は一人で性犯罪者に向かう事になり、現状被害申告を諦める事にも繋がっています。 女性専用車は一時的な対応策であり、鉄道における根本的解決策は痴漢性犯罪者の出禁です。 アルコール依存の治療で酒等に一切近づかないようにするのと同じで、性加害者が電車内・駅構内で加害したい対象に近づく事を阻止しなければ鉄道内での性犯罪を防ぐ事はできません。 性加害者の電車に乗る自由よりも、被害対象の女性達が安全安心に電車に乗れる人権を当たり前に優先する、心身生命の安全の方が重い事を示す具体的な対応策が性加害者の出禁です。 これも法整備が必要であれば立法への提言を、鉄道業界・内閣府・立法府へ男女共同参画局から上げてください。 そしてこれは第6分野の全体にですが、性犯罪は被害者の生命を一生に渡って脅かす凶悪犯罪なのに、現状は罰則が軽すぎます。重罪であることが刑罰から即分かるものとして厳罰化が必要です。これも内閣府・立法府へ上げてください。 宜しくお願い致します。
507	女	50代	-	私が最初に性被害を受けたのは3歳の時になります。 もちろんその頃にはそれが性被害とはわかりませんでしたが、その出来事が本当に怖い出来事だったことに気づくには10年以上かかりました。 その間にも、何度か痴漢に遭い、その中には暴力を伴うものもありました。 警察にも連絡が行ったかと思いますが、そのどれも加害者は捕まっていません。 20の時に、公共交通機関であった痴漢行為については警察に犯人も捕まりました。それでも、「加害者には家族がいる」「訴えると同じことをまた説明して苦しいよ」「逆恨みされるよ」と警察から言われ、被害届は出しませんでした。 今は状況はずっとよくなっているとは思いますが、それでも時々、被害に遭った人から同様のことを聞くことがあります。 こういう社会で、子どもたちが被害に遭った時に、被害そのものを大人に伝えることも、犯人を捕まえることも困難だと私は思っています。 教師の事件が表によく出ますが、実際には子どもたちはもっと広範囲で被害に遭い、犯人は正体もわからず加害をしたまま、常に逃げおうせているのではないかと思うのです。 『子ども性暴力防止法』にも 大人へのアプローチが記されていますが、まだどこかで被害に遭った子どもたちに責任を負わせている印象があります。 どんな小さな性暴力や性犯罪でも、 子どもたちが子どものまま、大人の犯罪者の加害を罪に問うのは、本当に困難です。 子どもたちが安心をして被害を相談できる場所、 そして、その子どもたちの声を信じて、加害した大人へのアプローチをしてほしい。 子どもへの性犯罪、性暴力を根絶するためには、 子どもたちへのアプローチでは足りないと感じています。 今の社会を作っている大人たちが性暴力を振い、その性暴力を罪に問わない仕組みを作ってきたのも大人たちだからです。 子どもたちへの加害の厳罰化も含め、大人にも強くアプローチして欲しいです。

				私に暴力を振るった犯人も、電車で下着にまで手を入れてきた犯人も、高速バスで胸を触ってきた犯人も、3歳の私に女性の裸の写真を見せてきた犯人も誰も捕まっていません。 性犯罪は再犯が多いと言われています。 その後も犯人は社会に守られながら加害を続けてきたと感じています。 そういう苦しみを今と未来の子どもたちにさせたくありません。 厳罰化も含め取り組んで欲しいです。
508	その他	40代	-	性産業に従事する者をすべて「救済対象」と見做し、辞める意思のない者は捨てるというのは、なんか最初のほうに書いてあった「すべての女性が自分の望む職業につけるようにする」でしたっけ？その言い草と矛盾しています。不当な職業だと言うなら赤の他人にコーヒーを出したりレジを打つ仕事も全部不当であり、すべての人は無職で国から金を剥ぎ取るべきだ。
509	女	20代	66	１－(9)「被害者と直接接することとなる警察、検察、矯正、更生保護官署、地方出入国在留管理局、犯罪被害者等早期援助団体、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、こども家庭センター等の関係機関の職員及び女性相談支援員等の関係職員等について、専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう、研修機会の充実に努める等、支援に携わる人材の育成を図る。」部分について、 例示に裁判官を含めてほしい。刑法改正がなされた後も、裁判官が「性的同意」について理解しておらず、改正法と照らして不当な判決が出されている。令和5年の刑法改正によって、処罰範囲が明確化されたので、改正法に実行力を持たせるためにも裁判官への研修、周知を改めて行ってほしい。 あるいは、「令和５（2023）年の刑法（明治 40 年法律第 45 号）改正をはじめ、５次計画の期間中、関連する法制度には大きな進展があった。今後は、その実効性が問われていく。関係法令の改正内容を含めた周知、関係者・支援者等への教育・研修の徹底、加害者への厳正な対処、幼児期から大人に至るまでの各年代での教育啓発等を通じて、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成を図る必要がある。」の教育・研修の徹底を具体的施策として、しっかり裁判官に対して行ってほしい。
510	女	50代	69	子ども同士で起こった性暴力について、即時に警察へ通報することは慎重に行なってください。被害者と加害者が明確でない場合もあり、早すぎる警察の関与は双方に大きな傷になります。被害側の子どもにはもちろん、加害側の子どもにも十分な寄り添いと心のケアが必要です。警察へ届ける前に十分な相談と心のケアができる体制づくりをしてください。
511	男	20代	76	ディープフェイクに関して、既存の法令で対処する文言の記載がありますが、新たな立法を検討する文言は見当たりません。既存の法律だけでは、性的ディープフェイクによる被害を網羅的に救済することは困難だと思います。実際に鳥取県では、自治体レベルで行政罰を設ける条例が制定されています。国レベルでの性的ディープフェイクへの対応を見据えた法整備の検討を明記するよう求めます。

512	答えたくない	50代	75	・「（１）施策の基本的方向」において、「人間の尊厳を傷つける売買春」という表現があります。このような表現は性産業に対する偏見と差別に繋がり、性サービス従事者が暴力に遭いやすい状況をつくってしまいます。国の制作によって特定の職業に対する差別を引き起こすことがあってはなりません。 ・「（２）具体的な取組」の１つ目、「『売買春の被害に遭うおそれのある女性』の支援」において、支援対象が早期発見によって売春をやめた女性だけになっています。まず、売春をするのは女性とは限らないため、あらゆるジェンダーを支援対象にするべきです。また、人権の視点から、社会保障が不十分なことが理由で売春をやめずに継続している人も支援対象にすべきです。 ・「（２）具体的な取組」の3つ目、「売春の相手方の行為」における、「児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処する」は買春者を処罰するための改正等を意味すると解釈しました。パリ政治学院のエレン・ルバイ氏の調査結果では、買春処罰法が導入されたフランスでは、セックスワーカーに対する暴力の被害が増加し、生活が悪化していると報告されているため、日本で導入しても「女性を保護する目的」は果たせない可能性が大きいはずです。 ・障害者権利条約は「私達のことを私達抜きに決めないで」というスローガンによって、障害者の声が反映され、障害者差別解消法につながっています。政策において当事者の声を聞くことは民主主義において当然のことであり、「売買春への対策の推進」においても、性サービスに関わっている当事者への聞き取り調査を実施することを基本計画策定内で明文化してください。
513	女	20代	67	性犯罪・性暴力への対策において、「性加害者が育たない社会にする対策」をぜひ追加していただきたいです。 痴漢はすでに英語表記の国際語Chikanとして「日本特有の犯罪」として知られています。私も高校生になり電車に乗り始めてから何度も経験し、同年代の女性の友人たちもかなりが経験しています。 その対策として「性被害者にならない」対策と同時に、「性加害者にならない」教育も行って欲しいです。 具体的には、 ❶痴漢加害者0キャンペーンを行う。（痴漢が多発するドア付近の天井に鏡を設置する／「痴漢を見たら第三者が必ず止めてください」という啓蒙ポスターを掲示する、など） ❷学校が始まる時のオリエンテーションで、「痴漢を見つけたらどうする？」ワークショップを行う。ポイントは「痴漢にあったら…」ではなく、第三者として「痴漢を見つけたら？」と考えておくと冷静に対処手段を考えられると思います。 痴漢にあう可能性が低い男子生徒も一緒に考え、行動するアライになると思います。 ❸痴漢はポルノジャンルの一つになっているそうです。これを禁止するか、必ず「実際に痴漢することは違法です」というテロップを義務付ける。

514	女	20代	67	性暴力被害の実態調査について、相談をためらう理由のみならず、警察や検察の対応内容について調査をしてほしい。 P67具体的取組の(1)の調査について、「被害申告の困難さ等」だけでなく、「警察、検察等の被害相談への対応実態」も含めてほしい。ワンストップセンターには調査をしていると思いますが、警察で適切に被害申告の対応ができているのか調査が必要です。 多くの被害当事者は、不同意性交被害も、痴漢被害も、警察に被害申告をしています。しかし、警察で門前払いをされて、相談記録さえ残されず、支援に繋がれていない実態があります。そうした被害申告をしているのにも関わらず、警察の被害認知件数に含まれていない被害が多くあります。そういった被害がどの程度あるのか、警察が適切に対応をできているかを検証するのも国の責任です。どうか当事者への実態調査だけでなく、支援者側、警察への「被害対応実態調査」をして、支援者側の改善点を取りまとめてください。
515	答えたくない	20代	75	「（１）施策の基本的方向」の「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」という記述について、売買春を「人間の尊厳を傷つける」ものとして一般化し、他の職業とは一線を画してその従事者にスティグマを与えかねない表現であり、施策の基本的方向の根幹をなす認識としては不適切だと思います。 現に売買春に職業として従事し生活している人々がいるということを前提に、当事者らを取り巻く労働環境自体を人間を尊厳が尊重されるものになるよう、売春を特殊な職業とせず、社会に多数する存在する職業のひとつとしてフラットに取り扱うことが必要だと考えます。 また、売買春の根絶に向けこれを犯罪化した国においては、売春従事者のリスクがむしろ高まっているという状況もあります。こういったことにならないためにも、職業そのものの根絶をめざすのではなく、その従事者の尊厳を守るために、暴力自体に的を絞って対策をしていってほしいです。
516	女	30代	65	（1）施策の基本的方向において、「同意のない性的な行為は性暴力である」と明記されていることは大変画期的だと感じました。また、「リプロダクティブヘルス／ライツ」と（2）具体的な取組では「性的同意」まで盛り込まれていることは大きな前進だと感じます。このまま明記することを強く要望します。 ただし、2における「「性的同意」をについて啓発に取り組む。」との記載については、包括的性教育について記載し、学校教育におけるカリキュラムを追加することで性的同意についての啓発を進めることを要望します。 8人手不足と体制の不十分さを鑑みて女性支援を行う相談支援センターと自立支援施設の機能強化について全面的に賛同します。これに加えた要望として、女性支援を行う団体について、その審査基準を厳格化することを求めます。昨今、女性支援を謳いながら、違法薬物を勧めて性加害を行う事例が見受けられました。そのため、支援団体については支援者を女性に限ること、違法薬物の流通ルートや性犯罪履歴の有無を審査基準に盛り込むなどで、支援団体の審査を厳正に行うことを強く求めます。
517	女	30代	-	セックスワーカー当事者、長く活動を続けている支援者の方々への聞き取りを行ってください。
518	女	50代	67	女性が受ける性被害に対し、加害者の男への刑罰が軽すぎる。加害者が犯行を認めている場合さえ、不起訴になったり、短期間で釈放され、また類似の犯罪を犯し、新たな被害者が生まれる日本の社会は異常だと思う。加害者だけでなく一般の男性も、女性に対する性犯罪を軽く見ているから、そのような世の中が続いているのだと思う。司法や行政がその状態を正して変わり、一般の男性の意識も変えていかないといけない。

519	女	50代	75	売買春への対策の推進について、性を売買することが暴力であるという教育を子どもにも大人にも行なってください。「職業としての性産業」が容認されているのは「男性の性欲は満たされるべきもの」「男性の性衝動は仕方ない」という男性に甘いバイアスのせいであり、それを生み出しているのは男性優位社会です。商売でも性を売っても買ってもいけないのだという社会規範を浸透させる教育が必要です。 また、「売春した相手方」とあるように、買春した（主に）男性が処罰される法改正を強く進めてください。
520	女	20代	-	インターネット上の女性嫌悪(ミソジニー)、ホモフォビア等のヘイトスピーチ、それに起因したフェミサイドや女性への実際の攻撃、被害者支援への攻撃が存在することに文章で触れてほしい。取り組みが難しかったとしても、基本的認識や方向として、「ミソジニー」「フェミサイド」「トランスフォビア」「ホモフォビア」といった文言を計画のなかに含めてほしい。 それらへの誤情報が原因となって、実際に死者もこの数年間で出ており、これからの5年間でも、こうした誤情報の拡散やそれによる深刻な事案の発生が予測されます。 取り組みが難しかったとしても、政府がきちんとこうした事案を認識し、問題と感じていることを示すために、記載してください。政府は後手ではなく、今後５年間で起こりうる起こり始めている問題を認識して示してください。 また、これらの分野の専門家とのチャネルを政府内で作ってください。 英国ではジェンダーに関する誤情報の問題について民間調査団体と連携した施策を取っています。
521	女	50代	72	ストーカー対策とのことですが、国土交通省はオートロックを宅配業者に解除させるなどと申しており本末転倒、言語道断です。撤回すべきです
522	男	30代	-	子供を対象とした性犯罪の厳罰化を盛り込んでほしい。
523	団体として提出	団体として提出	69	69ページ 囲み内 ２つめの〇 「未然防止や早期発見のためのしくみづくりや整備等を図る」ことは重要なことだと思います。同時に、性暴力・性犯罪の根絶にむけ、子ども自身が学ぶ総合的な教育をすすめる必要性があることから、ユネスコをはじめとする国際機関が提唱している「国際セクシャリティ教育ガイダンス」の示す指針をもとにした「包括的性教育」をすすめる必要性について明記するべきであると考えます。
524	その他	30代	66	（2）具体的な取り組み 9および10　被害者支援にあたる相談員や専門職に対し、性的マイノリティの性暴力被害、具体的には、トランスジェンダーの性暴力被害者や同性間DVについての専門的知識が得られるよう、研修をおこなってください。
525	男	30代	65	SOGI配慮が明記されておらず、相談現場でデッドネーミング・ミスジェンダリングやアウティングが生じ得ます。本人希望名・代名詞の記録、戸籍名の分離管理、アウティング禁止と違反時のエスカレーション、SOGI基礎・トラウマインフォームド等の研修、性別欄の未記載許容／選択肢拡張を明記してください。
526	その他	60代	101	女性に対して家庭内や地域、学校、職場等での暴力、DVや性被害、ストカー事件や犯罪行為が多発し、若い女性から子供、大人、高齢者まで、死傷者や被害者も増えているので、もっと加害者に対して厳罰化し、取り締まってほしい。

527	女	70代	65	「日本国憲法」にある、個人の尊厳と法の下の平等を実現するためには、誰もが安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠です。 明治時代の制定以来110年間変わっていなかった日本の刑法性犯罪規定は、2017年、2023年改正され、(1)　不同意性交等罪の創設（暴行脅迫要件見直し）(2)　性的同意年齢の引き上げ：13歳未満 から16歳未満(4)　地位関係性を利用した性行為の処罰規定の創設などが盛り込まれましたが、控訴訴時効の見直しなど、まだまだ今後の改定を待つことが多く残っており、今後の改定に向けての調査・働きかけが必要となっています。 犯罪・性暴力、暴力被害等さまざまな被害者への支援は、ひとりひとり異なる背景やPTSDを持つことを理解し、トラウマインフォームドケアやジェンダーの視点での、被害者をエンパワーするための支援が必要です。 そのためには、相談者に直接接する支援者自身が、安全で安心な環境の中で働き続け、専門性が守られるよう、劣悪な期限付き雇用などの労働条件を変更する必要があります。全国各地でそのような際の支援に携わる市区町村の女性相談支援員のほとんどが会計年度任用職員としていることの問題は大きく、このような雇用方式を廃止しなければなりません。 また、全国各地に欠くことのできない性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは根拠法がないため、地域格差が大きく、安定した支援体制を整えていくことを困難にしています。その改善には性暴力被害者支援法の制定と国からの財政的支援が必要です。 2024年の法改正で離婚後の「共同親権」を選択できるようになりましたが、「共同親権」は強制ではなく、DVや虐待からの子どもを連れての別居は違法でないことを支援機関に周知して下さい。 ２０２５年１月にハンガリーで日本人女性が死亡し、その後、元夫が殺人の疑いで逮捕される事件がありました。日本大使館に対し、女性から元夫によるDVに関する相談が寄せられていたにも拘わらず、適切な対応ができていなかったからと思われます。海外でDVや性被害を含む犯罪等の被害にあった場合、在外公館により相談者や家族の生命が守られる対応をするためには、今後実態に合わない「ハーグ条約」の改定をめざすとともに、外務省・在外公館職員等へのDV研修が継続的になされる必要があります。
528	答えたくない	50代	64	現実に被害者が多数いることから、被害者に焦点を当てた取り組みが重要なことはもちろんですが、同時に、「加害者」に焦点を当てることも重要です。素案では、全体的に「加害」が見えにくくなってます。 具体的には、例えば、 「加害の厳罰化」「加害者にならないための教育・啓発」を強く打ち出すことができると思います。 １（１）「〇 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育」 ⇒被害者にならないための教育、というのは、問題の捉え方が間違っています。羅列することで網羅しようという意図だとは思いますが、教育の対象は加害者と傍観者であり、被害者は「被害」を受けた人に過ぎず、教育で防ぐ対象ではありません。被害者を教育で減らせるかのような表現によって、「被害者にも落ち度がある」という誤った認識が助長されることを懸念します。したがって、「暴力の加害者、傍観者とならないための教育」への訂正を提案します。

529	女	20代	65	「暴力の予防と根絶や被害者の支援については、社会経済における男女間の格差の解消や、リプロダクティブヘルス／ライツに関連する女性の健康支援、貧困等の生活上の困難や複合的に困難な状況に置かれる女性への支援等、防災・復興分野における男女共同参画の推進等、様々な分野に関連することにも留意しつつ施策を推進する。」と記載があるが、ジェンダー平等において重要な「リプロダクティブヘルス／ライツ」はまだ日本には浸透しきれておらず、ぜひ男女局として今後も重視していってほしい。 私は杉並区在住だが、杉並区では学校へ出張DV講座を行なっている。「リプロダクティブヘルス／ライツ」の観点からも、DV予防のためにこのような講座はぜひ今後も続けてほしいし、未実施の自治体があればぜひ普及させてほしい。 また、dv講座の中でもぜひ「リプロダクティブヘルス／ライツ」に触れ、学生たちにも自分を大切にすることを知った上で大人になってほしい。 一方で実施する学校の数が希望性のため杉並区では横ばいが続いているので、決定権を持っている校長先生たちへの啓発活動も積極的に行なって欲しい。
530	男	20代	66	（２）の7つめの項目で、統計等の整備を図るべき、「ジェンダーに基づく暴力の被害」として「性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント」が列挙されていますが、ここに「フェミサイド」を加えることを強く求めます。 「フェミサイド」とは、「性別を理由とした女性の殺害」「女性であるという理由で女性が殺害されること」を意味する語であり、国連総会の資料でも用いられています。日本でも、2021年8月に発生した小田急線刺傷事件が、女性であることを理由とした無差別事件であったことが明らかになっています。 フェミサイドは明らかに「ジェンダーに基づく暴力」の一形態であるとともに、その最も強い暴力の形です。ジェンダーに基づく暴力が日本社会に残存することを明確に示すためにも、子野言葉を用いて統計等の整備を図ることを強く求めます。
531	女	70代	66	１　「(4)学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。」 の 文中「性と健康に関する教育等を行う」を「性と健康に関する教育や学習を行う」に改めるとともに、 「学校教育においては「はどめ規定」をなくすとともに、必ず「プライベートゾーン」を教える。」を追加する。 理由 ・性に関しては学校で教える・教えられるだけでなく、様々な場所、機会を通じて学習することが大切である。 ・現在、はどめ規定がかえって当たり前の性教育を妨げている。プライベートゾーンについては就学前からでも理解できることであり、学校においては最初に取り上げられると良い。 2　「(8)性的な被害や配偶者等からの暴力等の被害者をはじめとする様々な困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。」 に、 「また、女性支援新法に基づき財政支援を行う。」を追加する。 理由 女性支援新法第22条(国の負担及び補助)は補助できる規定であるが、支援の方法として明記されていると補助対象者にとっては心強く、補助対象事業の促進につながると考える。

532	女	60代	65	（２）具体的な取組の２「性的同意」の啓発について 性犯罪・性暴力の根絶のために、「性的同意」が要になることに賛成する。刑法が改正され、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪と罪名が変更になったことを受け、NPO法人デートDV防止全国ネットワークでは、2024年教員と中高生に対して、「性的同意の認識」について調査（「調査報告書2025デートDVと予防教育の実態と意識～教員と中高生調査」）した。性的同意に関する10項目について、「非常にそう思う」から「全くそう思わない」までの5段階で尋ねた。中高生では、「デートしているとき、いきなり手をにぎってもかまわない」について、「非常にそう思う」が全体の22.5%、「ややそう思う」が29.6%と半数が同意を不要と考えていた。また、「つきあっていれば、手をにぎったりキスしたりするのは当然だ」については、4人に1人以上が同意を不要と考えていた。 教員では同意を不要とする回答割合が10%を超える項目はなかったが、「一度キスした相手には、キスの際に毎回相手に許可を取る必要はない」には7.9%が同意を不要と回答した。 この結果からも、子どもだけではなく大人に対しても「性的同意」を常に確認することの大切さを啓発していくことは急務であるが、そのために有効であると考えるのは、学校において出前授業として専門家が実施する「デートDV予防教育」である。性的同意を取り合うために前提となるのは、お互いにイヤだと言い合える対等な関係である。デートDV予防教育においては、人と人とが対等であることを伝え、性についての科学的な知識やDVの構造を専門家が伝えることができる。人と人とが対等であることを伝えるためには、学校での教員と生徒という対等性に欠ける関係が当然のことと考えられている関係性とは無縁の外部からの専門家が実施することで、対等な関係性を対等な関係で伝える授業が可能となる。暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育として、効果測定調査（NPO法人デートDV防止全国ネットワーク調査報告2022なぜデートDV予防教育が必要なのか）を実施し、効果を実証している。デートDV予防教育は交際を開始するより前、できるだけ早期から実施することが効果的であり専門家によるデートDV予防教育の全国展開の促進が必要である。
533	女	団体として提出	70	（１）施策の基本的方向として、「いわゆるデートDVについても、被害者等の安全確保のため、相談支援や一時保護に取り組むとともに、予防啓発を充実する」とあるが、配偶者への暴力を根絶していくためには、若年のうちからデートDV予防教育を実施することが何より必要であるため、「予防啓発を充実」という文言をより具体的に、「学校における予防教育の充実を図るべく、国と地方公共団体が積極的に取り組む」と記載することを提案する。 NPO法人デートDV防止全国ネットワークが実施した「デートDV予防教育実施状況調査」（2023年）では、コロナ禍の2021年4月から2022年3月までに、全国から回答した56団体が実施したデートDV予防教育は1156回、受講人数は136,988人だった。ここでは、都道府県別の受講人数を調べたが、長崎県では中学生の18%、高校生の25%が受講したのに対し、神奈川県では中学生の１%、高校生の1.5%に留まり、地域差が浮き彫りとなった。 全国どこにいても、すべてのこどもが予防教育を受講することができる体制を作るために、国の方針として明記が必要である。
534	男	60代	65	施策の基本的方向の３番目 「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに、「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。
535	女	20代	-	性売買をめぐる現状について、ノルディックモデルを導入し、買春者を処罰、女性たち(性別を問わず金銭によって性的に利用されている人たち)の生活を保障(衣食住の確保と経済的自立に向けての支援)していただきたいです。

536	女	40代	12	ひとつ目の意見に続けます。 性売買の存在を容認するということは、これほど大きなリスクを女性が一方的に背負わされるということです。そうまでして男が生身の女性を買い、射精欲を満たすことにどれほどの正当性があるでしょうか。なぜそれが当たり前とされているのでしょうか。 「金さえ出せば男は女を買って裸にしていい」という社会通念が残り続けることは、老若を問わないすべての女性（もちろん今日生まれたばかりの女児を含む）に対するリスクとなります。しかもこの通念は性売買の現場だけでひっそり運用されているわけではありません。道を歩いているだけで「キミ、いくら？」とたずねられたことがある女性は少なくないでしょう。セクハラや痴漢という性暴力を「減るもんじゃない」と軽んじられたことがある女性も多いでしょう。女児の姿態を盗撮した画像がネット上で“売買”され、キッズアイドルという名称で未成年女性に性的なポーズをさせて撮影することさえ当たり前となっています。介護施設にいる高齢女性をターゲットにした性暴力さえ起きています。 一見すると別々の問題に見えるかもしれませんが、これらはすべて「女は男のための性的な商品あるいは資源である」という社会通念に根ざしています。性売買はその通念をもっとも端的に、そして極端に体現しているのです。 性売買は女性差別のもっとも露骨な形であり、制度として女性を傷つけ続ける暴力そのものです。女性の尊厳と命を踏みにじるこの仕組みは、決して「選択」や「仕事」として許容されるべきではありません。性売買の廃絶こそが、すべての女性が安全に生きられる社会への第一歩です。
537	男	20代	45	性暴力やDV被害者の支援において、心理的ケアと法的支援の連携が弱い点が課題です。ワンストップで相談できる体制を地域単位で整備するとともに、支援員に対する継続的な専門研修を充実させることを要望します。また、二次被害防止のために警察・医療・教育機関間の情報共有体制を強化すべきです。
538	女	70代	69	3（2） こども・若物への性被害は一生涯のトラウマになり、しかも、本人の体調の不具合がどこから起因しているかが分かりにくく大変申告な問題です。 大人になってから、そのトラウマで苦しむことも多く、現在の刑法での除斥期間を過ぎてから、本人が被害を自覚することが多く、現在では裁判に訴えても敗訴になり、本人をより一層苦しめています。 性暴力に対する除斥期間はなくし殺人罪と同じ時効をなくすべきと考えます。
539	男	60代	-	女性差別撤廃条約委員会の「総括所見 2024」のフォローアップ４項目のうちの一つである12（a）「女性が結婚後も婚姻前の姓を保持できるよう、婚姻したカップルの姓の選択に関する法律を改正すること」に関して、「第6次男女共同参画基本計画案（以後６次案）」第10分野1-(2)-イ家族に関する法制の整備等に、世論調査でも圧倒的な支持を得ている「選択的夫婦別姓制度」の早期法制化の実現を目指すことを明記すること
540	男	60代	-	女性差別撤廃条約委員会の「総括所見 2024」のフォローアップ４項目のうちの一つである42（c）「人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃するよう法律を改正すること」に関して、「６次案」第６分野に、「人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃するよう」法律の早期改正を明記すること

541	男	50代	-	ジェンダー、LGBTを小学生のときから教育のなかに入れて、幼い心を惑わすのはやめてください。 また、トイレ、女湯等に体は男、心は女と言って入ってくる性犯罪が増えています。そして、米では裁判で女性が負けるケースもあるとか。ジェンダー思想は女性本来の権利を脅かしていませんか？ジェンダー、多様性という言葉に危機感すら感じます。
542	女	40代	66	性暴力被害者支援センターの現場は、非正規雇用、低賃金、慢性的な人手不足の状態です。専門性の高い知識と経験が必要な仕事なのに、現場任せでは担い手もできません。法律の整備、予算措置は急務です。
543	女	30代	71	「１３・・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。 家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を尽くしてください。 裁判所の調停の申し立て理由はDVの理由が大多数です。そして女性側の申し立てが圧倒的に多いです。DVの場合、加害者が被害者を追い出したり、こどもを連れて被害者とこどもを引き離す場合があります。そのまま継続性の原則で主たる監護者でなかった加害男性に監護権を指定するケースも見受けられます。一方で圧倒的に多いのがDV加害者から被害者がこどもを連れてにげる場合です。しかし裁判所はそこの見極めがまったくてきておらず、DVの支配の一連での子の奪取を認め加害者に監護権・親権を認め、安全な親とこどもを引き離すことに加担したり、被害者とこどもがDVから懸命に逃れても面会交流をすることが子の利益として強要したりする場合があり、その後の子の影響を全く考慮できておらず責任もとらない状況です。裁判所がDVを理解できておらず、もしくはDVと理解してもそれを容認している状態です。 〇モラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないため、司法関係者や相談機関における研修を徹底する計画を作ってください 〇離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する計画を作ってください 〇裁判所が過去にDVをした親に親権を獲得させた場合、その後安全な被害親に監護者変更ができるような仕組みの構築と周知をしてください。 〇DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法ではないことを支援機関にも周知する計画を作ってください
544	女	30代	66	「（２）具体的な取組」の8に関する意見です。 女性支援新法は「困難を抱える女性」を対象に包括的な支援を掲げていますが、性的被害やDVの被害は男性にも存在します。にもかかわらず、男性専用の相談窓口やシェルターは全国的に極めて少なく、十分な支援体制が整っていません。このギャップは「被害者＝女性」という固定観念に基づいた制度設計の結果であり、実質的に男性被害者を排除する仕組みとなっています。被害の深刻さは性別に関わらない以上、女性と同様の支援が男性にも提供されるべきです。法の対象を「困難を抱える人」と拡大し、支援施設や人員を男女平等に整備することこそが、真に人権を尊重した姿勢だと言えるでしょう。

545	女	30代	75	・売買春防止に関する政策を掲げるなら、「取締りの強化」だけでなく、売春防止法の罰則規定や補導・保護更生の制度が女性を責める構図を生んでいないかを検証し、「被害者・従事者を罰するのではなく支援する」制度設計へ転換することを明記すべきである。 ・「困難な問題を抱える女性支援法」が制定されていることを前提として、性的搾取・売買春被害者がこの法律の支援対象となること、およびその運用において被害者の意思を尊重しながら被害の深刻さに応じた医療・心理的ケア・住居支援等が確保されることを含めるべきである。 ・また、若年層や外国人など、制度・言語・文化的なハードルや恐怖から行政・支援機関にアクセスできない人々に対するアウトリーチ支援、通訳・相談支援・匿名性・安全保障等を含めた支援強化を盛り込むべきである。 ・さらに、項目８には女性支援法の言及が一切ないが、この法律における性的搾取に対する支援（被害者の保護、相談窓口、医療・心理ケア等）と売買春対策を明確に連動させることを記載すべきである。
546	女	50代	71	「(13)・・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。 家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を尽くしてください。
547	女	20代	68	「性犯罪の被害者が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める」という取り組みは性犯罪の撲滅のために大変重要なことだと思います。 であるがゆえに「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」という文言が、性犯罪の被害者に対して二次加害的な偏見を生みかねないと感じました。被害者の実態に寄り添った文章になるよう改善を求めます。
548	男	20代	-	『女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや 根深い偏見等が存在しており』 といった表現がありますが、まるで男性に対して行われる暴力の背景には偏見が存在していなかったり、あるいは男性に対する暴力を軽視しているようにも見えます。 上記事実があるとして、ことさら女性を強調することに正当性を感じません。 また、家庭内暴力などに関しては男性の家庭内暴力被害者が増加してきている状況を鑑みて、男性が声を挙げることができなかった状況に対してそうした観点からの対策の推進が急務であると考えます。

549	団体として提出	団体として提出	72	2025年4月に当時20歳の女性が元交際相手から殺害され遺体で見つかった川崎ストーカー事件において、警察の対応が不十分であったという報道が行われている。 確かに、現状の法律ではデートDV（非同棲交際相手への暴力）についての法的な保護がないため、ストーカー事案となるが、これは典型的なデートDVの事件である。 デートDVでは、暴力とやさしい時期をくり返しながらエスカレートしていく特徴（サイクル）があるため、当事者同士が暴力が起きていることに気づきにくく、もともとはやさしい人だったことから別れたくないという感情もある。あるいは別れたらもっと怖いことが起きると脅されていることもあるため、当事者が別れる決意を持つこと、また、決意を持ち続けることがとても難しい。 このような状況下で、周囲の力で無理やり引き離しても、被害者がみずから加害者のもとに戻ってしまうことが往々にして起きるのがデートDVである。 認定NPO法人エンパワメントかながわが運営する「デートDV110番」には、警察に相談したところ、双方で「二度と会わない」という念書を書かされた。その後もよりを戻して付き合っているが、暴力がエスカレートしている。だが、警察には念書を書いたからもう相談できないという相談が寄せられている。 また、生命の危険を感じ警察を呼んで、加害者が警察に拘束され、被害者が実家に戻った事例では、その後、加害者のことを「本当にひどい奴だ。本当にさっさと別れてよかった」と周囲から言われた被害者が、「周囲の人は加害者に良い所もあることをわかっていない」「自分しか相手の良い所をわかっている人はいない。警察を呼んだ自分が悪かった」と加害者のもとに戻りたがっているがどうしたらいいかという保護者からの相談もあった。 このように、デートDVのケースでは、周囲が無理やり引き離したり、加害者のことを悪く言うことで、被害者がみずから復縁をし、暴力が続いていくことがある。 被害者が本当の意味で安全を取り戻すためには、時間をかけ、周囲が連携して、被害者の揺れる心理に寄り添い続け、被害者みずからの力で別れを決意していく必要がある。 まずは、デートDVの心理や構造について、警察などの専門機関や民間団体が研修を積み、理解を深めていく必要がある。関係機関がデートDVについて、研修する必要を言及すべきである。
550	女	20代	65	「生命（いのち）の安全教育」を行うとあるが、その教育内容には性的同意、同意という言葉が見られない。また、性暴力についても「はどめ規定」の影響で子どもたちがセックスについての十分な理解が定着していない原因により学習者が性暴力を曖昧な理解で終わってしまう恐れがある。「はどめ規定」を撤回し、まずは子どもたちが性について正しく学べる環境を整備する必要がある。そのためには「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を基盤とした包括的性教育を教科化し、全ての学校で包括的性教育が行われるようにするべきだ。その上で艮香織さんや浅井春夫さんらの「からだの権利教育」を行ってほしい。
551	男	40代	66	最下部「海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における、在外公館（大使館、総領事館等）による現地での支援に関する情報提供の充実を図るとともに、当該邦人等の要請に応じて、在外公館を通じた現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供、必要に応じた警察への同行、（相談者又は相談者の子、家族等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合には）警察等への保護要請等、可能な限り支援を行うよう努める。また、当該邦人の帰国後は、国内における犯罪被害者と同等の支援の確保を図る」とあるが、ご承知のとおり、虚偽DVを主張して子を国外に連れ去り、配偶者と子を断絶し、後の離婚係争を有利にすすめるという手法が横行している。上記については「海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った」ことをどのように立証するか、またすぐに親子断絶をするのではなく、相手からの反論や調査を経たうえで、事実確認ができれば帰国へ同行するなどの対応を明記していただきたい。DVや虐待がないにも関わらず親子断絶させることは、子どもの権利条約違反への加担となるため慎重となるべきである。

552	女	30代	64	川崎ストーカー殺人事件、神戸女性殺害事件、世田谷女性殺害事件など、理不尽でむごい事件が後を絶たないことに、心を痛め、不安を感じています。現行法では、こうした加害行為を未然に防ぐには限界があると感じます。 また、デートDVの加害者・被害者の年齢は必ずしも若年層に限られません。そのため、「若年層に対する教育」ではなく、「主に若年層に対する教育」と表記を見直すべきではないでしょうか。 さらに、デートDVの延長線上にあるような、女性が男性に殺される事件が頻発している現状にもかかわらず、本素案や報道において、「フェミサイド（男性による、相手が女性であること＝ジェンダーを理由とした殺人）」という言葉が使われていないことに疑問を感じます。 本素案では「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」という表現が取り入れられていますが、実態を正確に捉えるためにも、「フェミサイド」という語も明記すべきと考えます。 たとえば、「しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり」 これを次のように修正することを提案します： 「しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、フェミサイド等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり」 このように、実態に即した用語を明記することで、現状への正確な認識と問題意識の共有につながると考えます。
553	答えたくない	50代	66	「(11) 海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における～」という記述が盛り込まれたのは本当に良かったです。二度とハンガリーのような事件が起こらないように取り組んでください。 友人からの相談を受けましたが、海外の弁護士費用はとても高いし、裁判もものすごい厳しいようです。当事者に裁判費用を支出するなど、経済的支援ができないものでしょうか。海外で孤立している女性たちは心を病んでしまう事例も多いと聞きます。助けてあげて欲しいです。
554	団体として提出	団体として提出	-	「配偶者からの暴力」という言葉が不適切であること、「配偶者等への暴力」に変えるべきであることを長年訴えてきました。「配偶者からの暴力」と言ってしまうと、被害者の支援ということはクローズアップされますが、なぜ支援が必要な状況になるのかということが見えなくなります。「配偶者等（配偶者に限らないので等という言葉が必要です）への暴力」というふうに視点を180度転換することで、加害者が可視化されます。加害者がいるから、被害者がいるという当たり前の事実が見えてきます。素案の数か所に「配偶者等への暴力」という言葉が初めて使われているのに気づき、これまで訴えてきた甲斐があったと思いました。しかし、 もっと徹底して変えてください。「配偶者等への暴力の被害者」とか「配偶者への暴力の被害についての相談」のようにすべてを変えることが可能です。
555	女	40代	49	インターネットネットでの性的広告の全面撤廃と罰則規定の整備、包括的性教育を推進するべく歯止め規定の撤廃を求めます。 インターネットで歪んだ性情報に晒される現状は若者の望ましい発達を阻害するだけでなく性犯罪の機会を与えると考えます。その現状を鑑み、歪んだ性情報に触れる機会をなくし、適正な発達段階と理解力に配慮してポジティブな性の捉え方、正しい性の知識を提供し、よりよい人生を歩んでほしいと願います。

556	女	20代	-	・文書では「男性や性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等」と多様な被害者への言及がありますが、実際の施策例は女性中心に記述されがちです。実効性を担保するためには、被害者属性ごとのニーズに応じた支援策を明確に示すことが必要です。 ・二次被害については、私自身も被害後に周囲からの不用意な言葉や態度によって深く傷ついた経験があります。制度や支援機関の整備だけでなく、社会全体に対して「被害者に非はない」という意識を徹底する啓発が不可欠だと強く感じています。 ・ワンストップ支援センターの利用経験から、支援の質やアクセスに地域差があることを実感しました。被害直後は心身ともに余裕がなく、遠方の施設に移動すること自体が困難です。身近な場所で安心して支援を受けられる体制の拡充を切に望みます。 ・性的同意教育については、被害を経験した立場からも「早い段階での教育の有無」が人生に大きな影響を与えると痛感しています。机上の知識ではなく、実生活に即した形で教育を普及させることが必要だと思います。 ・幼児期からの「いのちの安全教育」に加え、性的同意（consent）の教育を体系的に導入する必要があります。特に学校現場では、保健体育や道徳など複数の教科で横断的に扱える仕組みを構築することが望まれます。 ・加害者プログラムの必要性について言及がありますが、具体的な内容や評価指標は不明確です。国としてプログラムの標準化と効果検証を進めることで、再犯防止や社会的理解の深化につながると考えます。
557	団体として提出	団体として提出	76	【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の示す対象が同じものである場合、語句を統一するべきである。違うものである場合、それぞれの語句の定義を明確に記載し、その違いについて理解できるようにするべきである。
558	女	40代	67	リプロダクティブ・ライツを守るための具体的措置を求めます。 経口避妊薬、経口中絶薬の入手ハードルを下げること、また、嬰児遺棄事件が起きたときに、母親である女性のみに責任を負わせることをやめ、DNA鑑定で父親を特定し、女性と同等以上の責任を果たさせることを求めます。 嬰児遺棄事件は特に、近年でも発生件数が多く、そのたびに女性だけが犯罪者として拘束され、氏名や顔写真が公表され、父親であるはずの男性については全く言及されません。女性として強く憤りを感じます。性差別の横行する慣例を脱し、父親を探し出し処罰する体制を作るよう、計画に記載をお願いします。
559	女	60代	-	包括的差別禁止法、ハラスメント禁止法、「年齢に応じた包括的性教育」の必要性、買春者への処罰などの法制化などに言及していない。
560	女	60代	69	(3)教職員が取組をできるよう、研修を義務付けて下さい。加害者が教職員の場合は、その教職員に更生プログラムを行い、教職員として子どもに関わる仕事ができないようにして下さい。
561	女	60代	72	令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の 避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、 のところで 身体的なDVについては理解が進んできているが,モラハラなどのDVの理解が進んでいないと考えられることから、司法関係者や相談機関等関係する職員の研修を充実していただきたい。

562	女	50代	70	・被害女性支援について地域により温度差があるように感じる。日本全国統一すべきではないか。（女性支援の場に関わっているので感じます。） ・なぜ女性が不利益ばかりを被らねばならぬのか。生活の不自由を強いられるのか。家庭の外で暴力が起きたら犯罪になるのに、そうではない。加害者こそ罰せられるべきである。 ・加害者は一定期間拘束（逮捕）されても良いのでは。女性が逃げてシェルターに入るときには社会と断絶せざるを得ない状況になる。なぜ被害者が…？矛盾を感じる社会の仕組み。社会における強者（男性）の基準と感じざるをえない。 ・社会が加害者を罰しない理由に、経済的な問題があるのなら（家庭の収入源としてみられている）、加害者を社会的に罰し、被害者にこそ行政から経済的支援を行うべきではないか。母子が生活を立て直すまでの一定期間でいい。「子どもがいるから、お金がないから」で加害者から離れられず、女性が自らをさげすまなくてよい道を提示していくべきである。
563	女	30代	75	売買春への対策の推進、に関して意見を送る。 「人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」という部分にとうてい賛同しかねる。 「金銭の授受を伴う性行為」と「人間の尊厳が傷つけられること」は必要十分条件として結べない。ましてや売買春の根絶によって、性にまつわる人間の尊厳の受傷を防げるという根拠もない。 男女賃金格差が厳然として存在し続け、女性の貧困が放置され続けているこの社会においては、女性（として社会から見なされた者、ノンバイナリーやトランスジェンダー、Aセクシュアルやレズビアンなどの性的マイノリティも含む）は、男女賃金格差によって経済力を高められた男性と交際・結婚することで糊口をしのぐことを強いられる現状がある。 そのような女性たちの中には、配偶者男性からモラルハラスメントやDVを受け続けながら、離婚事由を満たさないため、路頭に迷わないために配偶者男性の身辺のケアをしながら日常的・定期的に性交渉をし続けねばならない者も多数存在する。 もちろんそのような女性たちの中にも性風俗業を切実に必要としている者はいる。生命と健康と尊厳のために結婚したはずが、それらを脅かすようになった（元）配偶者男性から逃れるため・離別後の生活をやっていくための資金集めとして性風俗業を始める者も存在する。また、ときには客として一時の精神的ケアを得るために女性用風俗店を利用する者もいるだろう。 このように、女性差別が蔓延する社会においては、賃労働ではない配偶者同士での性交渉であっても、女性側が生存のために否応なく行為に臨んでいるというケースがあり、また、その現実から逃れるため抜け出すために賃労働としての性交渉すなわちセックスワークを必要としている女性も存在する。ゆえに、売買春を根絶することで人間の尊厳の受傷を防具ことができるという前提は的を外している。 本人の自由意志が十全に尊重されているとは言い難い状況における性交渉によって心身ともに傷つく女性は、賃労働（セックスワーク）か家庭内労働（配偶者間の性交渉）かを問わずに存在する。社会はそうした者たちを誰ひとり取りこぼさず支援・ケアすべきであり、そのために必要なのは男女賃金格差の解消、貧困問題の解決、異性愛規範の解体、女性が男性の性欲を満たす行為をしてもしなくても自由に安全に生きていける社会の確立であって、セックスワークの根絶ではない。
564	女	70代	75	インターネットへの勝手な性的写真送付は規制してほしい。
565	女	40代	74	人身取引は国境を越えて行われる例も多いので、各国と協力して対応して欲しい。可能であれば、海外で買春する男性を日本の国内法でも裁くシステムを作って欲しい。買う人間がいる限り、人身取引は発生するので。そして、人身取引が発覚した場合の罰則を可能な限り厳しくすることで、人身取引のコストとリスクを上げるべきだと思う。

566	女	40代	-	・P65　1、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化について→生命の安全教育の内容に包括的性教育の学びを取り入れてください。現在は外部の性教育講師も増えています。私も看護師をしながら包括的性教育を学び身近な小学校に話に行くこともありますが、ボランティア（無料）で行くことが多いです。包括的性教育はスパイラル式に積み重ねて学ぶことが必要です。継続して子供たちが学び続けていけるように予算を付けてほしいです。 ・P67　２，性犯罪、性暴力への対策推進　（２）⑵性犯罪や性暴力が起きた時に公的機関へのアクセスはとても低い現状があります。相談先を知っていても、どんなことを言われるのか怖くて相談できないという声もあります。それは大人の態度の問題だと思います。周知を進めるまえに、なぜ公的機関へのアクセスが難しいのか、その根本原因を検討してほしいです。
567	女	70代	65	公立中学校の校長経験者として意見を述べさせていただきます。 　主に　⑶、⑷　に関わり、学校教育においての包括的性教育の実現を目指しての施策を要望いたします。 　私の経験レベルですが、生徒の性暴力等は、父親からが3件、援助交際等２件、妊娠事例2件です。問題解決には、関係機関との連携等困難を極めました。教員も保護者も人間の発達における性教育情報は無知に等しい状況で、生徒にとっての希望を見出す指導とはなりえない状況が多くの学校にあると思われます。近年、取り組まれるようになった医療関係者との連携は希望につながりますが、　寝た子を起こすな的な古い考え方が現実には横たわります。科学的に事実を正しく教え学ぶことは、児童生徒だけでなく、教員にも求められ、教員養成機関での履修を望んでいます。 　科学的な根拠をもとに、国際的な実践に学び、はどめ規定を再考の上、包括的性教育に道をひらいてください。
568	男	60代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティーガイダンスをもとにした包括的性教育を進める必要性について明記すべきである。（６９ページ囲み上から４行目）（６５ページ（２）③、④にも関連）
569	女	70代	-	こどもを性加害・性被害から守るため、取り締まりを強化してください。 日常生活に女性の性を商品化する表現が蔓延していては、性暴力防止の啓発をいくらしたところで効果は見込めません。 例えば、いわゆるエロ本は、私たちの全国調査で、コンビニの８割以上に置いてあることがわかりました。地方自治体の青少年育成条例や有害図書指定などの仕組みは機能していません。行政は店頭でのチェックを市民団体などに委託しているようですが、実際にはなあなあになっていて機能していないところが多いようです。 東京オリンピック前に業界が自粛して棚から消したエロ本を、終わったらまた並べるなんて、業界には人権と社会的責任の意識がないのでしょうか。取り締まりのルールと仕組みのあり方を調査し、改善策を講じてください。今の状態は、こどもを含めた利用者への性的暴力であり、店で働く人たちへの環境型 セクハラです。シンガポールではエロ本は1990年代から法律違反で、店に置いたら罰金が科されます。台湾にはゼブンイレブンがあり、店構えも店内も日本のそれとまったく同じで、雑誌コーナーも同様にありますが、エロ本は置いていません。日本のアタリマエは世界の非常識でキモチワルイです。

570	女	50代	79	被害者支援の基盤強化について、厚く触れられていることは支援現場に関わるものとして高く評価できる。さらに、下記について明記を求めたい。 ・相談現場において、トラウマ・インフォームド・ケア、ジェンダー視点での被害者エンパワメント支援等についての研修、ケーススーパービジョンの機会を充実させること。 ・セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者が被害の影響としてとる「迎合」などの行動などについて、対応する関係機関（警察・司法・学校関係者を含む）、支援者への研修を徹底すること。 ・相談現場の支援者が燃え尽き、職務の継続がかなわないようにならないために、支援者のメンタルヘルスや労働条件、専門性向上のための研修体制などの改善を図ること。
571	男	50代	66	ハンガリーでの邦人DV被害女性の殺害事件を受けて、海外でのDV・性被害について項が立てられたことは評価できるが、同事件の教訓として、ハーグ条約や当該国の刑事法への顧慮が被害者保護・支援に優先してしまうこと、子の旅券又は渡航書の発給は共同親権者の同意がなくとも可能であるにも関わらず双方同意の原則が優先されてしまうこと、在外公館にDV専門家がおらず館員全般にわたる研修も十分でないこと、当地における弁護士・裁判費用がしばしば高額となり負担が重いが法律扶助に準じた援助等の仕組みがないこと等があり、これらの課題への取り組みを具体的に記載すべきである。
572	男	30代	65	「基本認識」、および素案全体について 本素案には「性別にかかわらず」「あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない」との記述がある一方で、各所で「女性に対する暴力」「女性の～」といった表現が多用されており、支援対象が主として女性に限られているかのような印象を与える。 ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すのであれば、表現をよりフラットなものに改めるか、男性や性的マイノリティ等を含む視点を明示的に追加することが望ましいと考える。
573	男	50代	71	DV加害を否認・否定する「実子誘拐」「虚偽DV」「親子断絶」等のフレームに基づく刑事告訴等、警察・検察への働きかけ、自治体への問合せ・働きかけ、開示請求・審査請求・苦情申立て・住民監査請求・住民訴訟、またDV被害当事者、弁護士、支援者等への攻撃、男女共同参画センター等における関連講座・講演会・法律相談等への圧力等が異常な状況にあり、DV被害者保護・支援に穴が開くことや被害者、犠牲者が出ることが強く懸念される。政府としてこのフレームを明確に否定するとともに、刑事的措置を含む毅然とした対応を行う方針を明示すべきである。また、自治体・男女共同参画センターとの情報共有・注意喚起・技術的助言等を適宜に行うべきである。この点、男女共同参画機構が積極的な役割を担うことも必要である。煽動によりDV加害者の歪んだ認知・信念が強化されることは大変危険であり、DV加害者による（元）妻や子、弁護士の殺傷事件はすでに多く起きている。
574	女	60代	64	基本認識 二つめの〇の文頭 「暴力は」に続けて「人権侵害であり」を追加する。 ⇒「暴力は人権侵害であり、被害者の心を～」

575	男	50代	78	売春及び性風俗業又はAVに従事する女性への差別・蔑視については、何よりも業者及び顧客・視聴者からのものが問題である。そして、売春、性風俗業及びAVが成立する構造、従事女性を取り巻く構造そのものが問題とされなければならず、これを透明化して、女性の自由意思・自発性・主体性か強制・従属かの二分法で捉えることは無意味であり、それ自体が歴史的に構築されたジェンダー秩序を前提化、自明化する差別の論理である。 従事女性に対する社会的な差別・蔑視以前に、売春、性風俗、AVの成立・存在を所与とすること、そこにおいて従事者＝女性、顧客・視聴者＝男性という構図が圧倒的多数であるという非対称性を所与とすることはジェンダー秩序の効果であり、このこと自体がまずもって問題化されるべきものである。 女性に対して優しくする、仲間意識・家族意識を抱かせる等は、差別・蔑視と両立する行為であり、女性の「自由意思」「自発性」「主体性」を引き出し、性の対象物・商品とするための巧妙な手段である。「女性の尊厳」はこの水準において考えられるべきである。 また、従事女性がしばしば抱える暴力・虐待等の被害・トラウマ、依存症を含む精神障害・知的障害・発達障害、貧困・社会的排除などの過去及び現在の体験や状態、ケアの欠如、それらに起因する自尊感情や自己効力感の低下といった要因に十分留意し敏感になることが相談支援の、また政策立案の前提である。このことは、パターナリスティックな態度を否定し従事女性の意思を尊重することと対立、矛盾しない。 パブコメにおいて「セックスワーカー差別反対」の立場からの意見が多く寄せられることが予想されるが、疑似的な二分法、二項対立に陥らずに議論、検討することが不可欠である。
576	女	60代	66	(4)の文末 「性教育」⇒「包括的性教育」としてください。 （国際水準にあった教育を望みます。）
577	女	20代	-	第六次男女共同参画基本計画の素案に対して、第4分野の内容について、以下にパブリックコメントを提出します。 第6分野：ジェンダーに基づくあらゆる暴力 日本軍「慰安婦」（制度）について 日本軍「慰安婦」制度は、日本政府の関与のもとで起きた戦時性暴力であり、植民地支配とジェンダーに基づく人権侵害です。この問題は、韓国と日本の外交問題として扱われ、日韓合意によって解決済みとみなされるべきではありません。 以下の点を提言します。 ＊ 日本政府は、被害者を中心としたアプローチと民主的な手続きに基づき、真相究明を進め、過去の法的責任を認め、国家賠償を行うべきです。 ＊ 同じ過ちを繰り返さないため、日本軍「慰安婦」制度を史実として教科書に記載し、学ぶ機会を保障すべきです。 ＊ 現在も世界で起きている戦時性暴力に対し、日本政府として積極的に反対の姿勢を示すべきです。
578	男	40代	75	買春と人身取引が混同されている表記になっている。性的サービスを自ら望んで職業として行う人もいる。セックスワークを職業として認めて、社会保障が受けられるようにするための議論が必要である。売春防止法が改正されたのにもかかわらず、街中で売春をする人が逮捕されている現実にも警鐘を鳴らしべきである。

579	女	60代	-	● GBV被害者に接する可能性のある専門職にある者への研修は、さまざまなジェン ダー・属性の被害者を想定すること。また、さまざまなジェンダーの相談員を配置 し、全てのGBV被害者の必要なケアへのアクセスを保障すること。(第6分野1-(2)) 【あらゆる場でのGBVのための対策】 〇教育現場 ● 「生命の安全教育」の全国全校での実施を進めること。その際にはすべての子ども たちの年齢・発達に合わせた実施を可能にするため、点字や動画への手話導入、や さしい日本語版の開発等を進めること。内容についても、異性間の性暴力に焦点を 当てるだけではなく、性の多様性を踏まえた上で、自他を尊重する人間関係の構築 に欠かせない人権やジェンダー平等についても扱うこと。(第6分野1(2)) ● 日本版DBSを着実に実施すること。尚、付帯決議で言及された、教員等の免許を要 しない職種の小児性犯罪加害者の照会制度や対象拡大の検討を進めること。(第6分 野3(2)) ● 教職員は、児童生徒から被害相談を受ける可能性があるが、その対応は個々にばら つきがある。性的同意、GBVの初動対応等の理解促進を図ること。(第6分野1(2)) 〇雇用・労働 ● 男女の賃金格差の公表と合わせ、企業ごとの対応に依存している就活セクハラを含 むハラスメント防止への取組に関する報告義務を課すこと。その際、就活セクハラ の被害者には男性も多く含まれることに留意する。(第3分野4(2)) 〇加害者への対応 ● 配偶者への暴力だけでなく、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者に、示談 後、出所後含め加害者更正・再犯防止プログラムを実施すること。(第6分野2(2)) 〇デジタル ● 性的ディープフェイクへの規制およびセクストーション（同意のある撮影画像を用 いた脅迫行為）への対応強化を進めること。(第6分野9(2)) ● 性的ゾーニングを目的に、プライベートゾーンの露出や同意に基づかない性行為、 児童ポルノ等を含む性的なネット広告を主に未成年者に向けて規制すること。(第5分野1(2)イ/第6分野9(2))
580	女	20代	-	児童ポルノを含むこども・若年層に対する性暴力の防止や取締りの強化が記載されています。しかし、児童ポルノだけでなく、痴漢・盗撮をテーマにしたコンテンツや、中高生の制服、特定の職業（看護師やキャビンアテンダントなど）の制服を題材にしたコンテンツも、規制・取り締まりの対象に含めるべきです。 実際、児童への性加害者の多くは、児童ポルノや児童をテーマにした成人向け同人誌を所持しており、こうしたコンテンツの影響で現実の加害行為に及ぶ事例も確認されています。例えば、中高生の制服を着たキャラクターが登場する成人向け同人誌を多数消費する中で性癖を学習し、現実の制服を着た10代女性に性的興味を抱き、JKリフレに通ったり、未成年を買春する事例があります。JKリフレに行ったことがある当事者に話を聞いたところ、「同人誌でそのような表象が当たり前に存在していたことが原因」と述べていました。 痴漢や盗撮、中高生の制服、特定職業の制服を扱ったコンテンツは、加害者に性癖を学習させ、性知識や認知を歪めるおそれがあります。その結果、現実のこどもや職業従事者への被害につながる可能性が高いと指摘されています。 したがって、これらのコンテンツも規制対象に含め、取締りを強化する必要があります。
581	女	50代	-	具体的な取組として掲げている(6) 性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」に係る取組においても十分認識されるべき人権問題であること。 昨今報道されている教職員による盗撮やSNSでの画像共有などがおこらないための啓発や加害者を同じ職には戻さないでほしい。加害者更生プログラムの実施などを進めてほしい。

582	男	40代	71	「子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 33 号）の円滑な施行のため、配偶者への暴力を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実に取り組む。」とあり、ぜひ充実させていただきたいと考える。その充実において、2点提言させていただきたい。 1点目は、男性向けのDV相談窓口を女性と同等となるよう充実させてしていただきたい。 2点目は、その上で、子の面前での夫婦間のDVや子へのDVを相談した場合、直ちに被害側とその子供の状況を保全し、加害側のDV有無を丁寧かつ公正に確認し、加害が認められた場合、加害者に対して心理カウンセラーをつけるなど加害者側の葛藤を下げる仕組みを導入いただきたい。また、加害の判定については、ブラックボックスにならないよう一定の透明性を持った判定であることが望ましいと考える。 現状では、男性向けの窓口が充実していないため、男性のDV被害者、あるいは子の安全を確保する切迫の事情がある父親の緊急相談先は、実質警察に限られる。 しかし、加害側は、相談先の選択肢がないために、やめ止むを得ず警察に相談をしたことを警察への通報と捉え、より被害者意識を高めることが考えられる。 私自身、警察への相談が妻の葛藤を高め、不同意の子連れ別居、いわゆる連れ去りにつながってしまった経緯がある。今回勇気を出して声をあげている。プライバシーに配慮いただきたく、匿名の形でパブリックコメントを提出させていただく。
583	男	50代	64	被害者支援の検討では、男性が加害者、女性が被害者でしか文章が記載されていない。これは、性差別と言わざるを得ない。 具体的には、女性が加害者、男性が被害者の検討も十分になされるべきである。 きちんと男女とも、性差別せず対応すべきと考える。
584	男	30代	70	＜意見＞ 改正民法の施行に関して、男性DV被害者特有の課題を配偶者暴力相談支援センターの周知徹底することを追記すべきです。 ＜背景および理由＞ 先の意見の＜背景および理由＞と重複する部分もあります。現在の単独親権制度の下、子どもを取り上げる暴力行為（いわゆる「子どもの連れ去り」。福井県など１４都道府県のHPに掲載。）の主体が主たる監護者（多くは女性。）である場合には、過去又は現在の監護状況を重要視し、家裁は主たる監護者を単独親権者に定め、家裁においてDV被害者（多くは男性。）が泣き寝入りしています。 また、面会交流の阻害要因として、しばしば挙げられている「同居親から子どもへの別居親に対する悪口」は、まさに子どもを利用した暴力の実例として福井県HPに掲載されているが、このようなDVに対して、対策どころか政府HPにも記載されておりません。 さらに、６／２４の集英社のオンライン記事「増える男性のDV被害 暴力を振るった妻が「殺される！」と被害を偽装、さらに子供を連れ去り…行政に相談も「あなたも同罪だ」」において、上述のようなDV加害者が単独親権者となり、DV被害者が子供に会うことができずに悲痛な思いで毎日過ごしていることが書かれていました。 さらに産経新聞（2024/03/27）、日経新聞（2025/05/15）、朝日新聞（2024/11/19から7回わたり連載）、ABEMA Prime（2025/2/26）等、繰り返し報道されているが、男性への偏見から、その実態が全く不明です。 また、参考までに、FBS福岡放送さんの「ナンデモ特命係　発見らくちゃく！」という番組で、両親の離婚によって一方の親と別れ、その親を探す話が繰り返し放送されています。直近の約１年半で５回放送がありました。 １）2024/1/22「25年ずっと言えなかった…実の母に会いたい」 ２）2024/3/4「20年会えてないお父さん」 ３）2024/7/8「お父さんに会いたい」 ４）2025/4/6「実の父に会いたい!」 ５）2025/6/8「お父さんとおばあちゃんに会いたい」

585	男	40代	64	暴力から保護することは重要だと思うけれど、現行制度ではDVや虐待からの保護を口実に、一方的な連れ去りや親子断絶のツールとして利用されてしまう懸念があるよ。たとえば別居親に相談や反論の機会が与えられず、子どもと引き離されるケースが後を絶たないだね。制度全体が、暴力の有無を客観的に確認しつつ、保護と親子関係の維持のバランスを確保できるように改善されるべきだと思うよ。男性被害者が声を上げづらい状況も含め、公平な運用とチェック体制の整備をお願いしたいだね。
586	男	40代	11	海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合とありますが、残念なことに、日本は子どもの権利条約国であるにも関わらず、共同親権未施行のため、先進国では唯一のいわゆる、連れ去り別居を容認する国となっております。 他国では連れ去り別居は誘拐であり、刑法対象です。 また、海外で連れ去り別居をし海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合た母親が国際指名手配をされている事例もあります。 以上のことから、国際的には、日本の母親の信用がないと言う、現実もあります。 イギリスでは、政府が勧告をしているのは周知の事実と思います。 海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合に、DVから邦人を守るためには、連れ去り別居を強力に制限をする必要性もあります。 共同親権施行時には、DVから配偶者を守ることと同時に、無断連れ去り別居の抑制を盛り込むことも必要と考えます。 よろしくお願いします。
587	女	50代	65	性的同意概念の啓発を行うことが明記されたことは賛同する。「いのちの安全教育」と相まって、年生・世代・性別・学校・家庭・職場等あらゆる場で、性的同意概念を共有し、加害者を作らず、被害者を生まず、傍観者とならない社会とする取り組みを希望する。
588	男	30代	75	（１）に記載した通りです。 それに加え、「自画撮り」の定義についてコスプレイヤーなどの創作活動者の表現を不当に制限しないよう配慮を求めます。
589	男	20代	-	「売買春の被害に遭うおそれのある女性の支援」について、「売買春」そのものを、「被害」とみなすような表現が見受けられ、支援対象は「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性となっており、福祉やアウトリーチ支援に寄らずに「売春」を選択した人たちには一切言及がありません。このような支援は、「売春」を行う女性を分断し、「被害者」とみなされない場合、必要なときに医療や法律などの支援にアクセスしにくくなる危険性があります。
590	男	40代	72	配偶者暴力対策の実効性を高めつつ副作用を最小化するため、性別・国籍を問わない中立支援の徹底と、保護措置の適正手続を計画に明記してください。(1)配偶者暴力防止法に基づく保護命令・各種支援措置の運用で、仮措置の期間管理・再検証・不服申立て経路を標準化し、漫然延長を防止。(2)被害者情報の保護を前提に、同伴児の利益を最大化する観点から、安全な交流（第三者立会い・オンライン等）の可否を個別に評価し、父母と子の断絶を回避。(3)＃８００８等の案内・受付体制に「性別不問」を明確化し、女性相談支援センターとの連携時に男性被害者の受け皿（自立支援・一時保護・法的支援）を可視化。(4)官民協働の加害者プログラムは質保証・再犯低減KPIを導入。(5)施策評価用に、相談から保護命令・自立支援までのプロセスデータを属性別・措置別に公開し、政策改善を加速してください。

591	女	60代	71	(13)に関連して 共同親権導入を前に、意図的に誤った解釈、独自の主張により、紛争に巻き込まれているDV被害者やその子どもが、すでに見受けられます。弁護士を含めた支援者への攻撃も起こっています。 共同親権（民法改正）の施行に際して、これらの人たちを守る取組を計画に盛り込んでください。
592	女	50代	71	デートDVに関する記載　実際に殺人事件が起こっている。警察が「よくある男女間トラブル」と判断し、刑法犯事例として認知しても初動に遅れが出ていると思われる。また「話し合いで解決することが最善である」という感覚を根強く持っているのではないか。警察に相談に行くまでに相当な勇気を振り絞っている被害者の心情に想像力をもって対応するように、警察庁に指導をするよう求める。
593	女	60代	65	具体的な取組③こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため「生命（いのち）の安全教育」の全国的な実施を推進するについて。加害者はだいたい加害をしている認識はなく、自分の暴力を正当化する傾向がある。パターン化された場面での「してはいけない」刷り込みは避けたい。被害のケースでも「相談できない自分が悪い」と内的思考に陥る可能性も否めない。一人ひとりの心理的・物理的安全性をどう教えていくか、子どもの実態に即した教材が求められるという側面からも性教育を包括的に学べるようにしてほしい。
594	団体として提出	団体として提出	64	「暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではな く、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。」「こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にある。また、家庭における被害 は潜在化・深刻化しやすいことや、暴力の背景に、上司・部下、教員・生徒等立場を利 用した支配がある場合には、加害者との関係性から被害を訴えにくい場合があることに 十分留意しなければならない。暴力の被害者が、男性、性的マイノリティ、高齢者、障 害者、外国人等である場合を含め、多様な被害者が声を上げやすくなるよう、暴力の形 態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。暴力の被害者や 支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動 への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その 防止にも取り組む必要がある。 」と非常に重要な点が記載されており、同意します。性暴力被害者への偏見を払しょくし、被害者が適切に支援機関にアクセスできるようにするためには、男性や性的マイノリティも支援対象となりうること、支援機関による対応力の差を是正する必要があることも記載されていることにも賛同します。 また。「暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。」点も非常に重要であり、”性的同意”について言及されていることは必須事項であり賛同する。さらには、性的同意を含む必要な知識、即ち性と生殖に関する健康と権利（SRHR）、包括的性教育についても具体的な取組が促進できるように記載することが望ましいと考えます。
595	女	60代	64	日本において、「セクシュアル・ハラスメント法制」を新たに作成する必要がある。　第１２分野の「女性差別撤廃条約　選択議定書」の早期の批准も求められる。 法律を含む「性暴力」対策を、国際基準にまで引き上げてほしい。

596	答えたくない	80代以上	-	第２部I第６分野　ジエンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 人権侵害である性暴力により、多くの女性が命を脅かされ、命を奪われる事件があとを絶ちません。暴力や威圧による支配は、平等社会の推進を阻みます。今日多発する性加害ー性暴力、痴漢、セクハラなどは、性を「人権」・「科学」として人間の関係性と結びつけた「性の教育」を学んでこなかった大人（特に男性）たちに、要因があり、深刻である。　ジエンダーに基づく暴力根絶のためには、幼児教育から、人権としての「性の教育」を行い、学校教育・大学まで「性交」を含む「性の教育」・「DV防止」について履修させる。また、成人・社会教育では、・セクハラ・DV防止関連の講座を半強制的る受講するシステムを構築していく。
597	女	70代	70	「第６分野４（配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進）」について、長年家庭を見守ってきた祖母の立場から、被害者支援の強化と同時に、運用の中立性・適正手続の徹底を要望します。計画が示す保護命令申立て支援や相談体制の充実（#8008、SNS等）に賛成ですが、現場では一時保護・保護命令の判断や記録が非対称になり、父親側の被害や子の引き離しの長期化が見落とされる懸念があります。具体的には、(1)性別中立のワンストップ体制（女性相談支援センターの機能に加え、男性被害者の専用相談・避難を常設）、(2)一時保護・保護命令の要件・フローの可視化（リスク評価票の標準化、録音録画の保存、即時の不服申立て・聴聞の導線）、(3)保護命令・面会交流・児童相談対応の連携プロトコル整備（接近禁止の趣旨を守りつつ子の交流確保を両立）、(4)悪質な引き離し・虚偽申告の抑止と再発防止教育、(5)被害・加害・同居状況・介入内容を共通指標で収集し、外部第三者が評価――を、全国で運用してください。高齢の私にとっても、誰か一方を敵にするのでなく、子と弱い立場の人を確実に守るための公平で透明な仕組みこそが安心への道です。
598	男	50代	71	(8) 警察の役割を具体的に記載すべき。 「事案に応じた適切な対応を行う。」では無く「直ちに捜査する」とすべき。 でなければ警察が関与する理由がない。 警察は必ず関与させるべきでありDV被害を申し出た者がいる時点で刑事事件としての取扱を徹底し、加害者を検挙する為の行動を求める。 被害者が避難するのではなく加害者の身柄を拘束するべき。
599	答えたくない	40代	67	予算を増やし、ワンストップ支援センターの数を増やしてください。都道府県内のアクセスのしやすい場所に設置し、支援員や相談員の数も増やし、給与など処遇改善を行なうことも明記してください。もしも被害にあったときにすぐに頼れるよう、学校や子どもの利用する場所、公共施設や商業施設、インターネットなどを通じてセンターの存在を広く知らせること、被害者となった方への治療費の負担を減らし、トラウマケアに力を入れることも盛り込んでください。
600	女	30代	70	兄は別居直後に一方的なＤＶ支援措置の申出で住所情報が遮断され、子との連絡も絶たれました。第６分野「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護」（p.70）は、被害者保護を強化しつつ、濫用防止と子の利益の確保を同時に実現する設計に改めて下さい。提案は３つです。第一に、支援措置の認定・更新に客観的資料（診断書、録音・警察受理等）の提示基準と合理的な有効期間を設け、例外以外は定期的に再検証すること。第二に、支援措置が親子交流・監護の実務に与える影響を最小化するため、家庭裁判所と自治体の間で迅速な連携ルートを整え、保護命令や一時保護と面会交流の調整を個別に審理すること。第三に、男性被害者や高齢・外国籍等の被害者も等しくアクセスできる中立的ワンストップ相談体制を整備すること。被害者保護と親子断絶防止は両立できます。そのための透明な運用基準と検証スキームを計画に明記して下さい。

601	女	70代	64	第6分野 基本認識〇3番目 「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることがあってはならず、その防止にも取り組む必要がある。」 令和7年9月14日付地元紙那覇市議会議員(参政党)が議会で、トランスジェンダーについて「伝染する」、「学校でLGBT(性的少数者)教育を行うこと自体が、トランスジェンダーを増やすことにつながる可能性がある」と語ったと伝えていた。 このように誤った情報を述べて他者への二次被害をなくすためにも、ここで書かれている防止への取り組みは重要であり、誹謗中傷はもとより誤情報による二次被害についてもっと積極的に周知し取り組みを強化することを求めたい。 4.配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 「配偶者からの暴力」は被害者を意識するが、「被害者への暴力」は加害行為であり、問題とされなければならないのはまずは加害である。部分的ではあるが加害行為を意味する表現に変わったことは事実の理解に近づいたと思う。 8.売買春への対策の推進 売買春の被害に遭う恐れのある女性、支援を必要とする女性という視点は女性に問題があるかのように受け取られがちだが、売買春はセクシュアル・ハラスメントや従軍慰安婦問題と通ずるところのある人権が尊重されない行為である。そのことに基づいて問題を考える必要がある。 この分野は「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成」というタイトルがつけられている。「人を大切にする」という視点でたどると 包括的性教育のように年少期から自分や他の人の身体や気持ちについて学ぶことの重要性が特に思われる。そうすれば断片的に「性的同意」を取り上げることなく、一連の性教育の中で学ぶことができるだろう。
602	男	40代	70	かつてはDVの被害者は基本的に女性であり、男性の被害者はいないというアンコンシャスバイアスが支配的であったが現在ではそれが大きく改善されつつある。しかしながら女性配偶者等による男性配偶者に対するDV対策は、例えば女性向け相談が日曜日も提供されていながら男性向け相談にはそれがないなど、女性に供されているそれとはあまりに体勢が不十分であり、現場には未だ旧来的なジェンダー感に基づくアンコンシャスバイアスが存在していると考えられる。 また、社会においても基本的に男性はDV被害に遭うというよりも加害をする方である、というアンコンシャスバイアスが強く、被害の暗数はもっと多い可能性も十分に考えられる。 ジェンダーによって相談体勢が変わるというのは明確な男性差別であり人権侵害である。 政府はDV被害者についてジェンダーによらず適切・公平に被害を訴えられるよう男性向け相談窓口を女性向けと同程度の拡充に努めると共に、男性DV被害者も支援にリーチできるように努めるべきである。
603	女	40代	-	離婚・別居時における「暴力」を防ぐ観点が欠落している点について 「暴力を容認しない」としながら、国際的にも「暴力」と認識されている、親による子の連れ去りや交流妨害が、片親、そして子どもの権利侵害になり得る点に触れられていません。 子どもの権利条約第9条が求める不当な親子分離の回避と継続的接触の確保を踏まえ、DV・虐待対策と同列で明記ください。そのうえで、家裁・警察・自治体の連携について、KPI（たとえば申立てからの平均審理日数、交流再開までの中央値、履行確保率）を設定し、自治体別に年次公開することを求めます。共同親権の導入・運用とも整合させる必要があります。

604	女	70代	66	(8)性的な被害や配偶者等からの暴力等の被害者をはじめとする様々な困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。」 の後、以下を追加する。 「また、女性支援新法に基づき財政支援を行う。」 理由 女性支援新法第22条(国の負担及び補助)は補助できる規定であるが、支援の方法として明記されていると補助対象者にとっては心強く、補助対象事業の促進につながるのではないか。
605	女	60代	70	(1)DVに関しては、「配偶者からの暴力」という表現を改め、「配偶者等への暴力」という表現に統一されるべきだと思います。「配偶者からの暴力」という言い方は被害者から見た言い方であり、加害者の存在を見えにくくする効果があります。自治体などがDVに関するポスターなどを作成する際、「配偶者等への暴力」という表現になるよう指導を徹底していただきたい。 (2)DV加害者の更生教育の実施について強く推進すると同時に、その専門性についてきちんとした評価を行い、質の高いファシリテーターの確保のため、養成費の助成など具体的な支援を行って下さい。 (3)子どもたちへのデートDV防止教育を普及させてください。義務教育である小・中学校の内に少なくとも一度はデートDV防止教育を受講する機会を設けるべきです。将来の被害・加害を生まないように予防することは当事者のみならず社会全体にとって安心・安全な社会の構築に寄与するものです。 「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身につけられるよう教育啓発や情報提供に取り組む、とあるのは良いのですが、知識や情報だけあっても実際にその知識を生かせなければ何にもなりません。包括的性教育とともに、構造的な男女間の権力勾配にも言及した、現実をきちんと見据えた実効性あるジェンダー平等教育・デートDV防止教育を合わせて学んでこそ、効果的な学習ができます。 (4)DVによる離婚であってもなかなか司法の場で理解されず、面会交流や共同親権への申し立て調停におびえる女性が多数います。法曹関係者への研修を充実させてください。また、DV被害者への支援を行う民間団体と行政との連携について、民間団体の善意をあてにしたような予算措置がまま見られますが、継続的・安定的な支援のために委託費などは十分な予算を組んでください。
606	女	70代	64	「⑬・・令和6年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や避難を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、そのせいかくな種子や内容について、引き続き適切な周知を図る。」共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」は既に起きています。しかも「、改正民法の謝った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築して下さい。また関係機関に民間団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を尽くしてください。離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する計画を作ってください。

607	女	60代	64	第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実、について 　「配偶者に暴力を行う等した保護観察対象者」については、「配偶者等暴力をおこなった受刑者に対して、その問題性を踏まえた指導を実施」、「自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログム」などの対策が述べられています。 　一方、性犯罪・性暴力に関しては、性被害者への救済・支援などへの対策はあっても、性加害者に対する処罰や矯正などへの対策に言及がありません。加害者の９割は男性と聞いています。男性に甘い法律は女性差別の解消を阻害する一因でもあります。 　被害者（多くは女性だがジャニーズ問題のように男性もいる）にとってはうつ病や社会不適応状態を発症するなど、人生を破壊された、心の殺人に等しいレベルの被害を受けている場合も多く、性加害者の発生を抑止する上で、性加害者への厳罰化を求めます。 例）最近報道が目立つ教育者の立場を利用した盗撮などは、その立場を利用した犯人が教育現場に戻った場合、再犯の可能性も高く、子を安心して学校に送り出せない状況が維持されていることになります。教員資格の長期間停止や剥奪を含む厳罰化の検討が必要と思われます。
608	男	30代	76	9　インターネットを利用した性暴力等への対応　の（２）具体的な対応　の　「④ インターネット上の私事性的画像記録、児童ポルノ画像や盗撮事犯に係る画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。（再掲）」について、未成年者に対するブロッキングが昨今海外でも物議をかもしていますが、現状既に学用クロームブック等からのアクセス遮断が行われており、これ以上の規制やブロッキングは効果が薄いうえに、イギリスのように手あたり次第年齢確認や身分照会を提示させるようになり、経済活動を大幅に阻害し諸費用が無駄に掛かるだけであると個人的に思われます。またブロッキングの基準についても恣意的な判断でされている事例も海外で相当あり、意見の食い違いや統一に無駄な税金がかかる場合もあると考えると個人的に許容できません。当該案件に係る費用についてはむしろ(1)における子ども教育におけるメディアリテラシー教育あるいはその広報に集中的に注ぎ、子どもが成長する中で何が悪いかを自主判断させる意思を育むべきであり、これ以上の規制は無駄であると思います。
609	女	70代	75	9（1）（2） SNSを利用した性暴力が後をたたず、被害者自身が自身の画像が悪用されていることも知らずに悪意ある人によって加工された画像が拡散され、住所、なまえを特定される可能性があることを知らずに、子どもたちが写真を投稿していることにもっと人々は敏感にならなくてはならない。子どもたちには安易に友人知人に写真ををを送信してはいけないことを小学低学年から教育・啓発が必要で学校で通信機器を使った授業を始める前に厳しく教えておく必要がある。
610	男	40代	66	⑧ 性的被害を被るのは女性のみではない。 男性も被る可能性があることは近年の報道でも明らか。男性も女性と違った状況で性被害を訴えにくい環境にある。例としてSNSで訴えたとしても女性と男性で周囲からの反応が大きく異なり男性は周囲から同情を得られず嘲笑されたり相手にされないことが多い。 男性に対する相談窓口が不足しており、女性よりも就労時間が多い傾向は本書でも指摘されているので、休日・夜間でも受け付けるべきである。対応数として女性と男性での件数が等しくなるようにすべきである。

611	その他	20代	66	4 学校や保健所等において、 性に関する科学的知識に加え、 性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。 素晴らしい取り組みだと思います。 今の日本社会には、性にまつわる事柄をタブー視したり、卑猥なものとして背徳感を楽しむような価値観があり、何かのきっかけで子どもも性教育を受ける前にそのような価値観を反映したコンテンツに触れている、ということは少なくないと感じます。 私も小学校のころに同級生から、「いけない言葉」といったニュアンスで、陰部を表す言葉を聞きました。 いけないことではない、恥ずかしいことではないという意識を根付かせることが、正しい知識を持って健全に性と関わる基礎なのではないかと思います。
612	女	60代	65	「生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。」 とありますが、「生命の安全教育」が「人権が尊重され、ジェンダー平等を基礎とし、多様な性のあり方を前提とした」ものになるよう明記してもらいたい
613	女	30代	-	まず｢ジェンダー｣という曖昧な言葉を使うのをやめて下さい。 性犯罪大国で日々、自衛を強いられているのは女性と、女児であり、性犯罪者は男性です。
614	女	60代	-	第２部　第６分野１　６６頁 意見　裁判官に対し、性犯罪・性暴力等の暴力に対する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮して職務に従事することができるよう、「実効性のある」研修を実施する。 理由　裁判官に対する研修はいわゆる座学が中心であり、実効性が大きいとはいえない。事実認定に偏見が潜んだ場合など、司法におけるジェンダー・バイアスは重大な二次被害をもたらす。性暴力被害者やDV被害者を支援するNPOなどでの研修が実施されるべきである。
615	女	70代	65	DV被害が報道されるたびに、被害者が守られ安定した生活を送ることができるために、国・地方公共団体などのしっかりした体制が必要だと考えます。 女性への暴力を少しでも減らす方向になるために、6次計画を支持します。
616	女	50代	66	一つひとつの項目についてはたいへん評価できる内容だと思います。ありがとうございます。 1-(2)-(8)(9)(10)、２-(2)-(4)(5)(8)は、具体的にこの方針を進めるためにとても重要です。必要不可欠な取り組みですので、そこに働く人たちが非常勤などではなく、働き続けられる労働環境を整え、専門性を深めていけるようしっかりと予算化してください。とくにワンストップ支援センターの充実は急務です。
617	女	70代	-	○離婚すると加害親との共同親権になると誤解している被害者が多いので、原則でも強制でもないことを広く周知すること。 ○DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法ではないことを支援機関にも周知すること。 ○経済的DVやモラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないので、支援者、司法関係者や相談機関における研修を徹底すること。

618	女	30代	-	９でインターネット上の性加害について触れられてますが、具体的な個人のポルノ画像だけでなく、そもそもインターネット上には女性を性的な物体として表現したような広告が溢れています。これらは自分で性的な表現を探しに行く場合ではなく、ただネットを見ているだけで目に入ります。またネット上だけでなく、駅や電車内の広告にも同様の表現が溢れていて、これらは性加害を助長する深刻な影響があると思います。また、コンビニなどでは目立つところに女性を性的物体化する雑誌が置かれてることもあります。これらは女性に対する重大な性的ハラスメントだと思います。 インターネットや公共空間における性的ハラスメントをなくす必要があること、そして今後対策を検討していくことを、この分野の章のどこか（基本認識の部分など）に追記してほしいです。
619	女	50代	64	女性差別撤廃条約選択議定書の批准をして、国内法を整えるべき。 家父長制を温存する法制度が残っているため、意識の変化が進みにくいと考える。ジェンダーに基づく暴力をなくすためには、世界水準の法制度にする必要がある。
620	男	40代	-	深刻なDVの多くは女性が被害者である一方で、２割弱の男性に配偶者からのDV被害経験があることが報告されており、その約６割が誰にも相談していません。相談に至らない要因の一つとして、被害男性が相談支援を受けられる環境が十分に整備されていないことが考えられます。実際、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数のうち、男性からの相談は全体の３％弱と極端に少なく、地域的な偏在もみられます 。また、DV被害者のシェルターとしての役割を担っている女性相談支援センターは、支援対象として男性が想定されていないこともあり、被害男性に対する支援体制も十分ではありません。 このため、被害男性がいつでも相談でき、安全の確保ができる体制整備が必要であることから、本計画において、「まずは既存の公的支援機関や非営利団体などの多様な社会資源を活用しながら、女性だけではなく男性にも対応できる体制を構築するなど、DVや性暴力における男性被害者に対する相談窓口や支援を整備・拡充すること」を明記することを提案いたします。 加えて、DV被害者等への具体的な支援においては、女性支援新法に基づき、女性相談支援センター等が心理的なケアや自立に向けた支援などソーシャルワークを行う体制が整いつつありますが、男性被害者の場合は、男性相談窓口における匿名の相談への傾聴が中心で、その後の具体的な支援がほとんどありません。 このため、「関連する社会福祉制度や地方自治体向けの助成金も活用しつつ、相談窓口につながった悩みや困難を抱える男性に対して，具体的な支援や適切な社会資源をコーディネイトし、あるいは開発していく、男性性というジェンダーに敏感な視点を踏まえたソーシャルワークの実施体制を構築していくこと」についても本計画に明記し、こうした体制整備を推進していく必要があると考えます。
621	女	40代	73	ハラスメントは絶対許されないことである。 教職員においても、同僚だけでなく、児童生徒、教育実習生、保護者に対してもしてはならないことである。それを周知し、特に児童生徒が安心して学校ですごせるようにしてほしい。

622	女	50代	71	⑬「・・・令和6年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう～」と、共同親権導入にむけて、DV被害者の支援について明記されたことは、本当に良かったです。しかし、「関係機関等の活動の支障」は、すでに起きていて、早い段階からSNS上などで、改正民法の誤った解釈が拡散されていました。現実問題として、周知だけでは不十分であり、活動の支障を防げるレベルではありません。このことにより、行政の関係機関が個別紛争に巻き込まれないための仕組みを徹底する必要があります。また、民間団体や弁護士の活動にも支障が生じていることから、関係団体等の民間団体や弁護士も加え、被害者の迅速な救済や支援の充実を実現する必要があります。 誤った民法改正解釈の横行により、「子どもの連れ去りは犯罪」という夫の言葉の呪縛に被害者が苦しんでいます。こうした誤った解釈の横行が相談行動や避難の大きなハードルになり、DVから逃れられない状況を作り出しました。、高葛藤な状況下に長く置かれた子どもの心身の回復にも大きな影響を与えています。子どもへの支援は、暴力を逃れてからでないと介入することはできません。早急に、民法改正の正しい解釈を広く知ってもらう必要があります。離婚後共同親権は、「原則」でも「強制」でもないことを周知徹底するための実効性ある計画を作ってください。加えて、DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法でないことを支援機関含め、周知徹底する計画も作ってください。
623	団体として提出	団体として提出	-	第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 ◇性暴力のない社会へ、ことばによるものも含め暴力は重大な人権侵害であることを職場、学校、地域などあらゆる場で周知徹底し、被害者の保護や救済など法制化と財源確保を急ぐこと。 ◇性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの拡充へ、24時間365日対応、スタッフや相談員の処遇改善、相談先の周知徹底など財源を確保し、推進すること。 ◇困難な問題を抱える女性支援法（「女性支援新法」）にもとづく女性相談支援員を増員し、正規雇用など抜本的な処遇改善と研修体制の強化を急ぐこと。 ◇子どもを含めDVや監護者などからの性暴力被害者に対して、一時保護のあり方を見直し、身体的にも心理的にも安心して過ごせる場所、学習保障など抜本的に改善すること。 ◇離婚後の共同親権は、DVの被害者や子どもをさらに追い詰める可能性が懸念される。実態をつかみ被害者保護など必要な措置をとること。家庭裁判所の増員・体制強化をはかること。 ◇性搾取の場となっている風俗店など業者を取り締まり、女性たちの居場所確保やケア、暮らしの援助、自立支援を強化すること。 ◇刑法の「不同意性交等罪」について、「性交同意年齢」のさらなる引き下げや、加害者処罰の強化、控訴時効の撤廃などの法改正を明記すること。 ◇性搾取禁止の法制化を明記すること。 ◇性交を含む撮影を前提としている「アダルトビデオ出演被害防止・救済法」を改正し、性行為などの契約を禁止すること。
624	団体として提出	60代	71	令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。

625	女	70代	-	義務教育の段階から、人権感覚を育てるための人権教育と包括的性教育を実施する必要がある。また、被害や加害の知識だけではなく、第三者としてのアクティブ・バイスタンダーの重要性を身に付けることができる教育を実施すべきである。
626	男	50代	64	素案は地域における男女共同参画センター等の拠点機能強化を掲げていますが、実際には女性向け相談の整備が中心であり、男性被害者や非典型的事案への対応が制度的に脆弱であるという深刻な問題があります。特にDVやモラルハラスメントにおける男性被害は社会的に過小評価され、支援窓口が存在しないために被害の把握すら困難となり、結果として統計上「存在しない被害」と処理されてしまいます。相談・統計の設計が一方の性別に偏ることは、政策形成に不可欠なエビデンスを歪め、被害者支援の全体像を誤らせる重大な弊害を生みます。建設的提言として、第一に地域の男女共同参画センターに男女双方の相談窓口を必置し、男性被害に対応できる専門相談員を配置すること。第二に相談データを性別・被害類型・年齢・親権状況等に細分化して収集・公開し、見過ごされがちな被害を顕在化させること。第三に統計作成は定義・方法論を明文化し、第三者監査を制度化して恣意的集計を防止すること。第四に官民連携の協議会や研修に男性支援団体を必ず含め、アンコンシャス・バイアス対策を体系的に講じること。これらは女性向け施策を後退させるものではなく、むしろ全ての被害者を支援対象とするために不可欠な基盤です。実態に即した公平な制度設計こそ、真の男女共同参画の実現につながります。
627	団体として提出	団体として提出	-	障害のある人たちが、支援の情報を得にくい、ということが実際に起きている。さまざまな機会、手段を通じて情報発信してもらいたい。また、相談窓口が、障害のある人たちにとって、利用しにくい状況もある。障害当事者を講師とする研修などを充実させるべきだ。 すでに一部の性暴力ワンストップ支援センターで、障害当事者によるピア相談員が配置されている。ピア相談員を増やしていくことが必要だ。 　障害者に対する性的虐待のなかには、施設や病院等における、望まない異性介助も含まれる。2022年に筋ジス病棟の未来を考えるプロジェクト女性ネットワークが実施したウェブアンケートでも、同性介助の希望を出していたにも関わらず、異性介助を受け、屈辱的な思いをしたという声が寄せられている。特に長期入院患者や施設入所者は、病院や施設以外に依存先がなく、声を上げにくい状況に置かれている。こうした状況を改善していくことが暴力を容認しない社会基盤の形成につながる。
628	女	60代	-	女性、児童に対する性暴力等の根絶を図る対策、広報を進めてほしい。
629	女	70代	67	最近は、女性が殺人事件に巻き込まれて殺されています。 毎週のように報道される「ストーカー殺人」は、年々ひどく なるばかりです。行きづりの人を襲って殺すなど言語同断です。 日本は、性被害に対する処罰が甘く、被害に遭った女性が 訴えづらいことをいいことに、犯罪がエスカレートしています。 また不起訴、執行猶予が多すぎて、再犯率も高い。 性犯罪は、もっと厳罰化するべき。

630	女	50代	68	２ 性犯罪・性暴力への対策の推進 （２）具体的な取組①～⑬ （意見） ⑬に続けて⑭として以下を加える。 ⑭買春は性暴力であるという認識のもと、売春防止法を抜本改正し、「買春者処罰法」制定を目指す。買春行為が不可視化され、売春行為に追い込まれている（主に）女性たちが更なる搾取や危険に巻き込まれないよう、女性保護の観点からの摘発と支援策を強化することも同時並行で取り組んでゆく。 （理由） 現在の売春防止法では、売春側の女性のみが処罰対象となっており、不公平極まりない。そもそも、弱い立場に置かれた女性たちが自分の意志という形を取らされながら、構造的な搾取と暴力装置に取り込まれているのが性売買であり、国として、ジェンダー平等を実現してこの暴力装置を破壊しなければならない。
631	女	20代	66	④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。 年齢に伴う発達や情報を受け取る側の状況に配慮しつつも、性に関する科学的知識（性行為・妊娠・出産など）や性的な暴力について、「映像や模型、具体的事例を用いて」説明することを、国として学校や保健所に促進する旨、本素案に含めていただけませんか。勉強不足ですが、日本では諸外国に比べて性がタブー視され、（その結果守られる命もありますが）、それが原因による性犯罪が多発してしまっているのではないかと気にかかってなりません。性犯罪の原因についての調査の継続と分析の促進、また、すべての学校や保健所でのより本質的な内容の性教育・情報提供がなされることを希望します。さらには、そうした教育・情報提供が行われる際には、受け取る側の心理的な負担に最大限配慮した環境の提供を国として呼びかけていただくことを希望します（個室の用意、カウンセリングなど）。 ⑧ 性的な被害や配偶者等からの暴力等の暴力の被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。 とありますが、男女共同参画を推し進めるこの素案では、男性についても女性と同様、このような項目を設けていただけませんか。 固有名詞への言及はここではひかえますが、男性が性暴力被害にあうケースも日本国内にて確かに存在することを多くの人が知っていると思います。もちろん、数字的にも、世の中のイメージ的にも性暴力の被害にあいやすいのは女性です。しかしながら、被害が存在する以上は、すべてを網羅するのは難しいかもしれないと考える一方、少数者への手厚い対応も必要であると考えます。
632	女	20代	68	第６分野３-(2)-②③について、これを実効性あるものとするため、性加害歴のある者が教職員、塾・予備校講師、保育士等、子どもと日常的に関わる職種に再就職できないようにする制度の確立を求めます。 さらに、加害歴を有する者が自治体間の異動や民間事業者への転職によって再び子どもと接する職に就くことを防ぐため、全国的に情報を共有し、自治体を超えて再就職を制限できる仕組みを構築することが不可欠です。これにより、子どもがどの地域・どの教育機関においても安心して学び育つ環境を保障することができます。

633	女	70代	-	【第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 ・67 ページのワンストップ支援センターについては、民間の努力に多くを負っている現状があり、ワンストップセンターについては行政の責任として設置するとともに、民間シェルターには十分な支援を提供してください。
634	団体として提出	60代	70	現行の統計や調査は、男女共同参画の政策目的に沿う形で恣意的に設計されており、中立性を著しく欠いている。たとえば、DV統計は女性被害を過大に強調する一方で、男性被害や虚偽申告、親子断絶に伴う子の被害などはほとんど取り上げられない。このような偏った統計は政策形成を歪め、社会問題の真の構造を不可視化する。科学的根拠に基づかないデータは政策の正当性を損ない、むしろ新たな差別や不平等を生み出す危険がある。建設的な提案としては、(1)性別や立場を問わない包括的データ収集、(2)調査手法・定義・集計方法の公開による透明性確保、(3)政府以外の独立機関による定期的レビューを制度化すること、が求められる。とりわけ「片親疎外」「親子断絶」「実子誘拐」といった課題については、これまでの統計では扱われてこなかったが、社会的影響の大きさを踏まえ重点的に調査対象とすべきである。統計の正確性と客観性を高めることこそが、信頼性ある政策形成と市民の納得を得る基盤となる。
635	男	50代	65	ジェンダーにもとづくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成する上で、「性的同意」をもとに、本人の選択と同意を尊重する社会になるような施策の推進を支持する。それにはたとえば３歳の子どもでも理解可能な、CSE（包括的セクシュアリティ教育）が日本全国どこに住んでいても受けられる体制が必要であり、そのための予算と人材を確保していただきたい。個として自律した考えを持った市民教育ができれば、性役割に拘泥する家父長的刷り込みから解放され、性暴力や性犯罪の撲滅に効果があると思われる。性役割の呪縛から解放され、対等な人間関係を築くことができるように、子どもから大人まで、どんな境遇の人でも受けられるCSEが求められていると思う。
636	女	60代	-	3 暴力防止と支援措置」に関する意見 DV防止法は本来すべての被害者を守るべきですが、現実には女性専用窓口しかなく、男性被害者やその家族は存在を否定されています。息子も虚偽のDV申告を理由に孫を一方的に奪われました。裁判所や警察は「男性＝加害者」と決めつけ、母親側の主張を無条件に信じる傾向があり、保護命令や接近禁止命令が乱発される結果、子どもと父親・祖父母の絆は切り捨てられています。DVを理由とした連れ去りが「正当な保護」と見なされれば、真の被害者（男女を問わず）は見過ごされ、制度は悪用され続けます。支援措置は性別を問わず公平に設計すべきで、各自治体に男女共用窓口や男性専用窓口を設置する必要があります。また統計作成において恣意的に「女性被害のみ」を強調するのではなく、実態に即した包括的調査を行い、政策を根拠あるものとしてください。私は祖母として、孫の安全と幸福を願います。DV支援制度を真に中立なものへと改め、虚偽利用による親子断絶を防止する改革を強く求めます。
637	女	30代	-	１「 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化」について、「第三者介入」の重要性について明記していただきたい。第三者介入とは、ハラスメントや暴力の場面で、被害者と加害者の周囲にいる第三者が被害に気づき、それを止める、軽減させるアクションを取ることであり、近年国際的にその重要性が認識されつつある。それは被害者の自己責任を防ぐことになるほか、コミュニティ全体を安心安全なものに近づける効果を持つ。教育機関や企業での啓発や、「第三者介入ワークショップ」の実施を働きかけるような文言を明記することを希望する。

638	女	70代	66	１ジェンダーに基ずくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化の、具体的取組(8)に様々な問題を抱える女性支援のため、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進…支援に取り組む民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図ると明記されています。女性相談支援員の養成・待遇改善は、長らく要求されていますが、あまり改善に至っていないと思われます。専門性に対し、正当な待遇をお願いします。 また、民間団体も自立できる給料が払えないため、若い人の養成もすすまず、地方では数年後には活動を維持することができない不安もあります。 よって、公的機関の相談機関の必要性がますます高くなると思います。
639	男	50代	64	第６次基本計画の素案において、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力（DV）対策の強化が掲げられている点は重要です。しかし、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」という表現は、往々にして「男性から女性への暴力」に矮小化されがちであり、男性のDV被害や、女性による男性への暴力、および親子間の暴力といった多岐にわたる暴力の実態が軽視される懸念があります。 現状、DV相談窓口は女性専用がほとんどであり、男性被害者が相談できる公的な窓口は極めて限られています。これでは、男性被害者の声が拾われることなく、公的な統計データも実態を正確に反映しない「恣意的な統計作成」に繋がりかねません。DV防止法における保護命令制度についても、男性被害者からの申し立てが困難であるとの指摘が多数あります。このような制度的偏りは、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない」という理念と著しく矛盾します。 真に「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤」を形成するためには、男性も女性も、加害者にも被害者にもなりうるという現実を直視し、全ての被害者が性別に関わらず等しく支援を受けられる体制を構築する必要があります。具体的には、男性のDV被害者専用の相談窓口やシェルターを全国に設置し、DV防止法の適用においても性別を問わず、被害の実態に基づいて公平に判断されるよう法改正を検討すべきです。 さらに、子どもに対する暴力や虐待についても、一方の親から他方の親に対する心理的虐待である「片親疎外」という概念を、DV対策の一環として明確に位置づけるべきです。これは、一方の親が子どもに対し、もう一方の親を憎むように仕向ける行為であり、子どもの精神的発達に深刻な影響を及ぼす暴力の一形態です。このような心理的虐待を防止するためにも、共同親権・共同養育の原則を法的に確立し、親子が不当に断絶されることを防ぐ必要があります。 これらの対策を通じて、性別にとらわれず、真に全ての個人の尊厳が守られる社会を目指すべきです。
640	女	60代	-	令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。

641	男	80代以上	64	息子が連れ去り被害に遭った事実を前に、高齢の父親として何もできない無力感に苛まれています。素案は制度の見直しを掲げますが、共同親権や共同養育の実現、連れ去り防止と救済に関する記述が薄いと感じます。現行の制度では面会交流が形骸化し、息子のように何年も子どもに会えない父親が増えています。共同養育を前提とした法制度の改正、面会交流の実効的な履行制度、連れ去り直後に迅速に対応できる仕組み、父母双方が利用できる全国相談窓口、第三者機関による透明な統計管理が必要です。子供を失った息子の苦しみを目の当たりにする親として、次世代の家族が同じ悲劇を繰り返さぬよう抜本的な制度改革を切望します。
642	女	80代以上	64	息子が実子を奪われた現実を前に、息子の高齢の母として何もできない無力感に苛まれています。素案の制度整備案は重要ですが、共同親権・共同養育の観点や面会交流の実効化、連れ去り発生時の保全的かつ迅速な救済手続きに関する具体策が不十分です。共同養育を前提とした法制度見直し、面会交流の履行確保（監督と執行手続き）、連れ去り直後に働く緊急措置、全国的な性別中立の相談窓口整備、職員研修による現場対応力の強化を求めます。子の最善の利益を担保するための法運用の明確化を強く望みます。
643	団体として提出	団体として提出	-	２ー6～８　当会は、女性たちの安心できる語りの場をいくつか運営しています。性暴力体験をもつ自助グループでは、遠い過去の体験であっても苛酷な影響は長く続き、苦しんでおられます。生きづらさのために受診する医療やカウンセリングは自己負担。豊かな社会、多様なwell一beingのために、中長期の回復期にも公的支援の道を拓いていただきたいと思います。
644	女	40代	68	子供に対する性暴力について。 オンラインにおける子供の性的な搾取がひどい。「児童ポルノ」とは言えなくても、子供を対象にしたアマチュアカメラマンの撮影会に明らかにペドファイル的な関心を持った男性たちが有料撮影のために群がっている。女児の親が自分の娘をそういうところの「モデル」に差し出すことを「児童虐待」として扱うとか、何か規制しないと、あまりに少女たちのダメージが大きく許せない。そういうイベントがたくさんある。小学生や中学生までそういう被写体になっている。 最近では埼玉県営公園で大きな水着撮影会が開かれ、そういったイベントに県営公園が会場を提供していたことについて物議を醸したが、それの本質的な解決を埼玉県が理解していたようには思えなかった。男女共同参画局として、児童虐待にはこのような性的な客体化も含まれるということに関する啓発があまりに足りないと思う。 Twitter（X）などのSNS を「ジュニアアイドル」とか「水着撮影会」などで検索してみてほしい。子供が性的に搾取されていることを、それがあまりに無策なまま放置される実態がある。これに関する被害防止の具体的な対策を男女共同参画局としても是非お願いします

645	女	50代	67	日本は性犯罪者に対して刑が甘すぎます。 被害者は一生の傷を負いながら生きていかなくてはいけません。一方で加害者はどうでしょうか？ 数年で刑期を終え、同じ様な犯罪を繰り返しているのが現実です。 最近では外国人による性犯罪が不起訴になっているケースも目にします。 性犯罪者の再犯率が高い事は統計でも明らかなのですから、もっと刑を重くする、出所する際はGPSを義務化、犯罪を犯した外国人は強制送還と入国拒否を徹底してもらいたい。 犯罪者の人権より、被害者を守って欲しい。 今後、益々外国人が定住しやすい政策がてんこ盛りです。その政策によって性犯罪の急増が予想されます（ヨーロッパを見れば明白）。 そんな政策を実行する前に、国民を守る法律を作成して下さい。
646	女	40代	75	インターネットを通じた性暴力等への対応 SNS を通じた性暴力ディープディープフェイクフォルムは本当に悪質。 子供もすでに被害にあっているのではないか。 Twitter でよく見かけるもので、実在の女性の顔写真を、例えば卒業アルバムの写真を掲載して、そこに精液をかけたものを出すとか、そういったことに対する法的な対応は不十分なはず。検討してほしい
647	女	40代	64	性暴力が支配欲に基づくものという認識が浸透していない。ジェンダー平等が進むと性暴力が減少するということを教えない生命の安全教育は不十分と感じる。気をつけましょうの教育だけでなく、性暴力が起こる仕組み、そもそもの体の仕組みなどを教える必要がある。性交を教えないと解釈される学習指導要領の歯止め規定は撤廃すべき。子供達には人権を基盤とした包括的性教育の導入を求めます。
648	女	30代	75	「（２）具体的な取組」の①の「『売買春の被害に遭うおそれのある女性』の支援」について 売買春対策の具体的な取り組みとして（２）の①で「売買春の被害に遭うおそれのある女性」の支援について言及されています。しかし、「売買春」自体を「被害」とみなすような表現が見受けられ、支援対象は「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性となっており、福祉やアウトリーチ支援に依らずに「売春」を選択した者については一切言及がありません。このような支援は、「売春」を行う女性を分断し、「被害者」とみなされない場合、必要なときに医療や法律などの支援にアクセスしにくくなる危険性があります。
649	団体として提出	団体として提出	67	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの充実を求める。地方自治体や民間等に任せるのでなく、国の施策として法律をつくり支援体制の強化、充実をはかる必要がある。

650	その他	50代	69	第６分野 基本認識 〇「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」から「ジェンダーに基づくあらゆる暴力（GBV）を根絶する社会基盤の形成と被害者支援の充実」～暴力のない社会を望むので、容認しないではなく根絶するに変更してください。 ３（2）具体的な取り組みに以下を加えてください 〇こどもが被害者にも加害者にも傍観者にもならないための未然防止教育として、初等教育から科学的根拠を基とした「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を基本とした包括的性教育を受けられるよう、学習指導要領にカリキュラム記載すること。また学習指導要領に組み込むに際し、教育職員への研修・講習を行うこと。 理由：「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を基本とした包括的な性教育を受けることで、子ども自身が性の自己決定権が自分にあることがわかり、性暴力から身を守り暴力に気づくことができるから。（１）施策の基本的方向にある、子どもは被害に遭っても、それを性被害と認識できない→現在は教育を受けていないからこどもは認識できない場合が多い。これは大人である私たちの責任・社会の責任だと思います。 包括的セクシュアリティ教育は、科学的に正確であること・年齢や成長に即していること・カリキュラムベースであること・包括的であること・人権的アプローチに基づいていること・ジェンダー平等を基盤にしていること・文化的関係と状況に適応させること・健康的な選択のためのライフスキルを発展させることなどが出来る教育です。何より私が、子どもの時にこの教育を受けたかったと思いますし、これからの子どもたちが受けられるよう切に願っています。
651	女	30代	-	卒業アルバムの写真を利用されるなどした、生成AIによるディープフェイク被害が報じられています。取り締まるための新しい法律を作ってください。
652	男	50代	-	（66・67ページ） ＊性暴力被害ワンストップ支援センターが日本の各地で本格的に稼働し、多くの性被害者・性加害者を救っているのは喜ばしいものの、各センターの内容と支援員の知識に、まだまだバラつきがみられる。特に立ち上げ当初は、「男性の性被害」についての知識がなかったセンターも少なくなかった。『性暴力被害者＝女性』という固定通念を、もっと破壊していく必要がある。男女共同参画局やこども家庭庁などの尽力は目を見張るものがある。一方で、専門的な医療支援対象がほぼ「女性の性被害者」に限定されているため、「女性ではない性被害者」に対しても、より支援の事実を図っていく必要がある。現在は「一般社団法人日本フォレンジック看護学会」の民間資格である、『日本版性暴力対応看護師』(SANE-J)を、認定看護師や専門看護師のように国家資格化しても良いのではないか。 （68ページ） ＊性暴力被害についての診療科は、産婦人科や精神科だけではなく、被害部位に応じて泌尿器科・消化器外科・耳鼻咽喉科なども受診する必要があるが、特に消化器外科や耳鼻咽喉科の医師は性被害についての知見や診察歴がないことも少なくない。これに加え、こどもの性被害の場合、まずはかかりつけの小児科の受診を勧める事例も見られる。医師・看護師・薬剤師・検査技師などの全ての医療従事者に、性暴力についての教育が必要と考える。 （71ページ） ＊「デートDV」は、非同棲交際相手だけに限らない。婚姻関係にあっても発生しうるので、その定義を再考する必要がある。一方、ここで性別を定義しなかったのは評価でき、「デートDVは誰でも起こすことがある」ことをさらに周知したほうが良い。 （74・75ページ） ＊現在、日本を訪れる外国人観光客の一部に、風俗店や「立ちんぼ」で買春する目的で訪日している者がみられる。英語などで書かれた、外国人向けの日本の風俗店ガイドも数多く存在し、「日本に行けば、安く低リスクで女が買える」という評判が立ってしまっている状態である。「売春」とともに、「買春」も法規制すべきではないか。
653	女	70代	-	偏った思い違いで暴言暴力には反対です。 相手の状況を踏まえて行動して欲しい。

654	男	30代	75	【意見要旨】以下の理由から、≪ＩＣＴリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組≫にあたって、情報の発信時に発揮されるべきリテラシーの向上と同様、情報の受信時に発揮されるべきリテラシーの向上も不可欠であることを示す文章を追記されたい。【意見理由】男女共同参画の実現を目指すものを含む民主的な議論と意思決定のためにも不可欠な「表現の自由」を堅持する観点からは、情報の発信を制限する取組については極めて謙抑的な対応が求められる。併せて、マスメディア企業等による情報の発信のみならず、ソーシャルネットワーキングサービス等を用いた個々人の情報の発信も盛んに行われている現代においては、男女共同参画に資さない恐れのある情報の発信（性差別・性暴力等をいたずらに煽る、あるいは不当に肯定するような情報の発信等）を須らく未然に防ぐことが、技術的・物理的にもますます困難になりつつある側面が存在することも直視するべきである。ついては、男女共同参画に資さない恐れのある情報を仮に受信したとしても、その情報に惑わされることなく、あくまでも自他の人権を尊重した振る舞いができるだけのリテラシーを国民に習得させることができる環境づくりが必須である。現在の計画案には、≪ＩＣＴリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組≫が特に≪自我撮り被害≫の防止、すなわち「情報の発信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるためのものであることについては明記があるが、「情報の受信時に発揮されるべきリテラシー」を向上させるための取組も推進することについて追記されたい。
655	女	50代	-	・法改正により「性的同意」の言葉は知られても、未だ「どうしたら同意としみなされるのか。」との質問があり、真の同意について理解が進んでいない。同意は手法ではなく、人権問題である認識が浸透していない。裁判官も同様である。そのため、やっとの思いで声をあげた被害者は裁判所でも更に傷つきを受けている。司法関係者全員に「性的同意」について学ぶ機会を求める。 ・思春期になって「性的同意」を伝えても、既に社会から間違った情報を得ているため、間違った知識で性的行為が行われている。その結果、性暴力が起きている。同意のない性的行為の情報は排除し、公衆衛生の視点で環境整備を求める。（露出度の高い雑誌、同意のない行為の画像・アニメなど） ・性暴力被害者は、緊急避妊薬のＯＴＣ化やネット販売により、被害の相談をせず孤立している。OTC化では妊娠は防げても、性感染症のリスクは回避されず、精神的ダメージもケアされないままである。性感染症リスク回避のため、また精神的ケアも行えるよう、医療機関につながる手段として、緊急避妊薬は無料化を望む。 ・被害後の精神的ケアができる専門家が少ない。また、専門家につながっても自由診療で受診料が高く社会生活が送れていない被害者は継続した受診が難しい。そのため、専門家を増やすため、医師や心理士は大学で必須単位とすることを望む。また、受診料や受診方法（オンラインなど）について検討を望む。
656	女	20代	-	性暴力犯罪、性暴力加害者対して、法律が甘すぎます。被害者が泣き寝入りしたり、受けた被害を何度も取り調べで話して起訴されたかと思うと、刑期が短すぎます。性犯罪に対してNOを突き付ける社会でありたいです。 子どもへの性犯罪でも、短い刑期を終え、その後保育士や教師として働き続け、再犯する事件をあと何件見ればいいのでしょうか。
657	女	40代	65	性暴力やDV支援において、被害者支援のさらなる充実も望まれるが、加害者支援プログラムの導入も希望する。 加害者自身も家庭や社会における暴力の誤学習によって、暴力を振るっている被害者であることも事実であり、暴力の程度によっては、関係修復を期待する被害者もいる。また、加害者との復縁を望んでいなくても、加害者自身が自身の暴力の問題に向き合うことをしなければ、相手を変えて、また被害者が生まれる可能性もあり、被害は減らない。 そのため、日本でも加害者矯正プログラムの充実を期待したい。

658	女	60代	-	川崎市の岡崎彩咲陽さん殺害をみると、警察の安易な姿勢が見えるが、神奈川県警は90年代、女性への暴力に対して意識が高かった。私はかながわ女性センターでDVの調査研究を行い、被害者支援マニュアルを作成したが、県警はこれを300冊以上購入してくれ、担当警察官に配ってくれた。 加害者の「女性を支配したい」という欲望をそのままにしておいてはいけない。対等な人間として存在することをしっかり理解させないと事件はなくならない。
659	女	20代	65	我らが国の性暴力被害者の置かれている現状は、あらゆる面において到底受け容れがたいものがある。被害者に対する適正なフォローと、あくまで被害者目線の法整備を望む。 基本認識の項に示されているように、性暴力が極めて甚大な人権侵害であり、被害者の心身が大きく損なわれる重大な犯罪であることが組織に広く共有されているにもかかわらず、被害者の置かれている状況は依然として深刻であり、性暴力を軽視した見方が蔓延し易々とセカンドレイプが行われている。大阪地方検察庁の元検事正が女性の部下に性暴力を働いたのみならず、組織的な隠蔽を指示し、また適正な処罰を求めた女性に対して無罪を主張し控訴したことは記憶に新しいが、このように国家機関に準ずる組織でさえ甚だしい暴力と差別を公然と振るえる余地のある社会であることが、どれだけ絶望的で、どれだけ公共空間に対する信頼感やそこに参画する意欲を削ぐものであるかを、再度考えてもらいたい。計画策定以降に、どれだけ問題意識を持って実践できるのか、示してもらえることを期待したい。性暴力は特定の属性の問題ではなく、社会の責任において対処されるべき重大な問題であることが、広く市民に共有される形で、施策を講じていただきたい。
660	女	60代	65	デートDV防止教育、加害者プログラム、シェルター運営等に対して、財政措置を講じること。すべての児童生徒に対する教育がなされるような予算措置を行うこと
661	男	70代	-	男と女の違いをはっきりとし、各々の個性を分けましょう
662	団体として提出	団体として提出	65	p66～66第６分野１（２）具体的な取組の(3)で、「学習指導要領の歯止め規定」を撤廃して、人間の生殖に関する事実、すなわち受精は性交によるという事実、性暴力とは何か、性被害とはどういうことか、「性的同意」に関することを加筆をしてください。 p106　１１分野１（２）具体的な取組の「イ　男女平等を推進する教育・学習の充実」の部分に、ユネスコ等が作成している「国際的セクシュアリティ教育ガイダンス」（2018年改訂）の包括的性教育の充実を挙げてください。 包括的性教育は(1)人間関係、(2)価値観・人権・文化セクシュアリティ(3)ジェンダーの理解(4)暴力と安全の確保(5)健康と幸福のためのスキル(6)人間のからだと発達(7)セクシュアリティと性行動(8)性と生殖に関する健康の８領域からなるもので、男女平等・ジェンダー平等のための重要な学習内容になっています。アジアを含む海外諸国の多くは、幼少期の教育から、初等中等教育段階の教育、教員養成までこの内容が教育課程に入っています。日本の子どもたちに国際水準の包括的性教育を学ぶ機会を与えてください。
663	男	50代	64	性についての正しい知識を持って、自分と相手を大切にする、人権としての性教育が求められていることについて、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた教育を就学前、小学校、中学校で教育の中に位置づける必要がある。性交を扱わないなどの、文部科学省の教育指導要領を、早急に改訂すべきだ。売買春は人身売買であり、売春する女性を取り締まるのではなく、保護すること、買春者を取り締まり、処罰とともに、教育することが大切である。また、緊急避妊薬、経口避妊薬へのアクセスは、入手方法だけでなく費用面でも補助して、アクセスを容易にすべきである。人工妊娠中絶術は、刑法の堕胎罪から削除し、本人の同意だけで可能にすること、費用をだれでも支払える額に設定すること、人工妊娠中絶術を受ける人の体と心のケアを充実することを項目に加えてほしい。

664	答えたくない	20代	-	同性婚の合法化。現在パートナシップ協定を進める自治体が増えています。しかし、自治体に認められても、男女の結婚と同じ土壌と権利がなければ生活はしにくい。これらは同棲をするときに家を借りるだとか、パートナーなのに結婚していないから病院の面会を拒否される、扶養に入れない、と沢山の超えていかなければならない壁があります。合法化に伴いメリットは、選択肢が増えることで差別を許容しない社会になっていくと思います。可視化と選べることの心理的安全性は、自分がこうであってもいい、という肯定となり、アンコンシャスバイアスも減らすきっかけになると信じています。
665	答えたくない	20代	-	性暴力は、暴力が行われている時点、暴力を振るわれた被害者だけではなく、社会全体に長期的な影響を与えます。「基本認識」で、被害者への影響や個人の尊厳については書かれていますが、日本社会において、性暴力があまりに多く存在し、そして性暴力があまりに多く不処罰のまま放置されていることによって、どれだけ多くの人々を萎縮させているか、その現実に対する認識が国としてあまりに甘いと感じました。性別を問わず、この日本社会での性暴力の現実を正しく認識している人びとは、性暴力やセクシュアルハラスメントの可能性を警戒し、＜自分の望む生活＞と、＜暴力を受ける可能性＞や＜暴力を受けて加害者が罰せられないばかりか自分が二次被害・三次被害にあう可能性＞を天秤にかけながら暮らしていかざるを得ません。他方で、そのような前提を全く共有せず、性暴力が自分のすぐ傍で生じていることに気付かずに過ごせてしまう人もいます（その中には、自分が行った暴力を暴力と認識できていない人も多数含まれます）。この非対称性が社会のなかに存在しており、それが日々の生活に影響を与えているという現実認識に立ったうえで、国としてこの社会をどのようにしていきたいかを示してください。制度を設計する者や、啓発を行う者が、性暴力についてのこの切実な現状や社会全体への影響を認識できていなければ、実効性のある取組は行うことができません。「具体的な取組」として挙げられているものは、このような現実認識に立っていると思えません。「第六次男女共同参画基本計画」に関わる全ての人が、この日本社会の性暴力の現実を、データや制度上のこととしてではなく、自分自身も一員である日本社会全体に深刻な影響を与えているものとして捉えたうえで、一つ一つの政策に落とし込んで欲しいです。
666	女	50代	-	８ 売買春への対策の推進 p75 ・売春を禁止することが、人権を守るでは無いと思います。 他の職種と同様、そこで働くひとが安全に暮らせる環境を整える、安全性の確保が必要です。 ・セックスワーカーへのコロナ給付金「なし」との国の対応は、まさに人権侵害です。
667	女	60代	107	配偶者からの被害は多くの場合は女性である、と記述されているが、それが事実なのかはより検証が必要ではないでしょうか。 また、その被害などに気づくための学びが大切です。子どもの学ぶ機会の保障のためには幼少期からのプログラムが必要です。
668	女	40代	65	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 ・1(2)(2)…第5次計画にも記載のあった予防啓発の内容がより具体化され、「性的同意」概念の啓発を行うことが明記された。 性的同意概念の啓発を行うことが明記されたことは賛同する。 ただし、現在、小・中学校で行われれいる性教育に関しては、相当の改善を要望する。 性に関する活動が低年齢化し、特に、小学生が被害にあう性犯罪も多いことから、小・中学生であっても、性に関する正しい知識を身に着け、自身の心身を守る必要がある。 「いのちの安全教育」と相俟って、年齢・世代・性別・学校・家庭・職場等あらゆる場で、性的同意概念を共有し、加害者を作らず、被害者を生まず、傍観者とならない社会とする取組を希望する。

669	その他	20代	-	第2部 Ⅰ 第6分野の「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会」というタイトル、非常にいいと思いました。そのままお願いします。 被害者支援の充実について、ノンバイナリーやトランスジェンダー、その他性的マイノリティを想定した相談体制の確立をお願いします。現状、ワンストップセンターにおいて、男性から女性の性被害等ばかり想定され、性的マイノリティが二次加害を受けることが多く起きています。 また、セックスワーカーや受刑者にも差別ない支援体制があることを望みます。
670	女	50代	64	まず、第6分野の「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」の視点に感銘を受けました。「ジェンダーに基づく」という視点と、暴力根絶のために「暴力を容認しない社会基盤」「被害者支援の充実」について一歩踏み込んだ議論がされたのだと感じました。 そのうえで、「性的同意」についての理解をすすめるためにも「包括的性教育」が必要と感じます。「『性的同意』を含む必要な知識を各段階に応じて身につけ」るとありますが、「性的同意」は、「あれは〇、これは×」というものではなく、人権意識が身についてこその「同意」です。人権感覚が身につく先に「同意」の意味も分かるものと思います。ぜひ「包括的性教育」についてとりくんでほしいです。
671	女	30代	33	2. 教員による性暴力防止策（素案33頁「教育・スポーツ・メディア等」）〔約990字〕 素案33頁では教育分野における安全確保やジェンダー平等推進が示されていますが、教員自身が加害者となるリスクへの防止策は限定的です。近年、日本でも教育職員による性暴力事件が繰り返し報道され、子どもたちの信頼が損なわれています。EUや英連邦諸国では、教育関係者の採用や更新時に「無犯罪証明書（Certificate of Good Conduct）」や「ポリスチェック（Police Check）」を義務化する制度が広く導入され、性犯罪歴のある者が教育現場に立つことを未然に防いでいます。日本においても、再発防止や保護者の安心確保のため、同様の仕組みを導入すべきです。素案には「教員採用や資格更新時の無犯罪証明書・ポリスチェック提出の制度化」を明示的に追記し、子どもたちの安全と教育環境の信頼性を担保することが強く求められます。
672	女	40代	71	・第6次計画4(2)13…共同親権に関する民法等改正の施行について、「配偶者への暴力を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実に取り組む。また、・・・被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生じないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」とあるが、前段を改定されたい。 改正民法とくに共同親権制度導入の「円滑な施行」のために、配偶者への暴力を防ぐ、というのは本末転倒である。そもそも対等な関係性が醸成されていなければ、共同親権に対応できる訳がない。共同親権の導入のために、DVを見過ごすしてはならない。 DVがあれば、離婚後は必要的に単独親権となる。むしろ、DVから速やかに避難し、暴力の立証のために政策的な関与をして、単独親権を促すのが、改正民法の円滑な施行に資する。

673	団体として提出	40代	49	（２）具体的な取り組み ①　～加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。 について。 加害者と被害者を生まないためには、若年層以前に「幼児期」からの包括的性教育が必須である。被害は低年齢期からはじまり、バイアスは年齢が上がるごとに強化される。被害を被害と認識すること、加害を加害と学ぶことは低年齢期から大切なので「若年層」をより明確な低年齢期とわかる「幼児期」に変更。 「幼児期から同意やバウンダリーを学び、関係性を構築する包括的性教育を行う」にしてほしい。 ⑨ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。 について。 相談できない原因として性被害にあったことに気が付くことができない現状がある。また、性被害を「恥」とする文化も大きい。性被害を早期に認識し相談できるようにするためにも必要なのが「包括的性教育」である。 問題意識を持ってもらうにも「包括的性教育」である。すでにわかりきっているこの回答を出すために調査研究を実施しなくてもいいので、包括的性教育をすべてのこどもに行っていただきたい。
674	女	50代	65	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 tお言うのならば、包括的差別禁止法、ハラスメント禁止法、子どもたちには包括的性教育が必要だと思います。 「生命（いのち）の安全教育」では足りません。はどめ教育をなくし、人権教育としての「包括的性教育」をするべきです。
675	答えたくない	30代	67	(2)の部分、痴漢をゼロにするために鉄道会社とも協力を要請してください。
676	女	60代	66	「⑪ 海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における～」という記述が盛り込まれたのは本当に良かったですが、海外では裁判一つとっても日本とは比べ物にならないくらいの費用が掛かります。経済的支援も計画に盛り込んでください。
677	女	60代	101	包括的差別禁止法、ハラスメント禁止法を入れてください。法律がないせいでいつまでもたっても改善去れません。 包括的性教育を進めてください。望まれない妊娠、出産で命をなくす子どもがなくなるように。また身体も心も傷つくのは女性です。なぜきちんとした性教育を認めないのでしょうか。ひどすぎます。

678	女	50代	65	「生命の安全教育と、アダルトコンテンツへの規制を願います」 幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、2021年に「生命の安全教育」のリーフレットができたとき素晴らしいと思いました。ようやく「性的同意」や「プライベートゾーン」についてきちんと伝える教育、賛同いたします。 現在、大阪を中心にその取り組みが学校にて実施されていることを聞いています。ぜひとも「相手のNOを大切にする」教育をぜひ全国の小中学校にて実施していただきたく、お願いします。 それらの教育は子どもだけではなく、検察官、裁判官といった方々にも必要だと感じております。フェアな視点で人権を守るべき方々の多くは正義のもとに冷静に判断をなさっていると信じておりますが、時代の変化もあり、アップデートすることも重要ではないでしょうか。 子どもの性教育で言えば、「アダルトコンテンツへのアクセスのしやすさ」があるなかで性教育が進まないと、歪んだ性への認識が進む可能性もあります。真面目な記事を読んでいたはずなのに、広告でアダルトコンテンツが出てくることもあります。親の監督責任とするにはそれらのコンテンツにアクセスすることが簡単すぎると思います。 女性の有名な俳優さんの顔にほぼヌードの身体をつけた商品が売られていることもあります。「こういうものを作って売ることができるんだ」と正当化される恐ろしさもあります。俳優の方々が訴えなければ、それを駆逐できないのでしょうか。 アダルトコンテンツで性を学び、それが性行為だと感じてしまう十代がとても多くなってしまいます。驚くほどのアダルトコンテンツに簡単にアクセスできます。それなのに教育をしなければ、それが性行為だ、と思ってしまってもおかしくありません。 海外で「HENTAI」という言葉がポルノで人気を呼んでいることをご存じかと存じます。日本のAVは変態プレイが多く、それが人気を呼んでいると言います。それが十代にとってのセックスだとしたら、「無理やりやることがセックスなのだ」「それが女性が喜ぶことなのだ」と感じさせてしまわないでしょうか。 法整備とともに、「相手のNOを大切にする」教育を子どもにも大人にもすすめられるような一文を加えていただくことをお願い申し上げます。
679	女	20代	-	ストーカーに対する取り締まりの緩さから生まれた悲しい事件が後を絶たない。もっとこの問題を深刻に捉えてほしい。私は会社から自宅までの帰り道、常に緊張している。また、後ろを歩いている人や向かいから来る人（特に男性）を警戒することに疲れる。 　性被害が起こる一つの要因にアダルトビデオがあると思う。その中で、女性はモノとして扱われ、女性にとっても気持ちが良いこととしてよく描かれる。間違った情報を与え続け、その誤解を解くような物は少ない。それによって、「No」と言っても伝わらないという現象が生まれるのではないかと思う。 　その延長線上にセクシュアルハラスメントがあると思う。特定の職業を性的客体化した作品は残念ながらたくさんあり、その被害が後を絶たない。色んな人や団体が啓発をしてくれているが、加害者本人に当事者意識が生まれないことが最もネックだと思う。そのため、女性の性的客体化を増進するような根本のアダルトビデオは、より制限を厳しくした方が良いと思う。
680	女	50代	-	性被害、性加害を防ぐためには幼児の時からの包括的性教育が必要だという立場に立った文章がありません。不十分すぎると思います。

681	女	60代	2	基本方針で、基本方針２ページ目５行目「女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗もあった。」とされていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか？また「配偶者間での行為について、身体への暴力ではない 行為についても「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする人が増えるなど、配偶者等への暴力（ＤＶ）に関する認識にも広がりがみられる。」と結論づけられています。しかしなぜ身体暴力以外について、ここで言及しないのだろうか？ただでさえモラハラなど身体的なDV以外のDV精神的、経済的、性的DVについて、加害者側にも認識不足で、「自分は殴ったりしていない」と身体的暴力のみがいけないことのように学習している人がいることを女性相談員として見聞きするものである。その上、司法関係もこの点についての理解がいまだに十分ではないため、問題解決をしようとやっとたどり着いた先で被害にあう人も少なくない。よって、加害者向けに知らせること、司法関係者や相談機関における研修を徹底する計画案作成をお願いします。また学校教育の中で、人権を尊重する観点から、家族同士が相手を尊重する、言葉や身体暴力はあってはならないことなどをしっかり教育する必要があります。それを充分に行わない限り、あとからいくらでもまた加害者が誕生し、被害者ケアに追われることになります。 　共同親権の問題について、DV被害者支援について書かれていますが、「改正民法の誤った解釈」がSNS上で広げられ、子どもを連れて逃げるに逃げらないとその場に留まる選択をしている人もいます。DVや虐待から子どもを連れて逃げることは違法ではない、正当なことであることを周知徹底してください。そして被害者を受け止める側がしっかりとタグを組んで被害者を守る取り組みがなされるよう計画に盛り込んでください。 　また家族法の改正でDVや虐待被害者の支援が十分にできなくならないよう、政府を挙げて力を尽くしてください。DVは女性の力を奪い、精神的な病になる人も多く、国にとって大きな損失であることをまず男女共同参画推進局から他省庁へ知らせる努力をお願いします。
682	女	40代	66	ワンストップ支線センターは全国にあることになっていますが、医療面でのケアには地域差があり、その大きな要因は、医療費の補填の範囲です。 地域によっては、健康保険を用いた上で自己負担分をセンターが支払う形になっていますが、これでは、必要な検査をしても「保険審査で切られる」リスクが残るために、協力に手あげする医療機関が少なくなってしまいます。全国一律に、被害者ケアに要する医療はワンストップ支援センターから公費で賄えるように国から働きかけることを明言してください。
683	女	60代	-	「配偶者への暴力」という、暴力をふるう方に焦点を当てた表現はとても良いと思う。全体を見ると、「への」と「からの」が混在している。表現を少し変えるとすべてを「配偶者への…」と使うことができる。DVは被害者の問題ではなく加害行為をする方の問題である。世の中の意識はそうではないのか。もう少し検討して「への」を使った表現に変えるべきだと思う。
684	男	50代	68	痴漢は重大な性犯罪であるという認識は間違いないですが、 しかしながら「痴漢冤罪」に対しても対策を講じるべきだと思います。
685	男	30代	68	(2)の⑬について 　素案68ページの「痴漢は重大な性犯罪である」という認識に異論はありません。しかし、この項目には痴漢冤罪の問題が完全に欠落しています。現実には、痴漢の加害者として疑われた瞬間に、ほとんどが男性である被疑者は裁判の有無にかかわらず社会的信用や職業上の地位を失う恐れがあり、人生を破壊された事例も少なくありません。にもかかわらず冤罪被害への言及は一切なく、取締りの徹底のみが強調されていることは、「痴漢対策のためであれば男性の尊厳は犠牲にしてもよい」という差別的認識を再生産する危険があります。 　また、痴漢防止策として特定の属性を一括して「危険」とみなし排除する発想に陥ることは、無実の人々を「犯罪予備軍」と扱うに等しく、実効性も乏しい上に新たな差別意識を生み出します。形式的な隔離策ではなく、誰もが安心して利用できる公共交通を実現する実効的対策こそ必要です。 　よって本計画には、痴漢対策の強化と同時に、冤罪防止と適正手続の厳格な保障、そして差別的認識の再生産を回避するための人権配慮を必ず明記するよう強く要望します。

686	女	50代	65	性的同意概念の啓発を行うことが明記されたことは賛同する。 「いのちの安全教育」と相俟って、年齢・世代・性別を問わず、学校・家庭・職場等あらゆる場で、性的同意概念を共有し、加害者を作らず、被害者を生まず、傍観者とならない社会とする取組を希望する。
687	女	50代	68	GBV被害者に対し、 トラウマ治療を含む適切な治療へのアクセスを、経済的負担の軽減、人員確保等を通じ、保障してほしい。
688	女	60代	66	性暴力について、最も弱いところ(障害者、外国人等)へ性暴力が集中するとの言及されており((例えば「基本的な考え方」の81頁には、立場の複合性から来る困難に言及)共感する。 しかし、その対応として、「実態把握と相談窓口の周知の必要」に終始する点、不十分と考える。例えば、施設や職場における性暴力の実態は、徹底的に隠され、「相談」は命がけともなる。そうした厳しい状況で、法的義務であるハラスメント窓口の設置だけでは機能しない。 また、外国籍市民の場合、交通手段、連絡手段、言語(英語圏ではないケースも多数)の壁がある中、固有のネットワークやSNSから相談につながるまでに多くの時間を要する。障がい者の場合には支援団体に加害者がいるケースもあり、当事者が相談への駆け込みに至らない場合も多いと推測され、実態は容易にわからない。 「基本的な考え方」に示される「包括的」「細やかな支援体制の整備」は、この難題に対応するにあたって、具体性を欠いている。せっかく問題の認識がなされているのだから、対応についても、つっこんだ探求を求めたい。
689	男	50代	71	⑬でいう「配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動」については、DV加害者が離婚後も配偶者を支配するために子を連れ去るまたはDV被害者たる配偶者を追い出す等の事態にどう対処するか、そもそもDV加害者とDV被害者をどう見分けるのか、も含めて施策の充実を求めます。 これまでの民法下での運用は、子を連れている方の訴えのみで被害者・加害者を決めつけてきた傾向が否めず、また、常に女性が被害者であるという先入観も強く働いていたと考えます。本来、対応する「関係機関等」では、一方の訴えのみで被害・加害を判定することはできないはずなので、加害者を被害者と誤認し、被害者に二次加害を及ぼす危険性を避けるためにも、被害を訴える者を支援する「関係機関等」は、一時的な支援開始と同時に司法機関につなぎ、被害・加害の事実を司法の手で明らかにした上で恒常的な支援へと移行する制度を導入すべきです。
690	女	50代	71	ＤＶ防止法を改正し、デートＤＶも同法の対象としてほしい。
691	男	40代	75	売春女性に対する保護と銘打った抑圧、また報道やSNSでの晒し行為が散見されます。被害者である売春女性には、そこに至らなくて良くなるための支援を届けると共に、問題の根源である買春者や、面白がって撮影をする男性の処罰を優先してください。
692	女	40代	69	(1) 施策の基本的方向 被害防止啓発と限定せず、人権教育としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及に努めるべき。リプロダクティブ・ヘルス／ライツに基づき「自分の体は自分のもの」ということを幼少期から伝えていくことを方針として掲げ、こどもたちを将来に渡って被害者にも加害者にもさせない教育を推進してほしい
693	女	50代	71	⑪について、実際に殺人事件が起こっている。警察が「よくある男女間トラブル」と判断し、刑法犯事例として認知しても初動に遅れが出ていると思われる。また「話し合いで解決することが最善である」という感覚を根強く持っているのではないか。警察に相談に行くまでに相当な勇気を振り絞っている被害者の心情に想像力を持って対応されたい。

694	女	50代	-	包括的性教育の導入を 様々な場所において様々な形での女性への性暴力が後を絶ちません。 これは男性が女性を一個の人格として認識していない差別意識の成すことであり教育の失敗の結果と言えます。 幼いうちから公教育の現場で全ての性が大切にされる意識を育むようなプログラムを設けることを望みます。
695	女	60代	-	女性への暴力の最たるものは性暴力。男性と女性の筋力差や体力差、身体の構造的違いが有るのに、この国の司法もマスコミも政治もそれを知らぬ顔している。男性が女性を殴るのと女性ご男性を殴るの違いがないかのように扱われる。同じ体重でも男性と女性は筋肉量が違うのでそのままボクシングやラグビーをすれば女性は命の危険があるのを分かっていてもそれを決めるのが男性だから同等に扱われる。男性対女性の争いは、男性の格闘技経験者と一般人の扱い以上のはずなのに、そうはならない。社会にも男性にその自覚がないから、男性の大声や脅し、威嚇やたった一発の暴力に恐怖を感じ自分の命を守る為にいいなりになり、怯えて暮らす女性の気持ちが反映されない。男性は自分が小学校低学年の頃、大人男性が自分を性的に狙っているとか自分に攻撃しようとしていると考えてほしい。それ程力の差がある女性に対して、絶対に脅すとか恐怖を与える行為はしてはいけないと性教育や人権教育で知らせるべきなのに、今の日本には振られたから相手女性を恨み、付け回し殺す男性、また付け狙われていると訴えても取り合わない警察が当たり前の様にいる。痴漢性暴力等性的暴力は身体が硬直して動けない事も知られていないし、それより相手は圧倒的力の強い男性でしかも痴漢をする様な倫理観のない最低な人間だという恐怖が大きい。そして周りにいるのも日本に多くいる女性蔑視男性かもしれないという絶望感しかない。社会全体で女性への暴力や恐怖を与える行為は卑怯で最低な事だと声高く何度も啓発すべき。それも男性に信頼のある沢山の男性達が男性に向かって正しい男性の在り方として伝えるべき。子供達への性教育だけでは今の大人の男性には伝わらない。司法もマスコミも女性蔑視、女性晒し、女性の商品化を許さない姿勢を見せるべき。今はその正反対。マスコミ司法政治企業全てで女性を勝手に持ち上げ商品化したり貶したり侮辱したりやりたい放題。そんな女性蔑視があった時に止める政府の力を持った人権を管理する場所さえない。その場所にいる権力を持った男性のお気持ち次第で女性はその場にいられないか、忍従を強いられる。そして女性はすぐ辞めると誹られる。 こんな男尊女卑の国なのだから政府の中に人権を扱う局が必要なのに、進言する与党議員はいない。その部署が作られたら困る人、全く困っていない側の人達だからだろうか。犯罪AVも禁止すべき。
696	女	50代	64	DVの相談者で、男性の被害相談の割合が増えてきたと言われることがある。 しかし、DV加害者教育プログラムの参加者の話しを聞いたところ、DV加害者は、「自分こそがDV被害者だ。自分を怒らせる妻が悪い。」と思っていたとのこと。つまり、DV相談をする男性の中には、DV加害者なのに、DV被害者と思い込んで相談をしている場合も考えられる。 また、DV被害女性プログラムに参加する女性の中には、DV被害者でありながら、夫からDV加害者と思わせられている人もいた。 DV被害に関しては、その分析にはジェンダーへの視点が必要であることも加味してほしい。
697	女	50代	72	○２について 取り組みに賛同する。
698	女	30代	-	相談現場で支援者が燃え尽きたり、仕事が継続できないようにならないために、支援者のメンタルヘルスや労働条件（期限付きの雇用により専門性が担保されないなど）の改善を図ること。
699	女	70代	7	誰もが性別に関わりなく安全かつ安心して暮らせる社会の実現のためにセクシャルメント、性犯罪・性暴力、DV、ストーカー、SNSに晒すデジタル暴力などのジェンダーによる暴力が許されない社会基盤の形成、厳しい法的罰則が必要と考える。 被害者の回復、社会復帰、安心安全な自立生活の推進のために、現在のしくみに付け加えて中長期的な物心について支援の充実を求めます

700	女	50代	65	（２）具体的な取組①、②について 性犯罪、性暴力が許されない行為であるとの啓発は大事なことは確かだが、そもそも最近の社会で起きている様々な犯罪行為や迷惑行為については、他人を思いやる心、日本人が当たり前に持っていた良識を失いつつあることが根本的原因。学校、地域、家庭で日ごろから心の教育、倫理観や道徳心を育てる教育をしていくことが必要。性犯罪、性暴力ばかりクローズアップさせても、そもそもまともな人としての心を持ち合わせていない者には響かない。
701	答えたくない	30代	-	トランスジェンダー女性を女性と定義するのに反対です。性同一性障害と違い、トランスジェンダー女性は身体は男性のままで精神が女性なら女性と定義し、女性スペースに入り、女性と同様に扱わなければ差別と言いますが、これは間違っていると思います。すでに犯罪は起こっていますし、簡単に性別変更の許可を出さないでください。政府があいまいな状態でいるために、子供を利用して法律を変えようとしています。男性体として成熟しきっているのに、また男性器まであるのに女性として受け入れろというのは恐怖しかありません。私は今成人しているからまだましですが、それを学校で押し付けられれば苦痛以外何者でもないです。 例え男性→女性へ身体手術をしても下記のような人がいるため、私は支持できません。私が見られたわけではないですが、セクハラを受けている気分でした。手術済でも怖いと思いました。政府はトランスジェンダーを尊重することに重きを置いていますが、それによって弊害が起こる女性の意見を無視しているように思います。このようなところが女性差別だと深く思います。
702	女	40代	67	課題：合意の法的定義と市民理解の乖離 理由： 刑法改正により「同意」が焦点になったが、市民への周知不足で誤解が残る可能性がある。 課題：相談窓口や通報手段の周知不足 理由： #8103、#8891やワンストップ支援センターの存在が十分広報されなければ利用されにくい。 課題：若年層への重点的予防啓発の不足 理由： 4月は「若年層性暴力防止月間」だが、効果的で年齢に即した広報がなければ教育機会が失われる。 課題：ワンストップ支援センターの具体的機能周知不足 理由： 医療・法的支援・心理支援など包括性を明示しなければ、利用が限定される。 課題：二次被害防止の姿勢の周知不足 理由： 公的機関の取組を広く伝えなければ、被害者が再度の傷つきを恐れて支援をためらう。 課題：専門職研修の認知不足 理由： 医療従事者らがPTSD対応の訓練を受けていることを市民に周知しなければ、安心して相談できない。 課題：障害者に対する性被害通報への理解不足 理由： 文中では厳正対応を求めているが、周知不足で報告が上がりにくい可能性がある。
703	女	30代	2	・刑法を改正し、性犯罪の加害者に対する量刑をより重くすること ・12:性犯罪の加害者に対し、（出所後、示談後問わず）更生プログラムを義務付けること。怠った場合は刑事罰を科すこと ・8:性犯罪の被害者に対し、PTSDの治療と社会復帰への支援の拡充、経済的支援を保証すること

704	女	70代	61	⑧⑨大阪では、民間病院による性暴力現在者へのワンストップサービスが20年間24時間365日続けられてきたが、経営悪化によりワンストップサービスの存続を行政に求めた。結果、大阪府の公的病院に移管となったが、同じ病院内での体制はできなくなった。多くの性被害犯罪が起こり続けている現状の把握と国の支援方策の具体化を講じてほしい。 また、大阪地方検察庁では組織のトップによる性暴力事件を隠ぺいする職場体質などぉ改めるには、法整備の強化と職場における研修体制、絶え間ないくチェック機関の検討をすべての公的機関への適用を求める。 ３　子どもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進の具体的な取組では、学校における性教育が、保守層からの攻撃で多くの学校ではできていないと聞く。人を心身ともに気づ付けないためには、まず己の体を知り大切にすること、生命の尊さを学ぶこと、その過程では性教育は必要不可欠であることを明記すべきである。
705	女	50代	64	まず、第6分野の「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」の視点に感銘を受けました。「ジェンダーに基づく」という視点と、暴力根絶のために「暴力を容認しない社会基盤」「被害者支援の充実」について一歩踏み込んだ議論がされたのだと感じました。 そのうえで、「性的同意」についての理解をすすめるためにも「包括的性教育」が必要と感じます。「『性的同意』を含む必要な知識を各段階に応じて身につけ」るとありますが、「性的同意」は、「あれは〇、これは×」というものではなく、人権意識が身についてこその「同意」です。人権感覚が身につく先に「同意」の意味も分かるものと思います。ぜひ「包括的性教育」についてとりくんでほしいです。
706	女	40代	72	ストーカー事案対策の推進 課題：ストーカー行為の深刻性軽視 理由：　軽微に見える行為が重大犯罪に発展する危険性を周知しなければ、早期通報が促されない。特に警察、司法の認識強化を。 課題：加害者更生プログラムの認知不足 理由：　取組を公表しなければ、被害者の不安解消につながらない。 特に更生プログラムの強制的な実施とプログラム機関の拡充が早急な課題。
707	女	50代	-	1. 包括的科学的性教育を早急に導入すること。男女が同等の存在であることが当然であること内面化するために必要不可欠。包括的科学的性教育はすなわち人権教育であり、性的自認に悩む子どもにとっても安心できる教育機会になるはず。 2. 性暴力犯罪の裁判が裁判官の人権感覚に判決が左右されることについて、年齢的にも環境的に女性を見下すことを内面化した、特に中高年の男性裁判官には性犯罪被害者に対する認識をアップデートする教育を施すこと。

708	男	30代	67	ページ67からページ68 第２部 政策編 1 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 「各地域での被害者支援における中核的な機能を担うワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。」 この記述については、女性相談支援センターや女性自立支援施設など、女性に特化した支援機関や施設の存在自体が問題であり、それらとの連携も性差別につながる可能性があります。 今後は、これらの女性限定機関を廃止し、性別を問わない支援機関を整備した上で、それらとの連携を進めてください。 「二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図る。また、公判手続における性犯罪被害者等の心理的・精神的負担の軽減のため、被害者からの聴取の在り方について引き続き検討を行うとともに、研修等により対応における留意点等の周知を図る。」 この記述については、被告人の防御権については十分に考慮されていますか。 もし刑事訴訟法271条の2に基づく被害者の個人特定事項の秘匿を指しているのであれば、 その推進は問題です。 草津町虚偽告発事件のように、性犯罪でも冤罪が発生する可能性があります。 全く根拠のない濡れ衣を着せられた場合、被害を申告した者の氏名や住所などが不明で、誰が被害を訴えているのか把握できない状況では、刑事裁判で適切に争うことが難しくなります。
709	女	40代	75	売春対策の推進 課題：売春を「被害なき犯罪」と捉える誤解 理由： 搾取や人権侵害の実態を広報しなければ社会の認識が変わらない。 売買はどちらも犯罪。しかしジェンダーギャップ指数が低い日本の現状ではアファーマティブアクションとして、女性への支援やサポートが必要。男性へは厳しい罰則を。 課題：若者や脆弱層のリスク周知不足 理由： 貧困や孤立による巻き込まれを防ぐ啓発がなければ被害が拡大する。 未成年へのアクションとして、受け身ではいけない。自ら介入していかなければ進まない課題。

710	男	60代	75	具体的な取り組みとして、「売買春の被害に遭うおそれのある女性」を支援することが書かれているが、現在売春をしている人が劣悪な労働条件で働いていたり、福祉や医療につながれていなかったりする状況の改善もするべきである。
711	団体として提出	団体として提出	-	・セクシュアルハラスメントの中に「就活セクハラ」と「SOGIハラ」を加えてほしいです。 就活セクハラは、2026年より企業側の対策が義務付けられる予定ですが、どのように企業をモニタリングしていくかなど、6次計で方針を示すべきと考えます。また、就活セクハラは男性の被害が多く、より男性の性暴力被害に関する支援の強化が必要です。 同様に、SOGIハラ（性自認・性的指向に対するセクハラ）に対する具体的な施策も示されていません。今年の通常国会の付帯決議を受け、6次計に具体的方針を示してください。 また、あらゆるハラスメントを防止するには、アクティブ・バイスタンダー（行動する傍観者）の存在が大きく、その養成のための支援や制度の構築について、方針案を加えてほしいです。 ・セックスワーカーは、社会に根付くスティグマ等により、金銭的および医療的支援などを受けづらい環境にあります。6次計素案の中に「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」との記述がありますが、セックスワークを労働者として認めず社会から排除することは、性暴力や違法取引が可視化されず闇市場化するリスクにつながるなど、セックスワーカーへの差別・搾取をさらに助長することになります。 セックスワーカーが安全で安心した環境下で働き、法的保護や十分な医療ケアを受けられるよう、セックスワークを非犯罪化し適切な法制度・規制を設けるなど、方針の見直しを図るべきと考えます。
712	その他	20代	66	「(2)具体的な取組⑨」で、被害者と直接接することになる関係機関の職員などについて人材育成を図るとあるが、その対象に大学のハラスメント委員や人権委員、カウンセラーも含めてほしい。私は大学で性暴力に遭い、これらの職員に相談したが、その際多くの二次被害を受けた。問題の解決を助ける役割であっても、実際には性暴力被害への対応の専門知識がない場合もあると思う。大学を含む学校での取り組みや課題についても調査し、改善してほしい。
713	答えたくない	40代	-	第6分野 1の丸5に関連して 基本的方向に「暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう」とあるように、加害者への具体的な取組も以下のように盛り込んで下さい。 様々な状況に置かれた被害者、加害者、加害衝動を抱えている加害者予備群に情報が届くよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するするとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充を図る。また、広報啓発を実施する際は、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等の多様な被害者にも支援の情報が届きやすくなるよう留意する。
714	女	70代	71	⑥民間団体との官民連携について、財政の苦しい自治体は、それを理由に実施しない、もしくは予算の削減を毎年行ってくるのが実情。自治体と委託契約を結んでも、単年度契約であるため、次年度の雇用の約束もできず、生活のために転職することを引き留められない。不安定な状況では、先の見通しが立たず、活動をいつまでどうやって続けられるか、見えないままで、当事者のことを思って続けているのが実情。緊密な連携をと言われても、立場が全く違うため、上下関係は避けられない。障害福祉や高齢者福祉のように、民間主体でできるようになるには、あと数十年はかかるような気がする。 ⑪非同棲相手への暴力（いわゆるデートDV)については、諸外国では、配偶者間と区別ない法律となっている。今後、配暴法を改正して、婚姻、同居の有無にかかわらず接近禁止な、退去命令などを適用し、安全確保がはかられるように方向性を定めて欲しい。

715	女	50代	65～	１．「有害な男性性」について 　１．（２）①に「女性に対する暴力の背景には社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在することに留意する」との記載に同意するものですが、この部分を、より一歩深めて、「有害な男性性を教育啓発により除去していく必要がある」ということを、一つの柱として記載していただきたいです。 　犯罪白書によれば、性犯罪の加害者は９５%が男性です。男性の女性に対する蔑視・支配欲・加害欲などの「有害な男性性」が性暴力、DV、ストーカーなどのジェンダーに基づく暴力の根本であり、これに対する対処が、総論として位置づけられるべきだと考えます。 ２．2023年性犯罪規定の改正に関して 　「性的同意」の啓発の方法ですが、現在、中教審で学習指導要領の改訂が議論されているところ、保健でも道徳でも構いませんので、何らかの教科の中に、「命の安全教育」を位置づけ、その中で「性的同意」や「バウンダリー」、お互いを尊重する人権思想などを、教えるようにしていただきたいです。 　また、セクシャルハラスメントについては、刑法176条1項8号の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。」に該当し、刑法犯として訴追される可能性がある行為であることを、周知してください。財務事務次官によるマスコミ取材者へのセクハラが問題になった際に、副総理が「セクハラ罪は無い」と述べたことが、世間の一般認識になっていると思われますので、これを払拭し、刑法176条、177条を正しく適用していただきたいです。 ３．AVの規制を検討してください。 　レイプなどの犯罪行為が、AVの中では、途中から被害女性も気持ちよくなって同意に転じる、という虚構が溢れており、滋賀医大生強制性交等被告事件では、被害女性の「やめて」、「痛い」などの明確な拒絶文言があったにもかかわらず、AVの中での表現に照らし、加害男性が「同意だと思った」との同意誤信＝故意阻却が大阪高等裁判所で認定されました。明確に拒絶しても、AVで同意に転じるのが普通だから、同意誤信が認められるということは、AVの有害性は明らかです。かかるAVが適法なものとして存在する限り、性被害者は救いがありません。AVが蔓延する日本は、一部の男性にとっては天国かもしれませんが、多くの女性には地獄です。
716	男	30代	-	基本認識において、男性の被害者についての認識もあるが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の前文においては「また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。 このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。」とあり、女性が被害者であるというジェンダーバイアスが法律において存在する。男女かかわりなく暴力を許さないという施策とすべきであり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の上記前文の改正も行うべきである。
717	女	20代	66	丸4 について、具体的な性交に関わる知識を教えることを実質的に禁じている「歯止め規定」を撤廃しないことには、中学生が性被害や性加害に気づくことができない場合があります。現状はゲスト講師頼みで、包括的な性教育の機会にばらつきがあります。歯止め規定を撤廃するカリキュラム改定を視野に入れた記述を追加してください。

718	団体として提出	団体として提出	65	（２）具体的な取組において、とくに③④の項目が大切であると思うので、ぜひ積極的に推進してほしい。 「③ 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者 にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、 全国的な取組の実施を推進する」「④学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。」という内容について、幼少期から発達段階に応じた教育を行うことは非常に大切であると思います。また学校等で、産婦人科医や助産師等の専門家を活用しての性と健康に関する教育等を行うことも必要な取り組みであると思います。ぜひ、さまざまな場面での教育をすすめてください。
719	女	40代	69	（１）について 施策の基本的方向について、「性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備」や、「相談しやすい体制の整備を図る」としていますが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきです。性暴力が起こってからの対応ではなく、未然防止のための教育が男女ともに必要です。また、加害者への罰則だけではなく、アンコンシャスバイアスをはじめとする矯正教育のシステム化を充実させる必要があります。
720	男	30代	64	「基本認識」の〇2中、何の説明もなく、「女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており」などと記述されているが、何故女性のみに特化した記述をする必要があるのか。根拠もなく、特定の性のみを対象とした記述は削除すべきである。暴力の背景に、根深い偏見があるのは、男性も同じであり、例としては、所得の低い男性が暴力の対象になりやすいなどの例があげられるはずだ。女性のみを対象とした記述とすることは、これら偏見による男性への暴力を軽視することになる。最後に「当然のことながら、暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。」などの記述があることは何の弁明にもならない。そもそも女性に特化した記述をするからこのような見苦しい弁明が必要になるのであって、この文書が男女共同参画計画として男女平等社会を実現するためのものであることを考慮すれば、削除する以外の選択肢はないはずである。
721	答えたくない	30代	67	被害者保護、加害者からの報復防止、スラップ訴訟問題についての観点が欠けており当事者に寄り添う内容でない。
722	団体として提出	団体として提出	53	６ 売買春への対策の推進（１）施策の基本的方向 売買春の被害からの女性の保護 について 売買春は男性も被害に合っているため、「売買春の被害からの保護」と表現変更を。 ③ 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。 について 売買春は元締めと買う側の犯罪とすべきだと考えているので、大賛成です。検討を願います。

723	女	50代	68	刑法性犯罪規定の認知件数は向上しているが、起訴率は向上しておらず、その結果、被害申告をしたのに不起訴などによって失望する被害者は増えている現状があり、極めて由々しき状況がある。 また、滋賀医大事件その他、旧法適用事例でも、被害者がNoと言っているのに真摯な拒絶と認定せず、無罪となる事例もある。 検察庁は、100%有罪にできる自信のないケースは起訴しないという方針と取っているため、防犯カメラなどの客観証拠のない事案を起訴しない傾向が顕著となっている。 これを打破するために ・法曹関係者、とりわけ検察・裁判官に対する刑法性犯罪規定の改正の趣旨およびジェンダーに関する教育を徹底すること ・裁判所において、性犯罪の事実認定に関する研究を行い、ジェンダーバイアスや「強姦神話」に基づく判断を防止すること ・検察庁・警察庁においては、性犯罪に関する捜査人員を増やすとともに、性犯罪を専門とする捜査チームを各県に立ち上げ、捜査能力を向上させること ・早期の証拠収集及び被害申告を呼びかけるキャンペーンを実施すること ・性行為の同意に関する理解を増進するキャンペーンを実施し、ありとあらゆる機会を利用して性行為の同意の正しい意味を社会に浸透させること ・2023年刑法改正を受けた実施状況、特に不起訴事例とその理由に関する検討を検察庁において実施し、結果を公表すること ・2023年刑法性犯罪規定付則に基づき、yes means yes型の改正、加湿レイプ罪の導入、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入、公訴時効の再延長、性交同意年齢にかかる５歳差要件の再検討などの課題に関する見直しを法制審議会において進めること が必要であり、計画に明記されるべきである。
724	男	20代	-	「生命の安全教育」の全国全校での実施を進めること。その際にはすべてのこどもたちの年齢・発達に合わせた実施を可能にするため、点字や動画への手話誘導、やさしい日本語版の開発等を進めること。内容についても、異性間の性暴力に焦点を当てるだけではなく、性の多様性を踏まえた上で、自他を尊重する人間関係の構築に欠かせない人権やジェンダー平等についても扱ってほしい。また、同意やバウンダリー、第三者介入といった視点取り入れた学習内容にバージョンアップしてほしい。(第6分野1②③,④) GBV被害者の相談場所やシェルターの予算を拡充し、相談員の正規雇用化の推進等によりアクセスを保障してほしい。(第6分野2②④)等) ＤＶ防止法を改正し、デートＤＶも同法の対象としてほしい。(第6分野4②⑪) GBV被害者に対し、トラウマ治療を含む適切な治療へのアクセスを、経済的負担の軽減、人員確保等を通じ、保障してほしい。(第6分野2②⑧)
725	女	60代	-	安心して、町で生活できるような環境を整えてもらいたい。犯罪防止の制度が進展してきていることは認めるが、予防が十分におこなわれていない。一番感じるのはメディアの規制が進んでいないことである。表現の自由の問題はあるかもしれないが、広告の規制をおこなってもらいたい。できればタレントなどを起用することをやめてもらいたい。タレント自体がなんらかのジェンダーバイヤスをまとっており、そのイメージでジェンダーバイヤスが広告を通じて拡散されている。 また学校や家庭において、ジェンダー不平等や基本的な人権尊重の徹底が不十分であると、それらが暴力の容認につながると考える。女子高校生・中学生についてだが、制服をやめたらどうだろうか。女子高校生・中学生という指標をつけて歩いているので、盗撮などの対象になりやすい。学校への反発からミニスカートにして制服を着たりすることも避けられると考える。

726	女	50代	-	性暴力、性加害を支えているのは、今の社会だと感じています。 児童ポルノについても、ずっとその子どもが実在するかがポイントになってきましたが、この社会に、実在、非実在を問わず、子どもへの性暴力や性搾取を娯楽にしたものが溢れすぎていると思います。 ネットでも、子どもが性的に加害されているエンタメや広告を見ない日がありません。 表現の自由に最大限配慮しながら、 子どもたちが性的に倒錯した行為をされるものや、実際には痴漢行為や迷惑行為にあたることがかわいいと言い換えられてきました。 その時にも大前提として、非実在だから何をしてもいいのだという暴論がずっとありますが、子どもや女性が性的に虐待されて、それを気持ちよいことだと刷り込まれ続けていることは、この社会が子どもや女性への性搾取や性暴力を解決できない思考の地盤になっていると感じます。 いくつか欧州でも生活をしてきましたが、 こんなにゾーニングなく、子どもたちも実写、非実写問わずポルノにアクセスできる国は私たちの国だけです。 それが私たちの国の特徴なんだと言われてしまうと、いったい私たちはいつまで、性搾取され、子どもたちはいつまで大人の性の対象にされていくのか、暗澹たる気持ちになります。 実際には、表現の自由もとても大切なことなのですが、 ゾーニングはこれ以上進められないのでしょうか。 幼少期から当たり前に性加害表現に触れているうちに、たくさんの日本人が中毒化し、現実と区別がついていると言いながら、現実の女性蔑視や、性暴力を支えている現状があると思います。 被害を訴える人がいても、加害を拡散している側ではなく、被害者の気持ちの問題にされ、自衛を求められていることは痴漢被害にもよく似ています。 ネット上での子どもたちへの被害も、子どもたちへの啓蒙や自衛に頼ろうとしているかと存じます。本当は、情報の発信側の責任を問うべきだし、ゾーニングを義務化していって欲しいと感じます。

727	女	20代	67	施策の基本的方向の「被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期す。」に、二次被害の後に「加害者からの再被害の防止」「加害者による被害者への逆恨み、スラップ訴訟、脅迫等の攻撃への厳正な対処」という文言を明確に含めてほしい。 私は被害当事者ですが、刑事告訴をし裁判をしたことで、その後に拘置所で拘留されている加害者から逆恨みを受け、脅迫の再被害に遭いました。(拘置所にいながら犯罪を犯したのに、拘置所の監督責任が全く問われていません)また、被害者の個人情報が裁判員裁判の公判前手続きのなかで当たり前のように加害者の前で晒されていました。その際の情報を加害者が覚えていて脅迫に使ってきました。加害者に捜査とは関係ない被害者の個人情報を与えてしまうような非常に被害者保護や加害者の攻撃性への認識、理解が不十分な状況があります。司法関係者への被害者保護と加害者の認知の歪み、攻撃性に関する研修を、外部の被害者支援の専門家を講師とし、必ず行う旨をどうか記載してください。 現在加害者は服役中ですが、認知の歪みが是正されないまま、被害者である私が警察に被害申告したことを恨んでおり、その歪みを刑務所に入った後も誰も是正してくれる機会がありません。8年後に加害者は出所しますが、このままでは出所した後にお礼参りに来られるのではと、正当に司法に訴えて有罪となったのに、余命をつきつけられたような気持ちです。人の命がかかっている問題です。この件で司法はどこも責任を取ってくれませんでした。司法を利用した被害者が、むしろ命を危険にさらされて、後は「自分の身は自分で守ってください」という施策の社会では、誰も司法を頼れなくなってしまいます。加害者の認知を是正するための更生プログラムを、刑務所、拘置所、起訴にならなかった加害者も民間施設で受けられるようにする等、性犯罪に対しても必ず行っていただくことと、被害者保護に関する研修を行うことを今後5年間の施策に含めてください。私にはこの5年間しか時間がありません。
728	女	50代	70	配偶者への暴力について、夫婦間での話し合いができないことが多く、現代では関係改善よりも被害者が逃げることが支援の主流となっています。必ずしも別れることを望んでいない場合もあり、相互理解してやり直すための支援も必要です。関係改善を促すリカバリー支援の構築を検討してください。
729	男	20代	71	第5次男女共同参画基本計画と比べ、デートDVに関する記述が充実した点は大変意義深いと考えます。しかしながら、現行のDV防止法は依然としてデートDVを適用対象としていません。海外では、親密な関係にある者すべてを対象とし、デートDVを含めた暴力防止を規定する法律が整備されています。DV防止法の適用範囲にデートDVを含めることを検討する旨を、計画に明記されるよう強く求めます。
730	女	70代	65	１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 の（１）施策の基本方向と（２）具体的な取組において「包括的性教育の実施」を含めてほしい。 「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成のためには、大人も子どもたちも人権とジェンダーの視点に立った包括的性教育を学ぶ必要がある。暴力の加害者、被害者、傍観者にならないためには幼児期からの「生命の安全教育」と実施とともに「性的同意」について学ぶことが大変重要である。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育はそれらを網羅する教育なので、幼児期から学校教育で実施するよう明記してほしい。また大人も包括的性教育について学ぶ必要があると思う。大人の学びが不足しているために学校でも教職員の性犯罪やセクシュアルハラスメントが実際に起こっている。大人にも学ぶ環境が必要であることも明記してほしい。

731	男	40代	71	DV安全確保と子の利益の両立（統一リスク評価とセーフガード） 【根拠】第６分野４は配偶者等暴力の防止・被害者保護、関係機関連携、周知・研修を包含し、改正民法の円滑施行とも連動します。ここに「危険事案の遮断」と「安全確保下での親子関係維持」を制度化する全国統一のリスクアセスメント基準を明記することが最も整合的です。 【提案】(1)危険度分類：面前暴力・脅迫履歴・保護命令・加害パターン・依存症等の指標で層別化。(2)段階的再開：監視付交流・同行支援・オンライン交流を安全度に応じて組合せ、再被害兆候時は即時停止。(3)中止・変更：再被害、子の著しい不安・拒絶、治療介入の未了等を明確基準化。(4)第三者関与と記録：公的・民間支援者の立会い、標準記録様式でエビデンスを保全。(5)子の意見表明：年齢相応の意向聴取を手続に組込み、二次被害の回避を徹底。(6)手続保障：虚偽・過度な制限双方を抑止する迅速審理・根拠提示・不服申立ての明確化。 【KPI】危険度評価実施率／監視付交流の実施率／再被害発生率／審理期間中央値を年次公表。 【実施主体】国：運用指針・研修標準・財政措置。自治体：相談・同行支援体制。警察：通報連携・保護命令支援。家裁・ADR：体制強化・遠隔手続。教育・医療：情報共有・被害把握の標準化。 【実装担保】共同研修を必須化し、地域協議会で運用状況を四半期点検。相談窓口はワンストップ化、証拠様式（診断書・通報履歴・面前暴力の記録等）を統一。 【期限】2026年度内に基準告示、2027年度から全国運用、2028年度に初回レビュー。 【安全措置】接近禁止・連絡制限の運用指針、デジタル監視の悪用対策、緊急通報アプリ、子引渡し時のセーフプレイス指定等を明文化。多言語・障害特性への配慮も標準化。 【結語】目的は「被害者の安全」と「子の利益」の同時最大化であり、本分野での明記が不可欠です。
732	女	50代	66	３と４の取り組みでは不十分です。年に１コマ特別な授業を行うというのではなく、きちんと包括的性教育のカリキュラムとして、次期教育指導要領改訂時には、盛り込むべきです。昨今こどもには「プレコン」、大人には「リプロ」を推進していくという風潮があります。女性は妊娠するために生まれてくるわけではありません。あやまったメッセージを与えることも危惧します。わかりにくい言葉で性教育を回避せずとも、正面から性に関して科学的な知識とともに、自分と互いを大切にする、人権を軸とした包括的性教育を身に着けていくことが、ジェンダー平等を推進していく大切な基盤となると考えます。計画に明記していただかないといつまでも進みません。真剣によろしくお願いします。
733	男	40代	66	女性が自由に発言を規制する事、創作表現を行うを規制する事はこれまでの歴史において全世界で今もなお女性が受けている問題であり女性に対する精神的暴力の一つであると考えます。問題の存在を否定する事を言論規制・表現規制は行ってきた。 また、戦前より女性の権利を言論や表現や教育など様々な分野から改善しようとする動きがありました。戦後、日本国憲法により男女平等の理念と共に表現の自由を保障した事が日本の女性が世界の女性の言論・表現の自由に大きく貢献してきたと考えます。 この日本独自の女性による言論・表現の自由を世界に広げいていく政策を推進する項目を設けてもらいたい。 日本発の独自の歴史的背景による男女共同参画の理念を世界に展開してもらいたい。 この様な言論・創作を保障し、支え国内外に発信する具体的な取り組みを項目を追加してもらいたい。

734	女	30代	68	⑪昨今の性犯罪の立件割合の低さを鑑みて、非常に重要な取組であると考えます。公判手続だけではなく、警察での取り調べや被害届の提出においても心理的ハードルが高いこと、聴取を行う警察側の無理解などによって引き起こされているものであるため、その点においての具体的取組を追加することを強く求めます。 13「痴漢は重大な性犯罪である」という一言は非常に重要であるため、このまま後退せずに盛り込んでいただきたいと考えます。国民に対する広報・啓発を行うことに加えて、鉄道会社に対する責任についても明記していただきたいです。痴漢が発覚した場合には乗車禁止や定期券の発行停止といった具体的な措置を取るように求めることを追記していただきたいです。
735	女	50代	65	日本は性犯罪を犯す男性があまりにも多く、女性は子供の頃から通学路や通学・通勤の交通機関の中で性被害に遭っている。 性被害は一度でも遭ってしまうと、仮に体の傷が回復した場合でも、心の傷は一生癒えることはない。 現場では、予防や被害者支援は全く足りていない。これから本腰を入れて強化する必要がある。
736	答えたくない	40代	-	近年、盗撮やインターネットを通じた性犯罪が若年層にも広がりを見せています。軽い気持ちで行われる行為であっても、被害者の人生を深刻に傷つけ、加害者自身にとっても取り返しのつかない犯罪となります。そのため、若年層に対する包括的な性教育の強化が急務です。学校教育や地域社会において、盗撮やリベンジポルノを含むデジタル性暴力が重大な人権侵害であり犯罪行為であることを明確に伝えるとともに、インターネットの匿名性や拡散性が被害を拡大し、消えない傷を残すことを理解させる教育が必要です。こうした教育は、被害防止のみならず、将来の加害防止の観点からも不可欠であり、家庭・学校・地域・行政が連携して一体的に進めていくことが求められます。 さらに、日本における性犯罪の刑罰は国際的に見ても軽いとの指摘が根強く存在します。近年の刑法改正によって不同意性交等罪の新設や公訴時効期間の延長など一定の前進が見られたものの、依然として被害者の苦痛や社会的影響に見合った厳罰とは言い難い状況があります。特に盗撮やネットを介した性犯罪は被害が瞬時に拡散し回復不能な被害をもたらすにもかかわらず、処罰の水準が低く、社会的抑止力が十分に機能していません。 今後の政策においては、若年層に対する性教育の強化とあわせて、日本の性犯罪刑罰が国際的基準と比べて著しく軽い現状を是正し、厳罰化を進めることが必要です。これにより、加害を未然に防ぎ、被害者が安心して声を上げられる社会を築くとともに、性暴力を決して許さないという社会的規範を明確に打ち出すべきです。
737	男	30代	-	性的マイノリティに対する文言が含まれていることは大いに評価したい。同時にセクシュアルハラスメントだけでなく、SOGIハラスメントについても言及されたい（パワーハラスメントの類型の１つ）
738	男	20代	65	セクハラの要件に「職場や仕事上の関係性など、実質的に離脱が許されず拘束されていること」を含めるべきです。セクハラという概念が乱用されている現実があります。人間同士のコミュニケーションはそもそも、相手の内心を目視出来ないがゆえに、必然的に望んでいない刺激を与えあうものであり、その中で不快な思いをすることも当然あり、法令に抵触しないものに関しては、行政が介入せず国民の自由な議論で形成された倫理に委ねられるべきです。人間関係の形は多様であり、特定の言動がある関係においてはセクハラと扱われたり、またある関係においては好意的に受け止められたりするものです。セクハラ概念の乱用により異性間のコミュニケーションに大きな負担が掛かり、男女の相互理解や友情の構築が阻害されています。また愛の告白すらセクハラと扱われるリスクがあるなど、恋愛関係に入ることも困難になっています。このような現状は国民の幸福追求を過剰に抑圧しており、改善が必要です。従って、セクハラ概念の乱用を防ぐために、セクハラを上で述べた要件に限定する文言を加えてください。

739	女	30代	65	1歳の双子が通う保育園の連絡帳アプリにおいて、在園幼児の下着姿が映り込んだ写真が園だよりに掲載される事案がありました。こどもが性被害の加害者にも被害者にも傍観者にもならないためには、生命の安全教育の幼児版の中にも例として取り込まれている、プライベートパーツへの意識を高めていく必要性があると考えます。そのためには、生命の安全教育はもとより、保育園や幼稚園などの生活の中で、プライベートゾーンを大事にされる、同意を大事にされるという文化の中で育つことが何より重要ではないでしょうか。今回は在園する園の職員に問題提起して、話し合いの場が設けられ改善していくことが強調されましたが、実際にこうした事例は他園でもあると聞きます。（更衣、健康診断の様子の写真撮影など）。 そのため、 保育士が自信を持ってプライベートパーツに関する教育を実践できるよう、具体的な指導方法や、日常の着替えやトイレの時間などを活用した教育例を盛り込んだガイドラインを策定してください。これにより、保育士と保護者との間で共通の認識を持つことができると考えます。 国際セクシュアリティ教育ガイダンスをもとにした、カリキュラム化した構造的でスパイラルな学びを各施設で行えるようにしていただきたいです。
740	女	30代	-	私は長年、教師による性暴力を受けてきた被害者です 相手はストーカーとなり逮捕されましたが、全く反省せず今は刑務所を出て孤児別塾教師をしています。私自身は被害から１０年たっても複雑性PTSDで苦しんでいますが、治療費は高く、情報も少なく、症状に振り回されてばかりの毎日でつらいです。私のような被害者がもう決して出ることの内容に、生命の安全教育の充実は当然のことながら、加害者への対応強化、被害者の治療はじめ、しっかりやってください。その教師が平気な顔で個別指導塾の教師でいられる社会であるうちは、全く安心できません。 ・配偶者への暴力だけでなく、ストーカーを含め、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者に、示談後、出所後含め加害者更正・再犯防止プログラムを実施すること。 ・GBV被害者に対し、トラウマ治療を含む適切な治療へのアクセスを、経済的負担の軽減、人員確保等を通じ、保障すること。
741	女	50代	74	買春者を取り締まってください
742	その他	30代	70	（2）具体的な取り組み 4および6　女性相談支援センターにおいて、トランス女性の受け入れが可能なシェルターが全国的に極めて少ないことを鑑み、支援者への啓発や個室型シェルターの増設をおこなってください。

743	女	30代	67	「 性的な被害や配偶者等からの暴力等の暴力の被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。」 女性ばかりが表立っています。男性の性被害者はジェンダーバイアスによって軽んじられているのではないでしょうか？ 少なくとも私の以前の職場にいた男性はA子さんに告白されて振ったあと、逆恨みしたA子さんに様々な嫌がらせを受けて退職されました。女性は手厚いですが取り残された男性はどうなるのか疑問です。 上記の職場は男性が辞めてから仕事が回らなくなり、結局私も疲れて辞めてしまいました。生産性の面からも男性に対するケアも必要だと思います。 もし、それが難しければ男性による女性へのハラスメントや暴力を無罪放免とすれば解決すると思います。これも私がこの件で感じたことです。
744	女	60代	64	P64　L13 「暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。」 P64　L19 「暴力の被害者が、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等である場合を含め、」 P66　L6 「広報啓発を実施する際は、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等の多様な被害者にも支援の情報が届きやすくなるよう留意する。」 女性以外にも暴力の被害者がいるということは理解するが、暴力の被害者に言及する部分で何箇所も主語に「女性」という言葉がないのはおかしいのではないか。女性が暴力のターゲットになることは多く、女性の被害が透明化されないか。
745	男	20代	67	性犯罪・性暴力への対策の推進の多くが、「起こった暴力への対処」と「被害予防」及び「被害後の相談」に当てられています。（２）の3つ目の項目も、若年層の「被害予防」の広報啓発への集中が書かれています。 性犯罪・性暴力の減少に向けて取り組むべきは、被害者の被害予防ではなく加害者の加害防止です。特に、「被害予防月間」として広報啓発を集中的に実施することは、発生した被害は「被害者の予防不足」であったとして、周囲や被害者自身が自己責任化する恐れがあります。起こった性犯罪への厳正な対処も、事後的なものでしかなく、根本的な解決には十分ではありません。潜在的な加害者層への広報啓発と、加害防止を基本的方向に加え、それを実現する具体的な取組を本項目の中心に据えることを強く訴えます。

746	女	60代	65	（２）具体的な取組の３「生命（いのち）の安全教育」について こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための取組として意義があるが、いくつかの問題点がある。 NPO法人デートDV防止全国ネットワークが実施した調査（「調査報告書2025デートDVと予防教育の実態と意識～教員と中高生調査」）では、小学校・中学校・高校の教員に対して、「生命の安全教育」の実施状況、必要性、課題を尋ねた。 「生命の安全教育」は必要であるかという問いに、「絶対必要である」「ある程度必要である」と答えたのは、96.9%であるのにも関わらず、回答者が所属している学校で、文部科学省が教材を作成した「生命の安全教育」を行っていると答えたのは、全体で28.5%（小学校28.8%、中学校31.7%、高校24.5%）だった。 課題として出されたのは、「担任、管理職が生命の安全教育のことを知らない」「職員間の共通理解、温度差」「時間の確保」「外部講師の選定が難しい」「外部講師を呼ぶ予算が足りない」などであった。 教員が生命の安全教育を実施することについては、こどもから性暴力被害を訴えられた際の適切な相談対応を学ばずに実施することは危険である。実際、小学校の教員が生命の安全教育を実施した後で、小学生女子が自ら児童相談所に電話をしたにも関わらず、父親がそんなつもりはないと言ったことから、こどもの勘違いだと捉え終結してしまったケースがあった。父親からの性虐待であった可能性があるにもかかわらず、教員間でその重大性を理解されていなかったと考える。 性暴力防止のための教育をこどもに実施していくことは急務であるが、同時に、性暴力や虐待などについて豊富な経験のある専門家が実施することが必要である。このことは、教員への過剰な負担を軽減することになり、社会で子どもを守ることにつながる。
747	女	団体として提出	72	2025年4月に当時20歳の女性が元交際相手から殺害され遺体で見つかった川崎ストーカー事件において、警察の対応が不十分であったという報道が行われている。 確かに、現状の法律では、ストーカー事案となるが、これは典型的なデートDV事件である。現在の配暴法には交際相手への暴力が含まれない為、接近禁止命令で違反があれば即逮捕という厳しい対応ができない。その結果、今回のような無念な結果となった。 「ストーカー」とは、「特定の者に対して、恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を持って、つきまとい等を繰り返し行う者」とされるが、相手が別れる決意をすることが前提となる。しかし、「デートDV」は、暴力とやさしい時期をくり返しながらエスカレートすることで、被害者が別れる決意ができず、復縁と別れを繰り返すことが特徴である。周囲がデートDVに気づき、被害者を無理やり離れさせようとすると、逆に加害者のもとに戻っていくことも往々にして起きる。 こうした悲しい事件を繰り返さないためには、こういったデートDVの構造を周囲の人や警察等の専門機関が充分理解することこそ必要である。 デートDVについての研修をまずは警察等専門機関で徹底して実施することを明記すべきであるある。さらに、配暴法の対象を配偶者間に限定せず、親密な相手への暴力として、対象を広げる法改正を望みたい。。
748	答えたくない	60代	-	一部の人たちから「男女平等や多様性は家庭を壊す」といった主張が出されることがありますが、実際には逆です。人が安心して暮らせる家庭や地域は、差別や暴力を許さず、誰もが尊重されるところから生まれます。DVや性暴力、LGBTQへの差別は、家庭や学校、職場の信頼を壊し、子どもの将来にも悪い影響を与えます。この計画では「戦前的な価値観に戻るべきだ」という一部の意見に迎合せず、暴力や差別をなくすことを最優先に掲げるべきです。政策決定の場でも、多様な性や世代の人たちが半分ずつ参加できるようにし、現場の声を反映する仕組みをつくることが欠かせません。誰も排除せず、安心できる社会を作るために、過去の価値観に縛られない新しい共同参画の姿を示していただきたいです。

749	女	60代	65	3.加害者、被害者、傍観者にさせないための教育については重要。防犯教育だけでは、加害者の発生阻止にならないし、被害者が声を上げる力をつけることが難しい。幼少期からの人権教育が必要。また、加害行動のある子どもたちに対する教育についても検討実施して欲しいので、その旨追加して欲しい。 4.性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係などについての教育は重要。産婦人科医や助産師は医学的知識はあっても、人間関係についても得意とは限らない。「産婦人科医や助産師、公認心理師等の専門家」にしてはどうか。
750	答えたくない	60代	-	DVや性暴力、ハラスメントの問題に向き合うとき、「家族の名誉」や「昔のしきたり」を優先する考え方は、被害を隠し、被害者をさらに追い詰めてきました。そうした価値観は、今も「暴力は家庭の中のことだから外が口を出すべきではない」という言葉の中に生きています。しかし、暴力は人権侵害であり、命の問題です。誰が相手であっても許されるものではありません。この計画では、被害者を守り、加害を防ぐ立場を明確に示すことが必要です。支援の仕組みを整えるだけでなく、教育や啓発を通じて「暴力は許されない」という社会の合意を広げてほしいです。そして、「家父長制」や「女性は我慢するもの」という古い考えが、暴力を温存してきたことを、正面から指摘してほしいと思います。人権を守る視点を計画の中心に置き、過去の価値観に戻さない強い決意を明記してください。
751	女	70代	75	8（1） 施策の基本的方向では売買春の根絶に向けて… となっていますが、そもそも、現在は売春は罰せられても買春は罰せられないという刑法の問題がある。 売買春根絶のためには売春防止法を改正し、買春が罰せられるよう刑法の改正をお求めるべきではないのか。
752	女	30代	71	非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートＤＶ）においても、DVにおいても「加害者対策」を強化し、加害者が強制的にプログラムを受講する仕組みを構築してください。防止教育を義務教育化し、ジェンダーやデートＤＶの専門の外部講師を雇用する予算を確保し、学校に派遣や配置をするなどして対策を講じてください。
753	女	30代	71	「（２）具体的な取組」の13に関する意見です。 改正民法は、離婚後の子の養育について共同親権を認め、子の利益を確保するための施策を整備しています。しかし、虚偽のDV申告が行われた場合、調査なしに認定されてしまえば、共同親権の実効性は失われます。「女性が被害者、男性が加害者」という先入観を排し、事実確認を公正に行う仕組みが不可欠です。また、子どもを一方の親から不当に引き離す「実子誘拐」や「片親疎外」は深刻な児童虐待にあたり、これを防ぐためには弁護士による不適切な指南や誘拐行為そのものを厳しく取り締まる必要があります。親同士の対立ではなく、子どもの権利を中心に据えた制度運用を行うことで、健全な親子関係の維持と子の利益を両立させるべきです。

754	女	40代	65	「性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成に向けた啓発を強力に推進する。その際、国際社会との協調に取り組み、性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」の取組において十分に認識されるべき人権問題であることについて、企業等への周知・啓発を図る。」に賛同します。ただ、日本ではポルノに限らず、漫画・アニメ作品などでも性暴力的表現が溢れていますし、「性売買」もただの娯楽と言う認識です。また、性加害について訴えた警察でも、裁判でも、二次加害的な扱いが横行しています。暴力的なポルノ等が与える影響は脳の萎縮をもたらし女性を「性的モノ化」した視点で認識するようなゆがみをもたらすとの研究もあります。包括的性教育やジェンダー教育、人権教育がないゆえに生産する側も、消費する側も歯止めが効かないように思います。今のインターネットは人権を蹂躙するような出版物、および広告に制限がかからないのは問題です。子どもの健全な発達やトラウマケアの観点からも「暴力的なポルノコンテンツ」の制作・流通、エロコンテンツの広告制限はあってしかるべきと考えます。警察や司法など、「不同意性交罪」の被害者を守る立場にある方々の認識アップデートと共に早急な対応をお願いいたします。
755	女	30代	-	・「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」の(6)として女性支援法の言及があるが、同法においては、性被害、妊娠・出産に関する女性特有の問題、そして生活困窮の三点が支援の必要性として明記されている。これを踏まえると、その 横断性が十分に生かされていないのは残念である。 ・女性支援法をこの章の他の政策項目と並列扱いするのではなく、人権保障の観点から女性支援を牽引する重要な法律として、本章全体における重要政策として明確に位置づけることを要望する。 ・また、複数の属性（例えば年齢、国籍、性指向、障害、社会的地位など）を併せ持つことで、より複合的・交差的な差別・困難が生じる状況がある。国際的な文脈（女子差別撤廃条約等）でも「複合差別」「交差的差別」という概念が用いられているので、政策文書内では「困難」とあいまいに表現するのではなく、明確に「複合差別」「交差的な差別」という語を用いて論じてほしい。なお、「複合的な差別」は女性支援法の基本方針でも使われており、男女共同参画基本計画などでも同様の表現を採用することが妥当である。
756	女	60代	-	本計画案において性暴力・性犯罪の防止と被害者支援が重要な柱として位置づけられていることを評価します。しかしながら、現行の施策において「性暴力防止教育」の基盤として推進されている「生命（いのち）の安全教育」は、人権的アプローチが欠けており、実効性の面で大きな課題があります。 「生命の安全教育」は、抽象的な「距離感」や「心構え」といった道徳的・心理的な側面にとどまり、子どもや若者が具体的に性暴力に対抗するために必要な権利の理解や実践的なスキルを身につける機会を十分に保障していません。そのため、実質的に性暴力を予防・根絶する教育にはなっていないのが現状です。 一方、ユネスコの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』をはじめとする国際的基準が示す包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education: CSE）は、人権・ジェンダー平等・多様性を基盤とし、科学的知識とともに、暴力に「ノー」と言える力、同意の概念の理解、性的権利の行使、尊重的な人間関係の構築といった実践的能力を育成する教育です。CSEこそが、性暴力を予防し、被害を受けた場合にも子ども・若者が権利主体として支援につながる力を保障するものです。 したがって、第6次男女共同参画基本計画においては、性暴力防止教育の中核に「包括的性教育」を明確に位置づけ、従来の「生命の安全教育」に代わるものとして体系的に推進する方針を記載することを強く求めます。これにより、子どもの権利条約や女子差別撤廃条約に基づく国際的責務を果たすとともに、真に実効性のある性暴力防止政策を実現することができます。

757	女	20代	75	「売買春の被害に遭うおそれのある女性については、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点」は性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶のために大変重要な視点だと思いました。 売買春は人身売買に等しく人間の尊厳を傷つけるものであること、それを温存させる社会の構造があるということを理解し、買春者を犯罪者として取り締まるようにしてください。第6次男女共同参画基本計画策定の中で「買春者」を主語にして「売買春への対策の推進」の具体的な取り組みについて言及してほしいです。買春を犯罪として取り締まりを強化しなければ、女性の尊厳はいつまでも軽んじられたままです。
758	答えたくない	60代	-	「人権」を考えた時、特に問題があると思われるのが、第6分野、8の「売買春への対策の推進」です。全ての「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。スウェーデンやフランスなど、「売買春」の「根絶」「廃止」を目指す法的な取り組みを実施した国がいくつかありますが、セックスワーク／セックスワーカーの根絶に繋がっていません。「売買春」を犯罪化した国では、むしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。これはセックスワーカーの生命に関わる問題です。 売春防止法、女性支援法など、セックスワーカーに関する法律や政策をつくる際、当事者の声はほとんど聞かれてきませんでした。 悪影響を及ぼしている他国の政策をなぞらず、「売春」を選択した人も健康や安全が脅かされないための政策が必要です。多様な当事者の声に耳を傾けるべきです。 性的マイノリティとともにセックスワーカーも、方針に記されている就労対策であれ、健康支援であれ、決定への参画であれ、そこから弾かれてしまっているのです。根絶される対象になってしまっている。 これ看過することは、とてもできません。
759	男	30代	-	海外では日本人との同意なき別居により強制的に引き離された親子がいることは周知の事実。連れ去りをして裁判所より婚姻費用を一括請求された海外男性の話もある。これは国が日常会話すらモラハラやDVにしてしまったことが原因だと思われる。『嫁や子供達をショートケーキが美味しいお店に連れてきた。どうしても食べさせたい。』このような美味しい物を食べて家族と共有したいといった家族の絆を大切に思う心さえ、DVであり支配的だとしてしまった男女共同参画の罪は重いと思う。もう一度、モラハラやDVの定義を考え直す必要すら感じる。支配することがDVであるとこは理解できるが、上記のような家族と美味しい物を共有したい、食べてもらいたいと思う心がDVだとすることは日本の家族を解体し、国を滅ぼそうとしてるとしか思えない。
760	男	40代	71	最下部「令和６年の改正（子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部を改正する法律）により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る」とあるが、現状、「配偶者からの暴力の被害者」の定義づけが曖昧であり、「おそれ」という本来主観でしかない用語さえも条文上に登場させ、避難ではない「子の連れ去り」を正当化している節が見受けられる。上記の記載は、同様に法改正後も避難ではない「子の連れ去り」を実行できる余地を残すという内容に読めるが、趣旨を教えて頂きたい。そのうえで、「配偶者からの暴力の被害者」ではなく、「配偶者からの暴力を受けたという趣旨の相談者」という、実情に合わせた記載に改めていただきたい。 また、現行の住基法の運用であるDV等支援措置によって子の住所が分からなくなった親たちによる不服審査請求が多数行われている現実についても記載いただきたい。

761	答えたくない	50代	71	「⑬・・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。読んでみてください。認知の歪みというものだと思います。 　加害者の目的は、行政の関係機関を個別の紛争に巻き込むことです。行政関係者の方が「家事紛争」になれていないからです。 なれていないから、「親は親」などと思ってしまい、被害者に「話し合いなさい」と言ったり、「子どもには父親が必要だから、あなたが譲歩しなさい」などと言ったりするようにしやすいですから。被害者にとっては大変な迷惑です。その迷惑を公的な機関が起こさないように万全の準備をしていただきたいです。 　行政が個別紛争に巻き込まれないように徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。 　また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。 　裁判所や行政職員の研修も本当に具体的にDV 被害を理解できるものをやってください。モラハラなど身体的なDV以外のDVについて全く理解が足らなくて、ひどい決定がたくさん出ています。内閣府が実態調査をしてください！ 　離婚後共同親権が原則だという誤解も、男女共同参画局センターで広がっています。実際に言われました。共同親権は強制でないことをきちんと担当者が理解するための計画を作ってください。
762	団体として提出	団体として提出	-	加害者がいるから被害者がいます。DVの責任は、力を使って相手を支配する人にあります。被害者を家から避難させて支援することを基本とする考えから脱却し、加害者を家から出させて更生させる仕組みを作ってください。家から避難したり別れを望んだりする被害者より、逮捕を望まない被害者、相手に変わってほしいと望む被害者、関係に留まることを選ぶ被害者のほうがはるかに多いことがわかっています。（内閣府調査） DV加害者対策こそ必要です。 なお、内閣府から地方自治体に加害者対策に取り組むよう、2023年に出された「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」には「暴力の克服」という言葉が使われていますが、めざすべきは「暴力」の克服ではなく、「相手の人権を侵害し、差別する行為をやめ、したことの責任を取ること」です。そのためには、加害者が自分自身の性別役割などのジェンダー・バイアスや、それがどのように内面化したのかなどに気づくことは必須なので、留意事項にそのことをしっかり盛り込んでほしいと思います。
763	女	40代	68	性犯罪加害者プログラム受講の義務化を求めます。服役、更生中及びと社会復帰後も継続した受講を義務化することが再犯防止につながると考えます。
764	女	60代	75	第6分野で対象となっている「性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力」は、女性だけではなく人間の尊厳をふみにじる犯罪行為です。とりわけ売買春において「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う。」について、「検討を行う」時期は過ぎており、「見直す」と断言すべきです。女性差別撤廃条約上も買春側にたいする厳罰化は必須です。それがなければ国際的に日本が後進国とみられることにつながります。

765	女	40代	70	⑧について、DV被害者支援の方法として、電話やSNS相談から繋げられる「その先」の支援が必要です。希望に応じて相談員が訪問や同行ができる体制を整えてほしいです（現在は保健師以外は訪問できないと断られます）。子育てをしながら相談窓口に出向くのは難しい場合が多いです。弁護士相談、物件探し、仕事探し等、一人ではなかなか踏み出せないことも同行があれば実現する場合があります。同行があれば子どもを連れていくことも可能です。また、相談員が自宅に訪問することができれば、被害の程度を確認することができます。 ⑩について、加害者プログラムは必要です。「配偶者への暴力防止」なのに加害者が何もやらなくていいわけはありません。第５次基本計画からあまり進んでいないようです。推進の強化をお願いします。 また、DV対策の根幹として、離婚後共同親権の適用を行わないよう徹底をお願いします。精神的暴力や性的暴力は調停や裁判で認められないケースがまだまだ多く、それらのケースが共同親権になることで、被害が続いていまします。DV被害者は共同親権成立に絶望しています。DVは支配であり、共同親権により離婚後も支配が続くかたちになります。共同親権を強く求めることは支配欲であり、危険としか思えません。
766	男	30代	-	まずタイトルの[売買春への対策の推進」を含め、項目全体として、セックスワーカーの権利を軽視した記述となっており、全体的な見直しをする必要があるため、以下の意見する。 ・[性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」 「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」という記述自体、性を自らの意思で生業とする人物の視点が欠けている記載である。 売買春＝「人権侵害」という偏見を助長する記載であるため、[人間の尊厳を傷つける」の記載を削除するべき。 「人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」についてもセックスワークが人権侵害のレッテルを貼っている記載となっている。 オランダはじめ、フェミニズムで先進的な欧州はセックスワーカーは職業と認めらており、このことから自らの意思でセックスワークに就くという視点が必要である。 あくまで根絶するべきは、自らの意思とは関係なく性の商品化を強制することであると認識していただきたい。 指摘としては一部になっているが、項目全般を自らの意思で仕事として性を商品化する人物への最大限の尊重をした記述に修正するべきである。

767	男	40代	3	「暴力は性別を問わず許されず、男性や性的マイノリティを含む多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示すことが重要である」と明記されています。この基本認識は、ジェンダーニュートラルな暴力対策の推進に不可欠であり強く賛同します。 しかし現状のDV対策は十分とは言えず、配偶者からの暴力防止法（DV防止法）は当初から「女性被害者」を前提とした設計が色濃く残り、男性被害者は相談窓口や一時保護施設の不足に直面しています。行政や警察も「男なのに弱音を吐くのか」と扱われ、深刻化する例が散見されています。 特に育児を伴う家庭では、母親から父親へのDVが近年増加傾向です。育児ストレスやサポート不足、女性加害のDV（逆DV）への社会の無関心が要因であり、子供を介したモラルハラスメントにより父親が育児から引き離され、離婚・親権問題・孤立といった二次的被害に苦しむ事例も後を絶ちません。男性被害者は相談窓口の不足という問題に直面しています。行政や警察に相談しても、偏見・固定観念から「男なのに弱音を吐くのか」と扱われ、被害が深刻化する事例が報告されています。 令和5年の自殺統計では「夫婦間の不和（DV）」による自殺者が男性81人、女性12人で、男性が女性の約6.7倍に上っており、孤立と深刻な状況を示しています。これは添付資料の【基本認識】にある「被害者の心身を深く傷つけ、人生に深刻な影響を及ぼす」という記述が男性被害者にも当てはまることを示しています。以上を踏まえ、計画に以下の追記を要望します。 1.法制度のジェンダーニュートラル化：DV防止法の性中立化を推進し、男性被害者向けの一時保護施設や専門の相談窓口を拡充すること。これにより、性別に関わらず誰もが安心して助けを求められる環境を整備すべきです。 2.育児支援とカウンセリングの拡充：育児に伴うストレスは、性別を問わず発生する問題です。両親が共にストレスを吐き出し、解消できるカウンセリングや、地域における相互支援の場を積極的に整備する必要があります。 3.教育と社会意識の変革：DVの本質は「力関係と支配」であり、性別に関係なく発生するという認識を広く社会に浸透させるための啓発活動を強化すること。メディアや教育機関を通じて、多様なDVの形態と被害者像を提示し、「女性被害者」という限定的な視点からの脱却を図るべきです。
768	団体として提出	団体として提出	70	第６分野　４　配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 （1）施策の基本的方向　（P70） ○ 被害者支援については、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の支援を、性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う。 意見：適切な被害者への保護や支援を行うためには、対応する相談員等に、特に、複合的な差別に曝されている被害者の実情や背景の理解を深める研修が必要となる。マイノリティ女性が被る配偶者等による暴力には、そうした背景が関係していることが、これまでの多くの事例からも明らかである。
769	女	50代	101	35年も前に法制審で決定し、国連からも何度も勧告が出ていて、多くの人たちが望んでいる選択的夫婦別姓がなぜここに記載されていないのか極めて疑問である。人格的利益であることもさりながら、多くの人が、これを導入してくれたら、働きながら結婚し、出産できる等と強く求めており、またIT社会の中で名前は大事なIDでもあり、これを導入しないことが女性活躍を阻害するものと言われているにも関わらず、極めて疑問である。

770	女	50代	-	ワンストップ支援センターなど、性被害の相談・救援施設を、国が責任もって全国に普及させてください。海外のお話を聞くと、女性20万人に1箇所の支援センターが必要だ、という声もありました。日本の現状はほど遠い状態です。大阪では、今年、唯一の公立支援センターが医療機関から追い出され、医療的処置のできない施設で運営している状況です。しかも、非常勤やボランティアで運営されている状況であると聞きました。大変驚いております。国が予算をつけて主導していかないと、全国で安心した支援は望めません。自分の住んでいる地域で出産できるところがなくなってしまったというニュースも多く目にします。また、性被害の支援センターには男性からの相談も増えていると聞きます。出産も、性被害も、女性だけの問題ではありません。国の主導をぼーっと待っている(要望だけしている)私が住む自治体のようなところもあります。ぜひとも、国が動かしてください。計画に盛り込まれることを期待します。
771	女	50代	70	配偶者への暴力防止及び被害者の保護等の推進について、厚く盛り込まれたことは、支援現場にいる者として高く評価できる。さらに、以下について明記されたい。 ・モラハラなど、身体的なDV以外のDVについての理解が未だ十分ではないため、対応する関係者（司法・警察を含む）や相談機関における研修を徹底すること。 ・離婚後共同親権が、原則でも強制でもないことの周知を、対応する関係者（司法・警察を含む）、支援者、および一般市民に対して徹底すること。 ・DVや虐待から非難するために子を連れて別居することは違法ではないことの周知を、対応する関係者（司法・警察を含む）、支援者、および一般市民に対して徹底すること。
772	男	50代	67	ワンストップ支援センターについては、野党が性暴力被害者支援法案を2016年から提出してきたが、法的設置根拠を持たせてさらに強力に推進すべきである。当面は政令市・中核市に最低一ヶ所相当が目標になろうが、人口と地理・交通を勘案した戦略的な設置が求められる。また、スタッフの専門性と負担に見合った処遇が確保されるよう数十億円規模の予算措置を早期に実現すべき。
773	男	30代	65	「１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 （２）具体的な取組」について 例えばDVについて、内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」によれば、配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合は、2020年時点で女性53.7%に対し男性31.5%である（内閣府統計表）。この差は男性被害者が相談や支援につながりにくく、統計や制度に現れにくい状況を示している。それにもかかわらず、本素案には男性被害への視点が乏しい。 また、セクシャルハラスメントに関しても偏りがある可能性がある。一般的に男性が女性にパートナーの有無を尋ねることはハラスメントとされる一方、女性が男性に同様の質問をする行為は問題視されにくいとの指摘が散見される。こうした性別による意識差や対応差が実際に存在するかどうかは、客観的で公平な調査が行われていないため不明である。この点について、被害・加害の性別を問わず実態を把握する視点が必要である。 さらに、性的同意の扱いは依然として不明瞭である。同意の有無をどのように判断するかについて基準が明確でなく、被害者・加害者双方にとって予見可能性が低いままである。この不明瞭さは、虚偽の「不同意」主張による訴訟リスクを高める恐れがある。本素案ではこの点への言及がほとんどなく、重大な欠落である。 ＜参考＞ 男女共同参画白書 令和4年版 > 5－3図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移

774	男	50代	71	同居親やその弁護士に対する「実子誘拐」や「教唆」としての刑事告訴等については虚偽告訴等罪の適用も考慮されるべきである。また、警察庁通達「配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について」（令和5年3月29日付）は廃止又は改正し、「実子誘拐」等での通報、被害届、刑事告訴等への対応に当たってはDVの否認・否定があることを想定し刑事部門と生活安全部門が連携することを原則とすべきである。
775	女	60代	64	基本認識　３つ目の〇の7行目 「誹謗中傷や誤情報」を以下のように追加してください。 ⇒「誹謗中傷や意図的な誤情報の拡散」 （SNSや訴訟を起こすど、被害者やその支援者への攻撃が過剰になっています。防止策を進めてください）
776	男	50代	78	売春者を非処罰化すること。すなわち売春勧誘等罪を廃止すること。一方、売春をさせる行為については、売防法の積極運用のみならず刑法の強要罪、脅迫罪等の適用を含めて取締りを徹底するとともに、ホスト被害女性等が示唆・誘導され、圧迫されあるいは正常な判断ができない状態にされて売春せざるを得なくさせられることなどを防ぎ、取り締まることが確保されるよう規制行為及び罰則の見直しを図ること。 買春者については、少なくとも買春の相手方となることを勧誘等する行為（黙示的な勧誘を含む）を処罰対象とすること。 売春者の保護・支援については、女性支援新法の枠組みに完全移行し、明確に支援対象とすること。売春及び性風俗業に従事する女性との一次的な接点は、警察又は行政機関であるよりも、民間団体のアウトリーチ活動又は相談窓口等であることが望ましくかつ有効であることを踏まえ、当事者の意思を尊重した、「見守り」を含む寄り添い型の相談支援のために官民協働を強化すること。
777	女	60代	66	⑧の6行目 「民間団体が行う活動や事業継続への支援」⇒「予算措置を伴う民間団体が行う活動や事業継続への支援」 （民間団体との情報交換やネットワークは盛んに実施されるようになりましたが、予算的な措置が希薄です。事業継続のために、ぜひ、予算措置を講じてください）
778	女	60代	-	〇被害者支援 ● GBV被害者の相談場所やシェルターの予算を拡充し、相談員の正規雇用化の推進等 によりアクセスを保障すること。(第6分野2②)等) ● ＤＶ防止法を改正し、デートＤＶも同法の対象とすること。(第6分野4②⑪) ● GBV被害者に対し、トラウマ治療を含む適切な治療へのアクセスを、経済的負担の 軽減、人員確保等を通じ、保障すること。(第6分野2②) 【日本軍「慰安婦」(/制度)について】第6分野 ● 日本軍「慰安婦」制度は、アジア各国で日本政府の関与の下起きた戦時性暴力であ り、かつ植民地支配による力関係とジェンダーに基づく人権侵害である。韓国と日 本の間の外交問題として扱い、日韓合意をもって解決済みとみなすのではなく、被 害者中心のアプローチと民主的な手続きにもとづき、日本政府自らが真相究明を進 め、過去の法的責任を認め、それを前提として国家賠償を行うこと。 ● 同じ過ちを繰り返すことがないよう、教科書において、日本軍「慰安婦」制度を史 実として学ぶ機会を保障すること。 ● 現在も起こる戦時性暴力に対し、政府として積極的に反対の姿勢を示すこと。

779	男	40代	71	「子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 33 号）の円滑な施行のため、配偶者への暴力を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実に取り組む。」とあるが、不同意の子連れ別居に住所秘匿を重ねるという、いわゆる連れ去りという行為がある。深刻な子へのDVがあった場合は子と親を引き離す必要があると考えられるが、そのDVが虚偽であった場合、あるいは是正可能な程度であった場合、連れ去り行為は配偶者と子供への強烈な虐待となる。 最近では、連れ去られた子どもが成長し、SNSで連れ去られた当時の心境を開示することが増えている。子どもを連れ去って別居・離婚した同居親が、子どもに対して、別居親について事実と異なる理由を刷り込み、別居親と会おうという意思を奪われたことについての憤りや、会えない期間が戻らないことに対する虚しい気持ちの吐露を多く目にするようになった。時間は戻ることはなく、後に残る喪失感は子どもからすれば立派な虐待に当たると考えられる。 今後新民法が施行されるにあたり、子どもの共同監護や、少なくとも高頻度の面会が担保され、子どもが両親に自由にアクセスできる権利が担保される必要があると考える。この実現のためには原則的な共同親権となることが、子の利益の視点から理想的であると考えられる。 私自身、連れ去りの被害者であるため今回勇気を出して声をあげている。プライバシーに配慮いただきたく、匿名の形でパブリックコメントを提出させていただくことを認めていただきたい。
780	男	30代	71	＜意見＞ DV等支援措置の悪用の実態を調査し、適正運用をはかることを追記すべきです。 ＜背景と理由＞ 現行の「DV等支援措置」が、家事実務の現場において、監護親による面会交流を阻止するための道具として利用されている実態があります。 また、第213回国会衆議院予算委員会2024年2月7日において、岸田文雄総理（発言当時）も次のように「DV等支援措置の悪用のおそれがある実態」の報告を受けている旨の答弁がありました。 「そもそも、父母の別居後や離婚後における子の養育に関する事案に様々なものがあり、父母の一方が子を連れて別居するケース一つ取ってみても、不当な子の連れ去りという見方もあれば、ＤＶや虐待からの避難という見方もある、まずこのように思いますが、その中で、裁判手続において、当事者の一方が自己の立場を有利にする目的でＤＶ等支援措置制度の申請を行うなど、ＤＶを受けたかのように偽装して主張する場合もある、そして、これを批判する意見がある、こうした実態があるという報告は受けました。」 そうすると、DV等支援措置を悪用する人たちの行為によって、本来支援すべき本当のDV被害者がリソース不足等で置き去りにされ、支援が行き渡らない懸念もあります。 また、改正民法819条第7項において、「DV等のおそれ」がある場合には、単独親権となります。そして、改正民法施行後に、DV等支援措置の悪用が一層増加する懸念もあります。そして、DV等支援措置に関して、北村治樹編著『一問一答・令和6年民法等改正:親権・養育費・親子交流等』（商事法務2025年9月）のp.41～p.42において、DVなどのおそれ」を認定する際、DV等支援措置が双方の主張を聴取していない点に留意することが記載されています。これは、上述のDV等支援措置の悪用が裁判所内において、相当数が確認されていることが背景にあると推察できます。 結びに、DV被害者を救済するためにも、このDV支援措置の悪用している実態を明らかにし、必要な措置を講じるべきです。

781	男	40代	72	妻としての権利を優先するあまり夫が男性としての権利を軽視され、母としての権利を優先するあまり子どもの権利や父親の養育権が置き去りにされてしまう現状も問題だと思うよ。例えば、父親が娘の陰部に触れれば即座に問題視されるのに、母親が息子の陰部を触っても「かわいいね」で済まされがちだね。こうした性別によるダブルスタンダードや被害者意識の偏りを助長するような制度設計では、真の平等は実現できないだよ。男女どちらが加害者でも被害者でも同じ基準で扱われ、子どもの権利が守られるような公平な制度を作ってほしいと強く願うよ。
782	女	50代	70	第５次計画４（２）１１に記載のあった、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況の分析及び検討（内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省所管）に関する記載が無くなっている。関係省庁の取り組みの状況等に係る適確な把握と分析に取り組むことは重要であるが、その前提としたＤＶ被害の実態調査、相談から保護命令申し立てに至った件数や内容の抽出を都道府県別に行うこと、また、全国の裁判所別のＤＶ内容別受理件数と認容・棄却の統計データを取り、公表することは必須であるので要望する。
783	男	20代	-	「売春の相手方の行為」について、「売春防止法の更なる見直し」とは「買春防止法」の導入ではないでしょうか。導入した国では、暴力の増加と生活の悪化に繋がるとの調査結果が出ています。現在のセックスワークの環境が安全性や健康にとって十分ではないことは事実であり、「売春」をしたくない人が従事しなくて済む施策が望ましいと考えます。しかしながら、日本の社会保障が十分ではない現状を鑑みると、「売春」を選んだ人も安全と健康にアクセスでき、辞めたいときに安全に健康に辞めることができるような施策が必要であり、売り手を処罰するようでは実現しません。
784	女	50代	71	法テラスにおいて、DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな相談を行うとの記載がある。それらの相談を法テラスに丸投げしても、実際に相談を受けられる弁護士は少なく、担当となっている弁護士は疲弊しているのが現状である。弁護士の正義感や善意を搾取した前提での取り組みは持続可能性がない。
785	女	60代	-	性犯罪・性暴力への対策の推進、具体的な取組にLGBTQなど性的少数者に対する性的虐待や性暴力の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処を行うことを付加してほしい。
786	男	50代	全体	この基本計画を逆手に取り女性側が親権の獲得、離婚条件を有利にする為の被害者申請が相当数あると思われる。 加害者とされた側の異議申し出窓口をつくるべき。 統計を取る事として欲しい。 被害申し出の数を被害者数として公表し、増加していると世論形成してDVビジネスの後押しを国がすべきではない。 事実を正確に確認して重大な事態の事前防止に行政が注力できる計画にして欲しい。 嫌な事あればすぐに被害者扱い、殺されそうな人も同じレベルでは事件は減らない。
787	男	70代	70	DV対策は命綱です。同時に、被害保護と親子断絶防止の両立が欠かせません。現行の支援措置（住基閲覧制限等）や一時保護・避難支援は、審査手続や更新要件が自治体で大きく異なり、男性被害者や無実の当事者の声が届きにくい実情があります。(1)危険評価に基づく層別支援（高危険は強化、低危険は関係維持を組み込む）と、支援措置の期間・更新の標準基準化（第三者審査・記録化）。(2)性中立のワンストップ支援（男性・LGBTQ+を含む）と、相手方の適正手続の確保（聴聞、異議申立て、虚偽申出抑止）。(3)子連れ避難時にも安全に親子交流を継続できるプロトコル（立会・オンライン・第三者機関活用）を全国標準に。(4)「DVを理由にした連れ去り」も「DVの看過」も起こさない監督指標を設定し、自治体間のPDCAを可視化してください。保護と関係維持を二者択一にしない設計こそ、子の安全と心の健康を守ります。

788	女	50代	65	性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶を目指すのであれば、啓発や広報では、不十分で、すべての世代で「人権教育」「包括的性教育」が必須です。現在の状況を見ると、何より、警察や教師、政治家など権力を持つ側の教育の徹底が急務です。人権教育、包括的性教育の徹底を明記してください。
789	答えたくない	40代	69	今年起きた名古屋市と横浜市の教員による児童の盗撮と教員グループでの共有は、本来児童を保護すべき大人が真逆のことを行なった大変ショッキングな事件でした。このような事件が起こらないよう、昨年成立した法律に基づき、日本版DBS（Disclosure and Barring Service）をしっかり機能するものにしてください。また、塾講師や学童指導員など、義務になっていない職種においても、照会できるような制度設計に向けて努力することを明記してください。
790	女	30代	-	性暴力は女性だけの問題ではなく、幼少期においては男女差がほとんどありません。すべての子どもを守るために、性暴力を「特定の誰かの問題」とせず、社会全体で取り組む必要があります。 日本版DBSの導入は「ないよりはまし」ですが、実効性には大きな課題があります。初犯を防げないこと、対象範囲が限定的であること（下着窃盗やストーカー、不起訴・示談ケースを含まない）、個人事業主が対象外であること、さらに職業選択の自由や個人情報保護の観点からのリスクなどが挙げられます。制度の形だけを整えても、子どもを守る実効性が伴わなければ意味がありません。 暴力を根絶するには、加害行為を未然に防ぐ教育と、ジェンダー平等の実現が不可欠です。男女の不平等が残る社会では、力関係の非対称性が性暴力を温存します。将来の社会を担う子どもたちの安心・安全を守るためには、いのちの安全教育を 人権ベースの包括的性教育 として位置づけ、学校現場での歯止め規定を撤廃すること、そして大人自身が学び直す仕組みをつくることが求められます。
791	男	40代	75	具体的な取り組みの中で、教育や啓発の場において、特にICTリテラシー教育等で感情論に任せ不確かな情報、根拠のない性加害告発などを安易に拡散したり批判に加担したりすることは冤罪や誹謗中傷と直結することであり、これらを防ぐような教育、成人への啓発でも行うよう政策に盛り込むべきである。 憲法12条において国民が憲法に保障された権利を守るために不断の努力が求められていることに鑑み、ある個人が気に入らない表現だからといってそれを声高に批判して撤回に追い込むようなキャンセルカルチャーの広がりを防止するため、憲法12条や憲法21条などの憲法教育や、多様性の尊重などをICTリテラシー教育・啓発と併せて強力に強化すべきである。 また、第5分野59ページのイ　安全・安心なテクノロジーの利用環境の整備についても、虚偽の性被害告発や誤情報拡散防止、感情論に任せた書き込みの防止の広報啓発を盛り込むべきである。
792	女	40代	-	DV対策における虚偽申立て・誤認リスク管理が未整備である点 真のDV被害者保護は最優先である一方、濫用・誤認を抑止する枠組みがなければ、子の接触権と当事者の名誉が不当に損なわれます。昨今、社会問題化している冤罪被害を抑止する意味でも、初動で構造化アセスメント（危険度と信頼性を評価する指標）を導入し、高危険事案は即時保護、疑義事案は短期の仮措置、そして早期審理の二段階運用を文言化ください。虚偽・誤認が確定した場合の名誉回復・交流回復の迅速プロトコルと、悪質事案への抑止措置も明記し、運用データはKPIとして定期公表してください。 以上、現案は美辞麗句と比率の掲示で実装の不備を覆い隠し得る構成と言わざるを得ません。丁寧に、曖昧さを残さないため、上記の追補・修正をご検討ください。

793	答えたくない	20代	75	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春」は、いまセックスワークで生活している人に対して侮蔑的な表現だと思う。支援を必要とする女性への対応はもちろん必要だが、売買春がすべて「尊厳を傷つけるもの」だとする考えは「セックスワーカーはまともな仕事をしていない人」という認識に直結する。そのようなスティグマは、仕事場で暴力にあったり、健康不安を抱えることになったワーカーたちが、たとえば警察や病院にアクセスしにくくなる結果をもたらす。それは「支援」とは逆方向になる。 また売春を非合法化した他国では、けっきょく売春がますますアンダーグラウンド化し、そこで働く人たちがより危険にさらされる結果となったという、アムネスティによる調査もある。 セックスワークを犯罪化するのではなく、そこで働いている人の健康と尊厳を守る、どんな人でも健康に働ける環境を作る、という方向で考えてほしい。もちろん売春にかかわって困っており、やめたい、という人のことを支援するのは妨げられるべきではない。
794	その他	40代	76	「リベンジポルノやＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。」 ＡＩ技術、ディープフェイクポルノ等の言葉の定義が曖昧。 現状では、デジタル端末を使えばAIを使用した事になるので、ＡＩ技術という単語自体がデジタルツール全般を使う事と同義で範囲が広範すぎる。 ディープフェイクポルノも実在の人物に対する名誉やプライバシーを侵害する物、偽計業務妨害が成立する物などに限定し、具体例を挙げるべき。 各種法令を適用される物に限り、被害者が存在しない物は定義から外すべき。
795	その他	20代	75	（２）具体的な取組について 売春を行う弱い立場の人ではなく、違法と知りながら買う人の取り締まりをぜひ強化してください。法整備も重要ですが、実際の運用や対応に際して、売春を行った/行おうとした人を侮蔑の目で見るような偏見が根強いと感じます。売春をしなくてはならないのは社会構造や周りの環境によるところがほとんどだと思いますので、本人の意思で必要な支援に繋がるためにも、精神的なケアも含めた視点で声掛けを行って欲しいです。 1 売買春の被害に遭うおそれのある女性については…総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。 →素晴らしい取り組みでぜひ推進して頂きたいですが、近年、避難所や支援の場での性暴力や、支援団体への嫌がらせなど、目に余る事件がとても印象に残っています。支援団体や場が本当に安全であるかの継続した実態把握や環境の改善にも力をいれていただきたいです。
796	答えたくない	20代	-	性暴力については不同意性交罪の新設や量刑の引き上げ、加害者教育の義務化など厳罰化を進め、職場におけるセクハラ防止では事業主が防止策を怠った場合の罰金規定や加害者への懲戒措置義務化、第三者通報機関の設置を求め、さらに風俗談義が飛び交う飲み会への参加が昇進に影響する現状を改めるために、勤務時間外の会合を昇進・評価条件にしないことを法に明記し、業務に関連する場での差別的・性的言動をハラスメントとして扱う仕組みを整備することを提案します。

797	女	60代	64	デジタル化の進展について。今や2歳児からスマホを触っている時代。スマホを通して性的動画を見たり、影響を濃く（脳の仕組みからも）受けてしまう。それなのに学校や家では性教育に関してほぼなされておらず（正しい知識を受け取る機会がないに等しい）非常に危機感を感じる。実際小学生が加害者被害者にもなっていると聞くと、この項目は「対策が遅れていました」では済まない、人権意識が育たないことの恐ろしさ、を感じる。被害者加害者傍観者を生まない（＝防止教育を一番に取り組まないといけない）社会。また被害加害を発見したら、次にどうするかが明確になっており、誰しも安心して生きていける社会づくりが大切である。
798	女	30代	67	性暴力は、性暴力加害者が絶対悪であり、性暴力被害者は全く何も悪くない。 性暴力加害者の多くが適切に裁かれず野放しであり、性暴力被害者が適切な支援を受けられないどころか、セカンドレイプが横行する現状は非人道的であり、変えなくてはならないと考えます。
799	女	50代	67	・2-(1)に性暴力被害者へのＰＴＳＤ治療に対し、被害者自身に経済的負担がかからないよう、被害者救済措置を設けてください。被害者は肉体的にも精神的にも傷つけらています。それ以上の負担を強いることがあってはなりません。
800	女	60代	66	・・・性的な被害や配偶者等からの暴力等の暴力の被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センターや女性自立・・・ 最近の川崎ストーカー事件のはショックでした。被害者の女性や家族が散々「事件だ」と言っているのも関わらず、警察は無視していました。女性側のサポートやチーム体制の中で婦人警官の果たした役割や課題を明確に分析していただきたい。
801	女	30代	-	保育園、幼稚園、公教育での、包括的性教育の導入 はどめ規定の撤廃。現状のはどめ規定があることで、公教育の中で性教育を実施しようとはなれないと思う。
802	男	40代	-	夫婦や恋人の間では、性別に基づく固定観念や偏見、そうした価値観の相違などによって生じる葛藤によって、関係性が悪化し、それは時に相手への暴力となって現れることがあります。その場合、多くは男性が加害者であり、女性や子どもが被害者となります。 こうした背景には、男性たちが感情を抑圧し、十分なコミュニケーションがないままに、不適切な形で感情が表出している場合が少なくありません。このため、男性たちが、自分の感情ときちんと向き合い、他者の人権を尊重しつつ、それを適切に表現できるような支援が必要です。 第６次計画の素案において、ジェンダーに基づく暴力の予防の観点では、一般的な学校等での教育や広報啓発の記載はありますが、こうした個別の具体的な取組についての記載はみられません。 このため、夫婦や恋人間の葛藤を軽減し暴力を予防する観点から、他者への人権尊重の意識を高め、特に男性たちが感情を抑圧しがちな状況を変えるためのプログラム（コミュニケーション・トレーニング）が受けられる環境を整備することを本計画に盛り込むことを提案いたします。 ジェンダーバイアスを解きほぐし、相互のコミュニケーションを通じて新たに関係を改善していくためのこうした支援は、男女間の暴力の予防という観点において有効であり、地方自治体や男女共同参画センター等の機関が地域のニーズも踏まえながら、こうしたプログラムを実施していくことが必要であると考えます。
803	女	50代	73	「セクシャルハラスメントは、上下関係に基づく影響を背景」にあるため、「誰もが相談しやすい体制の整備、行為者への厳正な対処及び再発防止」を図るためには、行為者と利害関係がないことは大原則であり、被害者の救済や厳正な対処、再発防止を図るためにも第三者機関の設置等、実効性のある体制の構築に取り組んでください。

804	女	70代	-	日本版DVSの成立にも関わらず、実施が2026年度ということで、該当者が採用されているという新聞記事を読んだ。一刻も早い実施が必要である。
805	男	50代	64	配偶者等への暴力対策は重要である一方で、離婚・別居後に深刻化する片親疎外・親子断絶・連れ去り（実子誘拐）の問題は体系的な暴力・被害として十分に位置付けられていません。子が一方の親から意図的に隔絶されることは心理的虐待に相当し、長期化すれば人格形成や社会適応に重大な影響を及ぼします。現行制度では家庭裁判所の手続が遅延し、子が成長する間に関係が固定化して回復困難となる実態があります。また、連れ去りや実子誘拐に直面した親子が適切に救済を受ける仕組みが不十分であり、国内外で深刻な被害が報告されています。建設的提言として、第一に連れ去りや断絶が発生した際に即時通報できる専用ホットラインを設け、警察・家庭裁判所・児童相談所が直ちに連携する保全手続を法制化すること。第二に、親子再統合を実現するために児童心理専門家を交えた再統合プログラムを整備し、家庭裁判所が定期的に進行を監督する体制を設けること。第三に、国際的な連れ去り事案については外務省と厚労省を横断した即時対応チームを設置し、子の安全な帰還を確保すること。第四に、DV事案では例外的に単独親権を適用できる安全規定を明確化し、子と被害者双方を守るバランスを取ること。こうした改革により、子の最善の利益を守りつつ断絶防止と安全確保の両立が可能となります。
806	女	20代	68	(9) 障害者に対する性的虐待の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対処を行う。 とありますが、ここに、「障害種別や個々の状況に十分に配慮する。」との文言を追記いただけませんか。障害はひとくくりにはできず、種別や個人によって症状や特性は様々ですが、この事実は十分には世に浸透していないと感じます。例えば、視覚障害者、車いす利用者が性的虐待を受けた場合の対応方法は異なりますし、それは同じ種別の障害者でも、個々の障害特性によって異なります。こうした事実を踏まえての調査・分析・対処の実行に向けて、国としてここに宣言いただくことを希望します。
807	団体として提出	70代	69	６９ページ　囲み内　２つめの〇 「未然防止や早期発見のためのしくみづくりや整備を図る」ことは大切なことです。同時に、性暴力・性犯罪の根絶に向け、子ども自身が学ぶ総合的な教育を進める必要があることから、ユネスコをはじめとする国際機関が提唱している「国際セクシャリティ教育ガイダンス」の示す指針を基にした「包括的性教育」を進める必要性について明記するべきであると考えます。
808	女	60代	73	セクシュアルハラスメント防止については、職場での防止措置義務が規定されて何年も経っているが、ハラスメントの減少にはつながっておらず、告発に至らず潜在化されているものもあると想定すると、十分に現行法が機能していない。欧州の法律にならい、セクシュアル・ハラスメントが性暴力の一種であることの定義の明確化と加害者に対する罰則や指導、被害者保護策を明記した法律を策定すべきである。
809	男	30代	-	具体的な取り組みのなかで、性的指向や性自認にかかわらず必要な支援が受けられること、特にDV被害などの相談窓口での適切な対応、相談・支援体制の整備を明記すべきだと考えます。

810	女	70代	68	２性犯罪・性暴力への対策の推進の施策の基本的方向に、ワンストップ支援センターを中核として・・・被害者支援のさらなる充実を図ると明記されており、具体的な取り組み⑥に産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な・・・医療関係者等への研修や必要な情報の周知等に努めるとありますが、被害を受けた初期段階から心理士等の同行支援は必須と思います。 諸外国では、すでに実施している国も多いと聞いています。 ワンストップ支援センターへの理解を増進するだけでなく、派遣要請を義務付けてほしいと思います。そのための研修や養成は必須ですが、まずは目標を定め、それに向けて具体的にどう進めていくのか、検討をお願いします。
811	男	50代	70	第6分野の4「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進」について、現在のDV支援措置は女性被害者を主眼に置き、男性被害者の相談窓口が不足している点が問題です。これにより、統計が女性被害に偏り、恣意的なデータ作成の懸念が生じています。例えば、男性のDV被害が軽視され、相談しにくい環境が片親疎外や親子断絶を助長し、連れ去りや実子誘拐のような深刻な事態を招いています。原則として共同親権・共同養育を推進すべきですが、現行措置では被害申告が一方的に受け入れられ、家族の分断を促進する側面があります。これを批判的に見直し、男女双方の特性を認め、互いに尊重する社会を目指すことが重要です。男性相談窓口の拡充と中立的な調査体制を整備し、DV支援で一旦バラバラになった家族の再構築を支援する仕組みを導入すべきです。例えば、カウンセリングや調停を義務付け、親子関係の継続を優先するアプローチを取ることで、国家の基礎である家庭を守り、子どもの健全な育成を確保できます。また、支援措置のジェンダーバランスを整え、男性被害者の声も反映させることで、より公正な社会を実現できます。こうした建設的な改革により、暴力防止と家族の調和を両立させ、すべての人が安心して暮らせる環境を築くことが可能です。
812	男	80代以上	64	子どもを奪われた息子は精神的ショックと経済的困難に直面し、その姿を案じる80代の父親として胸が張り裂ける思いです。素案は主に女性の貧困に焦点を当てていますが、父子家庭や男性被害者、特に連れ去り被害に直面する父親の支援が欠けています。法的支援や心理カウンセリング、養育費確保のための制度、就労・再就職支援、地域での生活支援や孤立防止策を父親も平等に受けられるようにすべきです。息子のように子を奪われた男性が孤立せず、親子関係を取り戻すための社会的仕組みを整えることが急務です。高齢の親として、子と孫の人生が奪われていく現状を憂慮し、誰も取り残さない支援体制を強く求めます。
813	女	80代以上	64	長年実子に会えない息子は精神的に深い困窮にあると聞き、息子の高齢の母親として胸が痛みます。素案は貧困対策を掲げるものの、父子家庭や連れ去り被害に直面する男性被害者の生活支援や相談アクセスに十分配慮していません。養育費確保の迅速化、無料の法的相談、心理カウンセリング、就労支援、地域の見守り体制や孤立防止のための公的支援を男女を問わず受けられるようにすることが必要です。被害者支援の枠組みに家族介入の支援を加え、取り残される人を無くしてください。
814	団体として提出	団体として提出	-	２－９　日頃使うSNSに、何も心当たりがないにもかかわらず、不意に望まない性的広告が出ることは、私たちが性暴力に暴露されている状態だと思います。SNSなどを運営するプラットフォームの社会的責任を明確にしてほしい。性暴力根絶のために、企業の責任を問い、実効性ある改善が見込まれることを念じます。

815	女	40代	70	配偶者への暴力の防止について。 離婚事件では子供に執着をし、あるいは子供を手段として元妻に必要にストーカーのようにつきまとうという加害者たちがネット上で暴れ、リアルな社会にもその攻撃性をさらしています。最近では、「共同親権を求める父親たち」の暴力性がひどく、これをもっと行政もとりあげて直視し、社会問題として扱ってほしいです。自分が妻から怖がられ、子どもからも疎まれて会えないのは自分の暴力性なのに、それを認めない加害者たちが、「自分は何一つ悪いことをしていないのに、突然妻が子供を連れて出て行った、誘拐だ」と暴れています。 　加害者をなんとかしないと配偶者暴力は終わりません。加害者に加害性を直視させ、カウンセリングや自助グループの場に強制的に連れてくるような仕組みを作れないでしょうか。 2026年の4月に民法改正によって共同親権の法改正が施行される中、今まで以上にそれを手段として付き纏いがひどくなることが予想されています。こういった中、民間シェルターも非常に経済的に厳しいです DV被害者たちを支援する弁護士も手弁当のような形でやっています。 支援者が疲弊するような状況を放置しないでほしいです。 法テラスでの法律相談を促すとありますが、法テラスが弁護士に払う費用は非常に低廉です。 狂暴なDV加害者から被害者をブロックする危険な業務であるにもかかわらず、弁護士は経済的に疲弊させられています。一部の弁護士にそういう業務が集中している実態がある。被害者を支援する人を支えないと結局被害者支援も細っていくということも知って頂きたいです。 法テラスにまわして終わりではなく、法テラスによるリーガルエイドを充実させるべく、その予算強化についても指摘して下さい
816	女	30代	75	「（２）具体的な取組」の③の「売春の相手方の行為」について 具体的な取組の③では「売春の相手方の行為」について言及されています。「売春防止法（昭和 31年法律第118号）の更なる見直し」とは「買春処罰法」（通称：北欧モデル）の導入であることが想定できます。すでに買春処罰法を施行した国では、暴力被害増加や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ており、欧州人権裁判所でも「買春処罰法がセックスワーカーの生活に悪影響を与えた」と認められました。 私も「売春」をしたくない人が従事しなくて済む状況が望ましいと考えておりますが、社会保障が十分とは言い難い現状で、「売春」を選択した当事者にとって必要なのは買春者への処罰ではないと思います。
817	女	70代	71	第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 ４　配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 （２）具体的な取り組み ⑩被害者支援の一環として、・・・加害者プログラムについて、・・・行政がプログラム実施団体に対して必要な援助を行うことなどにより、各地域における官民連携による実施を推進する。 ⇒　加害者プログラムの必要性が書き込まれたことについては歓迎する。ただし、地方自治体に任せて「官民連携で実施を推進」というのは、現在加害者プログラムを実施している民間団体が全国的に少ない状況を考えると、「絵に描いた餅」になりかねないと危惧する。そもそも加害者プログラムを実施できる人材が非常に少ないと思われるからである。民間任せにせず、まずは「男女共同参画機構」において民間団体のプログラムやノウハウを活用した人材育成をすることが必要と思われる。新しい「機構」はそういう事のためにあるのではないか。加害者を対象としたDV相談窓口の開設についても、人材の確保が課題と思われる状況なので、やはり、「機構」が、「加害者」に関する様々な人材養成の柱を一つ建てることを要望する。

818	男	50代	-	【結び】 ＊「性暴力の発生件数を抑える、被害を防ぐ」という姿勢に真摯に取り組んでいることは認められる。性暴力被害経験者としては、年齢や性別を問わず、「誰でも性被害者になり、誰でも性加害者になる」問題であると考えている。よって、『性被害を防ぐ』以上に、『性加害を減らす』ことに注力が必要であると考える。これには、法や教育の観点だけではなく、物理的な対策も必要ではないかと思う。 ＊こども家庭庁がYouTubeで公開している『こども性暴力防止法施行準備検討会』を見ることがある。検討委員の男女比が、（完全ではないが）なるべく男女同数となっている点は好感が持てる。一方で、この検討会に集まる委員の年齢層が高く、現役の子育て世代である20代や30代の「現場の声」が届いていないのではないか？という懸念を拭えない。そのような世代から、定期的にヒアリングなどは行っているのだろうか？高年齢層が考えた「こどもへの施策」は、高年齢層が満足するための「上から目線」にしかならないこともある。もっと「検討の視点」を下げても良いのではないだろうか。
819	女	40代	64	…我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。 →性別や性自認に関わらず、すべてのハラスメントと暴力を禁止する禁止法を罰則規定付きで制定すること、国の責任で個人通報できる独立した人権機関の設立、IL0190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること 項目１P65 性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」の取組において十分に認識されるべき人権問題であることについて、企業等への周知・啓発を図る。 →24年6月、国連人権委員会に提出された、国連ビジネスと人権作業部会による23年訪日調査報告によると、日本の女性やLGBTQI＋の人々、技能実習生や移住労働者などマイノリティ・グループは、リスクにさらされているグループと指摘されている。不平等と差別の構造を完全に解体することが急務で、人権を保護する国家の義務として、独立した国内人権機関設立や人権デューデリジェンス法採択等が勧告された。政府は国際水準に見合った国家の義務を果たすべきだ。
820	女	70代		これと無し
821	女	40代	65	性暴力に関連した法改正がされているが、そのことが教育に落とし込まれていないことに違和感を感じる。 性交同意年齢を16歳に制定したのであれば、16歳になるまでに、性交とは何か、同意とは何かを、すべての子どもに伝える教育環境を整える必要があると考える。
822	その他	30代	75	まず、本計画からは、「女性」の身体を管理しようとする方向性が感じられます。プレコンセプションケアも、「女性」労働者の健康に対する啓発も、すべてが「生殖・出産」に関わるものとなっていることが、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の形骸化をもたらしていると感じられます。 とりわけ、この「売買春の根絶」は最たるもので、これは現に性産業に従事する人々がコロナ給付金の対象外となった最高裁判決同様に、職業差別であるとともに、性と生殖に関する自己決定権の軽視と言わざるを得ません。現にそれを仕事にしている人々がいる以上、セックスワークの一律禁止はやめるべきであり、性産業で働く人々が安全に働くことができるような環境の構築や制度設計が必要です。

823	女	50代	-	痴漢が重大な犯罪であるとの指摘はその通りだと思います。一層の具体的な取り組みを望みます。暴力を無くすために取り組むことと同時に、被害者が更に追い込まれることにならないように、緊急避妊薬を扱う薬局を増やし、低価格にして必要な人が手にしやすいようにしてください。中絶に関しても、女性の心身の負担を減らせるよう、国際的基準に沿ったものにしてください。
824	女	40代	70	4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進について ・第5次計画4(2)11に記載のあった、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況の分析及び検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省所管）に関する記載がなくなっている。 これはなぜか。継続すべきである。 特に、保護命令制度の利用のしにくさになっている原因を分析し、制度改正を行うことを要望する。 地域によって、運用にも差があり、保護命令の申し立てに比較的容易にアクセスできる地域と、そうでない地域の差が激しい。配暴センターの役割すら、地域によって差が生じている。 関係省庁の取組の状況等に係る的確な把握と分析に取り組むことが重要であるが、その前提としたDV被害の実態調査、相談から保護命令申立てに至った件数や内容の抽出を都道府県別に行うこと、また、全国の裁判所別のDV内容別受理件数と認容・棄却の統計データを取り公表することは必須であるので要望する。上記のような差が生じていることを看過すべきでない。
825	女	50代	74	７の人身取引は、「性的搾取」であるという認識の発展に感銘をうけました。 そして、売春の背景にある貧困や孤立、「売買春」の被害者として女性たちを位置付けています。大事なことだと思います。 であるならば、「性購買者」への処罰が必要と感じます。買う人がいなければ、商売をする業者がなければ、性搾取の被害者は生まれません。貧困対策は必要ですが、性売買の根元を断つことも併せて行ってほしいです。
826	女	30代	75	ポルノ規制とインターネット性暴力対策（素案75頁「インターネットを利用した性暴力等への対応」）〔約995字〕 素案75頁ではインターネットを利用した性暴力への対応が掲げられていますが、ポルノ産業の規制やデジタル技術を悪用した新たな性被害に関しては、十分な踏み込みが見られません。EUでは「リベンジポルノ禁止法」や「ディープフェイクによる性的コンテンツ生成の禁止」といった法整備が進み、被害者救済と加害者処罰が両輪で展開されています。日本では、AIによる「生成ポルノ」や「児童を模倣した性的コンテンツ」など、現行法の想定を超えた新たな被害が拡大しつつあります。これらを放置すれば、女性や性的マイノリティの人権が深刻に侵害されると同時に、国際的な人権基準からも後れを取ることになります。素案には「ポルノ規制の強化」「新技術を悪用した性表現への迅速な規制」「被害者の削除要請権・救済支援強化」を追記し、現代的な人権侵害に対応できる包括的な対策を明記すべきです。
827	女	40代	72	5 ストーカー事案への対策の推進 ・第6次計画5(2)(2)…禁止命令等を受けた加害者を対象にカウンセリング等を受けるよう働きかける取り組みや、電話連絡や面談を通じた近況の把握による再発や報復のリスク評価を行い、被害者等の保護措置を見直す取り組みを推進することが追加された。 ・第6次計画5(2)(7)…保護観察所における加害者の改善更生及び再犯防止に向けた指導を実施すること、また仮釈放者や保護観察付き執行猶予者に対する指導強化が追加された。 取組に賛同する。加害者に対して、暴力によって人間関係上の問題を解決しない方策をに見付けられるような働きかけが必須である。

828	答えたくない	50代	66	女性が性犯罪の被害者となった場合、ワンストップ支援センターの存在はとても心強く頼りになるものと思われますが、その国内においての設置数はまだ少ないと思います　また被害者に携わる支援職員も、専門的な知識が必要とされることや対応のための時間が不規則であることなどから人員不足が大きな障害になっているとも思われます　まずは被害を受けた女性、そして被害を受けるのは女性ばかりではありません、男性も躊躇することなくスムーズに支援に繋がることができるよう、職員の増員を求めます
829	団体として提出	40代	52	４ 性犯罪への対策の推進 （２）具体的な取組　 について 2つ提案 (1)すでに性犯罪がおきやすい環境は現在の犯罪研究では明確になっているので、性犯罪が起きやすい環境（見えにくい・誰でも入ることができる）についての対策を行う。今後つくられる公共の建築物や公園は初期段階でトイレの設計等を考慮することが可能だと思われるので、建築関係者や公共施設担当者に広報周知する。 (2)性犯罪の加害者や加害の可能性がある人に向けて、予防プログラムを行う。 性犯罪の再犯を防ぐためのカウンセリングや予防プログラムが地方部では知ることができない。軽犯罪として処理される、執行猶予で終わった加害者が犯罪を犯さないことが、被害をうまないことにつながるが、現状そのような予防のシステムが広く浸透しているとは感じられない。加害者の再犯を防ぐことも大切だと思うので、この部分も充実をお願いしたい。
830	女	60代	71	⑬・・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。 家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を尽くしてください。 〇モラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないため、司法関係者や相談機関における研修を徹底する計画を作ってください 〇離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する計画を作ってください 〇DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法ではないことを支援機関にも周知する計画を作ってください
831	女	40代	66	性暴力支援を含め、SRHRに関することについて、外国人や性的マイノリティ、障がい者にとっては情報が圧倒的に不足しています。特に外国人は、急増しています。このような周辺化されがちな方々への情報提供とともに、彼らを支援する支援職の疲弊にも注目してもらいたいです。 あらゆる対人支援職に、トラウマインフォームドケア研修と性暴力被害者支援についての情報提供を行うなど、個々の支援職が「抱え込まないために」もっと積極的に働きかけていただきたいです。
832	女	50代	69	施策の基本的方向で、未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきである。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきである。

833	女	60代	-	加害者プログラムの必要性が明記してありよいが、実施に当たっては、ジェンダーに基づく暴力であることをしっかり認識したプログラムの必要性を強く求めていくべきだと思う。数回のプログラムで加害者の価値観が変わるようなものではないことを現場で感じている。各自治体で、加害者プログラムをやっている団体があるからやってもらおう、ではなくプログラムの精査は必要だと思う。また、精神科医による加害者相談を被害者支援の一環としている自治体もある。全くの見当違いである。
834	女	40代	67	先日成立した不同意性交等罪で不起訴や無罪判決が続出しないよう、検察官と裁判官に対する研修、評価の実施を行うことを盛り込んでいただきたいです。 検察官、裁判官はまだまだ性暴力の認識が薄いので、変えていっていただきたいです。
835	女	50代	-	性犯罪・性暴力の加害者教育、矯正の制度化を強く求める。 性犯罪の低年齢化は驚くほどのスピードで進んでいるのが現実で、加害児、被害児とも園児や小学生低学年というケースも珍しくない。にもかかわらず、加害児童に対する教育はほとんどなされていない。 被害児へのケアが大切なのはもちろんであるが、児童の健やかな成長や安心安全の担保のためには加害児童への教育（場合によっては支援）が不可欠である。
836	女	50代	70	第5次計画4(2)11に記載のあった、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況の分析及び検討（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省所管）に関する記載がなくなっている。 関係省庁の取組の状況等に係る的確な把握と分析に取り組むことは重要であるが、その前提として、DV被害の実態調査、相談から保護命令申立てに至った件数や内容の抽出を都道府県別に行うこと、また、全国の裁判所別のDV内容別受理件数と認容・棄却の統計データを取り公表することは必須であるので要望する。
837	女	50代	68	配偶者への暴力だけでなく、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者に、示談後、出所後含め加害者更正・再犯防止プログラムを実施してほしい。
838	答えたくない	40代	69	３ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進 子どもが声を上げやすいシステムを構築し、警察組織が声を上げたことを否定しないよう研修等を行ってほしい。また、被害を警察に訴えたとき、警察の無意味な性的マイノリティ批判や決めつけなどは全く必要がなく、傷つける場合が多いことを十分に理解し、警察官のみならず、専門家を含めたチームで動くことが重要である。また、加害者が未成年であった場合、反省の色が見られたから放置するのではなく、加害者支援先につながるようなシステムを構築すること 被害にあった子のトラウマケアができる臨床心理士等をすぐに繋げるような連携をすること 被害者を守るという姿勢を警察を筆頭に関わる人全てが持つようにすること　泣き寝入りを求めることが内容にすること
839	女	50代	76	性的ディープフェイクへの規制およびセクストーション（同意のある撮影画像を用いた脅迫行為）への対応強化を進めてほしい。
840	男	40代	75	SNSにおけるミソジニーのヘイト発言が、女性蔑視を促進し、またそこから派生した現実社会での嫌がらせ、フェミサイドにつながっています。個人・団体に対するリーガルアビューズやそれを使った寄付集めなどが散見され、差別がビジネス化しています、スラップ訴訟を規制する法案の成立を急いでください。

841	女	40代	66	④家庭内で起こりうる性加害についてパパママクラス等で指導を行うべき。学校では校内での性加害について危機感が薄いと聞いている。校長・副校長等への研修を行うべき。 ⑨DVワンストップ支援センターに充当する国の予算が少なすぎる。医療従事者への補助金がない等現場に負担を強いている現状をどう考えているのか。昨年大阪ワンストップ支援センターが、拠点病院での負担が大きくセンター機能維持ができなくなり、複数の病院にセンター機能を分散させることになった。このままでは全国でワンストップセンターの仕組みが維持できなくなると懸念する。
842	女	40代	70	p70 ④子どもへの面前DVの影響の大きさ。脳の萎縮など影響が出ている。被害にあった配偶者だけでなく、その子どもについても心理的ケアが必要。 p71 ⑨被害者が逃げることを最終的な解決策としないことを目指してほしい。被害者は精神的・身体的に追い詰められ、さらに居住地域から離れることで職場や学校など生活・人生の基盤を失う。加害者こそ一旦被害者から隔離され治療や更生プログラム等を受けるべき ⑩罰則付きの法律の整備について検討すべき。その上で被害者支援の一環という位置付けでなく、ストーカー事案同様DV加害者プログラムの実施を徹底すべき ⑬改正民法が誤って解釈され、DV被害者、支援者（特に女性弁護士）へのバッシングが横行している。行政への開示請求や訴訟などの法的なハラスメントも頻発しており、防止策を講じてほしい
843	女	50代	71	⑫について ＤＶ、ストーカー、児童虐待を受けている人や受けるおそれのある人の相談を法テラスに丸投げしても、実際に相談を受けられる弁護士は少なく、担当となっている弁護士は疲弊しているのが現状である。 弁護士の正義感や善意を搾取した前提での取組は持続可能性が無い。
844	女	50代	-	性暴力、性犯罪への刑が軽いのは問題です。 例えば 女性の衣服等に精液をかける犯罪は女性の人格を著しく傷つけるものであるのに性暴力と見做さず「器物損壊罪」とする今の刑法は、社会が女性の人権を低く見なしている表れです。 改善を求めます。 また、リベンジポルノ等ネットを使った性犯罪は拡散された時の被害者へのダメージに見合う刑になっていないと感じます。 改善を求めます。
845	女	30代	-	セクシュアルハラスメントについて、特に継続したセクハラ被害において被害者の「迎合」などについて理解されず、二次被害を受けることも多いので、継続したセクハラ被害についての研究を進め、対応する関係機関において研修を行うこと。

846	女	20代	65	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化について、の具体的な取り組みに、下記の記載もしていただきたいです。 ・「〇年までに女性管理職を△%以上にする」という具体的な数値目標を明示すること ・男性職員を含む全体に対して人権意識・セクハラ防止・適切な対応方法の教育を強化すること ・相談時に二次被害が起きない仕組み（セカンドレイプ防止）を徹底すること 女性の管理職登用については、単に「促進する」とするだけでは不十分です。具体的に「いつまでに何%にするのか」という数値目標を明確に定め、政府が進捗を公表することで、初めて実効性が担保されます。 現状、管理職が男性に偏る職場では、女性が被害を訴えても理解されず、セクハラや迷惑行為の相談が軽視されるケースが多く見られます。NHK特集「私が退職した本当の理由」でも、セクハラ対応への失望から女性が離職に追い込まれる実態が報じられていますし、私自身が会社での被害、そして被害後の男性管理職の対応によって精神的な負担を強いられております。また、私自身の、そして同じような人に対する、無理解な言動や対応は被害者がさらに精神的に傷つけられる「セカンドレイプ」にもつながりかねません。 女性は性的・身体的・精神的に多様な形で搾取されやすく、職場において男性と同じ条件で働いていても、目に見えない障害が数多く存在します。被害者が心理的負担なく相談できるようにするためにも、女性管理職を一定割合まで引き上げることが急務だと思います。
847	団体として提出	団体として提出	67	「また、これらの法律の適用状況を的確に把握するにあたり、基地所在地域における性犯罪の状況分析と対応体制の充実についても特段の配慮を払う。具体的には、事件発生時には速やかに地元警察と連携し、被害者のプライバシーは厳格に保護しつつも、二次被害防止のために事件概要や対応状況はプライバシーを除いて公開する体制を整備する。また、日米間のみならず、沖縄県や関係自治体も参加する日米沖協議会を設置し、地域住民の理解と同意を重視した協議の場とすること。協議会の審議内容や方針、各種報告は透明性を確保し、フォーラムとして公開することにより、地域社会の信頼回復と再発防止に努める。」
848	女	50代	67	被害者への対策は大切だが、それだけでは根本的な解決にならず犯罪がなくならない。 加害者の生育環境、性格等を詳細に分析し、加害者とならないようにするためには、子供の頃からの教育として、学校や家庭で何が必要なのか、矯正するためにはどうすればよいのかを徹底して研究してほしい。
849	女	40代	68	課題：こども性暴力防止法の認知不足 理由： 法の目的や範囲を広報しなければ現場の実効性が低下する。 課題：児童虐待の通報義務に関する周知不足 理由： 通報方法や責任が伝わらなければ未報告が続く。 課題：子ども間の性暴力やいじめの教育不足 理由： 子・親・教育者が適切に対応できなければ見逃される。 課題：自撮り画像被害防止の周知不足 理由： 若者と保護者へのデジタル教育が不足すれば被害が拡大する。
850	女	30代	68	痴漢についての記述が1文しかなく、対策への姿勢があまりにも軽すぎるのではないか。特に都市圏における公共交通機関では、痴漢被害が起こりやすく、その被害の影響でPTSDなどになり公共交通機関に乗ることができなくなってしまう事例もある。痴漢撲滅を掲げ、公共交通機関との連携を強化し、被害者支援ではなく、加害者取り締まりのためにできるあらゆることをやってほしい。あらゆる暴力の根絶を掲げているのであれば、徹底的に対応してください。

851	女	50代	74	７の人身取引は、「性的搾取」であるという認識の発展に感銘をうけました。 そして、売春の背景にある貧困や孤立、「売買春」の被害者として女性たちを位置付けています。大事なことだと思います。 であるならば、「性購買者」への処罰が必要と感じます。買う人がいなければ、商売をする業者がなければ、性搾取の被害者は生まれません。貧困対策は必要ですが、性売買の根元を断つことも併せて行ってほしいです。
852	女	40代	73	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 課題：セクハラの定義と事例認知不足 理由： 職場・学校・地域での行為を具体例で示さなければ曖昧にされやすい。 年に一度は会社や事業所、自治体などでハラスメント対策講座を義務化すべき。 特定検診ができるのだから、意識的なアップデートも社会的に賄われるべき。 課題：外部相談窓口の周知不足 理由： 内部への不信感がある中で外部窓口の存在が知られていなければ、相談につながらない。
853	団体として提出	団体として提出	64	「〇…セクシャルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。」 「〇…その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要である。…暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではない姿勢を示していくことが重要である。」 → 性別や性自認に関わらず、すべてのハラスメントと暴力を禁止する禁止法を罰則規定付きで制定すること、国の責任で個人通報できる独立した人権機関の設立、ILO第190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。 「…性暴力やセクシャルハラスメントが「ビジネスと人権」に係る取組においても十分認識されるべき人権問題であることについて、…」 → 昨年6月、国連人権理事会に提出された、国連ビジネスと人権作業部会による2023年訪日調査報告によると、日本の女性やLGBTQI +の人々、技能実習生や移住労働者などマイノリティ・グループは、「リスクにさらされているグループ」と指摘されている。「不平等と差別の構造を完全に解体することが急務」で、人権を保護する国家の義務として、独立した国内人権機関設立やデュー・ディリジェンス法採択等が勧告された。政府は、国際水準に見合う国家の義務を果たし、勧告にある企業の責任や救済アクセスを整えるために必要な制度・支援に責任をもつべきである。 「…セクシャルハラスメントは決して許されない行為であるという社会全体の気運を醸成するとともに、その防止のための対策を推進する。」 → セクハラがどのようなものであり、してはいけないことだという規範意識はじゅうぶん醸成されていると考えるが、被害は増え続けている。現行法では、事業主に相談窓口の設置と対処を義務付けているが、被害者は職場を辞めざるを得ず、キャリアも人生も棒に振ることになる一方、加害者は変わらず勤務し続けられる。法的に定義し、禁止することが必要である

854	女	20代	65	未成年に対する性犯罪は被害者の人生に長期かつ深刻な影響を及ぼすため、刑期・罰則を一層厳格化を進めることを強く求めます。 2023年の刑法改正で一定の対応がなされたものの、性犯罪の刑期や罰則は依然として軽く、加害者が短期間で出所できる現状があります。しかし性犯罪は再犯率が高く、被害者や社会に重大な脅威を及ぼす犯罪です。現状のような刑期や罰則の甘さであるならば、私は子供を産みたくないと思っています。 また、学校や子どもの多い場所での盗撮行為が後を絶たないことにも不安な気持ちです。特に「下着が写っていなかったから未遂」とされるような扱いは、被害者の尊厳を軽視するものであり、決して容認できません。実際に盗撮行為を行った時点で被害は発生しており、未遂ではなく犯罪として厳格に処罰すべきです。したがって、 ・未成年に対する性犯罪の刑期・罰則を引き上げること ・再犯防止に向けた監視・処遇プログラムを強化すること ・盗撮行為を「未遂」ではなく、被害が発生した犯罪として厳格に処罰できるよう法整備を行うことを早急に実行に移すよう求めます。
855	男	30代	75	75ページから76ページまで 第２部 政策編 1 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現 第６分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 ９ インターネットを利用した性暴力等への対応 施策の基本的方向性には、「インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止する」という記述が含まれていますが、違法でない表現に対しては、規制を一切求めたり推進したりしないよう、表現の自由を最大限尊重する方針も、基本的方向性に追加すべきです。 「リベンジポルノやＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する」という記述については、実在の人物の画像を活用してディープフェイクポルノを作成し公開や脅迫等に用いることが違法である点を、明確に記すべきです。 また、この取り組みは、あくまで実在の特定個人の人権を保護するためのものであることを、明示的にすべきです。
856	女	40代	75	インターネットによる性暴力・ハラスメント対策 課題：デジタルリテラシー教育不足 理由： 若者を中心にICTリテラシーが不足すれば被害防止が困難になる。 デジタル性暴力防止のため、年に一度のデートDV防止プログラムの義務化を徹底する。また年齢に合わせた性教育を実施するため、はどめ規定を緩和させる。 課題：オンライン被害通報・削除窓口の認知不足 理由： 相談窓口が知られていなければ被害が放置される。 デートDV防止プログラムにあわせて周知することが急務。

857	男	60代	75	売春の相手方に対する対処として、「売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う」としているが、売春をしている人は、売春伴う職業の賃金、労働時間、その他労働条件が他の職業よりも自分にとって比較的良いものであるために売春をしているのである以上、簡単には売春をやめない。そのため、たとえ売春の相手方が処罰されても、売春の相手方を確保するために、より不利な条件での売春をすることになることが多いので、本人にとって好ましくない結果になる。このことは、買春処罰をおこなったスウェーデンやフランスの状況から明らかにされている。したがって買春処罰の導入はするべきではない。
858	女	70代	75	売春を単純に「人間の尊厳傷つける」ものと見なすことは、特定の職業に対する偏見と差別につながるのではないかと思います。売春をしたくない人が従事しなくても済むような社会保障の充実した施策が必要と思います。買春防止法や女性支援法など、セックスワーカーに関する法律や施策を作る際、当事者の声はほとんど聞かれていませんでした。「売春」を選択した人も健康や安全が脅かされないための施策が必要と思います。
859	女	50代	75	SNSに流れてくる性的な描写を規制してほしいです。 子どもだけでなく、大人も、不愉快極まりない。 暴力的な性描写は、性暴力であるという認識に立ってほしい。 2次被害にもなりかねません。 また、子どもたちに加害者にも被害者にもならないようにメディアリテラシーを学ばせながら、一方で業者が垂れ流す動画は放置という状態は、矛盾し、大人になったらいいのか、商売だったらいいのかという変なメッセージになりかねません。不用意に誰の目にも飛び込んでくるようなSNSの動画・広告への規制を心からお願いしたいです。
860	女	20代	75	１　基本的方向の中の、「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて」という記載について、重大な懸念があります。 一つは性の商品化イコール人間の尊厳の毀損という図式を示すことで、性に関する商品サービスを取り扱う事業に従事する人びとに対する蔑視を醸成してしまうことです。売買春に限らず、キャバクラやガールズバーやグラビアのモデル、ポルノ作家など、金銭を得る現実的な手段として、性の商品化を行う事業は数知れません。これらの職業に就いているという事実そのものが、就業者の尊厳を傷つけるものでしょうか。強制され従事を余儀なくされる、仕事中に暴力に遭っても泣き寝入りさせられる、職業を理由に暴言やハラスメントの対象となる、あるいは職業差別されている職業に就いていることで自尊感情が低下する、こうしたことが問題であると考えます。必要なのは強制や暴力の防止策であり、職業自体を尊厳を毀損するものと断じることは解決につながらないばかりか職業差別を助長すると考えます。 もう一つは、強制や暴力を性産業の現場から撤廃するに当たって、売買春の禁止は解決にはならず、むしろ従事者らの安全を脅かし経済的に脆弱な立場に追いやる結果になることが、諸外国の従事当事者らで構成される団体から報告されている以上、同様の結果をもたらす懸念があると考えます。また、売買春を厳しく取り締る方針に関して、従事当事者が策定プロセスに参加していないことが問題だと感じています。ただ単に被害者として切り離して勝手に良かれと方針を作ることは危険です。当事者団体の声は諸外国でも日本でも、性産業の違法化ではなく、従事する人々の安全確保を求めています。 この項目自体、最も影響を受ける現役の売春従事者にヒアリングを実施した上で文案を作成すべきだと考えます。再度検討をお願いします。

861	女	50代	71	「（２）具体的な取組」の⑬において、共同親権の導入を視野に、DV被害者支援について書かれているのはよいと思います。しかし、⑭にある「職務関係者に対する研修等の取組を継続して行う」という書き方は現状の維持でしかなく、まるで、面会交流の禁止や制限に関わる職務関係者の判断に問題がないことを前提しているかのようです。現実には、DVや子への虐待があったケースにおいて、子と別居親の面会交流の禁止や制限を適切に行えていなかったことを示唆する複数の調査研究があります。こうした現状を温存して共同親権や面会交流を「つねによきこと」として推進すれば、このような問題がさらに拡大することも危倶されます。したがって、⑭においては、「職務関係者に対する研修等の取組を改善強化する」と、よりよいものにすると明記する形にしてください。
862	答えたくない	20代	-	まずAVやポルノコンテンツを規制してください。内容が非常に過激だったり幼女が性的に暴行を受けている描写があまりにも多いです。あと、アダルトサイトではない普通のサイトでもアダルトコンテンツの広告が出てくるのが大変不愉快です。こうしたところから子どもが性知識を吸収すると、いくら学校教育でジェンダー平等や性的同意を教えても無駄だと思います。実際ドイツなどの国では未成年が登場人物のアダルトコンテンツは閲覧不可となっています。毎日のように女性が性被害を受けて、被害を訴えても司法が味方しない今、ポルノ規制は何より優先すべき施策です。
863	団体として提出	団体として提出	55	９ メディアにおける性・暴力表現への対応 (1) 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は～について 多くの被害が女性であることから「女性」を守ることは大切ですが、すべての性で搾取や暴力表現から守るべき。 まだ、現在児童ポルノは実在の人物に限るが、未成年だと認識させる表現（ランドセルやセーラー服など）での性表現やポルノに関しての規制を推進すべきだと考えます。
864	女	60代	-	各地方自治体における男女共同参画センターなどにおいて、女性相談支援員として働く人材の不安定な処遇が問題となっている。時限付きの雇用であったり、正規職員トのコミュニケーション不足に悩み、相談者に寄り添った対応が十分にできないとの声も聞く。 相談支援員は、さまざまな事情を抱え、ときには暴力にさらされている当事者に対する最初のコンタクト先となる可能性も高い人々である。このため高いスキルを備えているばかりでなく、情報交換や研修の機会を与えられ、また必要な対応窓口につなぐ権限を持っている必要がある。すでに盛り込まれているポイントではあるが、とりわけ各自治体での取り組みに直結するような表現を加えていただきたい。

865	女	50代	-	子どもたちを買う大人への罰則を厳しくして欲しい。 時々歌舞伎町や池袋を横切ることがあるのですが、 子どもたちが性を売るために道端に立っているのを見ると 本当に心が苦しくなります。 実際、日本の子どもたちを旅行中に買おうとする海外渡航者も存在します。 長く、性を売ろうとする側に啓蒙や指導がされてきたかと思いますが、特に子どもたちについては、子どもを買おうとする大人にまず大きな責任があるし、処罰されるべきだと思います。 性売買を職業にされる方たちには、罰則を設けることで性産業に携わる人たちの人権が守られなくなると主張される方たちもいますが、 子どもたちが自分たちの性を路上で売り、それを買う大人がいることのついては別の問題だと思います。 性犯罪についても、日本はずっと加害者が裁かれず、被害が潜在化してきた状況もあります。 加害者を罰して欲しい、もう二度と加害をしないよう、逆恨みで二次加害にあうようなことがないように仕組みを変えて欲しいと願うことは自然なことのように思います。 子どもたちが自分たちの性を売ることを知っている社会はやはり大人が支えてきたと感じるのです。子どもが子どもの性を売ることを考えるのは、大人が子どもを常に性搾取する社会の側にも問題があると思います。 子どもを買う側、加害側へのアプローチ、厳罰化を願います。 子どもが性搾取されない社会を望みます。
866	女	20代	72	⑥「加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、加害者に対する治療等の有用性の教示や、精神医学的・心理学的アプローチ、受刑者に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実等、警察、刑事施設、医療機関等の関係機関が連携し、加害者更生に係る取組を推進する。」 ⑦ 「保護観察所において、ストーカー行為等により保護観察に付された者等に対し、改善更生及び再犯防止に向けた指導を実施する。また、ストーカーやＤＶ事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、警察との緊密かつ継続的な連携により、被害者等に接触しようとしているなどの特異動向等の情報を双方で迅速に把握し、必要な指導を行う。」 について、具体的な治療法として、「条件反射制御法（CRCT）」を実施、周知を進めてほしい。例示として施策にあげてほしい。既に警察庁では関わっているようですが、小早川明子さん等の専門家が10年前から言い続けている知見と提言をいい加減早急に施策に含めてほしい。 近年ストーカー関連の事案が重大事件化している。基本的方向の「 ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行う。」について、ストーカ事案は「被害者を逃がす方向から、加害者を制御する施策への考え方、認識の転換をする必要がある」旨を記載してほしい。被害者を逃がすことには限界があり、日本はいつまでもこの被害者を逃がす考え方からの施策しか実施していないために、防げるはずのストーカー殺人が起こり続けています。ストーカー加害者にはカウンセリングではなく、条件反射制御法が効果があること、必要なことが実証されています。こういった情報をスピード感を持って発信、共有し、対処していかないと、命が失われ続けます。この施策には人の命がかかっていることを今一度認識いただいてどうか早く進めていただくようお願いします。 また、仮出所、釈放情報は実施する「前に」被害者に具体的に、手紙だけでなく必ず電話で直接通達するようにしてください。

867	女	50代	71	「子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に向けたー」法律の施策については、共同親権を用いず今まで通り単独親権とし、養育していない親の許諾が必要など子どもの生活に支障を増やさないようにしてほしい。DV事案の離婚では、子どもが成人するまで基本的に面会はさせないようにするべきです。
868	女	60代	66	性被害者における支援は確かに必要です。と、同時に加害者の厳罰化は抑止力となります。日本も欧米並に厳罰化してください。そのための法が必要です 特に子供への性犯罪は死刑相当で、これに反対する人は犯罪者のみと考えます 日本では検察が不起訴にしたり、司法が量刑を減らしたり常識外れの判決が平気で出されます。そのような犯罪者が再び犯罪を犯した場合にはこれらの方々の責任を問う必要もあるのではないでしょうか 検察は不起訴の理由を明記する必要があり、司法が示談を量刑に反映させて罪を軽くさせるのをやめさせてください
869	女	50代	69	こども間の性暴力について書かれていることは評価します。こどもが加害者になってしまった背景、環境を分析する必要があると考えます。そのひとつに、商品化された性の情報が世の中に氾濫していることがあげられます。ネット上では、目にしたくないような広告が飛び込んできます。どうか規制を設けてください。大人でも目に残りますから、メディアリテラシーが十分でない子どもにとっては、大きな影響があると考えます。規制と同時に、先に書きましたように、こども達への性教育をセットですすめてください。どうぞよろしくお願いします。
870	女	60代	-	現在の売春防止法の致命的欠陥を正す記載がまったく見当たらない。買う側（圧倒的多数が男性)を処罰しない法律は明らかに男女共同参画社会の理念に反する。買う側・提供側に厳し罰則と社会的制裁があれば、現在のような性的搾取と虐待はかなりの程度減るはず。様々な悪条件で追い詰められて売春する側(圧倒的多数が女性)だけを検挙し、名前をさらし、「保護」する制度の根本的矛盾を正すべき。
871	女	20代	75	「売春」を単純に「人間の尊厳を傷つける」ものとみなすことは特定の職業に対する偏見と差別に繋がります。 ・支援対象を「売春」を辞めた女性、もしくは未然に防止された女性と限定することで、「売春」をする人たちを分断し、「売春」を選択した人たちの医療や法的サービスへのアクセスを困難にするおそれがあります。 ・買春者の処罰を含む性産業に対する取締りの強化は、セックスワーカーの安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。具体例として、性感染症の予防や治療へのアクセスの困難化、業界のアンダーグラウンド化による搾取や暴力の助長などが挙げられます。 ・本素案の起草に多くのセックスワーカー当事者が関わっていません。さまざまな状況に置かれる当事者や、長年活動を行ってきた支援者へのヒアリング調査を行う必要があります。
872	女	50代	75	売春をした女性が取り締まられている現状があるが、そうした女性は性的搾取の被害者という側面が大きいと思う。それよりも、買春をした側の男性を犯罪者として取り締まるべき。

873	男	30代	70	４ 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 において、性的マイノリティに対するシェルターの確保も重要であるが、トランスジェンダーに対する誤った理解に基づき、トランス女性を女性シェルターに入れない事案が発生している。トランスジェンダー女性はほとんどが女性として生活しており、戸籍上の性別によらず女性として過ごしている実態も踏まえ、女性シェルターに入れる等の対応が必要である。そのためにも、そうした施設や支援者の理解啓発が肝要である。きちんとした理解と実態に基づき、ジェンダーバイアスによって本来受けられるべき支援を閉ざさないような対応が求められる。
874	男	20代	75	【性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春】という表現こそ、主体的にその職業を選択した性産業従事者の尊厳を損なうもので、職業差別を助長します。主体的に性を商品化したい女性は存在しないという思い込みは誤りです。根絶するべき売春を「不本意な売春」に限定する旨を文言に加える必要があります。
875	女	20代	-	性犯罪を厳罰化してください。 裁判員制度では裁判員を男女半々にしてください。
876	女	70代	65～66	（２）具体的な取組 ②～「性的同意」について啓発に取り組む。 ③～「生命の安全教育」について、～全国的な取り組みの実施を推進する。 ④学校や保健所等において～性と健康に関する教育等を行う。 以上３点についての内容に賛成した上で、④の終わりに「そのためにも、ユネスコの提唱する包括的性教育を幼少期より推進する。」を追記して下さい。
877	女	70代	75	③「売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し」を「買春禁止に向けて法整備を進め」とすべきです。 売春する女性を罰するのは一面的です。買春する者を罰するとともに、貧困等で春を売っている人々を救済することが、人権の尊重につながると考えます。
878	団体として提出	団体として提出	-	・67ページのワンストップ支援センターについては、民間の努力に多くを負っている現状があり、画期的な取組と評価されてきたにもかかわらず、活動の継続が困難になり移転を余儀なくされたセンターがあります。ワンストップセンターについては行政の責任として設置するとともに、民間シェルターには十分な支援を提供してください。
879	団体として提出	団体として提出	-	【違法な性・暴力表現の流通等を防止する】との記載箇所について、流通等を防止する性・暴力表現の範囲が【違法】なものに限定されていることは評価するものの、違法でない表現の「表現の自由」へ最大限に配慮する項目を追加するべきである点について意見する。

880	団体として提出	団体として提出	-	【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の示す対象が同じものである場合、語句を統一するべきである。違うものである場合、それぞれの語句の定義を明確に記載し、その違いについて理解できるようにするべきである。）【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。
881	男	40代	-	1. 意見の概要と基本認識：憲法・行政法と昭和天皇の精神に反する現状 私たちは、第六次男女共同参画基本計画素案「第6分野」の基本認識に、根本的な問題があると考えます。 「あらゆる暴力を容認しない」と掲げながらも、その内容は「男性から女性への一方的な暴力」に過度に偏重しています。 この認識は、**日本国憲法第14条の法の下の平等原則や、行政における平等原則**に明白に違反するものです。 この計画は、現代日本が直面する少子化や家族の崩壊といった真の危機を軽視し、特定のイデオロギーに基づいた、特定の層への支援に終始しています。 その結果、国民の間の不信感を煽り、昭和天皇が玉音放送で最も戒められた**「同胞排擠（はいせい）互ニ時局ヲ乱リ（同胞が互いに相手をけなし、 時局を混乱させる）」**という事態を招きかねません。 一体、誰のための男女共同参画なのでしょうか？ そして、そのための膨大な予算は誰のためになされているのでしょうか？ 私たちは、この政策が国民の多くが抱く「おかしい」という感覚からかけ離れていると考え、その抜本的な見直しを強く要求します。 日本の男女共同参画政策は、聞こえの良いスローガンの裏で、男女不平等な現状をさらに固定化させています。 特に、ジェンダーバイアスに基づく男性への不公平な扱いが深刻化しており、国民の多くが「おかしい」と感じています。 日本の男女共同参画政策は、国力と国民の幸福という最も重要な観点から見ると、その優先順位が逆転しています。 昭和天皇が戦後、玉音放送において、 「総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ」 と述べられた精神とは真逆の状況です。

				不合理な予算配分： 男女共同参画関連予算は、その多くが、社会の分断を煽りかねない啓発活動や、効果が不明確な特定の層への支援に投じられています。 これらの予算は、国防費や科学技術研究開発費、そして少子化対策といった、国家の存立と将来の競争力に直結する重要な分野への投資を圧迫しています。 この政策は本当に、すべての人々の幸福と、日本の未来につながるのでしょうか？ 私たちは、その根本的な認識を是正し、真に公平で、国民すべてを守るための抜本的な見直しを強く要求します。 2. 男女共同参画政策の具体的な問題点：見過ごされてきた男性の苦難 計画素案が無視している、具体的な問題点を以下に挙げます。 現代の日本の男女共同参画政策は、デジタルコミュニケーションの発達により暴力の在り方も多様化していることまでは認識していることは分かりました。 計画素案は「性別を問わず許されるものではない」と述べていますが、その後の具体的な記述は、女性や性的マイノリティに焦点を当てています。 しかし、政府自身が公表するデータは、男性への暴力が深刻であることを示しています。昭和天皇が戦後、玉音放送において、「我が民族の滅亡」を避け、国民を「我が子のような国民」として保護しようとされたこととは対照的に、現状の政策は男性の苦難を無視しています。 つまり、暴力の多様化の構造に踏み込むことができず、結局は、大昔に散見されたような肉体的に強い男性から弱い子女に対しての暴力を強調する程度で、 「暴力は容認しない」というスローガンにとどまっています。一方、SNS炎上をはじめとする新たな形の暴力の特徴は、誰が誰に対してでも暴力をふるうことができる仕組となっており、かつ当事者間で匿名（片方が匿名であれば両方が匿名のこともある）を成り立たせた中で成立するものです。 ここに男女差や長幼の差はありません。 ここ数年で大きく目立ってきているものであり、当事者以外の多くの人々の不安をあおることもしばしばです。このような新たな形の暴力が大きく目立ってきているにもかかわらず、どういうわけか男女共同参画政策の【基本認識】は、男性から子女への暴力が露骨に表現されています。 また、司法の運用においても、夫婦が別居した際の家庭裁判所における子の引き渡しや監護者指定に関して、法律の条文ではどこにも規定されておらず、存在していない**「母性優先の原則」**が事実上の慣習として採用されています。 これは、男性が親権を主張する際に不当な障壁となり、子の最善の利益よりも特定の性別の権利を優遇するものであり、日本国憲法第14条の平等原則に明確に違反しています。 この結果、子どもと別居した親（多くは男性）が、子どもに会うこともできないまま、高額な婚姻費用、若しくは子の監護に要する費用（俗称、「養育費」）の支払いを義務付けられています。これは、日本国憲法29条が保障する財産権の不当な侵害であり、国家が関与する経済的暴力に他なりません。 計画素案は、この重大な人権侵害を被害者は女性を前提とする「配偶者等への暴力」という狭い枠組みで論じており、その本質を見誤っています。 そのため、日本の男女共同参画はそもそもの基本認識が誤っている又は基本認識が不十分であるため、 打ち出される政策も日本国民や世論の過半数が望んでいない不平等で不適切な間違った方向の政策が打ち出されているのではないかと考えます。

【具体例】統計データと制度が示す男性への構造的暴力
政府や行政が公開するデータは、男性が直面する不当な状況を明確に示しています。

(1). 子どもの連れ去り・親子断絶問題
問題点：離婚や別居の際に、一方の親（多くは女性）が子どもを突然連れ去る行為が横行しています。現在の単独親権制度は、この**「子どもの連れ去り」を容認**し、子どもと別居親（多くは男性）の関係を不当に断絶させています。
統計が示す現実：法務省の「家事事件の実情」等の統計によれば、面会交流が円滑に行われている事例は少数です。多くの別居親が子どもと会えない状況が続いています。
厚生労働省の統計によれば、日本の男性の自殺者数は女性の約2倍で推移しています。これは、離婚後の親子断絶や社会的な孤立、過度な長時間労働といった、男性に特有の苦悩が背景にある可能性を強く示唆しています。

(2). 経済的・精神的暴力
婚姻費用・子の監護費用（俗称、養育費）の問題：裁判所が用いる標準算定表は、子どもと会えない別居親にも高額な費用負担を強います。これは、日本国憲法第29条第1項が保障する財産権の不当な侵害であり、国家による経済的暴力に他なりません。
高まる男性の自殺率：厚生労働省の人口動態統計によれば、日本の男性の自殺者数は女性の約2倍で推移しています。これは、離婚後の親子断絶、職場でのプレッシャーといったジェンダーバイアスに起因する孤立や精神的苦痛が、男性にとってより深刻な問題であることを示唆しています。

(3). 社会の偏見と痴漢・セクハラ冤罪問題
痴漢問題やハラスメント問題においても、痴漢の被害者・加害者双方が存在し、女性だけでなく男性も被害に遭う可能性があります。
しかし、議論は常に女性被害に偏っており、男性の被害や冤罪防止策は軽視されています。
セクハラ問題でも同様に、女性からのハラスメントや男性の被害が十分に取り扱われていません。

「男性は加害者」という根強い偏見が、男性の冤罪リスクを高め、被害を訴えにくい社会風潮を生み出しています。
痴漢問題においては、「男性は加害者」という固定観念が根強く存在します。
電車内で痴漢冤罪に巻き込まれた男性は、疑いをかけられた時点で社会的信用を失い、弁明の機会すら十分に与えられません。
また、社会の安心感を蝕む偏見：痴漢問題では「女性専用車両」の議論は進みますが、男性の被害や冤罪を防ぐための「男性専用車両」は議論すらされません。
これは、社会が依然として**「男性は加害者」**という固定観念に縛られていることの証左です。
この偏見が、男性が声を上げることのできる安心感を大きく損なっています。

				(4). 司法機関・行政機関のジェンダーバイアス DV支援措置と虚偽申告：DV防止法に基づく保護命令の申立ては、約9割が女性から行われています。 しかし、離婚や別居を有利に進めるために、DVの虚偽申告が悪用されるケースが後を絶ちません。 この一方的な申告で、男性は適正な手続きを経ず、人権を制限されています。 DV防止法や女性支援新法は主に女性を対象とし、男性の被害や苦悩は軽視されています。 警察の家庭内トラブル通報への対応や、取り調べの過程においても、「女性の証言は保護すべきもの、男性の主張は疑わしいもの」という根強いバイアスが存在し、 男性の人権が不当に侵害される事態が頻発しています。 これは、行政法上の平等原則にも違反しており、公権力の行使が特定の性別に不当に偏っていることを示しています。 児童相談所の対応：児童相談所が、虚偽の申告に基づいて子どもと父親の接触を断つ事例も報告されています。 行政が**「母親が監護者（養育者）」という旧態依然としたバイアス**を持ち続ける限り、男性の親としての権利は不当に軽視され続けます。 (5). デジタル時代の暴力と、時代遅れの基本認識 計画素案は「デジタル化の進展に伴い被害は多様化」と認識しながらも、その本質に踏み込めていません。 誰でも加害者になりうる現代の暴力：SNS炎上や誹謗中傷、痴漢やセクハラにおける虚偽申告や冤罪など、 現代の暴力は性別や年齢、立場の優劣を問わず、誰でも加害者になりえます。 これは、肉体的な強さに基づく旧来の暴力観とは全く異なるものです。 3. 提言：終戦の詔書の精神に立ち返り、真の男女共同参画社会を築くために この計画が真に「日本を守り、繁栄させる」ための羅針盤となるためには、以下の抜本的な見直しが必要です。 これは、昭和天皇が戦後、玉音放送において、**「耐へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス （耐え難きを耐え、忍び難きを忍んで、未来の平和を築きたい）」**と示された精神に通じるものです。 公平な制度の構築と法の下の平等原則の徹底 ·原則共同親権（原則共同監護権）の法制化と、それに基づく司法・行政運用の変革を強く求めます。 ·DVやハラスメント等の虚偽申告には厳正な罰則を設け、制度の信頼性を回復すべきです。 ·警察や司法機関、行政機関におけるジェンダーバイアスを排除する専門研修を義務付け、国民の人権を保障する責務を徹底させるべきです。 予算の抜本的見直しと国力強化 ·過度な男女共同参画関連予算を縮小し、少子化対策、国防、科学技術研究開発といった、国家の存立に直結する分野へ集中的に再配分すべきです。 意識改革と相互理解 ·特定の性別を優遇する施策から脱却し、**国民誰もが安心感を抱ける普遍的な「人権教育」**を社会全体に浸透させるべきです。 ·フェミニズムとマスキュリズムは対立するものではなく、それぞれの主張を補完し合う関係にあります。男性も女性もジェンダーの呪縛から解放され、互いに尊重し、協力できる社会こそが、真の男女共同参画であり、日本の未来を築く唯一の道であると確信します。 結論 現在の男女共同参画政策は、男性への構造的な暴力と、国民の感覚からかけ離れた予算配分という二つの大きな問題を抱えています。 このままでは、親子の絆及び日本民族の繁栄及び日本国土の地域社会の絆は引き裂かれ、日本の未来及び日本の子孫繁栄は危うくなります。

				私たちは、この計画がすべての国民の幸福を追求し、持続可能な社会を築くための羅針盤となるよう、上記の問題点も基本認識に組み込んだうえで、 「あらゆる暴力を容認しない」施策を打ち出すための抜本的な見直しを強く提言します。
882	団体として提出	団体として提出	-	２，性犯罪・性暴力への対策の推進 　被害者のプライバシーの保護と二次被害の防止を強調すると、かえって被害届を出さないなど、加害を隠す方向になりがち。 　ワンストップ支援センターの相談員を非正規や民間委託にせず、研修を積んだ正規職員にすることが求められます。 ７、人身取引対策の推進と　８売買春のへの対策の推進 　売春を罰するより、買春を罰するべきです。売るから買うのではなく、買うから売るのです。その観点に立たないと対策は進みません。 　性を売らなければならない女性たちや、性暴力の被害にあっている行き場のない若い女性たちに対する対策が具体的ではありません。 　女性たちの生活を立て直すことが求められています。
883	団体として提出	団体として提出	-	【基本認識】（64ページ）について ・「ジェンダーに基づく暴力（GBV）」の定義がないため、不明確 　本計画では「GBV」という用語を使いながらその定義が示されていない。そのため「性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント」といった列挙がGBVの一部なのか別々の課題なのかが分からない。特に「性犯罪・性暴力」という表現は重複的であり、犯罪は他の項目にもあり得る。さらに「配偶者等への暴力」という表現は、すでに改正されたDV防止法の内容を正しく反映し、「親密な関係における暴力（IPV）」を併記することでより包括的で国際的に整合性のある表現となる。冒頭でGBVの定義を明示し、その下位に「性暴力（刑法上の性犯罪を含む）、IPV、セクハラ、ストーカー等」を整理すべきである。また、第6分野が「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」に関連するという以上、安易な列挙に留まらず丁寧にその定義を記載することが求められる。 ・サバイバーの現実を「女性の問題」として画一化している 　基本認識では「女性に対する暴力」が強調される一方で、「女性」と一言でまとめることで、年齢・障害・国籍・性的指向や性自認など、女性内部の多様な属性や交差的な困難が見えなくなっている。結果として、女性以外の被害者も含め、現実の複雑な被害状況に即した対策が取りづらくなる。「女性だけではなく」という二項対立ではなく、サバイバーが置かれた多様で重層的な状況を前提にした記述に改める必要がある。 ・被害の背景にある「権力構造」への言及不足 　「上司・部下」「教員・生徒」といった例示はあるが、社会全体の権力関係や構造的差別（ジェンダー、性的指向、国籍、障害など）を基盤とする暴力の問題が明示されていない。GBVを構造的暴力として認識し、個別事象に矮小化しない記述に改めるべきである。

				（１）施策の基本的方向（65ページ）について 本セクションにおいても前述の「基本認識」に関する指摘と同様の問題を提言します。そのうえで、この部分で特に問題となるのは、リプロダクティブヘルス／ライツの扱いだ。 現行の記述では「女性の健康支援」として限定的に記載されており国際的に確立している「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」を人権の一部として包括的に保障する視点が失われている。SRHRは女性に限定されるものではなく若者、LGBTQ、男性、障害者、移民など多様な人々にかかわる課題であり、現行の書きぶりでは現実の困難に対応できない。「女性の健康支援」という限定的表現ではなく、「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」を包括的に保障する視点に改めることが不可欠である。 ２ 性犯罪・性暴力への対策の推進 （２）具体的な取組（６５，６６ページ）について ① 「性犯罪・性暴力、配偶者等への…」の表現は前述の通り。啓発は単発ではなく継続的に行うべき ② 教育課程等への具体的な位置づけが必要 ③ 「被害者にならないよう」という表現は被害者非難を連想させる。声をあげやすい環境を整えることが被害防止・加害防止・傍観防止につながる ④ 命の授業など道徳概念ではなく具体の研修を、外部講師を医療職に偏らず多様な専門性（ジェンダー・心理学、当事者団体等）を取り入れ実施すべき ⑤ 相談窓口周知は多言語・匿名・若者やLGBTIQに届く実効的手段を示すべき ⑥ 「ビジネスと人権」に関して企業責任や救済措置の仕組みが弱く、強化が必要 ⑦ 統計は男女別に留まらず、性的指向・性自認・障害・国籍など交差性を反映させるべき ⑧ 困難女性としてLBT女性を含め多様な被害者対応が研修や制度に反映されていない ⑨ 研修は具体的レベルやマニュアルが不明確で地域差が大きい。標準化と効果検証により全国で一定水準を確保すべき ⑩ 専門職研修は抽象的で、性的同意や交差性など具体的内容が不足。教育課程に組み込むべき ⑪ 国内の外国人被害者支援への言及が欠けており、同等に扱うべき

				具体的取組①～⑪について（６７，６８ページ） ①改正刑法について現実に周知されておらず、対象・方法・到達度を示す具体計画が必要 ② 「努める」では不十分で、人件費等を含む予算措置を伴う制度化が不可欠。ためらいの理由は「想定されてない不安」であり、多様な被害者支援を明示すべき ③ 4月を若年層に限定する理由が不明確で、学校外の若者を含める視点やSAAMとの整合性を示すべき ④ 「連携」の表現は抽象的で、SARTのように役割分担とプロセスを明確化し交差的な支援体制を整備すべき ⑤ 女性の配置ではなく性暴力対応ができる人材配置が本質 ⑥ 産婦人科中心では「性別にかかわらず」と矛盾しており、救急・泌尿器科・小児科・精神科など多診療科を含めるべき ⑦ PTSD対応を捜査関係に限定せず、医療・司法・教育・福祉など全領域で徹底すべき。 ⑧ 教育は知識普及にとどまらず、各診療分野に応じた対応、証拠採取・保持、連携方法をも含めるべき ⑨ 「実態把握」にとどまらず具体的な支援体制とアクセス保障を明記すべき ⑩ 性暴力に特化した支援が必要であり、犯罪被害者全般の枠に包括すべきでない。特化を維持・強化した上で横断的連携を図るべき ⑪ 二次被害防止は法執行に限らず全領域で必要であり、被害に無関係な性行動を聞き取らないレイプシールドを周知すべき ３ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進（69ページ）について 基本的方向に関し、学校・保育に偏らず、塾・部活・習い事・宗教・オンライン等、子どもが過ごす全ての場を対象に明記すべき。また未然防止・早期発見は自己防衛ではなく、第三者窓口・匿名チャット・多言語・アクセシビリティ等、開示しやすい環境整備を柱とすべき。そして家族等による被害の潜在化に備え、監護者同席を前提としない聴取と、迅速な一時保護・医療・司法・支援の連携を位置づけること。

				「こども性暴力防止法」の円滑施行は研修の標準化と評価まで踏み込むこと。「国民意識の向上」は被害者非難を避けるメッセージ指針を設け、開示と支援機関同士の接続を最優先とすべき。 本計画は身近な関係（とりわけ親子）の性暴力が見えにくく、子の権利を守る支援体制・対応原則・ワンストップの役割や機関連携の具体像が欠落している。GBVの観点から、対応原則（トラウマ・インフォームド／子の最善／同意・アセント・守秘・選択尊重）と、一次受け皿・コーディネータ配置、共同プロトコル（窓口一本化・初動手順・定例ケース会議）を明記すべき。子どものケースになり突如欠落したが、各所において報告もあるLGBTIQA+ユースの高い初回被害リスクなども反映し、多様な被害者像の記述を一貫させるべきである。そして、メンタルケアのみならず、医療対応として、子どもに関しての証拠採取に関し、より詳細に医療者への研修を実施すべきである。 不足であることは指摘した上で、具体的対応の記述についての修正案は以下。 ① 四本柱ごとに到達目標・期限・責任府省を明示し、進捗を可視化。 ② 学校外（習い事・スポーツ・宗教・福祉・オンライン）も対象に、セーフガーディング最低基準を具体化。 ③ 再任用防止の全国共有、免許失効の確実化、第三者通報の常設、校内処理の禁止を明記。 ④ 司法面接の標準化（原則一回・録音録画・訓練面接者）を明記し、「記憶の汚染」は「誘導・反復による供述・記憶の変容」などトラウマ・インフォームドな表現へ改める。 ⑤ 監護者加害の実態把握は重要事項として明記し、子の最善の下、安全な収集・匿名集計・慎重公表を進める。 ⑥ こども間の性暴力は「いじめ」に矮小化せず、刑事該当の通報、安全計画、SNS拡散への即応、双方支援を併記。 ４ 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進（７０～７２ページ）について （１）施策の基本的方向：総括指摘 用語をIPV（親密な関係における暴力）として明確化し、同性・交際中・別居・非同棲も包含を明記すべき 県/市町村の役割分担・責任主体・恒常財源・KPIを示し、地域差を是正。 すべての窓口でアクセス保障（多言語・匿名・オンライン・障害への配慮）を標準化すべき 被害者情報の保護は最小共有にし、基準・監査・違反時措置まで明文化すべき

（２）具体的取組：①～⑭の指摘（修正案）

① 「基づき推進」だけでなく、保護命令活用率・相談応答時間・避難至達時間等のKPIと期限/責任府省を明記し、結果公開まで書く
② #8008やSNS相談は24/7・多言語・匿名・アクセシビリティを全国標準にし、接続率/待ち時間を指標化、財源を明示
③ 相談支援センターは保護命令申立て支援・法テラス接続・ケースマネジメントを明記し、研修標準化・第三者評価で地域格差是正
④ 誰でも利用可能な一時保護・シェルターを明記（性別・性的指向・国籍・障害不問）。差別禁止・性自認尊重・個室/ゾーニング・バリアフリー・多言語/通訳・子連れ受入等の環境整備、LGBTQ+/男性受入先の広域連携、職員研修と費用補助を標準化
⑤ 児童虐待との連携は共同危険評価・保護優先原則・情報連携フローを明文化（二次被害防止も併記）
⑥ 民間シェルターには安定財源・人件費補助・第三者認証（安全/守秘基準）を付し、行政との定例協議を義務化
⑦ 住宅・就業・就学支援は迅速化SLAと住所秘匿の実効性を強化（DV理由の転校・保育利用の簡素化を明記）
⑧ 警察は幅広い受理と危険評価に加え、認定アドボケイト（公設/民間）の同行・同席・橋渡しを原則化（被害者同意に基づく）。役割/守秘・情報共有範囲/オンコール体制を要綱化し、拒否の禁止と共同研修を規定
⑨ 「特性に応じた処遇」ではなく、全国共通のIPV加害者処遇プログラムを規定（標準カリキュラム・期間/時間数・指導員資格・中断基準・危険評価・Partner Contact・フォローアップ・効果検証KPI）。全矯正/全保護観察所で提供、オンライン/多言語対応
⑩ 加害者プログラムは被害者支援の一環ではなく、責任受容・更生・再発防止・社会正義を目的とする独立施策として、質基準/認定/安全プロトコル/第三者評価を整備（司法付随・行政委託・自発の多経路で等しく受講可能、被害者支援の代替にしない）
⑪ 年齢を限定せず非同棲交際のDVを対象化し、デジタル監視・画像要求/拡散・経済/生殖の強要もDVとして明示。保護命令等の適用可能性と相談導線を全年齢に周知

⑫ 法テラスは即時接続・オンライン/多言語・秘匿を強化し、保護命令・離婚/親権・債務まで一体案内
⑬ 離婚後養育の改正はDV危険評価の前置き、面会中止/監督付面会の基準、家裁と支援機関連携、被害者秘匿の徹底を明記
⑭ 研修は標準カリキュラム（IPVの構造、二次被害防止、レイプシールド的配慮、交差性、トラウマ・インフォームドを基本とする支援）を設定し、受講率を明確な目標に。医療は法医的証拠保全・PTSD対応まで含めること

５ ストーカー事案への対策の推進（７２，７３ページ）について

（１）施策の基本的方向：指摘（最小修正）

表現修正：「他分野は急展開しない」と読める書きぶりを改め、これまで、関係機関の「初動遅れによって重大化を招いてきてしまった」ということを前提に、初動強化を掲げるべき
迅速性の明確化：受付→危険評価→保護措置までの基準として、責任主体、財源、評価指標を明示すべき
デジタル対応：位置情報追跡・SNS/メッセ・ストーカーウェア等のデジタル・ストーキングを明記し、オフライン同等の重大性・対処を位置づけるべき

				（２）具体的取組：①～⑦（修正提案） ① 「ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きい」とあるが、それらが露呈しているのは、ストーカー事案を痴話げんかの一つのように扱い初動を適切に行わない、または偏見に基づいた意識で適切な評価が行えない体制の問題ではないか。であれば、適切な対応のための指針を策定し、マニュアル化し全国で適正な対応を出来るようにすべき ② 「相談者」と書かれているが、ここで相談を受けると想定されている場所がどこなのか不明。連携と孤立防止のため、ストーカー対応が可能な支援機関（民間含む）を明確化・一覧化し公表すべき。被害者への対応に際しての警察との相互連携フロー（連絡経路・共有項目・時間外対応）を定め、被害者を孤立させない運用を原則化。被害者の同意に基づく帯同（対面/オンライン）を相談・申告・避難・申立て等の各場面で認める ③ 民間機関での滞在等書かれているが、地域差を考慮しているのか？どこにそのような資源があるのか不明。緊急一時保護は性別・指向・国籍・障害不問で受入れ、広域避難・通信/位置情報の安全化を標準化。中長期は住宅・就労・心理をパッケージで ④ 十分な配慮などという曖昧な記載ではなく、明確な評価基準を設けるべきである。また関係者の守秘・最少限共有を徹底し、住所秘匿制度・住基/証明書閲覧制限・裁判記録秘匿を明文化。取扱い誤りへの監査・是正の仕組みを設けるべき ⑤ そもそも窓口がどこであるかの明確な表示が必要であるが、窓口紹介に留めず、緊急時の行動手順／証拠保全／端末設定等の実用ガイドを提示すべき。また被害者非難を避けるメッセージ指針を併記すべき ６ セクシュアルハラスメント防止対策の推進（７３，７４ページ）について （１）施策の基本的方向：指摘 定義の明確化：被害が矮小化されるべきではないということはもちろんだが、セクシュアルハラスメントをGBVの一形態として位置づけ、対価型／環境型の双方についてや、SOGIESC等に基づくジェンダー関連ハラスメントも含む旨を明記すべきである。セクシュアルハラスメントをどう定義すべきか多くの実践の場においても悩まれているものでもあり、定義をここで明確化することは重要である 権力構造の捉え直し：必ずしも「上下関係」と言い切れるとは限らず（同輩・顧客・患者・保護者・スポンサー等）その権力構造がどのように影響するかを記載すべきである 対象の拡張：雇用・就活に加え、インターン・派遣・委託・フリーランス・研究者・学生・患者・利用者を明示し、契約形態に関わらず保護を及ぼすべき 相談と調査の独立性：外部窓口の独立性・匿名性・第三者調査ルート、報復防止、守秘を明記し、評価指標・責任主体を設定すべき 被害者中心・二次被害防止：トラウマ・インフォームドを原則化し、安全措置（接触回避・配置/担当変更等）を速やかに講じるべき ① 大学の好事例・周知だけでは不十分。独立窓口・匿名通報・第三者委員会・利益相反排除・安全措置を明記し、評価指標を設定すべき ② 調査・教材提供は一過性のものでなく、研修の必修化（教職員・院生・職員・非常勤含む）、受講率・報復申告等の評価指標と外部評価を併記すべき。学生・受験生・就活生・インターンも対象に含めるべき ③ 学校分野は「服務規律」中心ではなく被害者保護最優先とし、独立した外部・匿名相談窓口／報復禁止／安全措置（加害疑いの者との分離、授業・実習・評価の切り離し、配置変更・オンライン参加等）／第三者調査を明記、学生・教職員・部活動・地域クラブ・実習先・デジタル上のハラスメントも対象に含め、保護者関与は本人の安全と同意を優先、心理的支援の即時提供を保障すべき。研修の実施について同一項目に入れ込むのはあまりに安易であり、研修の実施については具体的な対応として一枠設けるべき ④ 研究・医療・福祉・スポーツは、患者/利用者/選手と職員・指導者間の権力差を前提に、被害者の権利侵害とならない環境整備を行うこと。独立窓口・第三者調査・処分基準・安全措置を明記すべき。再発防止計画と研修の標準化、デジタルでのハラスメントについての対応を求めるべき

				7 人身取引対策の推進（74ページ）について 人身取引の定義が曖昧で、性的に偏りすぎているのではないか。GBVというフレームの中では、性的・労働・家事・強制結婚・強制犯罪・オンラインでなど、さまざまな形で人身取引が発生する可能性がある。また、日本人/外国人・成人/子ども・全ジェンダーに被害がある可能性を明記し、非犯罪化原則や安全な申告のために多言語での通訳が必要なこと、それらのための財源、全国共通の評価指標を位置づける必要がある。また具体的な取り組みの中に明記されていないが、人身取引の被害者を保護するための制度について、性別や国籍等を問わず安全に利用できるよう体制を構築することは急ぎ必要なことである。 具体的対応について ② 情報共有は、個人情報保護法等への適合法性の事前確認を前提に、目的限定・最小化・本人同意原則、第三者提供の記録・監査・二次利用禁止、当事者の利益衡量と安全配慮を明文化すべき。入管・警察・労基・福祉の共有は支援優先のファイアウォールを設け、申告が在留・就労・税務等の不利益に直結しない安全な申告ルートを担保すること。あわせて、性産業に従事する労働者の権利（団結・相談・安全衛生・賃金・ハラスメント防止・報復禁止）を前提に、声をあげられる労働環境を整備する旨を明記し、労働自体の一律な犯罪視と人身取引の被害性を峻別、申告のみを理由とする不利益取扱いの禁止を併記すべき。 ③多言語周知は、可視化が当事者の在留・就労・生活の不利益に一切つながらないことを絶対条件とし、入管・警察・労基等の執行から切り離した安全な申告ルート（支援優先のファイアウォール／匿名・仮名相談／沈思期間の付与／在留・就労の暫定措置）を明記すること。周知・アウトリーチ情報は目的限定・最小化・本人同意なしの共有禁止とし、臨検・摘発と連動させない運用（シェルター等の所在秘匿・同行安全プロトコル）を徹底。24時間多言語ホットライン／チャット、職場・夜間経済・オンラインへのアウトリーチを拡充し、通訳・文化仲介者の配置を標準化すべき。 8 売買春への対策の推進（75ページ）について （1）施策の基本的方向：指摘 枠組みの時代不整合：本項を売春防止法中心に据える構成は、「女性」限定の概念・前提やデジタル仲介／多様な当事者（男性・トランス等）／移民労働・越境移動を十分に捉えられず、実情に即していない。GBV・人身取引・労働/福祉/移民政策と横断する現代的枠組みに改めるべき。 用語の見直し：「性を商品化…根絶」一辺倒ではなく、**搾取・強制の排除と当事者の安全・健康・権利（SRHR/就労/相談）**を両立する表現へ。 対象の拡張：支援対象を女性に限定せず、男性・トランス/ノンバイナリー・LGBTIQA+・移民・障害者・若年/高年を明記。 支援優先と安全な申告：支援ファイアウォール（在留・就労等の不利益遮断）／守秘・報復防止を標準化。 評価と責任：時間基準・評価指標・責任主体を明示し、実効性を担保。 （2）具体的な取組：①～④の指摘（差し替え・補強） ① 「被害に遭うおそれのある女性」ではなく全ての当事者を対象に、退出のみ前提としない支援（生活・住宅・医療/SRHR、多言語・匿名・夜間/オンライン、ピアサポート等）へ。福祉/労働/移民の横断連携を明記 ② 関係法令の厳正運用は、搾取・強制・周旋（国内外）に重点を置き、おとり・一斉摘発で当事者を危険にしないことを徹底。個人情報保護について最大限配慮し、労働・福祉との同時連携で、まず当事者の安全を確保する ③ 対処・法制度見直しは、未成年や搾取事案に明確に対応すること、売春防止法の再検討として「女性」限定の概念更新、支援優先と当事者の非犯罪化、そして買春者を処罰することによって結果として業界自体をアンダーグラウンド化させ労働者を危険にさらすようなことがないよう検討し、人身取引との峻別を徹底

				④ 海外に関する注意喚起は、性搾取観光の抑止・児童保護を明確化し、旅行業・プラットフォームとの協定／在外公館の支援導線／邦人への法適用案内を示す一方、海外で働く当事者の安全を損なわない配慮を明記。 ９ インターネットを利用した性暴力等への対応（７５，７６ページ）について （１）施策の基本的方向：指摘 対象の明確化：自画撮り強要、セクストーション、オンライン・グルーミング、不同意拡散、ディープフェイクポルノ、ストーカーウェア、位置情報追跡等を具体に列挙すべき 被害者非難の回避：「被害者にも加害者にもならない」表現は被害者責任を想起させる。安全に開示できる環境整備とプラットフォーム責任を軸に据えるべき プラットフォーム連携の実装：通報→非表示/削除要請→再拡散抑止までの時間基準・評価指標・責任主体を明記すべき 権利・プライバシー配慮：ブロッキング/監視は必要最小限・透明性・異議申立てを原則に、過剰遮断の防止を併記。情報を得ることは人権であり、また若年者に対し、情報のブロックなどをすることによって時として「支援情報」もブロックしてしまう可能性がある ① デジタル画像の不同意での二次利用禁止や傍観防止等を含む年代別教材の必修化、実務ガイド（証拠保全・通報先）、多言語/アクセシブル対応を明記。 ② サイバーパトロールは範囲の限定・基準の公開・第三者評価を伴い、当事者の安全最優先（不用意なブロックでの危険増大回避）。学校・児相・支援団体における当事者の意思を中心とした連携や引継ぎと夜間/休日対応の明記すべき ③ リベンジポルノ/ディープフェイクは、迅速通報を整備、検索結果の非表示化・再拡散抑止、証拠保全と採取に関して被害者の費用負担ゼロを併記すべき ⑤ 窓口周知は、24時間多言語ホットライン/チャット・匿名相談・通訳の整備を前提に、プロバイダとのやり取りを含め被害者の負担を減少させる制度設計を整えるべき

884	男	50代	-	【資料ページ番号６４】 ●意見３１ 『暴力の背景に、上司・部下、教員・生徒』とあるが 『実親、継父母、養父母』を追加すべきである。 ●意見３２の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（１）施策の基本的方向】 【資料ページ番号６５】 ●意見３２ 『〇性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、 個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、 「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識』に続けて 『、「不当な性交拒否は性暴力である」という認識、 「親子交流妨害はDV」という認識』を追加すべき。 ●意見３３の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（１）施策の基本的方向】 【資料ページ番号６５】 ●意見３３ 『〇 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づく暴力の被害の状況等について、的確に把握し、実証的な政策立案に資する統計等の整備を図る。』に続けて 『不当な性交拒否や親子交流の妨害も暴力に該当すると考えられる。』と追記すべき。 女性が被害者と言う前提での一方的な把握では暴力を防げない。 ●意見３４の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（２）具体的な取組】 【資料ページ番号６５】 ●意見３４ 『① 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の　予防と根絶　に向けて、改めて集中的な啓発期間を定め、 国民各層へ向けた効果的な広報啓発を一層推進する。 その際、 性別の被害の状況や、 女性に対する暴力の背景には 社会における男女が置かれた状況の違いや 根深い偏見等が存在することに留意する。』とあるが 女性による親子交流妨害や夫婦間の不当な性交拒否など男性が被害者となる暴力も当然にあるので 『女性に対する暴力』と限定する合理的な理由はなく 『男女に対する暴力』と訂正すべき。

				●意見３５の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（２）具体的な取組】 【資料ページ番号６５】 ●意見３５ 『② 性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、 相手の同意のない性的な行為は性暴力であること』に続けて 『夫婦間における不当な性的拒否は性暴力であること』を追記すべき。 また、 『また、「性的同意」』につづけて 『「夫婦間における不当な性的拒否」』と追記する。 ●意見３６の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（２）具体的な取組】 【⑦】 【資料ページ番号６６】 ●意見３６ 『⑦　性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づく暴力 の被害の状況等について、 男女別を含め的確に把握し、 実証的な政策立案に資する統計等の整備を図る。』 に続けて 『なお、民法改正及び子どもの権利条約9条の趣旨を踏まえ、不当な親子交流妨害もDVであり、また、夫婦間における不当な性交拒否も。性暴力である』と追記すべきである。

				●意見３７の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化】 【（２）具体的な取組】 【⑨】 【資料ページ番号６６】 ●意見３７ 『⑨ 被害者』とあるが、男女共同参画の従来の観点から、被害者は女性と言う前提がミスリードされうるので 『⑨　男女問わず被害者』との訂正すべき。なお、親子交流妨害はDVだし、実子誘拐は犯罪である。 ●意見３８の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【２性犯罪・性暴力への対策の推進】 【（１）施策の基本的方向】 【資料ページ番号６７】 ●意見３８ 『〇　令和５（2023）年の刑法改正等により 性犯罪に対処するための刑事法が整備されたことを踏まえ、 その内容・趣旨について、周知を徹底するとともに、 性犯罪に対して、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。また、 性的な被害の実態等の調査 を着実に実施した上で 施策の在り方について検討を行い、 その結果に基づき所要の措置を講ずる。』 とあるが 『性的な被害』については、性犯罪に限らない表現であるので 『判例で、不当な性交拒否は離婚事由になり、慰謝料が発生する不法行為であることを踏まえ、性的な被害』と置き換えるべき。

				●意見３９の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【３ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進】 【（２）具体的な取組】 【資料ページ番号６９】 ●意見３９ 『⑤ 監護者による性犯罪・性暴力の実態把握に努め、 厳正かつ適切な対処に努める等必要な処置を講ずる。』 とあるが 『⑤ 監護者による性犯罪・性暴力の実態把握に努め、』 に続けて 『特に連れ子性的虐待の発生確率が高く、同居親は、抑止力にならないことが多いことに留意し、 民法改正及び子どもの権利条約9条の趣旨を踏まえ、 別居親との途切れない親子交流を支援し、』と追記し、 『厳正かつ適切な対処に努める等必要な処置を講ずる。』へとつなげるべきである ●意見４０の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【４配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進】 【（１）施策の基本的方向】 【資料ページ番号７０】 ●意見４０ 『〇いわゆるデートＤＶ』の項目に続けて 『〇民法改正及び子どもの権利条約9条の趣旨を踏まえ、DVの一種である親子交流妨害についても、

				相談支援に取り組むとともに、予防啓発を充実する。』並びに 『〇DVの一種である不当な性交拒否についても、相談支援に取り組むとともに、予防啓発を充実する。』 と追記すべきである。 ●意見４１の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【４配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進】 【（２）具体的な取組】 【資料ページ番号７１】 ●意見４１ 『⑦ 被害者が自立して生活することを促進するため、関係機関が連携して、 公営住宅の優先入居や 住宅確保要配慮者居住支援法人による支援等の住宅の確保や入居中の支援、 就業の支援、 同居するこどもの就学・保育、 住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度の利用等の情報提供等を行う。 また、 個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用した被害者等の住所の探索　を防止するなど、 被害者情報の保護の徹底を図る。』に続けて、 『ただし、ここで言う「被害者」とは自称DV被害者を含んでおり、 その実態は加害者であることもありうることを踏まえ、また、 DV支援措置は、法的根拠がない超法規的手続きであり、 離婚後共同親権共同養育への民法改正及び 子どもの権利条約第9条「（父）親と引き離されない権利」を踏まえ、 本来、保護命令制度の審査が終わるまでの一時的な措置であるべきことに留意すべきである。』 と追記すべき。

				●意見４２の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第6分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実】 【４配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進】 【（２）具体的な取組】 【資料ページ番号７１】 ●意見４２ 『⑬ 子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部を改正する法律 の円滑な施行のため、 配偶者への暴力を防ぎ、 被害者の保護や支援に係る施策を含め、 子の利益を確保する観点　から 必要な施策の充実に取り組む。また、 令和６年の改正により、 配偶者からの暴力の被害者の避難　や 被害者の支援を行う関係機関等の活動 に支障が生ずることがないよう、 その正確な趣旨や内容について、 引き続き適切な周知を図る。』 とある。 文末に『引き続き適切な周知を図る』とあるが、 今までの避難、被害者支援、周知が適切ではなかったからこそ、 民法改正が行われたことを真摯に反省すべきであり、 『引き続き』という言葉は容認できない。 『子の利益を侵害してきたことを真摯に反省し、適切な周知を図る。』 と改めるべきである。 特に子連れ避難は、大前提『誘拐』の構成要件に該当し、その被害者は子ども及び他方親であることを踏まえ、 誘拐に該当するが、訴訟上適格な証拠により、十分な違法性阻却事由を確認してから支援することが 肝要である。 自称DV被害者の証言だけでは不十分と言わざるを得ない。 そこまでしなければ、虚偽証言であってもかまわないという未必の故意をもって 誘拐ほう助したといわざるをえない。

885	女	40代	-	１ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化　P65 いのちの安全教育は「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を参考とした包括的性教育を目指すこと。 ２ 性犯罪・性暴力への対策の推進、 ３ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進　P67他 性暴力への時効撤廃を直ちに行うこと。性暴力への刑罰を厳重化すること。 日本版DBSを進めて、学習塾や習い事などの担当者を必ず含めること。 児童相談所のスタッフを増員し、施設を増やしてほしい。（イギリスの1/8ということも聞いたことがある。） ４ 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進、 ５ ストーカー事案への対策の推進　P70他 DVやストーカー加害者の更生プログラムは、受刑者となった者に必須にすべき。 現行で存在している加害者同様のプログラムは、NPOなどの規模の小さいもので、全国にも１０件程度のみ。 本腰を入れて、それら民間実施者のサポートや助成、拡大を徹底するべきで、実際は犯罪者となる前の予防に注力することが重要。 予防促進のために、包括的性教育で、健全なパートナーシップのあり方を教える土台を作るほか、パートナーシップが傾き暴力的になってしまいそうな者が、 暴力をふるう前に頼れるように加害者が相談できる仕組みを早急に作るべき。 また被害者は女性だけではない。男性やセクシュアルマイノリティの人も被害にあう。それらの人々のシェルターを準備すべきである。 男性の被害者は、相談しにくい傾向にあるため、できる限り窓口や相談時間を多く設ける必要があるが、 ある自治体の男性専用窓口は、平日の週一回の数時間のみで、これでは取りこぼしてしまう。 ８ 売買春への対策の推進　P75 若年層の使えるシェルターを早急に整えるべき。 劣悪な家庭環境から売春に走る若年層が多いと見受けられるが、親元に戻すことが解決でない場合が多い。 また買春側の罰則を厳しくしてほしい。そもそも買う側がいなければ、このビジネスは成り立たないのに 買う側に日本は甘すぎる。

886	女	60代	-	１ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 基本認識　Ｐ６４ 〇セクハラは、流行語大賞になってから３６年が経過している。ようやく刑法が改正されたが、性暴力は基本的な人権侵害であるとの認識が社会全体に不十分である。学校教育の中での人権尊重、包括的性教育が適切活充分に行われていれば、世代交代によって認識が変化しても良いはずであるが、未だに無くならない。まずは、教育のあり方を見直し、セクハラ、ＤＶは暴力であり、差別と同様人権侵害であり、許されない行為だという認識を子どもの時からしっかり身につけるような教育体制を構築すべきである。 （２）具体的取組　Ｐ６５，６６ ③　国際的ガイドラインに基づく包括的性教育を幼児期から思春期及び大人までを通して、人事実施すること。学習指導要領によるいわゆる「歯止め規制」をなくし、ネット上や社会にあふれている性暴力被害から、子ども自身が逃れ、自らを守れるような教育を実施することを掲げること。 ⑥セクシュアルハラスメントについて、特に継続したセクハラ被害において被害者の「迎合」などについて理解されず、二次被害を受けることも多いので、継続したセクハラ被害についての研究を進め、対応する関係機関において研修を行うこと。 ⑧　相談現場において、トラウマインフォームドケアやジェンダーの視点で被害者を支援しエンパワメントするための研修やスーパービジョンの機会が持てるようにすること。 ⑨　相談現場で支援者が燃え尽きたり、仕事が継続できないようにならないために、支援者のメンタルヘルスや労働条件（期限付きの雇用により専門性が担保されないなど）の改善を図ること。 ２　性犯罪・性暴力への対策の推進　P67、６８ ④　性暴力被害者のためのワンストップセンターの支援内容が、地域によって異なるため、支援に格差が生じている実態を踏まえ、地域格差をなくし、持続可能な支援体制を実現するための根拠法（性暴力被害者支援法）を制定すること。 ⑨　発達に偏りがある場合に繰り返し性暴力被害に遭うケースも少なくないが、司法関係者に相談者の発達特性についての理解がないと、二次被害を加えてしまうため、司法関係者への研修を行うこと。 ３ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進　P69 ⑥　性加害をした子どもは、自身が被害者である場合もある。再犯を防ぐためには、生育過程の背景も考慮した教育・指導を行う体制が必要であり、関係機関が連携して構築することを明記すべき。 ４　配偶者等への暴力防止及び被害者の保護等の推進　P71,72 ③　モラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないため、司法・警察関係者や相談機関における研修を徹底すること。 ⑬　離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知すること。同時に、DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは、違法ではないことを支援機関にも周知すること。 ６ 売買春への対策の推進　Ｐ７５ ①　現在、売春だけが罰せられ、未成年は保護されて自宅に帰される場合が多いが、それでは問題は解決しない。自宅が安全ではない子どもたち、支度に居場所がない子どもたちの支援に取り組むべきである。支援を受託した民間団体が、薬物を扱うなど違法行為をしていた事例があることから、支援団体の実態把握に努めることも重要である。 ②売春を罰するのであれば、同様に買春者も処罰するような法改正が必要である。

887	女	30代	-	·「女性に対するあらゆる暴力の根絶」から「ジェンダーに基づくあらゆる暴力(GBV)の根絶」に変更し、ワンストップ支援センター、相談機関、シェルター、病院、福祉、警察、司法機関、学校等、GBVの被害者と接しうる全ての場において、GBVの被害者はシスジェンダー女性だけではない（男性やXジェンダー、トランスジェンダー、ノンバイナリー等）ことを前提として制度設計をすること。(第6分野 基本認識) ·裁判官、弁護士等、司法の専門家における、ジェンダー平等や性的同意、女性差別撤廃条約をはじめとする国際条約や勧告についての理解増進を図り、特に性犯罪において、ジェンダーバランスの偏りが極力判決等に影響を及ぼさず、正しい理解のもとに適切に裁かれるようにすること。(第6分野1(2)) ·「生命の安全教育」の全国全校での実施を進めること。その際にはすべての子どもたちの年齢・発達に合わせた実施を可能にするため、点字や動画への手話導入、やさしい日本語版の開発等を進めること。内容についても、異性間の性暴力に焦点を当てるだけではなく、性の多様性を踏まえた上で、自他を尊重する人間関係の構築に欠かせない人権やジェンダー平等についても扱うこと。(第6分野1(2)③,④) ·GBV被害者に接する可能性のある専門職にある者への研修は、さまざまなジェンダー・属性の被害者を想定すること。また、さまざまなジェンダーの相談員を配置し、全てのGBV被害者の必要なケアへのアクセスを保障すること。(第6分野1-(2)⑩) ·教職員は、児童生徒から被害相談を受ける可能性があるが、その対応は個々にばらつきがある。性的同意、GBVの初動対応等の理解促進を図ること。(第6分野1(2)⑩) ·日本版DBSを着実に実施すること。尚、付帯決議で言及された、教員等の免許を要しない職種の小児性犯罪加害者の照会制度や対象拡大の検討を進めること。(第6分野3(2)③) ·配偶者への暴力だけでなく、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者に、示談後、出所後含め加害者更正・再犯防止プログラムを実施すること。(第6分野2(2)⑫) ·性的ディープフェイクへの規制およびセクストーション（同意のある撮影画像を用いた脅迫行為）への対応強化を進めること。(第6分野9(2)③) ·ＤＶ防止法を改正し、デートＤＶも同法の対象とすること。(第6分野4(2)⑪) ·GBV被害者に対し、トラウマ治療を含む適切な治療へのアクセスを、経済的負担の軽減、人員確保等を通じ、保障すること。(第6分野2(2)⑧) ·日本軍「慰安婦」制度は、アジア各国で日本政府の関与の下起きた戦時性暴力であり、かつ植民地支配による力関係とジェンダーに基づく人権侵害である。韓国と日本の間の外交問題として扱い、日韓合意をもって解決済みとみなすのではなく、被害者中心のアプローチと民主的な手続きにもとづき、日本政府自らが真相究明を進め、過去の法的責任を認め、それを前提として国家賠償を行うこと。同じ過ちを繰り返すことがないよう、教科書において、日本軍「慰安婦」制度を史実として学ぶ機会を保障すること。現在も起こる戦時性暴力に対し、政府として積極的に反対の姿勢を示すこと。(第６分野１) ·セックスワークの非犯罪化を明確に定め、セックスワーカーの労働三権、安全と人権を保障し、暴力や搾取から守られやすい環境をつくること。(第6分野8)その立場や特性を利用され、性的搾取や暴力の対象になりやすいため、障害者への性暴力について実態調査を行い支援体制（通報・相談・避難）の構築および、対応する警察・検察・支援員向けの障害特性理解を促進すること。(第6分野１(2)⑤) ·GBV被害者の相談場所やシェルターの予算を拡充し、相談員の正規雇用化の推進等によりアクセスを保障すること。(第6分野2(2)④)等) ·性的ゾーニングを目的に、プライベートゾーンの露出や同意に基づかない性行為、児童ポルノ等を含む性的なネット広告を主に未成年者に向けて規制すること。(第6分野9(2)①)

888	女	60代	-	該当項目：2 該当ページ：64 2025年8月に神戸市で24歳の女性が見ず知らずの男性にストーカーされ、殺害された事件は、「女性というだけで犯罪者のターゲットにされ殺される」という点ですべての女性を震撼させた。こうした性暴力型フェミサイド（女性を理由とした殺人）については、司法・立法機関と連携の上、厳罰に処すること。 該当項目：3 該当ページ：68 ・親が自分の子どもに対して性犯罪・性暴力を行なった場合、司法・立法機関と連携の上、現行の刑罰よりも重罪に処すること。加えて、 被害を受けたその子どもが少なくとも成人するまで、物理的な接触を禁じること。また、加害者の更生に向けた取組を必須とすること。 ・教員などの教育関係者が児童・生徒に対して性犯罪・性暴力、盗撮、ネットによる拡散などを行なった場合、司法・立法機関と連携の上、現行の刑罰よりも重罪に処すること。犯罪抑止のための罰則強化が必要。同時に、加害者の更生に向けた取組を必須とすること。 ・（この項目に該当するかどうか分かりませんが、）望まぬ妊娠をした女性が相談する先もなく追い詰められて赤ん坊を死亡させ、遺体を遺棄した場合、司法・立法機関と連携の上、その赤ん坊の生物学上の父親も責任を問われ刑罰に服するよう法改正すること。 該当項目：5 該当ページ：72 ストーカー事案に関しては、警察に「ストーカー対策課」などの専門部署を設けるよう、関係部署と連携すること。加害者の行動抑止につながる効果的な策を実行できる体制をつくること。 該当項目：6 該当ページ：73 ・男性の中には、女性への対応としてアダルトビデオをお手本にする人が少なくない。これは不十分な性教育に起因するものと考えられるが、 ファンタジー的な創作物であるアダルトビデオと、現実の世界を区別して考えられない男性の行動が女性にとって大きな弊害となっている。 アダルトビデオ業界に対し、商品購入の際は性教育プログラム（アダルトビデオの内容は現実と乖離したファンタジーであり、これらを実際に実行すると性暴力と認識される恐れがあります、などの注意喚起を行う）を受けてからでないと購入・視聴できない制度に変えるよう強く働きかけること。 該当項目：9 該当ページ：75 ・インターネットを利用した性暴力等に対しては、司法・立法機関と連携の上、現行の刑罰よりも重罪に処すること。特に児童ポルノに関わる加害者については、氏名・顔写真をネット・メディアに公表することとする。 ・インターネット上の性的な広告、コンテンツに対して未成年が自由に閲覧できない仕組みをつくり、望まない成人にも偶然目にしないですむ制度を講じること。

889	男	50代	-	１）私は2001年にイギリス留学中に性暴力を受けた男性性暴力被害者（以下男性サバイバーと表記）です。この意見では、主に国、自治体、民間支援団体、臨床家（以下、たとえば医師、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師を表す。）への性暴力被害者支援に関する意見を記述した。特に日本では男性性暴力被害者支援が欧米の先進国と比べると非常に遅れているので、男性性暴力被害者支援に関する意見については詳しく記述した。また日本の男性性暴力被害者支援は欧米と比べると40年以上遅れているので、日本国内には被害者にとって効果的な男性性暴力被害者支援の実例がほとんどない。そのため国、自治体、民間支援団体、臨床家は英語圏など海外の先進的な男性性暴力被害者支援に関して、謙虚に学ぶ必要があるので、海外の男性性暴力被害者支援に関して詳しく紹介したので、しっかり読んでこの計画とこれからの日本政府、自治体、民間支援団体、臨床家の性暴力被害者支援に取り入れてほしい。さらに私は男性サバイバー福岡という男性サバイバー支援団体を代表して、私が経験した男性サバイバーに対する国、自治体、民間支援団体、臨床家が男性サバイバーである私に対してどのような支援を行う必要があるかを、この計画への要望と意見の具体例として述べる。第6次男女共同参画基本計画が、このように意見を内閣府と政府に届けた男性サバイバーの意見を中心においた、被害者中心主義による計画になることを望む。行政の管理のための計画でなく、性暴力被害者（以下性暴力サバイバーと表記）と男性サバイバー、日本国民、日本の住民、日本にくる外国人を性犯罪、性暴力、犯罪から真に守ることのできる計画を責任を持って作ってほしい。 2) 日本の国、自治体、都道府県警察、政府と都道府県が助成している性暴力被害者支援センターは性暴力被害者支援に関して被害にあった場所や時期そして刑事裁判で起訴されたかどうかに応じて支援するような犯罪被害者等基本法違反の誤った制度運営をしているが、極めて不適切だ。性暴力サバイバーは被害者が世界のどこでも、いつでも被害にあう可能性があるし性暴力被害の程度はたとえ刑事裁判で起訴されていなくても甚大なものだということを念頭に置いて国、都道府県、都道府県警察、民間団体は性暴力被害者支援制度を作ってほしい。たとえば私はイギリスで2001年に性暴力を受けた男性サバイバーだが、福岡県警察と

				糸島警察署からは、時効だからと被害届を受理されていないし、現在受診中の臨床心理士のカウンセリング代の支払いも頼んだのに被害届けを糸島警察署が受理しなかったことを理由に福岡県警察にカウンセリング代支払いを断られた。また福岡県警察は犯罪被害給付金の受付が、私が精神障害者福祉手帳１級保持者や身体障害者手帳保持者でないので受付出来ないと言われた。また性暴力被害者支援センター福岡からは、2013年以来、過去11年間30回以上電話で面接を頼んだが、「電話でしか対応していない。」という嘘の理由で直接支援をことわられている。福岡県警察が私の臨床心理士によるカウンセリング代を払わないのも、性暴力被害者支援センター福岡が面接支援しないのも犯罪被害者等基本法違反である。福岡県警察が私の犯罪被害者給付金の受付をしないのは、犯罪被害者等給付金支給法違反である。また糸島警察署が私の被害届けを受理しないのも刑法違反である。またこのように、性暴力被害者支援センター福岡、福岡県警察、糸島警察署が性暴力被害者である私に必要な支援を行なわないのは２次加害(Campbell& Raja, 1999)1であり、犯罪被害者等基本法違反である。 1, Campbell, R. & Raja, S. (1999). Secondary Victimization of Rape Victims: Insights From Mental Health Professionals Who Treat Survivors of Violence. Violence and Victims,14(3), 261-75. 3) 第一に国は日本政府の「PTSDの心理療法」の治療ガイドラインを作って、PTSDの心理検査1とPTSDの心理療法に関して国の指針を明確にするべきだ。国が「PTSDの心理療法」の治療ガイドラインを作らなければ、持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法、NET(Narrative Exposure Therapy)、TF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法、グループセラピー（集団心理療法）などエビデンスがあるPTSDの心理療法の臨床家（たとえば臨床心理士、公認心理師、精神科医、精神保健福祉士、看護師）が特に関東関西以外の地方では研修機会が無いために育たない。特にどの心理療法がエビデンスのあるPTSDの心理検査と治療法なのか国のPTSDの治療ガイドラインのなかで明示し、国の予算でエビデンスがあるPTSDの臨床家を各都道府県で300人ずつ育成すべきだ。英米オーストラリアは体系的な国のPTSD治療ガイドラインを持っている。英語圏政府の精神医学研究機関のPTSD治療ガイドラインに含まれる主なPTSDの心理療法は　持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法、NET、TF-CBT、グループセラピー等である。 厚労省が管理する国立精神・神経医療研究センターのPTSDに関するガイドラインは、持続エクスポージャー療法と薬物療法のガイドラインしかない。英語圏の政府機関のPTSD治療ガイドラインのように、PTSDのエビデンスがある心理療法である持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法、NET、TF-CBT、グループセラピー等に関しても日本の政府機関はPTSD治療ガイドラインを作成するべきである。

				また厚生労働省（以下、厚労省と表記）の医療機能情報提供制度（以下、医療情報ネット）で私が住む福岡県を選択して「PTSD」「トラウマ」と選択しても、0件と表示される。また「性暴力」と選択したら産婦人科医院が2件出てきた。このように厚労省の医療情報ネットで検索できる性暴力サバイバーの医療機関はおそらく緊急避妊薬の処方等の産婦人科による支援が中心で、トラウマやPTSDの臨床ができる精神科病院や臨床心理士のカウンセリングルームが検索できないのは、第4次犯罪被害者等基本計画、第2の精神的被害の回復・防止に医療情報ネットが機能していない証拠であり、早急に改善すべきだ。3 1、 PTSDの診断には, Clinician administered PTSD scale(CAPS-V)という心理評価尺度を使って行なわれる。CAPSは精神科医等の臨床資格を持つものが、専門の研修を受けて、PTSDが疑われる患者に対してPTSDの評価や診断のために行なうものである。しかし首都圏と関西以外の地方では、CAPSを使える精神科医や臨床心理士等の専門家が非常に少ない。CAPSを使ってPTSDの心理評価を行った結果に基づき正確なPTSDの診断ができる精神科医やCAPSが使える臨床心理士等の心理専門職の育成も国と都道府県の責任である。現状ではCAPSを使える臨床家がほとんど地方にいないので、CAPSを使える臨床家がいない精神医療施設では、正確な患者のPTSD診断が出来ていない可能性が高い。 アメリカ政府国立PTSDセンターのCAPS-Ⅴのページ 3、 厚労省の医療情報ネット 4)都道府県の性暴力被害者支援センター（以下センターと表記）や都道府県警察本部の犯罪被害者支援課でPTSDの心理検査(CAPS-V)とエビデンスのあるPTSDの治療(持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法、NET、TF-CBT、グループセラピー)ができる臨床家（たとえば、臨床心理士、精神保健福祉士）を多数雇用し、心理相談の専門性を上げるべきだ。PTSDのエビデンスがある心理療法ができる臨床家がセンターや都道府県県警察本部被害者支援課にいなければ、性暴力被害者の心理支援が、当事者の立場に立ってできる組織とは言えない。また都道府県の性暴力被害者支援センターは年間70人程度しか、直接支援していないので、直接支援を年間１万人程度に上げられるように十分、心理臨床の専門家を雇用すべきだ。

				5)都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センター、都道府県警察被害者支援課、都道府県と政令指定都市の精神保健福祉センター、都道府県と政令指定都市の男女共同参画センター、都道府県市区町村の保健所では、男性サバイバーの個人カウンセリングと男性サバイバーのグループセラピーを行なってほしい。ガートナー(2005)１によれば、男性性暴力被害者にとって、男性だけのグループセラピーは、孤独感の解消、自責感・恥辱感の解消、感情のコントロール、男性としての健康な性的アイデンティティの再確立、性暴力被害の普遍化（男性が性暴力被害を受けることは特別なことではないと認識できること）、社会に押し付けられた男性の性的アイデンティティからの解放（男性も性暴力を受けるし、悩みを話しても良い）等に役立つということである。日本では男性性サバイバーへの心理的治療と支援が欧米とくらべると40年以上遅れているので、国と自治体による早急な支援が必要である。 国と都道府県は早く各自治体で臨床家による男性サバイバーの合宿型グループセラピーまたは毎週定期的に行われる臨床家によるグループセラピーを定期的に開催してほしい。 １、ガートナー，R. B.（2005）．少年への性的虐待–男性被害者の心的外傷と精神分析治療，作品社 6)都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センター（以下センターと表記）が組織自体、センター長、臨床家（たとえば医師、臨床心理士、精神保健福祉士）、支援員の質の確保と維持に責任を持てるような制度を国と自治体は作るべきだ。たとえばセンターのセンター長（管理者）と支援員の質の維持のため国家資格制度にするべきだ。国はセンターの支援員を国家資格にし、センターの支援員の役割に関するガイドラインを作成するべきだ。またセンター長、センターの臨床家、センターの支援員の研修はセンターの内部ではなく外部団体（国が助成した民間団体を指定しも良い）が行いセンターの職員が受ける研修の質の維持を国と自治体は図るべきだ。 またセンターの中での優良団体を外部の性暴力被害者支援の評価専門団体が認定する制度を作るべきだ。外部の評価専門団体が各センターの男性・女性・LGBTQすべてのジェンダーの性暴力被害者支援ガイドラインを国、自治体、臨床家団体の支援でつくり、そのガイドラインに基づいて各センターを評価し、優良団体認定証を発行すれば、性暴力サバイバーはどの団体が優良団体か分かり、安心して支援を受けることができる。

				また現在のセンターの性暴力被害者支援は極めて専門性が低い。現在センターの電話相談ではセンター長も支援員も氏名を名乗らずに相談電話を受けているが、名前も名乗らない非専門的な電話相談で性暴力被害者が打ち明けにくい性暴力被害に関する相談ができるはずが無い。まずセンターは電話相談でも支援員が氏名を名乗って相談を受けるべきだ。またセンターはセンター長や常勤の支援者の名前、資格、略歴をHPで公表して性暴力被害者から専門性があるという信頼を勝ち得る責任がある。常勤職員の名前、資格、略歴も公表されていないような非専門的組織に性暴力サバイバーは相談する気になれない。また性暴力サバイバーが安心して相談できるようにセンター長、センターの臨床家は臨床心理士、医師、看護師、精神保健福祉士など心理や医療の専門的資格保持者だけにするべきだ。またセンターの支援員も国家資格にするべきだ。 イギリスはセンターの支援員に国家資格(independent sexual violence adviser)1があり政府の助成を受けた外部民間団体が研修を行って国家資格を認定している。また優良団体認定も外部団体が行っている。またイギリスの性暴力被害者支援センターは民間支援団体でも管理者、相談員、臨床心理士、事務スタッフの名前、資格、経歴を公開し、性暴力被害当事者の信頼を勝ち得ている。 またイギリスの男性サバイバー支援団体の統括機関である男性サバイバー支援団体と性暴力サバイバー支援団体が男性サバイバーを支援する際の支援基準のガイドライン(Quality Standards)をつくり、この基準によって男性サバイバー支援の優良団体を認定し、認定証を男性サバイバーに分かるように発行している。 1, イギリス政府、Independent sexual violence adviser(ISVA)の役割 7)内閣府男女共同参画局の調査によれば、都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センターは男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない問題がある。1 センターは希望がある場合はたとえ被害者が男性であったり、臨床心理士や精神科医に治療を受けていて被害者に主治の臨床心理士や精神科医が居ても面接を断ってはならないという規則を作るべきだ。なぜならセンターで面接相談を受けなければ、警察、弁護士、裁判、病院、カウンセリングへの同行支援や治療代の支援も得られない制度に現状はなっているからだ。ちなみに 私は、性暴力被害者支援センター福岡に、現在私が臨床心理士のカウンセリングを受けているという理由と「センターは電話のみで支援している」という嘘の理由で直接支援をことわられている。また性暴力被害者支援センター福岡は私が要望しても、私の臨床心理士によるカウンセリング代を支給していない。 1, 内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターを対象とした支援状況等調査報告書」 8)都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センターは男性サバイバーの面接相談をほとんど受けていない問題やエビデンスがある心理査定(CAPS-V)と心理療法（持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法、NET、TF-CBT、グループセラピー）ができる精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士を雇用しておらず、専門的心理査定と心理相談が出来ない問題がある。このようなセンターの問題がある制度や対応に関して、性暴力サバイバーが苦情を言える制度を国、都道府県、政令指定都市、センターは確立するべきだ。たとえばセンターの職員の対応に問題があればセンター長、センターの理事会、都道府県、国にもメール、電話、手紙などで苦情を伝え回答が得られ、センターの支援が改善される苦情を伝える制度（性暴力被害者専用苦情申し立て制度）を確立するべきだ。たとえば、現在の福岡県の広聴制度は行政的な形だけの回答しか行っていない１ので、センターと福岡県の支援に対して性暴力被害者が意見を伝え、回答が得られ、支援の改善に生かされるセンターと福岡県の性暴力被害者専用苦情申し立て制度の確立が急務である。また性暴力被害者支援センター福岡は電話相談と直接支援を受けた性暴力被害当事者に対して、センター長、センターの理事会、福岡県、センタースタッフが利用者の意見を聞く利用者会議を年４回行い、利用者の意見をセンターと福岡県は聞いて、センターと福岡県の性暴力被害者支援に活用するべきだ。

				また国の各府省庁（内閣府、警察庁など）も性暴力サバイバーの国、自治体、都道府県警察、警察庁、法務省、検察庁への苦情を受け付け、それに文書でも回答し、国の施策に当事者の意見を反映するべきだ。警察庁と都道府県警察は現在、国民と犯罪/性暴力被害者の意見を担当者が直接聞く制度がなく、総務課で広聴を担当しているのは問題である。また警察庁と都道府県警察本部が総務課で聞いた国民の意見に回答していないのは国民主権の観点から大きな問題だ。また国、自治体、センターなどのあらゆる公的機関の性暴力被害者支援に関する苦情を国の１つの窓口でメール、電話、手紙等で聞いて回答し、国や自治体の性暴力被害者支援やその政策に還元する制度をつくるべきだ。このように国が一括して、性暴力サバイバーの公的機関に関する苦情を１カ所で聞く制度をつくれば、性暴力被害者の負担も減るし、性暴力サバイバーの意見を支援と政策に反映させることができるようになるだろう。 1, 私は2019年に福岡県県民情報広報課の県民の声に性暴力被害者支援センター福岡の苦情を書いたが、形だけの返信で、福岡県は私の質問に答えていなかった。これは性暴力サバイバーである私に対して必要な支援を行っていない福岡県の２次加害である(Campbell & Raja, 1999)。 9)都道府県と政令指定都市の性暴力被害者支援センターと都道府県警察本部は性暴力サバイバーの臨床心理士/公認心理師のカウンセリング代、精神科医の治療代、性感染症の検査・治療代、性暴力被害後の泌尿器科、産婦人科、救急救命科での検査、治療、証拠採取、薬物療法、緊急避妊薬代は警察に被害届を出していなくても、被害場所（海外でも国内でも）と時期にかかわらず回復するまで全額支払うべきだ。私は糸島警察署に被害届を出しにいったが、時効で受理してもらえなかったので、福岡県警察に臨床心理士のカウンセリング代を出してもらっていない。私は持続エクスポージャー療法と心理カウンセリングを受けるため東京に30回以上通い、１回85分で14,000円のカウンセリング代を負担して、交通費、宿泊費、カウンセリング代で200万円以上負担して、現在も福岡にトラウマセラピストがほとんどいないため、東京の臨床心理士から、毎月55分で１万円のカウンセリング代を負担して、カウンセリング代が大きな経済的負担になっているので、警察が被害届けを受理していなくて

				も、カウンセリング代を福岡県と福岡県警察は負担してほしい。現在の福岡県警察と性暴力被害者支援センター福岡での臨床心理士のカウンセリング代交付制度は被害の場所や時期に制限が多いなど、犯罪被害者等基本法を違法に運用しており、性暴力サバイバーに適切に交付されていない。国は都道府県、政令指定都市、都道府県警察、センターの性暴力サバイバーに対する、臨床心理士/公認心理師のカウンセリング代、精神科・泌尿器科、産婦人科、救急救命科での検査費、治療費、薬物療法費、証拠保全費が性暴力サバイバーに犯罪被害者等基本法と計画にしたがって支給されているかどうか調査を行い、国民に公表し、またこれらの団体に指導・監督するべきである。 10)福岡県警察によれば、警察庁の犯罪被害給付制度は刑事裁判で加害者が起訴されいて、性暴力被害者の被害程度が身体障害か精神障害1級の認定を受けていなければならず、あまりにも性暴力被害者にとって厳しすぎる。また国内と国外での犯罪被害者を分けており不適切である。また犯罪被害者給付制度は年間予算が10億円と少なく、7億円程度が犯罪被害者遺族に支給され、犯罪被害者には3000万円程度の支給にとどまっている。犯罪被害者給付制度はイギリスなど他の先進国と同様に年間500億円程度（日本のGDP換算）にして、警察に被害届を出していれば被害の場所（海外、国内を問わず）や時期にかかわりなく支給する制度に改正しなければならない。 11)国、都道府県、政令指定都市は性暴力被害者の代表を常勤職員として雇用して、常に体系的に性暴力サバイバーの意見を聞くべきだ。また国、都道府県、政令指定都市は性暴力被害当事者からなる性暴力被害者支援審議会を首相官邸、都道府県知事室、政令指定都市市長室の中に作り、年に4回性暴力被害者支援審議会を開催し性暴力サバイバーの意見を聞いて性暴力被害者支援政策に生かすべきだ。イギリスでは政府とロンドン市等の自治体がVictims Commissioner 1を雇用して犯罪被害者の意見を体系的に聞き、国やロンドン市等の犯罪被害者支援政策に犯罪被害者の意見を生かす制度がある。たとえばロンドン市は年に4回犯罪被害者当事者からなる犯罪被害者会議を行い、Victims Commissionerやロンドン副市

				長が犯罪被害者の意見を体系的に聞いて、当事者の意見をロンドン市の犯罪被害者支援政策の中心に置いている。2 1,イギリス政府のVictims Commissiner 2, ロンドン市のVictims Commissioner 12)国と都道府県の警察組織（国家公安委員会、警察庁、都道府県県警察本部、都道府県公安委員会）は性暴力サバイバーの被害届の受理や性暴力被害者支援に関して、警察の倫理規範を作るべきだ。もし明文化された警察の倫理規範に警察組織の職員が従っていなければ、完全に警察組織から独立した監視機関からの調査を受けるようにするべきだ。また被害者は警察組織の職員が性暴力被害当事者に対して倫理規範に反する行為を行ったと疑われる場合、独立監視機関に苦情を訴え、回答が得られ、警察組織の業務改善が行われるように義務付けるべきだ。現在の日本の警察組織は警察庁も都道府県県警察本部も被害者の苦情を聞いても答えない制度になっているのが問題である。国家公安委員会も都道府県公安委員会も警察と一体になった組織であり、警察庁と都道府県警察本部を政府と警察から独立した立場から監視する機関になっていないことが問題である。例えばイギリスでは警察職員の倫理規範 Code of ethics1がある。またこの倫理規範に警察職員が違反していると疑われれば独立した監視機関に苦情を訴え回答が得られ、市民の声を警察組織に対する監視に生かし、警察の市民サービスを改善し、警察の組織/業務改善を強制的に行わせる制度と機関がある。 またイギリスには検察を政府と検察から独立した立場から監視し、検察に関する調査結果を発表し、政府の検察改革につなげる機関がある。日本政府も検察を、政府と検察から完全に独立した立場から、監視する機関を設置し、近年の警察の性犯罪被害届不受理や検察内での性犯罪によって完全に信頼を失っている検察に対する国民の信頼を取り戻すべきだ。 1,イギリス警察の倫理規則(Code of Ethics) 13)国、都道府県、政令指定都市は男性、女性、LGBTQのジェンダー別の性暴力サバイバーの量的/質的調査を行うべきだ。その際に加害者のペニスや身体の１部の挿入だけでなく、「被害者の同意の無い性的な言動は全て性暴力」という国連、欧米の先進国、英語圏諸国とおなじ性暴力の基準1で性暴力サバイバーの量的/質的調査をおこなうべきだ。また性暴力サバイバーは被害を打ち明けにくいという事情を考慮した専門的な研修を受けた調査員による量的/質的調査にすべきである。また国、都道府県は1000-10000程度の大規模な性暴力サバイバーの被害実態や必要な支援、国、都道府県、警察組織、司法機関、性暴力被害者支援センターへの男性、女性、LGBTQの性暴力サバイバーの要望を把握するための面接などの質的調査を男性、女性、LGBTQ全てのジェンダーを含めた性暴力被害当事者に対して行うべ

				きだ。さらに国と自治体が行うべき性暴力被害者の質的/量的調査は、郵便番号、電話番号等による無作為抽出ではなく、性暴力被害者なら全てのジェンダー（男性、女性、LGBTQ）が参加できる調査にすべきだ。 たとえば、オーストラリア政府はRoyal Commission into Institutional responses to Child Sexual Abuse2 という青少年時の性暴力被害者の政府調査を行っている。この調査では、約7,000人の性暴力被害者が参加している。またこのオーストラリア政府調査には、青少年時の性暴力被害者なら5年の調査機関のうちに、面接、メール、手紙、電話、性暴力被害者支援団体等の支援団体の代弁等の手段で参加できた。またニュージーランド(NZ)政府もAbuse in Care Royal Commission of Inquiry3という性暴力、暴力、虐待に関する、青少年時と成人後の被害者両方が参加できる政府調査を行っている。このNZ政府の調査には約25,00人の被害者が面接、メール、手紙、電話等で参加している。このNZ政府の調査も、被害当事者なら自ら参加できる形式になっている。 1, 国際連合の性暴力(sexual violence)の定義 2, Royal Commission into Institutional responses to Child Sexual Abuse 3, Abuse in Care Royal Commission of Inquiry 14)内閣府男女共同参画局の調査では、日本の性暴力ワンストップ支援センターでは、男性サバイバーの面接等の直接支援は全体の2%程度にととどまっている。つまり日本の性暴力被害者ワンストップセンターでは、面接など有効な直接支援が男性サバイバーに対してほとんど行なわれていない。日本は男性サバイバー支援後進国である。それゆえ国と都道府県は男性サバイバーに対して、何が効果的な支援か男性サバイバーに対して行なう質的調査を国と都道府県が国立精神神経医療研究センターなどの専門機関へ委託して行なってほしい。たとえばニュージーランド政府は研究機関や男性性暴力被害者支援全国組織等に委託して、男性サバイバーに対してどのような支援が有効かの政府調査を行なっている。1, 2　さらにニュージーランド政府は男性サバイバー当事者と男性サバイバー支援団体や性暴力被害者支援団体、さらに男性サバイバーを臨床している臨床家等の支援者に対して質的調査を行い男性性暴力サバイバー支援ガイドラインを策定している。3また国と都道府県は日本社会の

				「男性は性暴力を受けない」という差別と2次加害から、回復に男性固有の困難がある男性サバイバーを支援する民間団体の育成を経済的に制度的に支援してほしい。 1, ニュージーランド政府の男性サバイバー支援政策のページ ニュージーランド政府は男性サバイバー支援団体や男性サバイバー当事者に対して質的調査をして、政府の男性性暴力サバイバー支援ガイドライン、どのような支援が男性サバイバーに効果があるかに関する政府調査、何が男性サバイバーが被害を通報し、支援を求める障壁と促進要素になるかの政府調査を行っている。日本政府もNZ政府と同様の男性サバイバーに関する調査を行い、男性性暴力サバイバー支援ガイドラインを策定し、男性サバイバーに対する支援を保証するべきだ。 3, ニュージーランド政府の男性性暴力サバイバー支援ガイドライン 15) イギリスの地方自治体であるマンチェスター市は、男性性暴力被害者支援と男性IPV被害者支援に関する自治体の計画を策定している。日本政府も自治体が、男性性暴力被害者支援計画と男性IPV被害者支援計画を策定する支援を行うべきだ。 1, マンチェスター市の男児と男性の性暴力被害者とIPV暴力被害者支援計画 16)日本は民間の性暴力サバイバー支援団体や性暴力サバイバー当事者が臨床家からスーパーバイズを受けた構造的なピアサポートグループが非常に少ない。　性暴力サバイバー支援団体支援後進国である。男性、女性、LGBTQ全ての性暴力サバイバーが当事者同士でピアサポートグループを開催するときは、公共施設の会場費用を無料にしたり、チラシやホームページの作成、団体運営、男性サバイバー支援の全国組織の創造や運営に関する相談や助成などの経済支援を国、都道府県、政令指定都市は行なって欲しい。またピアサポートグループは運営者とファシリテーター（司会者）に対する臨床家（たとえば臨床心理士、精神保健福祉士）によるピアサポートグループ運営の研修や集団精神療法に熟練した臨床家（たとえば臨床心理士、精神保健福祉士）によるスーパーバイズが必要である。　イギリス、アメリカ、ニュージーランド等の英語圏には男性サバイバー支援団体の全国組織がある。2　これらの英語圏の男性サバイバー支援組織は主に臨床家によって運営されており、それぞれの国の男性サバイバー支援団体、ピアサポートグループの研修とスーパーバイズを行ったり、男性サバイバー当事者の支援もしている。 1,　第4次犯罪被害者等基本計画では、当事者のグループを自助グループと呼んでいるが、日本の政治家たちは「自助」ということばを、支援を国、自治体からうけないという意味で使っており、日本では政治家の影響で自助グループの意味が「公的な支援を受けないグループ」という間違った意味で使われています。それゆえ海外で一般的な性暴力サバイバーのグループの名称はピアサポートグループなので、日本政府が制定する法律、計画等の政府文書でもピアサポートグループという名称で当事者のグループを記述してほしい。 17)日本も女性だけでなく、男性やLGBTQの性暴力被害者支援団体を政府と自治体が育成して、男性とLGBTQの性暴力被害者もジェンダー特性（日本では男性は性暴力を受けない・少ないという誤った偏見と差別が国・自治体、支援団体、臨床家に未だにある）に応じた支援が受けられる制度を整えるべきだ。また国と自治体が一か所で、全てのジェンダーの性暴力被害者が支援を受けられ、さらに意見を国と自治体に対しても伝えることができる制度を作るべきだ。 18)第6次男女共同参画基本計画には、内閣総理大臣、内閣官房長官等の政府幹部による「性暴力被害者と犯罪被害者の声を聞いて、被害者の意見を日本政府の男女共同参画政策の中心に置いて、必ず被害者の権利や精神的・身体的被害の回復、経済的損失の補償に効果的な政策を作り、支援を実行する」という言葉がないので、入れてほしい。たとえばイギリス政府の犯罪被害者支援計画(Victims Strategy)には、イギリス首相と司法大臣の「イギリス政府は被害者の声を聞いて、犯罪被害者政策を作り、効果的な被害者支援を必ず行なう」という言葉がある。1このようなイギリス政府幹部の言葉が政府は被害者の見方だという被害者への力強い勇気づけになっている。 1, イギリス政府の犯罪被害者支援計画(Victims Strategy)

				19)国と都道府県は協力して、国と都道府県の警察、検察、裁判所等の国と都道府県の司法機関から、犯罪被害者と性暴力サバイバーが得ることができる権利と支援の最低限の基準を明記した「犯罪被害者のための権利一覧」をつくるべきである。なぜなら日本の警察、検察、裁判所などの司法制度は被害者には大変使いにくく分かりにくいもので、被害者が司法機関からどのような支援を得られるかが分からないからである。イギリス政府は警察、検察、裁判所等の司法機関から被害者が期待出来る支援と権利の一覧を明記した被害者のための規則(Victim’s Code)１を作成して、被害者が司法機関からえることの出来る権利と支援を分かりやすく被害者に提供している。 １、イギリス政府のVictim’s Code 20)今まで何度も警察庁、内閣府男女共同参画局、厚生労働省、福岡県生活安全課、福岡県県民情報広報課へ男性サバイバー支援に関する意見を言ったり、メールで意見を書いたりしたが、一度も有意義な回答や「ちゃんと聞いてもらえた」という感覚は持てなかった。それどころか内閣府男女共同参画局、厚労省、警察庁の職員は電話にさえでなかった。中央政府と都道府県の職員はもっと男性サバイバーに対して共感的で理解のある広聴業務と支援を行なうべきだ。政府と都道府県職員の私に対する対応は現在までのところ、共感的でなく疑い深く２次加害になっている。政府と都道府県職員がまず２次加害をしない対応をして、国民のモデルになるべきだ。また政府と自治体職員に対する性暴力サバイバー専用苦情対応窓口を作って、苦情を被害者中心に解決するべきだ。イギリスの性暴力被害者支援センターは回復支援的な被害者への言葉の例をあげているので政府と自治体職員の性暴力サバイバー支援研修にこの例を生かしてほしい。また政府と自治体の職員は、幹部も含めて全員が、Campbell& Raja, (1999).等の性暴力サバイバーに対する2次加害の専門文献を読んで、性暴力サバイバーの意見を聞かないことや電話に出ない等の必要な支援をしないのは2次加害にあたることや、2次加害の定義を学ぶべきだ。日本の政府と自治体職員の性暴力サバイバーに対する2次加害の定義の理解は極めて低い水準にある。 21)日本政府の性暴力被害者関連予算は非常に少ない。それゆえ最低でもイギリスのような他の先進国の年間の性暴力被害者関連予算なみの年間30億円程度（日本のGDP換算）を日本政府の性暴力被害者支援予算として予算準備を行うべきである。1 1,　イギリス政府の性暴力サバイバー支援関連予算

890	女	60代	-	該当ページ64 １ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 この基本認識には深く共感するところが多く、中でも、令和５年の法改正の進展したことに沿って「周知や教育、研修の徹底」を進め、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成を図る必要がある。」と明記されていることは高く評価したい。 また、 （１）施策の基本的方向 ○ 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育…（中略）幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。 とあることにも、強く賛同する。 しかし、 （２）具体的な取組 となると、 ③ 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期から… とあるだけで、具体性が感じられない。 実際に、幼児や大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を、どのように与えるのか。 「教育啓発」「情報提供」は、すでにこの２年間で進めてこられたのは見ているが、知らない、知らなかったことにする、といった態度の 加害者が、まだまだ多いように感じる中、一斉に知識や概念を共有することは簡単ではないと思う。それにはまず、「教育」に取り入れられることが不可欠ではないか。 具体性が感じられない文面は、今回の決定後、５年間の間このままで立ち止まっていていいのか？　と不安になるレベルだ。 「自分を守る」といっても、誰のどういう行為か、を知らずに、何を守ればいいのか、 わからないままでは守れないからだ。 ぜひここは、公教育の中で、きちんと教えてほしい。 「はどめ規定」により具体的な性的動作などを教えられない、という現状があると聞くが、「幼児期からの学びが必要」という上記文言とは真逆ではないか。ぜひ、学習指導要領に世界で先行したエビデンスもある、「包括的性教育」の導入へ進み、これまでの「はどめ規定」をなくし、「事勿れ主義」を改めていただきたい。（しばらくは外部講師などに頼ることも必要だが、学校側が責任を持って正しく教える気概を持たずして、子どもが「自分ごと」にできるとは思えない。教師も学び、やがては教師が教える形に進めていくことも提案に取り入れてほしい
891	－	50代	-	P70 DVなどシェルターに、女性だけでなく、性自認に揺らぎあるマイノリティにも利用可能になるような計画を。 自治体相談窓口の名称も「女性相談」などと限定せず、多様な性別に包括的に対応できるような名称から始めないと、相談しにくいと思う。
892	答えたくない	40代	-	セックスワークの一律禁止はセックスワークに従事する労働者の尊厳を損なっています。セックスワーカーが安全に働ける環境づくりに行政が積極的に取り組む方向で修正してください。

893	その他	30代	78	貧困が理由で売春をする女性（もちろん女性に限らないが）は存在しますが、その場合に防ぐべきは貧困であり、売春ではないはずです。しかし、素案ではその関係が転倒しており、売春それ自体を防ぐことが目的化しています。 また本素案では、売春それ自体が人間の尊厳を損なう行為であるかのように記載されており、これはどのような理由や経緯であるにせよ、現に性産業に関わっている当事者に対する差別的な認識を強化し、再生産するものです。全体にわたって修正が必要と考えます。
894	女	70代	65	暴力の被害者がその被害に気がつかずにいることもある。夫の恫喝におびえ、経時的にも制限されてもぬけだすことができない。第３者がきずき、公的機関につなげればいいが、個人情報の壁があり、支援につながらない場合がある。 地域包括支援センターが相談の窓口をしている場合がありが、相談が可能な専門職の育成を積極的に取り組んでほしい。 学校教育や社会教育で人間の尊厳を守る人格形成が必要。 被害者の自立を支える経済的な土台や、医療や相談員などの専門職の配置など府県だけでなく市町村にも位置付ける必要がある。
895	女	70代	1	基本政策の柱に5つの政策を文章に入れて下さい。 〇政策決定の場は30%ではなく50%を目標値に 〇選択的夫婦別姓の実現 〇男女間での賃金格差の是正 〇家庭や職場での家事・育児の不平等な役割分担の解消 〇性差別に基づくハラスメントやDVの発生には防止教育を 理由として、これらの政策が進まないことが、女性の人権が無視され続けている原因と考えるからです。よろしくお願い致します。
896	男	30代	-	男女共同参画によるあらゆる行動指針が基本的に科学的根拠に基づかない神話によって決まっています。まずは政府統計や査読付き学術論文などのエビデンスをもとに政策決定をすべきです。 例えば配偶者間の暴力に関しても、今は男女比はほぼ半々で、若年者に至っては男性被害者の方が多かったというのが、「男女間の暴力に関する調査」で出ていましたが、いまだにDV防止法の序文は「DV被害者の多くは女性…」という、神話を変えようとはしていません。また、共同親権法が可決されたのに、共同親権に反対していた活動家弁護士を呼ぶセミナーを開催していたり、国際的には重罪で日本でも刑法224条にあたる実子誘拐を推奨するセミナーを男女共同参画の予算を使って自治体で行われていたりします。 現在の男女共同参画は間違いなく男女平等を達成する方向には動いておらず、男性の人権は無視されています。 まずはエビデンスに基づく政策を行ってほしい。米国などは徐々にそのような方向にシフトしているようです。 よろしくお願いします。

897	男	団体として提出	-	件名：第６次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）への意見 (2) 性別：男性 (3) 年代：40代 (4) 職業：団体 (5) 該当箇所：第4章「法制度整備」、第5章「政策推進体制」 意見内容（共同親権の抜け穴是正を明記） 1. 「DVや虐待の恐れ」という曖昧な概念の削除 現行民法および改正民法案では、 「DVや虐待の恐れがある場合は、共同親権を認めない」 という文言が入っていますが、これは実務上無限に拡張解釈可能な抜け穴です。 ・「恐れ」は事実ではなく、主観的申告のみで成立してしまう ・家庭裁判所は安全側に倒れるため、証拠が乏しくても一方の親を排除 ・その結果、共同親権が形骸化し、子どもは一方の親から完全に引き離される これでは「共同親権」の名を借りた単独親権の延命制度です。 2. 改正案への具体的要求 ・「恐れ」という曖昧な概念を削除し、DV・虐待は「合理的根拠に基づく具体的事実」に限定する → 警察の被害届、保護命令、診断書などの客観証拠がある場合のみ例外適用 ・DV支援措置は第三者機関による定期的再評価を義務付け、永続的な親子断絶を防止 3. 「共同親権」を本物にするための要件 ・共同親権・共同監護は「父母双方が子の養育に関与すること」を前提に設計すべき ・監護親が一方的に他方を排除できないよう、 ・面会交流妨害に対する制裁規定を明文化 ・原状回復命令を迅速執行できる制度を整備 ・家裁調査官・裁判官に中立性確保の義務付け 4. 国際基準に基づいた改革 国連子どもの権利条約や欧州議会の勧告では、 ・「恐れ」などの抽象的な理由による親子断絶は認めない ・例外はあくまで「重大かつ継続的な暴力が存在する場合」に限定 と明記されています。 日本も国際人権基準に整合する形で民法条文と家裁運用を見直すべきです。 結論 第６次男女共同参画基本計画は、 「恐れ」の一言で親子が永遠に断絶する国を終わらせるための起点であるべきです。 骨抜き共同親権ではなく、 ・親子の断絶を回避 ・冤罪や過剰制限を防ぎ ・真に両親が協力して子を育てられる法制度 を実現してください。

898	答えたくない	30代	-	私は仙台市在住の市民です。 男女共同参画の理念そのものには賛同いたしますが、現状の政策運用には以下のような懸念を抱いております。 1.子どもと親の分離を助長する仕組みについて 　一部の弁護士や団体が「支援措置」や「DV認定」を口実として、実子の一方的な連れ去りを指南している事例が見受けられます。これにより、子どもが一方の親から断絶され、深刻な心理的影響を受けるケースが少なくありません。計画策定においては「親子交流の確保」を明確に位置づけるべきです。 2.「DV」概念の過度な拡張について 　家庭内の些細なトラブルや一方的な主張まで「DV」として扱われる傾向が広がっています。その結果、真に保護を必要とする被害者支援が薄まる恐れがあります。科学的・客観的な基準に基づいた判断が不可欠です。 3.シングルマザー家庭の増加を前提とした政策について 　男女共同参画の推進が「片親家庭の増加」を既定路線とするような方向で進むことには疑問を感じます。むしろ「両親が協力して子どもを育てられる仕組み」を整備することが、子どもの福祉にも資すると考えます。 結論 第6次基本計画においては、「男女の対立」や「一方的な親権」ではなく、子どもの最善の利益を中心に据えた制度設計を強く求めます。 具体的には、親子交流の保障、DV認定の厳格化、両親の協働支援を重視する方向性を検討していただきたく意見を申し上げます。
899	女	30代	-	日本はジェンダーギャップが148か国中118位という現実を見て見ぬふりをしているとしか思えない。 選択的夫婦別姓をいつまでも採用しないで言い訳ばかりの声が大きく、国民の、特に女性の意見が蔑ろにされている。 女性に対する性犯罪は罪が軽く、再犯も多く、またその報道も加害者の顔や名前が隠された状態で報道されているものをよく見る。しかし女性の犯罪は顔や名前が前面に報道される。平等など全く感じられない。 入試の問題や、雇用や賃金格差の問題など放置されていると感じる。 その不利益はシスジェンダーの女性が被るだけではなく、トランス女性への差別を増長させている。 人の命に関わる問題につながることを放置されていることに憤りを感じている。

900	男	40代	-	1. 意見の概要と基本的な考え方 第6次男女共同参画基本計画素案は、ジェンダーに基づく暴力の根絶を掲げる一方、日本の男性が直面する構造的・国家的な暴力を看過しています。これは、日本国憲法29条第1項が保障する私有財産の権利侵害にまで及び、真の男女共同参画とはかけ離れたものです。また、男女共同参画予算やひとり親支援予算が、国防や少子化対策といった国家の基盤となる分野に比べて過度に優先されている現状は、国民の感覚からしても不合理です。本コメントは、以下の論点を踏まえ、真にバランスの取れた政策と予算配分への見直しを強く提言します。 2. 統計データが示す男性への構造的暴力 日本政府や各行政機関が公開するデータは、男性が直面する不当な状況を裏付けています。経済的・精神的暴力： 裁判所が用いる標準算定表は、子どもの連れ去り後も別居親（多くは男性）に経済的負担を強いることが多く、憲法が保障する財産権の不当な侵害となっています。法務省の「家事事件の実情」等の統計が示す面会交流の困難さと相まって、子どもとの関係を断絶されながら金銭的搾取が続くという、国家による重篤な経済的・精神的DVに該当します。司法・行政のジェンダーバイアス： 厚生労働省の人口動態統計によれば、男性の自殺者数は女性の約2倍であり、これは離婚後の親子断絶といった男性特有の苦悩が背景にある可能性を示唆しています。にもかかわらず、DV支援措置は主に女性被害者を想定しており、男性を潜在的な加害者と見なすバイアスが根強く存在します。 社会の偏見と暴力： 痴漢問題においては、女性専用車両が「避難場所」として機能する一方で、「男性は加害者」という固定観念から男性専用車両は議論すらされません。同様に、警察の相談窓口では、男性のストーカー被害が軽視される傾向にあります。これらの社会的な偏見が、男性への暴力を助長しています。少子化対策の抜本的強化： 日本の少子化は国家存立の危機であり、過度な「女性活躍推進」や現金給付に偏ったひとり親支援予算を、男性の育児参加を促すインセンティブや、子育て世帯全体への経済的支援に再配分すべきです。 3. 結論：真のジェンダー平等と持続可能な社会に向けて 男女共同参画基本計画が真に目指すべきは、女性の権利保護だけでなく、男性の解放と幸福も視野に入れた、包括的なジェンダー平等です。

901	その他	40代	-	「固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の言葉の多用について。 元々婦人解放運動、フェミニズムが発達をしてきた歴史は、１９世紀の産業革命によって男女の体格差が狭まった要因がある。 文明の機械化で、若い世代ほどジェンダーバイアスの意識は低い傾向にある。 ２０１７年の聖徳大学の山岡重行の調査研究では、サブカルチャーに触れている大学生と、触れていない大学生ではジェンダーバイアスに有意差がない結果が出ている。 ドイツのマックス・プランク研究所の調査研究でも、性表現に対する脳の反応も男女差がほぼない。 現に素案内にある注釈、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」でも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成、どちらかと言えば賛成は、男性で４割未満、女性で３割未満で、過半数を大幅に割っている。 肉体の能力に関しては、男女の体格に顕著な差の傾向ある以上、役割分担の差が生じるのも一定の合理性があり、思い込みを０にする事は不可能。 性差を認めた上で、女性より体格や考え方が女性的な男性、男性より体格や考え方が男性的な女性も存在し、そしてその個人差による差別を無くす事を目的とするべきである。 思い込みを無くす事を目的にすべきではなく、現存する傾向に縛られない事、性差を飛び越えた人間に対する差別を無くす事を目的にすべきである。 頭脳の能力に関しては男女差はほぼない。 受験や、議員の当選枠などに女子枠は設けない方が良い。 女子枠の存在によって、女性の能力に対する信用が下がり、能力のない特権者が要職に就く、といった新たな思い込み、アンコンシャス・バイアスを生みかねない。それでは本末転倒。 男女問わず、経済的困窮者の学業や役職への挑戦に対しての補助をすべきであって、経済格差と体格差、性別は全て別の問題である。 また男女共同参画基本計画自体が、性犯罪やＤＶ被害者は女性を前提としており、近年増加傾向にあるＤＶの男性被害者や、ハラスメントや男性差別の告発を問題視しづらい問題を創り出している懸念がある。 女性を弱者とした前提の優遇策には、新たな女性差別を生む懸念。隠れた男性差別がさらに不可視化される懸念がある。 むしろ男女共同参画基本計画は全体的に、保守的レディーファーストを率先しており、潜在的に男尊女卑を助長しかねないとも考える。
902	男	60代	69	性暴力、性犯罪の未然防止には、仕組みの整備や体制整備だけでなく、子どもが(将来的には社会全体が)人権を尊重される国際セクシャリティーガイダンスを基にした包括的性教育が必要だと考える。そのことを明記さてもらいたい。
903	女	50代	-	まだまだジェンダー不平等のある社会において、男女共同参画社会を推進してほしいと思っています。そのためのSRHRに関する内容をもっと充実させてもらいたいと思いました。 また、女性差別撤廃委員会からも勧告された「選択的夫婦別姓制度」ではなく、「通称使用の拡大」が謳われていますが、通称使用の拡大では根本的な差別は解消されません。「選択的夫婦別姓制度」の推進をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

904	団体として提出	団体として提出	-	第６次男女参画基本計画においては、「ライフステージに応じた働き方」「所得向上と経済的自立」とし、雇用という言葉が消え、女性の活躍という表現からより個人の選択肢や所得に焦点を移行している。また、テレワークやフレックスなど選択肢を拡大し、より柔軟な働き方へ移行している。企業中心の人材活用で使用者責任をあいまいにする働き方を広げるべきではない。労働諸法制を整備して労働者を保護すべきである。 第９次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告された雇用分野11項目について、全く触れられていない点は、ジェンダー平等の働き方を目指すものになっていないと断じざるを得ない。 〈以下、施策に盛り込むべき事項について〉 (1)賃金の底上げを図るため、最低賃金を1,500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への支援策を進めること。 (2)男女の賃金格差を解消するため、全ての企業に男女賃金・管理職に占める女性割合の差異を公表させること。是正するための方針を示すこと。 (3)管理職・および方針決定機関の女性割合を、第９次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告されたパリテ（同数）を目標値として定めること。 (4)ワークライフバランス、ディーセントワーク、持続可能な働き方実現のため、長時間労働規制を行うこと。 (5)同一価値労働・同一賃金を原則とし、男女の賃金格差および正規・非正規雇用格差解消を目指すこと。 (6)有期雇用は規制し、臨時的・一時的な雇用とすること。派遣労働は、臨時的・一時的で専門性の高い業務に限定すること。 (7)全てのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立すること。 IL0190号「仕事の世界のおける暴力とハラスメントの撤廃関する条約」を批准すること。 (8)国際基準に基づく計画になるようILOパートタイム条約175号、ILO雇用及び職業についての差別待遇に関する条約111号を批准すること。 (9)キャリア形成やアイデンティティに支障のないよう選択的夫婦別姓制度を早期に法制化すること。 (10)労働争議解決の手段ともなりえる女性差別撤廃条約選択議定書を直ちに批准すること。

905	女	70代	-	イ　1～2頁　政府が掲げた２０２０３０の目標が達成できておらず、第5次基本計画の2020年代早期に指導的地位に占める女性の割合が３０%になるという目標が達成できていないことへの真摯な総括、危機感が感じられない。 第6次計画の全体を通じて、昨年のCEDAWの総括所見・勧告を反映した計画にすべきだと思う。 　政策や方針決定過程への女性の参画については、世界は２０３０５０と言っているわけで、目標はあくまで50:50にすべき。 そのためには、クオータ制導入や、女性議員や女性管理職を増やす環境を整えるべきで、具体的な施策が必要。 ロ　我が国においてジェンダー平等が進まない理由には、女性差別撤廃条約の履行や、北京宣言や北京行動綱領の実現ができていないことに原因があると思う。女性差別撤廃条約の周知と女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について、第6次の計画に記述すべきだと思う。 ハ　選択的夫婦別姓制度の導入に関して、CEDAWから4度も勧告を受けており、この制度導入により不利益を被る人はいない。早期に制度を導入すべきである。旧姓の通称使用では、不利益を被っている人を救うことはできない。 ニ　4頁ビジネス・地域経営の動向・変化　　横文字やまだ一般には使い慣れない表現が多い。もっとわかりやすい表記にすべき ホ　10頁（１）基本的な視点及び取り組むべき事項 　(1)　間接差別の禁止と均等法に罰則をつけて、雇用における男女平等を実効性のあるものにすべき 　(2)　203050を目標に、クオータ制などを導入する 　(5)　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成には、学校教育の中で包括的性教育を導入すべき。我が国におけるＳＲＨＲの認識も取り組みも大変遅れている (8)　税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が検討され、見直されることが重要とあるが、何をいまさらである。直ちに、世帯単位の制度を個人単位の制度に改めるべき。世帯単位は決して中立的な制度ではないのは明らかである

906	女	40代	-	2ページ目で言及されている L 字カーブは、30代以降の女性の就業環境が改善していなく、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難な状況に置かれ、大卒または高学歴にも関わらず、取り残され経済的に困難を抱えている女性もいます。5ページ目の「一部の地方公共団体においては、女性に選ばれる地域づくりという観点から、男女共同参画の推進に着目し、先進的・総合的なまちづくりの取組を進める例もでてきている。」と記載されていますが、まだ一部で全く不十分で、困窮している女性もいます。 全国地域格差なく、政令指定都市及び中核市、それ以外の地域間の所得や経済雇用機会の格差を是正し、リモートワークによる越境採用も推進し、女性の雇用環境改善のための具体的施策を早急に講じてください。 ・第2部 Ⅰ 第3分野「女性の所得向上と経済的自立の実現」、第7分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、第9分野「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」に関して、 地方にUターンした高学歴女性が、適切な職に就けず、困窮する事例が見られます。ハローワークや自治体はこの層への積極的な支援・解決策を持たず、能力が活かされないまま孤立しています。国・地方自治体による「高学歴女性向け就労支援窓口」の設置、地域企業とのマッチング支援、越境リモートワークの推進、地方創生施策における女性人材活用の明確な位置づけなどを通じて、知的資源の流出を防ぎ、地域活性化につなげる取り組みを強化していただきたいです。 また、女性本人の収入がゼロでも、世帯主（夫や親）などの収入がある場合、公的支援が受けられず、実質的に困窮している女性が支援から漏れています。外出もままならず、精神的孤立及びその影響による苦痛、メンタルヘルスが深刻です。世帯単位ではなく「個人単位」での支援制度設計、DV・経済的支配の観点を踏まえた支援判定基準の見直し、国・県・地域での女性支援団体との連携強化など、制度の柔軟性と実効性を高める救済対応を求めます。
907	女	40代	-	第6次男女共同参画基本計画（素案）におけるP.107記載「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報」及びp.58「違法な性・暴力表現の流通防止」に関する記述について意見を申し上げます。 本表現は範囲が不明確であり、「など」「人権を侵害するような情報」という曖昧な文言により、適法に制作・流通している創作物（マンガ、アニメ、ゲーム、映画、小説等）まで規制対象と解されるおそれがあります。これにより、憲法21条が保障する表現の自由を萎縮させ、文化の健全な発展を阻害する懸念があります。 表現の自由は民主主義社会の基盤であり、対策は「違法な表現」と既存法令上明確に禁止されている行為（不同意性交等罪、児童ポルノ禁止法違反等）に限定すべきです。不快と感じ得る表現や倫理的に議論の余地がある表現まで広く含めることは避けるべきです。 つきましては、対象範囲を法律に基づき限定的に定義し、適法な創作物が不当に規制や萎縮の対象とならないよう、憲法21条の趣旨に沿った運用を計画本文に明示されることを強く要望いたします。

908	女	60代	-	今回の素案には、「選択的夫婦別姓」や「包括的性教育」の言葉がありません。男女共同参画基本計画の目指すべき社会では、(1)男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会とあります。自分の今まで生きてきた名前を結婚後も名乗りたいと云う女性の切実な願いである「選択的夫婦別姓」を女性の人権として認め、制度の実現に向けて厚労省も力を尽くすと、基本計画に盛り込んで下さい。 　また、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っています。こうした根強い固定的な性別役割分担意識の思い込みが、働き方や暮らし方の変革の実現にとって大きな障害となっていると、素案では認識されています。それは、女性より、男性の賃金が高いという大きな問題があるからです。男性の何割かは「おれがお前を養っている。」「お前の給料より俺の方が高いのだから、家の家事はお前の仕事だ。」と思っています。根強く残っているのが現状です。この現状を変えるためにも、女性が男性と対等に人権を保障するためにも、男女賃金格差の是正が喫緊の課題です。女性より男性の方が優位だと思わせる意識の改革も必要ですが、何と言っても経済格差をなくし、女性も社会で対等平等に働き、家事労働にも大きな価値があることを男性にも知らせていく努力は必須です。養っているから、娘に性行為をしても良いと勘違いしている男性もいます。家に居づらいと夜の街を彷徨う女子も後をたちません。その女子を援助交際などという名目で性行為をするなど、持ってのほかです。日本は売春をした方だけ罪に問われます。買春を止めさせるよう、男性側が罪に問われるように法整備をお願いします。夜の街を彷徨っている女子を守るよう、制度の拡充を求めるものです。 　「男性の育児休業取得について、男性個人が、他の男性は取得に否定的であると思い込んでいる」という記述が素案の中にあります。それは、男性自身が、自分の心の奥底に、女性が子どもを産んで会社を休むなどする事を迷惑だと考えているからではないでしょうか？男性も育児休業をもっと取りやすくし、取った社員の多い会社には、政府から補助金を交付するなど、積極的な支援を検討してください。
909	答えたくない	40代	-	障害女性が性暴力を受けやすいこと、被害を申告しても信頼されないこと、障害男性に比べて貧困に陥りやすいこと、延命措置を断念しがちであることへの対策を盛り込んでください。 セックスワーカー差別をやめてください。買春者差別は、セックスワーカーの被害をより深刻にします。アムネスティの勧告にしたがうとともに、日本のセックスワーカー当事者の声を聞いてください。 障害者女性差別も、セックスワーカー差別も、非規範的な生を送る人への差別という意味で似通っています。一刻も早く女性差別を解消するための施策をのぞみます。
910	女	60代	-	基本認識の部分で「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」という表現にしたことを評価した上で、容認しない、というより一歩踏み込んで「根絶をめざす」にしてほしい。これまで、行政文書に「ジェンダー」という言葉が使われなかったため、ジェンダーやジェンダー規範についての基本知識を知らない人たちが多いのが現実である。ジェンダー平等について学ぶ研修の機会を、職場で、地域で、学校で、重層的に、かつ継続的に実施していかなければ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない意識は醸成されない。

911	女	30代	75	1. 性を買う側への罰則強化（素案75頁「売買春への対策」）〔約980字〕 素案75頁では「売買春への対策の推進」が掲げられていますが、その多くは被害者の支援や防止啓発に重点が置かれ、需要側、すなわち性を買う側に対する具体的責任追及が欠けています。EU諸国の一部では「ノルディック・モデル」と呼ばれる制度のもと、性を買う行為を犯罪化し、需要側に罰則を科すことで、被害を構造的に減少させる政策が実効性を持って展開されています。日本では依然として、売買春を取り締まる法制度が不均衡で、被害者が社会的に不利益を受ける一方で、需要側は十分な規制を受けていません。被害者保護と同時に加害を生み出す需要側に焦点を当てなければ、真に持続可能な防止策とは言えません。よって、素案には「性を買う側への罰則強化」の方向性を明示的に加え、需要側の責任を社会的に可視化し、法改正の基盤とすべきです。
912	その他	30代	100	性的マイノリティの人権保障（約975字） 第6次男女共同参画基本計画（素案）に関し、性的マイノリティの人権保障について以下を要望します。 第一に、包括的差別禁止法制が欠如しています。EUはLGBTIQ平等戦略に基づき、雇用に限らず教育、医療、住宅、公共サービス等で差別禁止を加盟国に義務付けています。日本は「配慮」表現に留まり、実効的措置が示されていません。雇用以外の分野を含め包括的に差別禁止を明記し、違反時の救済手続きを制度化すべきです。 第二に、トランスジェンダーの法的性別変更制度における過度な医療要件は国際人権基準に反します。欧州では自己決定尊重型の制度が広がっており、日本も精神疾患扱いや不妊手術要件を見直す必要があります。 第三に、教育現場における支援体制強化が不可欠です。性的少数者の若年層はいじめ・孤立・自殺リスクが高く、教員研修の義務化、相談窓口の設置、教材に多様な性を反映させる制度改革が必要です。加えて、教育現場での加害防止策として、教員採用時や在職中に「ポリスチェック」「無犯罪証明書」を義務付け、性的少数者への加害歴のある者を排除する仕組みを整備してください。 第四に、デジタル領域での差別・暴力対策が不足しています。SNS等での差別発言や非同意のアウティング拡散は深刻な被害を生みます。プラットフォームに迅速削除義務や再発防止体制の設置を課し、被害者支援と連携する法制度を導入すべきです。 最後に、定期的で公開性の高いデータ収集体制が必要です。EUのFRA調査のように、性的マイノリティの生活実態・差別被害を数値化し政策評価に活用する仕組みを求めます。

913	答えたくない	30代	-	女性が労働、社会活動するのに、性犯罪セクハラ被害のトラウマにより制限される事があっては国の大きな損失なので、性犯罪に対する法改正で厳罰化と対象を広げる抑止力強化が要だと思われます。1度被害を受ければ萎縮しますし、一生思い出す深刻な問題なので。女子が理系進学を避けるのも、男が多い業界では、セクハラ等されるからも大きいです。私は学力あっても怖くて入れません。人口の半分から理系人材を失うのは国の大きな損失になります。現在、頭の良い理系女子が増えない分、下の学力の男子が進学→理系就職してますが、男女関係無しに頭の良い人から上から順に増えて貰う方が、遥かに国に利益をもたらすでしょう。今のままでは、日本はもっと経済没落国になるでしょう。少子化も止まりません。学力試験データでは、女子も十分に理系学力があります。が、進学を阻んでる原因をなくさなければなりません。女医も足りてませんし。通常の進学支援だけで無く性加害、性差別対策もしないと増えません。 痴漢盗撮等を迷惑防止条例ではなく、全国の違法にし、刑罰も執行猶予なしで、懲役も今の倍以上は居ると思います。またセクハラも事案によっては法改正し、犯罪にし、抑止力強化が必要。看護師さんに、「本当にAVのように患者としたりするの？」「溜まって、どうしたら良いですか？ニヤニヤ」等、セクハラというより、触ってない痴漢が多数あり、それが嫌で看護師を辞める女性が多数居ます。それは国の医療インフラ体制維持にも大きく関わりますので、特に病院介護施設等では通報逮捕されるようにして下さい。少子高齢化で働き手が少ないのに、性加害される事がなければ働いてくれた方々を失うのは総数は多く国の大きな損失でしょう。また、病院内の対処にも無駄な時間がとられて、業務圧迫にもなります。(類似エピソードの投稿が多数バズってます。)こういうのを違法にし、又はレイプ等の既に違法にされてる物も厳罰化をしないと抑止力として弱すぎて機能していません。ディープフェイク対策、SNS投稿で痴漢予告等で逮捕も必要、怪しい者には闇バイトの様に囮捜査も可に。厳罰化内容は、執行猶予なし懲役現行の倍、複数件は加算懲役に、GPS装着義務化、認知直すために一生通院義務化、性欲抑制投薬も、マグショット名前をネットで公開、就業制限、結婚時に婚約者に前歴前科通知義務化等、色々必要です被害者保護支援強化も
914	女	50代	-	「暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある」という書き方はあいまい。 支援者は自分自身への危険も感じながら援助しています。国や行政、公的な機関がもっと主体的に取り組むよう強化する内容を書き込んで欲しいです。 公的機関（市職員や県職員）のジェンダー観が問われています。被害者や支援者、弁護士などへの（特に女性への）バッシングは目に余ります、開示請求や訴訟などの法的なハラスメントともいえる攻撃、行政窓口でのカスハラもひどい状況です。全国的な現状を調査して、しっかりとした防止対策を実現してください。
915	女	30代	-	・選択的夫婦別姓の早期実現を盛り込んでください。法律婚を望むカップルに、改姓を強制する制度をこれ以上続けないでください。 ・長野県内の中小企業では、比較的規模の大きい企業でも産休、育休が昇給、昇格のペナルティとなっている企業があります。例えばそれまで積み上げてきた昇格ポイントが産休育休を取ると減点されるなどです。このような制度が続けば、賃金格差が広がるだけでなく、男性の家庭への進出も阻みかねません。このような、子供を産み育てることがキャリアの障壁となるような制度を改正していくべきと考えます。 ・副業や起業の参入障壁をもっと低くしてください。副業解禁されましたが、県の法人税免除の恩恵を受けるためには副業許可の証明が必要など、まだまだやりやすい状態とは程遠いです。地方では女性が働きやすい企業は少なく、自分でゼロからやってみるのはリスクが高すぎる。会社員でいながら小さく副業を始めるために、本業の許可は不要とするなど、参入障壁をより低くし、女性が会社員だけに限らない収入源の確保をしていくのをサポートする制度を望みます。 ・性加害への厳罰化を望みます。幼い女の子や女性への性加害に対する処罰が軽すぎます。厳罰化を望みます。

916	女	50代	-	がっかりな素案でした。もっとジェンダー平等を実現、推進する内容に全体をアップデートしてください。 ・「ウェルビーイング」という謎の概念が、実は女性、マイノリティ性がある人の抑圧につながるのではと不安です。 ・選択的夫婦別姓の実現を目指してください。通称使用の拡大では解決しません。 ・性別二元論的な内容に反対します。トランスジェンダーやノンバイナリーの方々など、どんなジェンダーアイデンティティの方も包括する内容に変更してください。 ・性別二元論により、女性に性別役割分担を強いる計画に読めます。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、個人の意思、人権が尊重される内容に変更してください。 ・自己決定権を尊重してください。 ・中絶の配偶者同意を廃止してください。 ・更年期など、女性特有の病気、不調に対するサポートを手厚くしてください。 ・包括的性教育を実現してください。 ・性暴力の加害者にならないため、二次加害をしないための教育を充実してください。 ・性暴力の加害者の更生プログラムの充実を求めます。 ・警察、検察、弁護士など、性暴力の被害者に接する職業の人に、何が二次加害にあたるのか、性暴力のその後の影響など、研修を必修にしてください。 ・社会に蔓延しているミソジニー（女性嫌悪）がなくなるような教育、また大人になってか学び直しできる制度を求めます。 ・アムネスティが方針を示しているように、正売買の非犯罪化を求めます。 ・労働者としてセックスワーカーの権利、安全を守ってください。
917	女	30代	-	･まず、政府は2003年から「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げて取り組みを進めていましたが、まったくその目標が達成されないまま、今後も同じような目標を掲げるのみでは不十分だと考えます。目標が達成できていないのは、これまでの取り組みが十分ではなかったということと考えます。人口比率的にも、本来は指導的地位に女性が占める割合は50%であるべきです。これまで約20年の間になぜたった30%の目標が達成されてこなかったのか、その原因を明確にし、きちんと反省し、その原因を潰し込むような効果的な対策をたて、1つ1つきっちり実施いただきたいです。アファーマティブ・アクションや、目標を達成しない政府や企業、自治体などへの罰則、反対に目標を達成した企業、自治体への優遇、助成金、認証制度などの検討も必要になるのではないでしょうか。 ･目標の達成までの中間評価、見直しポイントの明示が弱く、これもまた目標達成ができない原因の1つと考えられるため、明確かつ具体的な中間評価を実施し、見直しをしていただきたいです。これまで中間評価を実施しても目標達成ができていないという状況かと思いますが、目標を達成できないということは、中間評価が機能していないということかと思います。 ･アンコンシャスバイアスについても、その解消に向けた取り組みを継続するとのことですが、具体的な取り組みがどこまで実効性がある設計になっているのか疑問を感じます。 ･性暴力･性犯罪のない社会の実現については、性暴力･性犯罪の厳罰化を進めることで、それらの犯罪は減少すると考えるため、厳罰化を望みます。 ･女性のほうがAIに業務を代替されるリスクが高いと読み取れますが、そのような立場に女性を追い込む社会構造、制度が問題ですので、それらの改善を検討すべきかと思います。 ･防災においても、結局女性や子供、高齢者が直面するリスクへの具体的な対策の設計、予算の確保が曖昧なため、明確にすべきと考えます。 ･上記以外の取り組みについても、予算規模、人的資源、専門性をもった担当機関などが、どれだけ確立されているのか提示が少ないため、各取組実行の際は、明確さや透明性を持って実行いただきたいです。

918	女	60代	-	暴力に関わる問題でもあり、教育・メディアに関わる問題でもある「包括的性教育の実施」が入っていないのはなぜなのでしょうか？ 学校現場での性被害の増加、現場教員からも実施を求める声が多いことを、ちゃんと認識して、取り上げないといけないと思います。 また、教育指導要領の性教育への歯止め規制の取り下げについても、男女共同参画基本計画から、明記すべきだと思います。
919	その他	40代	-	「違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」の言葉の多用について。 「違法な性・暴力表現」とは、「猥褻表現や、個人に対する名誉棄損、著作権侵害の様な既に刑法で罰せられる表現」の事か「現実で行えば違法だが、コンテンツ内で描かれた適法の実在しない性表現や暴力表現」の事かが、分かり辛い。 前者であれば、既に刑事罰が存在し、男女共同参画基本計画と無関係の問題と考える。 後者であるならば、国による指針として描いて流通してはならない表現を決めてしまう事は、民間の私人の権利を国が脅かしかねない事と考える。 違法な性表現や暴力表現には、性暴力や性差別を防止する為の表現や実体験の告発、学術的、歴史的資料、注意喚起や啓蒙も含まれかねず、殊更に一定の表現を広めない事を目的にして、必要な性や暴力の知識が必要な人に届かない危険性がある。 この様な扱いの難しい問題がある以上、国が指針を決める事によって、一定の表現の扱いに正誤をつける事は避けなければならない。 第11分野では、この言葉の対象が「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者」と具体的に書かれており、公の権力が、これら私人のメディア発信に対して、適切か適切でないかを判断する立場に立つべきではない。 性表現や、暴力表現が、性差別や性暴力を起こす悪影響があると言われているが、１９９９年の日本の科学警察研究所とハワイ大学の共同研究や、２０１４年のクリストファー・Ｊ・ファーガソンの長期調査、２０２２年のアメリカのステッソン大学の調査研究では、性表現や性暴力表現の出版物の増加や、ゲームの表現は性犯罪や、性暴力、性差別を増やさない結果が出ている。 No Means No Worldwideという活動で、ケニアの性犯罪の多い地域の子供に対する、性同意教育で性犯罪を半減させた事例があり、顕著に性暴力を減らす効果があるのは性教育である事が示された。 性暴力や性差別は防げる問題であり、国が力を入れるべきはリテラシー教育であって、必要なのは情報の遮断ではない。情報の遮断は現行法で裁かれる物に限るべきである。 私人のメディアの表現の在り方や思想信条は、憲法で保証された権利であり、科学的に立証された危険がない限り、国が率先して指針を決める事ではない。
920	女	60代	-	・性的同意が成り立つ関係は対等で尊重のあるジェンダー平等の関係性が基本である。社会における様々な分野項目で数値的に大きな男女差が存在している日本社会の中で、ジェンダーに基づく暴力を「容認しない」社会を構築するためには、性によって差別しない/されないことを学ぶ、ジェンダー平等教育を開始していくことが大前提になる。しかし、どこにもジェンダー平等教育の必要性が提示されていない。DVやデートDVなどすでに上下の関係性ができている場合は特に、不平等な関係性を利用され、あたかも同意があったかのように動画を撮られ、同意があったかのように設えられてしまうケースが出てきている。「性的同意」を強調するならば、同時に、ジェンダー平等の意識を醸成するためのジェンダー平等教育実施は急務である。

921	その他	30代	33	女性の人権保障（約985字） 第6次男女共同参画基本計画（素案）に関し、女性の人権保障の観点から以下を強く要望します。 第一に、性暴力・ドメスティックバイオレンス対策の法的枠組みが不十分です。EUでは被害者の安全確保、心理・医療支援、証拠収集、非同意画像拡散防止を加盟国共通の最低基準として義務化していますが、日本は努力義務的記述に留まり、自治体間で大きな格差が生じる懸念があります。保護命令の迅速執行、避難施設や支援窓口の均質化、被害者費用の国庫補助など、全国一律の基準を法的に義務付ける必要があります。 第二に、デジタル領域への対応が不十分です。SNSや動画投稿サイトにおける非同意画像の拡散やリベンジポルノは深刻な被害を生みます。プラットフォームに対する削除義務、通報窓口の設置、違反常習事業者への制裁を法制度に盛り込むべきです。 第三に、性的搾取を根絶するには需要側の責任追及が不可欠です。現状は供給側への対応が中心ですが、性を買う側に罰則と再犯防止教育プログラムを課すことこそ被害抑止に直結します。罰金・免許制限・社会奉仕命令など複合的な抑止策を導入してください。 第四に、教育現場における加害防止策の抜本強化が必要です。教員による性暴力やハラスメントは構造的な被害を生みます。採用時および更新時に「無犯罪証明書」や「ポリスチェック」を義務化し、過去の性暴力歴のある者を教育現場に就かせない制度を確立してください。これは欧州の複数国で既に実施され、子どもを守る実効性の高い施策です。 最後に、政策評価に必要なデータ収集と透明性が不足しています。EUのFRA調査のように、被害実態・支援到達度を定期的に公開し、政策改善の根拠とすべきです。 これらを反映し、国際水準に沿った女性の人権保障体制を整備されることを強く求めます。
922	女	50代	66	「⑬・・・令和６年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」 　共同親権の導入に向けて、DV被害者支援について書かれたことは歓迎しますが、「関係機関等の活動の支障」はすでに起きています。しかも、「改正民法の誤った解釈」はSNS上などで横行しています。周知だけでは不十分です。行政の関係機関にまず個別の紛争に巻き込まれないことの徹底をすべきです。そのための仕組みを構築してください。また、関係機関に民間支援団体や弁護士などは入っているのでしょうか。被害当事者を取り巻くすべての方々の活動を守る取り組みを計画に盛り込んでください。 家族法改正でDVや虐待被害者の支援ができにくくなることのないよう、政府は力を尽くしてください。 〇モラハラなど身体的なDV以外のDVについての理解がいまだに十分ではないため、司法関係者や相談機関における研修を徹底する計画を作ってください 〇離婚後共同親権が原則でも強制でもないことをきちんと周知する計画を作ってください 〇DVや虐待から避難するために子どもを連れて別居することは違法ではないことを支援機関にも周知する計画を作ってください

923	男	40代	-	政府や行政が公開するデータは、男性が直面する不当な状況を明確に示しています。 1. 子どもの連れ去り・親子断絶 問題点: 離婚や別居の際に、一方の親（多くは女性）が子どもを突然連れ去る行為が横行しています。現在の単独親権制度は、この「子どもの連れ去り」を容認し、子どもと別居親（多くは男性）の関係を不当に断絶させています。 統計が示す現実: 法務省の「家事事件の実情」等の統計によれば、面会交流が円滑に行われている事例は少数です。多くの別居親が子どもと会えない状況が続いています。 2. 経済的・精神的暴力 婚姻費用・子の監護費用（養育費）の問題: 裁判所が用いる標準算定表は、子どもと会えない別居親にも高額な費用負担を強います。これは、日本国憲法第29条第1項が保障する財産権の不当な侵害です。 高まる男性の自殺率: 厚生労働省の人口動態統計によれば、日本の男性の自殺者数は女性の約2倍で推移しています。これは、離婚後の親子断絶、職場でのプレッシャーといったジェンダーバイアスに起因する孤立や精神的苦痛が、より深刻な問題であることを示唆しています。 3. 司法・行政のジェンダーバイアス DV支援措置と虚偽申告: 離婚や別居を有利に進めるために、DVの虚偽申告が悪用されるケースが後を絶ちません。この一方的な申告で、男性は適正な手続きを経ず、人権を制限されています。 ■社会の偏見と不合理な予算配分 1. 痴漢・セクハラ冤罪問題 痴漢問題においては、「男性は加害者」という固定観念が根強く存在します。電車内で痴漢冤罪に巻き込まれた男性は、疑いをかけられた時点で社会的信用を失い、弁明の機会すら十分に与えられません。 2. 不合理な予算配分 ■未来への提言：真の男女共同参画社会を築くために 1. 共同親権の導入と公平な司法・行政 共同親権の原則化: 親権獲得を目的とした虚偽申告の動機を減らすため、離婚後も父母が共同で子育ての責任を負う共同親権を原則とすべきです。 制度の信頼性回復: DVやセクハラ等の申告は、客観的な証拠に基づく厳格な審査を義務付け、虚偽申告には厳正に対処することで、制度の信頼性を回復します。 2. 予算の抜本的見直し 少子化対策への集中投資: 過度な男女共同参画予算を縮小し、男性の育児参加を促すインセンティブなどに再配分すべきです。
924	女	60代	-	DV、デートDV等を記述するとき、「配偶者への暴力」と書かれていることを評価します。しかしながら、全てではないと思います。 「配偶者からの暴力」では、被害を受けている人が「逃げる」「保護される」の認識がぬぐえません。問題は、DV等をしている人です。フランスでは、シェルターは加害者が家を出て隔離されるためのシェルターという認識だそうです。被害を受けた人が、自分たちの生活を全て手放して逃げなくてはいけないのならば、災害と同じレベルでの支援体制を地方自治体全てに準備してください。 第６次計画では、「配偶者への暴力」記述を統一し、法律名に対しても修正される力となることを期待します。

925	女	40代	-	・政府から独立した人権機関を設立してください。 ・罰則を伴うヘイトスピーチ禁止法を制定し、実効的な取り締まりを行ってください。 ・選挙での差別的言説を禁止してください。 ・同性カップルが結婚できるようにしてください。 ・選択的夫婦別姓制度を実現してください。 ・性的マイノリティの医療アクセスを保証してください。 ・リプロダクティブ・ライツを尊重してください。「産め産め」と言わないようにしてください。配偶者の同意なく中絶させてください。 ・「奥さん」「ご主人」「旦那さん」と言われたくない人もいると思います。「パートナーさん」「配偶者さん」「ご伴侶様」等が自然な呼称になるよう、政府が率先して普及を進めてください。かつて政府主導で「クール・ビズ」と称して服装のマナーに変化をもたらしたのは素晴らしかったと思っています。 ・防災対策にマイノリティの視点を取り入れてください。
926	女	50代	76	近親相姦、児童、女性、男性への強制性行為、猥褻行為をした加害者への厳罰化。　再犯者には足首に位置情報の端末をつけて現在地情報を地域でシェアできるシステムを確立する。 売春、買春については双方に厳罰化、懲役をつける。 児童ポルノ、リベンジポルノへの厳罰化と懲役。 海外での売春斡旋、詐欺斡旋、人身売買斡旋加害者への厳罰化とニュースでの顔出し、名前だしによる、日本の恥の文化を生かした抑制力を使う。 外国人移住者が性犯罪、詐欺斡旋、人身売買に関与、加害者となった場合は即刻強制送還。 不法滞在者が性犯罪、詐欺斡旋、人身売買に関与、加害者となった場合も即刻強制送還。
927	女	30代	97	【分野3：文化芸術分野におけるハラスメント防止と制度的対応】 （素案：第4章「安全・安心な暮らしの確保」性暴力対策 p.97～p.104） 不足点： 素案における性暴力対策は一般的な「啓発・相談体制整備」に留まり、文化芸術分野の特殊性（雇用形態の流動性、上下関係の強い現場、師弟制度的慣行）を考慮していない。ハラスメント白書2024では、芸術現場で性暴力被害に遭った被害者のうち、正式に通報できたのは1割未満であり、圧倒的多数が泣き寝入りしている実態が明らかになっている。このままでは「沈黙の強制」が常態化し、次世代の文化担い手が萎縮する恐れが大きい。 要望： 文化芸術機関に対して「無犯罪証明書（ポリスチェック）」の導入を支援し、未成年や学生を対象とする教育・ワークショップでの性加害者の関与を防止すべきである。また、フリーランスを含む全ての芸術従事者を対象とした匿名申告制度と第三者調査機関の設置を国が主導すること。さらに、被害者が裁判に至る前に迅速に救済を得られる仲裁・調停制度を文化庁内に設置することを強く要望する。
928	女	30代	-	・『「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）』を、『「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利」』とすること。 ・「男女共同参画」という言葉を含め、基本計画のあらゆる文言において、男女二元論に基づく文言にならないよう、留意すること。

929	-	-	-	公表された第6次男女共同参画基本計画の基本的な考え方（素案）に対し、以下の5つの観点から意見を提出する。 素案に対する5つの視点 1, 国際社会における積極的な取組みに言及する一方、それを反映させるための日本の課題と取組みを促進させる見解が不充分である。とくに顕著なのは、女性差別撤廃条約に基づく、女性差別撤廃委員会からの政府報告の最終見解における勧告について､7年ぶりで2024年10月に公表され、条約の遵守の責務を果たすうえから、重要な事項の指摘があるにもかかわらず、第12分野の「国際的な協調及び貢献」で、「具体的な取組み」の項目を立てながら、条約に抵触している事項、課題に対し手踏み込んだ具体的な言及がなされていない。単に包括的・概括的な要望記載に留めず、男女共同参画会議の責務として、今日的な重要な課題についての検討と見解を示すべきである。 2, 第10分野の「男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し」においては、従来からの政府見解を踏襲するに留まっており、とくに「家族に関する法整備等」において、ジェンダー平等の主流化の視点からほど遠く、現状での硬直した政府、立法府内の状況説明に留まり、提言となっておらず、現行制度における差別の撤廃を促進する内容にするべきである。 3, 性別役割分業や社会慣行における根深い意識に言及しながら、その要因となっている法制度上の課題についての検討が不十分である。その要因として、イエ制度、家父長制を踏襲し、男系男子が皇位を継承する規程を含む現行の皇室典範の規範による、社会的及び個人的な意識形成への影響力などの分析と見解を男女共同参画基本法に依拠して示すことが、第6次基本計画の実施期間の重要課題に一つであることを明確に認識するべきである。 4, 性犯罪・性暴力の撤廃に向けた法整備について、ストーカー被害の防止に対する法制度上の対応が不充分な実態に対する認識とその取組み、法制度の改正提示が欠落している。

930	答えたくない	60代	-	【修正提案箇所1】 く施策の基本的方向と具体的な取組＞ 1ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 ・現行文：(1)施策の基本的方向の枠内2つ目の〇 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、 『性的同意』を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。 ･修正案：(1)施策の基本的方向の枠内2つ目の〇 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないため、幼児期から成人までのライフステージに応じた国際基準に沿った科学的性教育を全国的に展開する。性的同意、ジェンダー平等、人権尊重、暴力防止に関する知識とスキルを段階的に学べる体系を整備し、学校教育、地域活動、オンライン資源を活用し、修了者にはデジタルバッジを付与する等インセンテイプを与え、多様な学習機会を提供する。国際基準に沿った科学的性教育を受けていない大人への啓発を強化し、社会全体で性暴力を許さない文化を醸成する。 【修正提案箇所2】 ・現行文：(2)具体的な取組の② 性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等についての認識が社会全体で共有されるよう、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組む。また、「性的同意」について啓発に取り組む。 ･修正案：(2)具体的な取組の② 性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為ば性暴力であることを社会全体で共有するため、科学的根拠に基づく啓発を推進する。性教育を十分に受けていない世代への理解促進を図るため、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組むとともに、こどもや若者に対しては、国際基準に沿った科学的性教育を学校教育や地域活動において段階的に導入し、性的同意や人権尊重の理解を深める。 【修正提案箇所3】 ・現行文：(2)具体的な取組の③ 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した『生命（いのち）の安全教育』について、内容面の充実を図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。 ･修正案：(2)具体的な取組の③ 生命の尊さを学び、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期から発達段階に応じた国際基準に沿った科学的性教育を導入する。『生命（いのち）の安全教育』について、ジェンダー平等、性的同意、人権尊重、性暴力を含むあらゆる暴力の防止に内容を拡充し、こどもたちが健全な人間関係を築く力と意思決定スキルを育むことを目指し、全国的な取組の実施を推進する。 【修正提案箇所4】 ・現行文：(2)具体的な取組の④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。 ･修正案：(2)具体的な取組の④ 学校や地域社会、保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への批判的な対処、心理的安全性を重視した互いを尊重しあう人間関係の構築など、国際基準に沿った科学的性教育の要素を取り入れ、産婦人科医や助産師、心理士（公認心理師や臨床心理士等）の専門家を活用し、年齢に応じだ性と健康に関する教育を行う。

				【追加提案】 ・ (2)具体的な取組の⑫として次の文を追加する 学校や地域において、若者が主体的に性に関する正しい知識を広めるため、専門家の監修の下でピアエデュケーターを育成・認定する仕組みを構築する。これにより、同年代間での信頼性の高い情報共有を促進し、性暴力防止や人権尊重の文化を醸成する。
931	団体として提出	団体として提出	67	2.性犯罪・性暴力への対策の推進(2)⑨について、以下の点において更なる検討を要望する。 障害者の性的虐待の実態を把握して、厳正かつ適切な対処を行うために、本人が適切な権利行使ができない場合には、成年後見制度等を利用することによって、意思決定支援及び権利擁護を行っていく必要があり、そのための制度構築を要望する。
932	団体として提出	団体として提出	-	第6分野ジェンダー平等に基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 項目　全体（基本認識を含む。）p.64 「〇…セクシャルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。」 「〇…その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要である。…暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではない姿勢を示していくことが重要である。」 → 性別や［生自認に関わらず、すべてのハラスメントと暴力を禁止する禁止法を罰則規定付きで制定すること、国の責任で個人通報できる独立した人権機関の設立、ILO第 190号「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。 項目1 p.65 「・・性暴力やセクシャルハラスメントが「ビジネスと人権」に係る取組においても十分認識されるべき人権問題であることについて、…」 →　昨年6月、国連人権理事会に提出された、国連ビジネスと人権作業部会による2023年訪日調査報告によると、日本の女性やLGBTQI＋の人々、技能実習生や移住労働者などマイノリティ・グループは、「リスクにさらされているグループ」と指摘されている。「不平等と差別の構造を完全に解体することが急務」で、人権を保護する国家の義務として、独立した国内人権機関設立やデュー・ディリジェンス法採択等が勧告された。政府は、国際水準に見合う国家の義務を果たし、勧告にある企業の責任や救済アクセスを整えるために必要な制度・支援に責任を もつべきである。 項目6 p. 73 「・・・セクシャルハラスメントは決して許されない行為であるという社会全体の気運を醸成するとともに、その防止のための対策を推進する。」 → セクハラがどのようなものであり、してはいけないことだという規範意識はじゅうぶん醸成されていると考えるが、被害は増え続けている。現行法では、事業主に相談窓口の設置と対処を義務付けているが、被害者は職場を辞めざるを得ず、キャリアも人生も棒に振ることになる一方、加害者は変わらず勤務し続けられる。法的に定義し、禁止することが必要である。

933	男	70代	-	第6分野7項の「人身取引対策の推進」について意見を述べたいと思います。 2022年6月に施行されたAV出演被害防止・救済法（以下、AV新法）に関して、成立・施行前から京都大学の曽我部教授が「被害救済という反対余地のない目的で立案された法律であり、問題があっても反対しにくく、慎重な吟味が必要だ」と無条件に契約を解除できる規定などについて言及していました。またAV新法施行後には、「AV新法は新しい政策の作り方の限界を示しており、弊害も生まれていて、当初の目的を達しているのか考える必要がある。立法を推進する声は積極的に取り上げるが、慎重な検討を求める声など多様な意見を十分考慮しなかったと思われ、（法案の）スピード成立を称賛する政策形成方式には限界がある」と述べています。（朝日新聞2022年5月14日、10月31日版コメントプラス） その指摘の通り、ここに至るまで様々な弊害も生じており、最近では「海外売春で逮捕」「過激ライブチャット摘発」などの事案が報道されています。意に反した売春や過激ライプチャットなどに出演せざるを得ない、違法である同人系や無修正映像に行かざるを得ない、そんな状況になっているのは、AV新法の現実に即さない規定が原因ではないか、そんな疑念が湧き、AV新法成立時に危惧していた地下化が進むという杞憂が現実となっていると感じます。（当時のAV人権倫理機構代表が公聴会で地下化の懸念を述べていました。） すでに施行から3年超が経過しています。AV新法附則第4条第1項に施行後2年以内に見直す規定がありますが、この法律を見直し、現実に即したものに改正しなければ、第6分野の8、9の「売買春への対策」「インターネットを利用した性暴力等への対応」などを含め、根本的な問題の解決は図れず、この第6分野の目的に近づくことはできないのではないでしょうか。 まずは、出演者という業界構造上の弱者のためになる法改正を実施し、より健全な業界に導くことが大事だと考えます。AV業界自体にもまだまだ解決しなければならない問題は山積しています。出演料の未払い問題、スカウトの問題（スカウトバックを含む）、プロダクションの問題、加えて業界の歪な構造も出演者に対する経済的搾取を生んでいます。その一因が現在のAV新法にある、そんな懸念はぬぐい去ることができず、まずは業界の現在状況を調査し、検討を加え、法改正など必要な措置を諮じていただきたいと思います。
934	女	70代	65	第2部第6分野・・・ 65項（1）抜粋 (1)施策の基本的方向の3番目 広報・啓発により、年齢や性別、国籍、障害の有無、複合的に困難な状況に置かれているマイノリティの女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性等）を挿入する。
935	団体として提出	70代	65	施策基本的方向３番目 年齢や性別、国政、障害の有無のあとに「複合的に困難な状況に置かれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい
936	団体として提出	団体として提出	68	P68~69 (2)具体的な取り組み ここでは⑫⑬を除き、被害者側のみ言及されています。 第6分野の5ストーカー事案への対策の推進（2)具体的な取り組み⑥には、加害者対応が言及されています。ストーカー事案を含む全ての性暴力加害者に対する対策を早急に実施するよう見直すべきです。 P68 6. (2)⑫のプログラムは、配偶者への暴力(DV)のプログラムの内容とは異なることを踏まえて頂くようお願いします。

937	団体として提出	団体として提出	69	(1)第3の〇だけ「こども・若年層」となっている理由の説明を求めます。若年層の説明がなく、タイトルとの整合性がとれないためです。 (2)①この項のみ「こども・若者」となっているが、タイトルとの整合性が取れていません。 ②以下は 「こども」のみを対象としているため、(1)および(2)全体の整合性を確認されることを求めます。
938	団体として提出	団体として提出	70	(1)第4の〇加害者（更生）プログラムの実施と明記されたことを評価します。しかし、国としてのプログラムを作成せず、団体独自のプログラムでの実施を任意団体に委ねるならば、国認定プログラムまたは認定団体など、国指定の制度を設け信用度を高めるべきです。また、その際、認定機関や団体組織の名前を公表し、被害加害の両者がアクセスしやすくなる環境を提供すべきです。
939	団体として提出	団体として提出	75	(1)売春の背景には、貧困、孤立等のほかに、家庭のDV環境、虐待などがあります。特に居場所のない家庭に帰宅したくない少女たちへの売春への勧誘が大きな問題となっています。「家庭の DV環境、虐待」も明記してください。 (2)①女性以外にも男性、性的マイノリティも対象者に入ります。
940	団体として提出	団体として提出	75	(2)ICTリテラシー、メディア・リテラシーの教育以前に包括的性教育がなされるべきであるので、教育現場との連携を考慮されることを求めます。特に自撮り画像の撮影、送信についてはスマートフォン所持者の低年齢化を考慮に入れて、幅広い年代への指導を強く求めます。
941	男	40代	-	SNS上で「女性限定の離婚講座」が開かれ、父親に子どもを会わせない方法が指南されていたことが話題になりました。母親の一方的な判断だけで親子を引き離す行為は、父親の尊厳を踏みにじるものであり、その実態は令和3年に法務省が行った「ひとり親家庭」に関する調査でも明らかになっています。こうした状況は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因であり、父親と子どもを引き離す行為も精神的DVであることを広く周知・啓発していく必要があります。よろしくお願いします。
942	女	50代	69	施策の基本的方向で未然防止と早期発見のための仕組みの整備や相談しやすい体制の整備を図るとしているが、子ども自身が学ぶ機会を充実させるべきだと考える。人権が尊重される国際セクシャリティガイダンスをもとにした包括的性教育をすすめる必要性について明記すべきだ。

943	男	50代	103	親による実子誘拐（片方の親権・監護を無視した連れ去り）を明確に違法と認識し、厳正対処する方針を本計画に明記してください。 刑法224条（未成年者略取・誘拐）は親による連れ去りにも成立し得ることが確立し、最高裁も共同親権者であっても違法性は阻却されないとの判断を示しています。これを踏まえ、 １．警察・検察の運用指針（告訴受理・逮捕・捜索差押え・子の迅速な原状回復の判断基準）を整備し、 ２．家庭裁判所の子の引渡し審判・保全処分の迅速化（短期期日設定・中間保全の活用）と、48～72時間以内の独立再評価を制度化、 ３．片面的主張の鵜呑みを避けるため相手方聴取の標準手順（安全配慮・オンライン聴取可）と理由付記・全経過ログの全国統一、 ４．誘拐に加担・教唆した関係専門職に対する懲戒連携（各士業団体）を明記し抑止を図ってください。さらに、 ５．KPIとして、略取・誘拐関連の受理／検挙／起訴、子の引渡し申立／認容率／処理期間の自治体別・男女別の年次公開を義務付け、恣意と地域差を抑止してください。 これらは第10分野の趣旨（制度の中立性・人権救済の充実）と整合し、子の安全と親の権利保護を両立させます。
944	女	30代	-	素案に「性別による固定的な役割分担の見直し」や「多様な性・ジェンダーの尊重」の観点が明記されていることを歓迎します。これにより、社会の包摂性が向上すると期待します。 若年層への教育の重要性が言及されていること、また女性だけでなく男性の育児・介護負担に関する言及があることも、時代の要請に応えるものと感じます。 以下の点について、素案にもっと踏み込むことを望みます。 ◎包括的性教育（CSE）の明確な位置付け 素案では性教育・性・ジェンダー教育が曖昧に扱われている箇所があります。教育内容や実施主体・方法が不明瞭なため、現場での落差が生じる恐れがあります。義務教育・高等学校教育、および保健医療関係者や保護者を含む幅広い研修の中で、「包括的性教育」の定義・到達目標を明示し、実施指針を定めてください。 ◎専門人材の育成と配置 性・ジェンダー相談・支援を担う専門人材（性被害対応、LGBTQ＋支援等）が不足している現状があります。保健・医療・教育現場で働く人材への研修制度を拡充するとともに、専門相談員を学校・保健所・地域センターに配置する予算計画を明確にしてください。 ◎アクセスと支援の地域格差の是正 地方・過疎地域では性・ジェンダー関連サービス・教育へのアクセスが限定的で、情報・支援に偏りがあります。オンライン／デジタルツールの活用、巡回支援、地域連携モデルの構築などにより、地域間格差を縮小できる施策を盛り込んでください。 ◎被害者支援・性暴力対策の強化 性暴力・性被害を受けた人々の支援（医療・心理・法的）の体制が、現状十分とは言えません。迅速な対応が可能なワンストップセンターの設置・拡充、専門医・助産師等の研修、被害相談の窓口の匿名性・プライバシー保護などを具体的に策定してください。 以下を計画に入れることを提案します。 ◎学校教育での包括的性教育を必修化し、カリキュラムに性・ジェンダー・同意・身体の自己決定権などを取り入れる。教員・保健師・助産師・医療従事者との連携を強化。 ◎保健・医療機関や相談機関で、性の多様性・ジェンダー理解研修を定期開催。被害者支援のワンストップ化。 ◎パブリックキャンペーン等を通じて、性・ジェンダーに関する偏見・ステレオタイプを社会全体で見直す教育・啓発を推進

945	団体として提出	団体として提出	1	第６次男女参画基本計画においては、「ライフステージに応じた働き方」「所得向上と経済的自立」とし、雇用という言葉が消え、女性の活躍という表現からより個人の選択肢や所得に焦点を移行している。また、テレワークやフレックスなど選択肢を拡大し、より柔軟な働き方へ移行している。企業中心の人材活用で使用者責任をあいまいにする働き方を広げるべきではない。労働諸法制を整備して労働者を保護すべきである。 第９次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告された雇用分野11項目について、全く触れられていない点は、ジェンダー平等の働き方を目指すものになっていないと断じざるを得ない。 〈以下、施策に盛り込むべき事項について〉 (1)賃金の底上げを図るため、最低賃金を1,500以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への支援策を進めること。 (2)男女の賃金格差を解消するため、全ての企業に男女賃金・管理職に占める女性割合の差異を公表させること。是正するための方針を示すこと。 (3)管理職・および方針決定機関の女性割合を、第９次女性差別撤廃委員会日本審査で勧告されたパリテ(フランス語の同等)を目標値として定めること。 (4)全てのハラスメントを規制する実効ある立法措置を確立すること。 ILO190号「仕事の世界のおける暴力とハラスメントの撤廃関する条約」を批准すること。
946	男	40代	-	DVについて そもそもDV被害者は女性に多いということが誤りである。 男女平等に向かっているこのご時世で、国が誤った見解をしてはいけない。 離婚問題における実子誘拐は明らかに男性が精神的DVを受けている。
947	答えたくない	60代	-	「性の商品化」を一括りに根絶を目指すと書かれていますが、この様に全ての性に関する商業的行為を粗雑に扱い、ただ規制を強化することは、逆に性産業における性暴力や搾取を悪化させる可能性があります。根本的な問題可決にはなりません。スウェーデンやフランスなど、「売買春」の「根絶」「廃止」を目指す法的な取り組みを実施した国がいくつかありますが、セックスワーク／セックスワーカーの根絶に繋がっていません。「人権擁護」を目指し「売買春」を犯罪化した国では、むしろ暴力被害や生活の悪化に繋がるという調査結果が出ています。
948	男	30代	-	配偶者やパートナーからの暴力（DV）に対する被害者支援は整備されつつありますが、加害者支援、とくに予防的な取り組みは男女問わず不十分です。暴力を手段とせずに問題を解決できるよう、誰もが支援や教育を受けられる体制が求められます。 背景には、性別役割に基づく期待があり、特に男性に「強くあれ」「感情を抑えよ」などの圧力が残る中、個人の尊重が不十分です。社会のために人があるのではなく、人があっての社会であるべきです。 このような性別役割が影響する問題の一つが「親子の引き離し」です。離婚や別居の際、家庭裁判所は固定観念に基づき判断を下すことがあり、多くの親子関係が断たれています。引き離しは子どもにも親にも深刻な影響を与え、少子化や育児参加の妨げともなっています。 養育費の確保も重要ですが、金銭的支援だけでなく「交代的な監護（共同養育）」を基本とするべきです。片方が“ATM化”すれば、親子関係は形骸化します。さらに、別居・離婚前に子どもの養育について冷静に相談・合意できる制度も必要です。 よって以下を要望します： 1, 親子関係の法的保障の強化 2, 共同養育・面会交流の推進と法整備 3, 性別に偏らない公平な司法判断 4, 育児参加を促進する制度と意識改革 5, 加害者支援・予防教育の拡充（男女ともに） 6, 養育費より共同養育を基本とする原則の明記 7, 離婚・別居前の養育相談制度の整備

949	団体として提出	70代	64	第6分野 「性被害は深刻な状況」「当たり前の事実」があったのは良かったが、被害者、支援者が誹謗、誤情報により、2次被害を受けないようにするには「被害者支援がやりづらくなってはいけないので、その防止をする必要がある」では弱すぎると思います。 被害者、支援者、弁護士等へのバッシングが目立っていますので、 開示請求、訴訟等のハラスメント攻撃、行政窓口のハラスメントもあるので、全国的な調査をして防止して貰いたいです。
950	女	40代	1	「多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現する」と書かれていることについては評価しますが、同時にインクルージョンの視点についても併記すべきです。あわせて、P2には「女性に対する暴力についても、支援体制が拡充」など、大きく改善されたような記載内容ですが、現状とかけ離れているので、まだ課題が多く残されている実態について記載すべきです。
951	女	50代	1	日本国憲法で保障されている「個人の尊重」と「法の下の平等」が明記されていることに感動しました！「ジェンダー平等」という言葉が入っているのも素晴らしいですね！ その精神に基づいて、あらゆる分野で起きている「性暴力」「性搾取」「性接待」をなくしてほしいです。 「性暴力」「性的搾取」とともに、「性接待」が慣習化されていることに言及してほしいです。
952	女	60代	10	Ｐ１０―（１） (5)「性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。 」とあり、このために困難女性支援法に自治体責務も明記されたと思います。しかし、地方自治体での取り組みは後手後手で、女性支援センターや一時避難所がないところも多く、また、担当課には専門性や適性を欠く管理職が配置されているために女性相談支援員の役割を果たせない、また人材養成ができない自治体が多くあります。国は、全国調査を行い、ジェンダーに基づく暴力とされているDVへの対策をされていない自治体について国民に発表してください。 (6)「 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。 」とありますが、日本のジェンダーギャップ指数は高いにも関わらず、「男性逆差別」と言われてしまうのは、根拠について国民への啓発不足ではないでしょうか。制度や支援を行う行政においても、そのような考えが蔓延しており、「何故この施策が必要なのか」研修は必須ではないでしょうか。母子家庭、高齢女性が経済的貧困に陥り世代連鎖やＡＣＥSの子ども達の増加を起こしているのは紛れもない事実であることを強く認識して実効性のある計画を作成してください。 (7)「大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。」とありますが、全国の女性相談を担う女性相談支援員の多くは非正規雇用でです。災害の起きた時、地方自治体では、非正規職員の相談員は、被害者の対応はできません。防災の時点で、このような課題まで検討するよう計画してください。
953	女	40代	7	安全安心に影響を与える様々な要因について 特に女性子供をターゲットにした性暴力のひどさが目に余る。 昨今はオンラインの場で、子供のポルノや女性の写真を使った生成 AIによる性的な搾取などがあること、それから貧困や虐待などで家庭に居場所がない女性が性搾取、性風俗に引き込まれたりしやすいということも、ぜひ強調してほしい

954	答えたくない	70代	10	３　6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 「(1)　(5)」 「性暴力・性犯罪」について「加害者」を生み出さない社会づくりの視点を明確にする。 加害者に対する視点が欠如している。被害者への2次、3次被害を生み出さない支援とともに加害者に対する更生プログラムのとりくみが必要である。
955	団体として提出	団体として提出	9	3　第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ◇ジェンダー平等の前提である差別根絶への姿勢が見えない。あらゆる差別を定義し禁止する包括的差別禁止法、包括的ハラスメント禁止法や性暴力被害者救済法などの法整備を明記すること。
956	女	20代	-	全体として女性に対する取り組みを多く提案しているが、女性に対するアプローチばかりではなく、家父長制、男尊女卑、ホモフォビア、ミソジニーなどの性差別的な価値観を有した、男女の別に関わらない全ての人々に対しての多様な取り組みを明示してもらいたい。 これに関して、男性として生きている人々の中にも、たとえば性暴力サバイバーやトランスジェンダーなどの他、標準的な男性像から疎外されたように感じて苦しみ、差別されている人々が多数存在することを強調したい。彼らは時に「女性的だ」と揶揄される。これは男尊女卑に基づく発想であり、女性に対する性差別と並んで問題視されるべきだと考える。そのような性差別を受ける男性の存在を明確に意識し、生来の身体の差に由来する問題とジェンダーに由来する問題を分けて考えてもらいたい。ただ男女という二項対立的に考えるのではなく、インターセクショナリティに配慮した細かいケアが実現されるよう調整してほしい。そうした細やかな取り組みをしてこそ、女性に対する憎悪の高まりを回避できるとともに、あらゆる女性の抑圧的な状況を改善できるのではないか。

957	団体として提出	団体として提出	2～5	（1）人口減少、世帯構成の変化等 　未婚率、共働き率、外国人労働者数などの増加に触れているが、その主な原因は低賃金構造と非正規労働者割合の増大によって、経済的不安定さから結婚や出産が大きなリスクになったことによる。最低賃金の引き上げ、非正規雇用の正規化などにより経済的安定を図ることが優先課題だと明記すべき。 2）就業・生活のあり方 　育児休業復帰後の非正規化を問題にしているが、長時間労働の改善、保育所の拡充などの働きながら育児をする体制が整備されていなければ難しい。介護を担う労働者についても、介護保険制度の拡充が必要なため、労働・保育・介護行政への提言・調整が必要である。 （Ｐ２，３、4） （2）意識・価値観の動向・変化 「主たる稼ぎ主は男性である」という意識を払しょくするには、正社員でさえ女性の賃金が男性の7割という明らかな賃金差別の解消が必要であること。また、配偶者控除や第3号被保険者制度が女性の低賃金構造を補完していることを明確にし、このような制度が性別役割分業やアンコンシャスバイアスを再生産しているため、段階的な税制・社会保障の改正が必要だと記載すべき。 （ｐ5） 「職場におけるハラスメントはあってはならない」のならば、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の早期批准を目標として掲げるべき。 （P6） （4）安全・安心に影響を与える様々な要因 　物価上昇、高齢女性の貧困率の高さ、性暴力、DV,セクハラ、などの不安要素が列記されているが、その原因について触れ、それを解決することを改革に入れていただきたい。低賃金・非聖子雇用が多いなど、女性の経済的基盤がぜい弱なこと、それに基づき弱い立場に置かれ、暴力やDVなどの被害に遭いやすい状況に女性が追い込まれやすいことを明記すべき。 （P7）
958	団体として提出	団体として提出	56	本分野では、SNS等を通じた性暴力やデジタル空間でのハラスメント被害に対する取組が明記されており、時宜にかなった内容と評価します。しかしながら、記述の中心は被害発生後の対応であり、事前の予防教育が明確に位置付けられていない点が懸念されます。 テクノロジーを介した性暴力の低年齢化・多様化が進行する現状において、すべての子ども・若者を対象に、加害者・被害者・傍観者にならないための「予防的アプローチ」を教育政策に組み込むことは不可欠です。特に、「生命（いのち）の安全教育」の中に、以下の観点を取り入れることを強く求めます： ・SNS・チャットアプリ等を通じた被害の実態と構造に関する学び ・性的同意の概念と、ノーを伝える力の育成 ・デジタル画像・動画の流通リスク、ディープフェイク・AI生成ポルノの危険性の理解 ・ジェンダー平等と人権意識に基づくリテラシー教育 また、これを効果的に推進するには、教職員の研修機会の確保、外部専門家の活用、教材開発、保護者や地域への周知と連携が必要です。デジタル空間における性暴力対策は「対応」だけでなく「予防」も政策の柱とするべきです。本計画にその方向性と具体的施策を明記するよう要望いたします。

959	男	30代	59	1）若者のSNS利用について 当該施策について、ＩＣＴリテラシーやメディア・リテラシーの向上のために情報教育を行うとともに、親世代への技術的理解促進のための知識普及活動を合わせて行い、親子間で合意形成に基づく適正なインターネット利用をできる環境を整備する方向で取り組むことを求めます。 愛知県豊明市に見られるような行政が若者世代のデジタル技術活用を抑圧してガジェットツールを取り上げるような方向性での施策が行われることがないよう留意を促すための文言を盛り込んでいただきたいと思います。 2）ブロッキングについて 対象について「児童ポルノ」の文言が使用されていますが、これを「性的虐待記録物」の表記へ改めることを求めます。 単に少女キャラクターが登場するゲーム作品を統制するような濫用を許さず、実在青少年の安全を守るための施策であることを明確化するため、昨今の議論を踏まえて本項目に限らず表記の修正をお願い致します。
960	団体として提出	団体として提出	57	1　テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備 　デジタルデバイスはもはや、子どもたちも含め人々の生活と切り離せなくなっている。小中学生に1人1台タブレットが配布され、インターネット上の未成年への性的搾取や暴力的な表現も含むわいせつ広告に日常的にふれている。SNSをとおした性被害の急増や、子ども同士の盗撮被害の問題も深刻である。素案にある利用環境の整備のみでは対応はむずかしく、個人の努力だけでは防ぎきれない。 ◇インターネット上の広告や、SNSでの不適切な書き込み、動画・画像の投稿に対して法整備を含めた対応を盛り込むこと。
961	女	50代	59	全体にデジタルの女性に対する負の影響、特に、デジタル性暴力への対応が明記されていないことは問題である。 [リベンジポルノやＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に 応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する」とあるが、ディープフェイクポルノには現行法では対応できない。 ・ディープフェイクポルノの製造を禁止・処罰する立法 ・リベンジポルノ法の処罰強化 ・セクストーションを処罰する立法 ・児童ポルノの正義を国際水準で拡大する法改正 ・韓国等諸外国を見習った、デジタル性暴力に対する被害救済システムの構築およびプラットフォーム事業者の削除義務の明記 ・AI技術を活用した削除ブロッキングのシステム導入 が必要であり、計画に明記されるべきである。

962	男	30代	57	57ページから59ページ 第２部 政策編 1 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現 第５分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進 １ テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境 施策の基本的方向性には、「違法な性・暴力表現の流通等を防止する」という記述が含まれていますが、違法でない表現に対しては、規制を一切求めたり推進したりしないよう、表現の自由を最大限尊重する方針も、基本的方向性に追加すべきです。 「インターネット上の違法・有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137号）の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。」という記述がありますが、「有害情報」という法的根拠のない概念を基にした取り組みには反対です。違法でない情報や表現については、行政機関や公的機関が削除を促すような対応は避けるべきです。 「リベンジポルノやＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。」という記述については、実在の人物の画像を活用してディープフェイクポルノを作成し公開や脅迫等に用いることが違法である点を、明確に記すべきです。 また、この取り組みは、あくまで実在の特定個人の人権を保護するためのものであることを、明示的にすべきです。
963	男	20代	59	本邦では児童ポルノに限りブロッキングを行なっていることは承知していますが、近年ネットブロッキングについて、プロバイダー及びサイト運営者に負担しかかけないこと、実効性が極めて薄いこと、ブロッキングで犯行そのものを防止することは技術的に不可能である指摘をITエンジニアよりされてる点も留意し、ブロッキングに頼らない対策案も議論すべきと考えます。
964	団体として提出	団体として提出	59	【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。

965	男	30代	-	項目)1の以下ページについて意見する ・ページ58 「違法な・性・暴力表現の等を防止する」 →性・暴力的な表現は実際については、例えば「借金の返済でAVに出演強要したもの」、「実際の暴力を行ったもの」、「実際に盗撮したもの」のについての流通防止には参道する。しかし、それがAVや非実在だとして、実際に行われていない架空のものまで防止するのは反対である。また、違法ではない表現の「表現の自由」への最大限の配慮をする項目を追加するべき。 ・ページ59 「インターネット上の違法。有害情報への対策として、大規模プラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、～」 →有害情報の定義が曖昧である、曖昧な定義で恣意的な解釈がされ、違法ではないコンテンツの削除に追い込まれる危険性がある。 有害情報の定義を明確にし、違法ではないコンテンツの規制をしない旨の追加が必要。 【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の定義も曖昧である。 こちらも定義を明確にし、違法ではないコンテンツの規制をしない旨の追加が必要。 【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】の記載については、「AI技術を悪用して実在の人物の人権侵害に当たるディープフェイクポルノ等に関し」に範囲を限定する記述に修正するべき。
966	男	50代	59	性的ディープフェイクについては児童ポルノ法、リベンジポルノ法等の実体法の改正により、少なくとも被害者が特定できるものを明確に規制対象とすべきである。同時に、リベンジポルノ、盗撮やリアルの児童ポルノ等を含む、名誉毀損罪等を含め刑事告訴・被害届等に係る被害者の負担軽減、ADR等の簡易迅速な解決・救済のための仕組みの充実、相談支援を行う民間団体等との連携の強化、活動への援助等を速やかに図るべきである。
967	その他	30代	-	第5分野において、テクノロジーの進展がもたらす男女共同参画への可能性とリスクの双方を明記し、ジェンダード・イノベーションやデジタル人材育成を打ち出した点を評価します。 一方で、以下の視点を補強することを求めます。 １．LGBTQや多様な性の視点 　研究や開発において「男女の性差」だけでなく、性的指向・性自認、障害、国籍などの交差性に配慮することを明記してください。特にAIの学習データにおけるバイアスが固定的役割意識や差別を強化しないよう、透明性と検証体制を整備すべきです。 ２．教育とリテラシー 　デジタルリテラシー教育にジェンダー平等と多様性理解を含め、SNSやネット上での誹謗中傷・性被害を防ぐ教育を強化してください。女子児童生徒だけでなく、男子やノンバイナリーも含め、多様な子どもがSTEMに挑戦できる環境を整備することが必要です。 ３．地方格差の是正 　地方ではデジタル教育やSTEMロールモデルに触れる機会が限られています。地域女性活躍推進交付金を活用し、地方の教育機関・NPOが女子や多様な性の若者のSTEM進路選択を支援できるよう財政的支援を拡充してください。 ４．安全な利用環境 　ディープフェイクポルノやリベンジポルノなどの性暴力に対し、法整備と迅速な被害救済を求めます。SNSでの誹謗中傷や性犯罪リスクを軽減するために、プラットフォーム事業者への規制強化と当事者支援の窓口周知を徹底してください。 ５．企業・研究機関でのダイバーシティ研修 　テクノロジー分野の企業・研究機関に対し、ジェンダーやLGBTQに関する理解を含めたダイバーシティ研修を制度化し、アンコンシャス・バイアスを解消することで多様な人材が活躍できる土壌をつくることを要望します。

				結び テクノロジーの発展が真に「多様な幸せ（well-being）」に寄与するためには、女性だけでなくLGBTQを含む多様な人々の視点を反映し、都市と地方の格差を是正し、安全な利用環境を保障することが不可欠です。第5分野にこれらの視点を反映いただくことを強く要望します
968	団体として提出	団体として提出	-	項目）1 　ページ数）58 ⑥意見）【違法な性・暴力表現の流通等を防止する】との記載箇所について、流通等を防止する性・暴力表現の範囲が【違法】なものに限定されていることは評価するものの、違法でない表現の「表現の自由」へ最大限に配慮する項目を追加するべきである点について意見する。 意見）【リベンジポルノ】と【インターネット上の私事性的画像記録】の示す対象が同じものである場合、語句を統一するべきである。違うものである場合、それぞれの語句の定義を明確に記載し、その違いについて理解できるようにするべきである。 【AI技術を悪用したディープフェイクポルノ等】との記載箇所について、「AI技術を悪用して実在人物の人権を侵害するディープフェイクポルノ等に関し」に改め、範囲を限定すべきである。
969	女	60代	-	該当ページ57　＜施策の基本的方向と具体的取組＞ １ テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備　について ○ （略）ＳＴＥＭ分野等における女性の活躍推進、安全性、公正性や人権の尊重に配慮した開発、デジタルリテラシーの底上 げ等により、男女が共にテクノロジーの発展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう取り組むことが重要である。 ○ 女性と男性では性差があり、…（中略）科学技術・イノベーション政策、デジタル戦略、ＡＩ、および「性差の視点を取り込むことによって創出される「ジェンダード・イノベーション」の取組を更に進めていく必要がある。 とされているのは、とても前向きで良い内容だと思う。 また、＜施策の基本的方向と具体的取組＞ １ テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備（１）施策の基本的方向　では、 ○ テクノロジー進展の恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援する。特にデジタルスキルの活用を通じた女性デジタル人材の育成を加速化する。利活用に際しては、男女間の経済社会格差の拡大、デジタル空間における・誹謗中傷・ハラスメント等の人権侵害等、負の側面に留意し、誰もが安全に、かつ安心して利用できる環境の整備に努める。 とあるのも、必要不可欠なことが盛り込まれており、結果の差異ではなく構造的差別の実態を踏まえた視点で継続して取り組む姿勢に今後の良い変化につながると期待が持てた。 ただ昨今、テクノロジースキル等を生かして起業しようという女性に対しての、投資家（男性たち）による、組織的とも疑われるハラスメント（あるいはその隠蔽）が多いという実態が報じられているのも目にした。

				本計画の「施策の基本的方向」を見ると、ハラスメントについて触れた際に研究者に対しての取組みには触れられているが、起業家や一般の労働者についての記述はないように見える。 テクノロジー分野での起業や成長に不可欠とも言える投資に、女性特有のリアルなリスクが伴うとわかっていたら、女子学生や女性がその分野に進むことを諦める場合も多いだろう。ぜひ、こうした「深刻なハラスメント」や、犯罪的なことも含まれるであろう搾取の実態を調査した上で、撲滅に向けた施策を加えてほしい。「デジタル空間」のハラスメントや暴力被害は確かに深刻だが、現実の職場や取引の場の問題にも広く目を配っていただきたい。 ●意見２つ目 第２部　第２部　第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進 該当ページ57　＜施策の基本的方向と具体的取組＞ 該当ページ ＜施策の基本的方向と具体的取組＞ １ テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備 ○ デジタル化の進展、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要がある。 とある。 子どもにもネット環境との接触が不可避になっている今、誤った知識が子供達に刺激を与え、悪いことだと思わずに、性暴力に及ぶ例もあると聞きます。以前より氾濫する性情報は性教育のたち遅れの大きな弊害だったが、ネット時代の今は、ネットで気軽に性暴力を学び実行までしてしまう例も後を待たない。 もう待ったなしの状況にある。 こうした中では、ネット上の性的コンテンツを制限する必要があるのではないだろうか。 テレビと同じような基準を当てれば良いだけなので。簡単ではないと思うので、ぜひ取り組むことだけでも、今回の案に取り入れてほしいと願う。